

別添

| | | 項目 | | | | |
|----|-------|---------------------------|-----------------------|----------------------|--|--|
| 番号 | 意見提出者 | 章 | 大項目 | 中項目 | 提出された意見 | 懇談会の考え方(案) |
| 1 | 個人① | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | | 現状、放送が必要以上に既得権益として守られていると認識しています。 その一方、放送局に割り当て済みにもかかわらず利用実績のない周波数帯が多数あると認識しています。 諸外国での運用も踏まえ、健全な競争や税収の拡大を目的として、放送への割当済み周波数帯についても競売を行うべきだと考えます。 我々国民の共有資産である電波帯を有効に活用する義務が政府にはあるはずです。 【個人】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| 2 | 個人① | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (5) 調査・研究等用端末の利用の迅速化 | 調査・研究・試験等には、アプリケーション開発者によるユーザーからの問い合わせ対応も含まれている必要があると考えます。 一定期間や相応の期間のみ認める形とされていますが、通信キャリアの端末サポート期間などを鑑み、6年程度とすることが妥当であると考えます。 アプリケーションベンダーはパブリッシャーから同等の期間のサポートを求められる事が一般的です。 一定の台数のみ認める形とされていますが、現代では様々な試験が自動化されていることを考えると、一人が試験を遂行できる数は数百台にのぼるため、相当数の許可が必要であると考えます。 個人や団体などアプリケーションを開発するケースも鑑み、法人だけでなく個人や団体でも同等の扱いとすべきだと考えます。 現行の制限ですと、最新のオペレーティングシステムに対応した端末の国内販売されるまでアプリケーションの開発が行えないケースがあり、諸外国と比べ数ヶ月から数年の遅れが出ます。 ユニコーン企業となり得る有望な企業の芽を潰さないためにも、性急な見直しが必要と考えます。 【個人】 | 頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 |
| 3 | 個人② | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | | 2.5GHz帯の電波を取得する際、既存の3G事業者は直接割り当てが受けられないの制限は解除すべき、現実ではAUもソフトバンクなども子会社でやっているため実態に合っていない 【個人】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 4 | 個人② | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | | | また海外通信会社と国内通信会社と海外の合併や海外からの参入などももう少し制限を緩和すべきだと思う 【個人】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 5 | 個人② | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | また、通信会社間をまたぐ数社共通アンテナなどもっと設置を容易にできるようにするべきだろう 【個人】 | 現在でも複数者によるアンテナ共用は可能であるものと考えます。 |
| 6 | 個人③ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 電波利用料負担の適正化についてはおおむね賛成します。 ただし、実施するにあたり通信事業者・アマチュア無線・TV放送(NHKを含む)すべて例外なく対象とすることを条件とします。 特にTV放送は最もひっ迫している帯域以外の代替方法として衛星放送・有線放送(光回線含む)や次世代映像圧縮方式採用で帯域削減が有効な手段が多い為積極的に周波数を削減すべきものであると思われれます。 移行にかかるコストもTV受信機より台数も多く値段の高い携帯電話の規格変更を繰り返すより、ここ数年の技術進歩で携帯電話より安価に製造可能な次世代圧縮方式チューナーに置き換える方が低コストで膨大な空き周波数を確保可能です。 【個人】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 7 | 個人③ | その他 | | | また、TVの視聴形態も従来のNHK・総合編成民放体制からアメリカ型の地上波は最低限のサービスで娯楽度の高い専門番組は有料放送を契約して視聴するスタイルに変更する時期に来ておりNHKの廃局、地方民放の統合縮小又は地上波廃止の代わりに衛星放送専業局への転換を図る等の改革も必要です。 【個人】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 8 | 個人④ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (5) 調査・研究等用端末の利用の迅速化 | 規定以上の出力を出せば現行の電波法違反であることは間違いないのだが現在開発されている新しい技術などでは、既定の出力ではカバーしきれないような物も出てきており現行の法案のままでは、さらに世界から取り残される可能性があるため規定の出力について、法案を変えるか現行の基準について緩和などを行っていただきたいです 【個人】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 9 | 個人⑤ | その他 | | | 放送法改正によるNHK完全民営化またはNHKの契約を抜いたテレビジョンの設置インターネットでのNHKの集金は論外 【個人】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |

| | | | | | | |
|----|-----|---------------------------|---------------------------|--------------------------|---|--|
| 10 | 個人⑥ | 全体 | | | <p>◆単独のデジタル無線システムは時代遅れ◆ 全体のコストを考えた場合に、国または公共機関、業務無線局が単独のデジタル無線システムを持つことはすでに時代遅れであり、非効率であると考えます。 そして、IP無線に移行するという観点が抜けている。単なる無線交信よりも、IP無線によるエリアの拡大や、IP端末(インターネット接続を含む)を使った情報伝達のほうがはるかに有用性が高い。その意味でも音声をデジタル化し、大して速くないデータ通信を行うためデジタル化をするというのは本来転倒である。 IP無線を含む携帯電話事業では多くの競合キャリアやMVNOがあり、その結果コストが抑えられる競争環境と違い、単独のデジタル無線は消防無線を見れば明らかのように事実「談合」という形で、我々の税金が無駄に使われその返還訴訟などが起きている。 ◆時代を先取りするIP無線◆ さらに、この報告書のまさに主眼であるこれからのIoT時代を先取りした対応として、日本交通などはタクシーのデジタル無線を返上し、IP無線に切り替えた。相乗りなど新しい分野に対応するためには硬直性の高い単独のデジタル無線システムは陳腐化が早い証拠である。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | | 【個人】 |
| 11 | 個人⑥ | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 3. 2030年代の革新的な電波エコシステムの実現 | (7) 公共安全LTE | <p>◆PS-LTEをコスト管理徹底で行い、災害時には避難所Wifiに接続◆ V-High帯域の利用としてはPS-LTEが最もふさわしいが、PS-LTEはよほどコスト管理を徹底しないと、3キャリアがやっているものより割高になってしまう可能性がある。また、一般企業や個人も使えるようなシステムにすべきである。その場合高速性よりも、災害時にもインターネットが使えてその先に避難所のWifiに接続するなど、ダウンタイムのない無線システムを最重点で考えるべきだ。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | | 【個人】 |
| 12 | 個人⑥ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | | <p>◆電波利用料用途の徹底公開◆ かつて電波利用料はその用途においてマッサージチェアなど明らかに不適切な用途があった。電波利用料の徴収拡大を考える前に、その用途の公表制度をしっかりと確立し、会計検査院の検査も着実に毎年受けるような厳しい中での電波利用料の制度がなければいけない。この報告書では電波利用料を支払う側の立場に立った意見がないのは残念だ。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | | 【個人】 |
| 13 | 個人⑥ | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 4. ワイヤレスがもたらす社会的効果・経済的効果 | (1) 2030年代に向けて実現される社会的効果 | <p>◆防災無線と電波有効利用のあり方◆ おりしも、西日本で豪雨災害があった。防災無線は豪雨で聞こえず、デジタル化されたことでさらに情報収集は困難になった。私はV-lowの100-108MHz帯にFMラジオで聴取可能な1700の自治体が災害発生前から同報FMを行うシステムを作るべきと考えている。普段から信頼感を醸成し、一刻も早く避難をしてもらうことこそが、人命を救うために何よりも優れた電波利用であることは言うまでもない。 また、防災相互連絡波もVHFとUHFで1波ずつではなく、10波ずつ20波をアナログで割当て、避難所に常置したり病院も含む連絡システムを確立すること、常に訓練を行うことで災害時に有効活用され、ひいては電波の有効利用になると確信している。なぜアナログかといえば、アナログであれば安価な受令機を大量に更に配備可能だからだ。デジタルであれば受信機は高く情報を周知できない。 デジタル化のデメリットそしてアナログのメリットもしっかりと見つけなければいけない。 さらに、防災無線関係の周波数は全て公開すべきである。一般市民に活用周知されてこそその防災だからだ。</p> | <p>防災行政無線の周波数がひっ迫している状況においては、限りある資源である電波の有効利用の観点から、デジタル化は必要な状況と考えます。 防災無線関係の周波数の公開は、機密性に十分配慮し、著しく業務に支障が生じると考えられるものを除いて公表することについて、総務省において検討されるものと考えます。</p> |
| | | | | | | 【個人】 |
| 14 | 個人⑥ | 全体 | | | <p>◆まとめ◆ 総花的な報告書ではなく、いま具体的にどんなことが電波利用を行っている実際の企業や国、地方公共団体で課題なのか、総務省からの一方的な押し付けでなくニーズを探ることが一番大事だ。かつ技術開発力の見定めもしなければいけない。更にそこには『貴重な税金を使っているんだ』というコスト意識がないといけない。またアナログの再活用も十分考えること。一番喜ばれた政策はAMラジオのワイドFM(補完放送)であったことを忘れてはならない。 すなわち、ユーザビリティとコスト意識を一番に据えた電波政策の遂行が求められる。過去ありがちであった総務省で一方的に推し進める行政でなく、国民が納得し賛成できる電波政策を立案し、国民から大いに意見を取り入れ更に洗練された形こそが、望まれる電波利用・政策のあり方だと確信している。最大の福利を享受すべきは国民だからだ。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | | 【個人】 |

| | | | | | | |
|------|-----|-------------------|---------------------------|--------------------|--|--|
| 15 | 個人⑦ | 第2章 電波利用の将来像と実現方策 | 3. 2030年代の革新的な電波エコシステムの実現 | (1) Beyond 5G システム | <p>26ページと27ページをどうみるかだろうなあ。2030年と2040年の部分だが周波数の帯域をどの程度見込むのかと思ってなあ。知っているかどうかだが、OAM多重が新しい方式で考えられている。私もこれを知ったのは日経産業新聞の記事です。NTTが11の軌道角運動量の違う電波(周波数は同じだ)を使い実験をしたみたい。すでに総務省も知っているはず。電波政策ビジョン懇談会の最終報告書(平成26年12月26日)にも記載されていると思うがなあ。私はこれから相当長い時間研究が続けられて、256程度のOAM多重が可能ではないかと思う。これならば20GHz程度(2020年の4GHz程度の5倍)の帯域と256のOAM多重で約1280倍の実質帯域になるからなあ。これは2040年でも十分に使えると思ってなあ。理由は2030年と2040年まで同じスピードで進むとは思えない。無論、そのままならば新しい周波数よりもOAM多重数を増やすのではないかとと思ってなあ。それらは技術が易しい方を選ぶ。研究や実用化(2025年頃に実用化されるのではないかとと思っている)が進められたら、かなり大きな値まで使えるのではないかと思う。今後20年間の研究如何だなあ。他国も研究するだろうなあ。多分、混信や電波の不足はこれからはないのではないかと言うことです。それを起こしたのは政策的なことです。電波を1波ずつ用途を決めて、他の用途には使用させないという政策を続けてきた。これが未だに続いている。その政策が続く限り電波は足らん足らんと言いつけることになる。私は新しい技術が進み電波が足りない状態はなくなると思っている。実際に携帯電話では周波数が足りないことはなかった。約1億7000万台の契約数。これだけの契約数でも電波はあった。それも今の携帯電話は画像も送ることができる。私は今の携帯電話でも大半の人は満足していると思っている。それでも技術が進めば新しい携帯電話を使うだろう。周波数が足りないと高い周波数に移るが飛びが悪くなる。28GHz帯でもどの程度使えるかは未知数の部分がある。固定通信とは決定的に違うのはアンテナの利得だなあ。28GHz帯を固定通信に使うならば60センチのパラボラアンテナでも40dB程度の利得はある。送受信で使えば80dBの利得がある。これは1億倍もの利得です。でも移動通信などの程度の利得が得られるかだなあ。携帯電話の端末と基地局の間にはMIMOは用いられている。お互いに空間を使用するアンテナがあり使われているのではないかとと思ってなあ。その指向性を大きくする事(基地局のアンテナが大きくなる。その分周波数は高くなっている。)でも電波の帯域は節約できる思うからなあ。今は1.5倍ずつ毎年通信量は増えているが、これはムーアの法則とほぼ同じなのです。ムーアの法則はインテルの創業者の一人であるゴードン・ムーアが1965年に唱えたものらしいです。1980年頃からは3年で4倍ずつ集積度は上がる。これを年率にしたら1.59倍(59%ずつ増えるが、ややこれよりかは小さいので1.5倍程度かなあ)だなあ。それこそが部品価格を下落させる原因だった。でも無線機にはこれが遅くなったと思うのです。ここが無線機とコンピューターの違いだった。無線機のうち携帯電話の端末だけはほぼムーアの法則のまま行ったのではないかとと思ってなあ。他の無線は無線局数も大したことはないしなあ。無視できる数になりました。強いて言えば無線ではないが光ファイバーと固定電話だなあ。それはどとのつまり周波数は希少という考え方があり無線機の数が増えなかったことにある。</p> <p>年間に1.5倍ずつは無線局数は増えなかった。今の無線局の増加数は年間に18%程度です。これは63年間の平均(電波法施行以来の平均値)です。実質的にはおそらく端末あたりは30%程度の無線通信量の増大ではないかと思うのです。そのために電波の希少性をなくすと無線局数は増えるとともに安くなると思うのです。それを支えるのは安くして需要を伸ばす。もう一つが沢山の機能を無線機に入れてしまう。固定電話を無線化して、中に防災行政無線(同報無線)の戸別同報の機能を入れておけば、平成30年7月豪雨災害でも防災行政無線の音が聞こえなかったということはなかったと思うがなあ。肱川の野村ダム放流により多くの人が苦しんだが、おそらくそんな固定電話を備え付けて置けば水が来る前に避難は可能だったと思うがなあ。多くの人が取り残されて屋根の上で救助を待ったのは事実です。固定電話をIP電話化する事でも可能だがなあ。有線路は切れる。大災害時には使えない。だから無線化しないと意味はない。今の防災行政無線は雨が降る中では聞こえない。土砂降りの雨の音は大きいからなあ。みんなの家でNTTの固定電話を付けて、一般通話が不要な人は切っておく(当然に通信費用はかからない)が固定電話がいる人はそれを使う。非常に災害時には使えるようにしておくことも必要かも知れんなあ。だけど防災行政無線の戸別同報端末として使える。そうしたら屋外の同報子局もあんまりいらん。私の家では松山市の屋外子局の音は聞こえない。二重窓とかなあ。今は機密性の良い家になっているからなあ。私はしばらくはムーアの法則で部品の価格が下がる事で、無線機の値段も下がるような政策を行う事だと思ってなあ。そのためには今の無線局の抑制する免許基準(電波法関係審査基準)を停止して、新しい基準を作るとともに既存の周波数の再編を行うことだろうなあ。特に470MHz以下の周波数もなあ。これらの周波数は1波毎に割り当てられて用途が決まっているからなあ。パーソナル無線(固定チャンネルも可能)のような使い方を認めるとともに自動車に無線機を付けてくれるように頼むことだ。平成30年7月豪雨災害は今も携帯電話の一部が使えないようだ。そうした時にも必要最小限の通信を確保する意味でもなあ。不法無線局は需要を先取りした結果だなあ。そう考えるとなあ。今は実質なくなっていると思うがなあ。昔の不法無線は、不法CB、不法パーソナル、不法アマチュア、それ以前には不法の転送電話(これは携帯電話の普及でわりと早く消えた)と姿は変えているがなあ。今は多分ベビー用(海外から入った無線を使うものだが、使っている人には罪の意識はない。知らないで使っている。日本でも同じことができるものを使うようにしたらなあ。それは携帯電話でもできるかも知れんなあ。パーソナル無線は携帯電話の基地局が使えない時には緊急時に使えるからなあ。日頃は自由に使ってもらっておいてなあ。値段も自動車会社が予めつけるとしたら1万円以下だなあ。そう固定電話と同じ値段。一度家電量販店に行って固定電話が幾らで販売されているかみてほしい。自分が行って幾らしているかみてみることだなあ。私は一つの項目として、ムーアの法則のことを書いて置くことスツクリと思う。携帯電話に与えた影響はムーアの法則であることは間違いないからだ。無線関係の人はムーアの法則を知らない。その意味を少し考えて欲しいと思ってなあ。それだけ重要な事です。技術動向としてOAM多重とムーアの法則のことを書いて置くこと良いと思うがなあ。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【個人】 | | | | | | |

| | | | | | | |
|----|-----|----------------------------|-------------------|-----------------------|--|--|
| 16 | 個人⑦ | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用の方策 | (3) 公共用周波数の再編・民間共用の推進 | <p>108ppからの公共安全LTE(PS-LTE)について書きたい。米国や英国、仏国、韓国等においては、PS-LTEの導入が進められている。日本ではアナログテレビの跡地の170～222MHzが空いている。これをPS-LTEとして使うかどうかと思ってなあ。警察、消防公共安全業務の無線局だけでなく、電気やガス等も含めると、固定電話を無線化したり、防災行政無線の戸別同報受信機の機能を固定電話に備えたり、車にもつけてもらう。平時にはグループ通信や端末間通信、同報通信等に使っている。</p> <p>でも一度災害があると消防と警察や国土交通省のダムとかと直接通信しないと具合が悪い。今年の7月豪雨で弘川の野村ダムの放流情報が住民に放流情報が伝わらなかった。同報無線で屋外のスピーカーを鳴らしても雨の音がひどいから聞こえない。同報無線無線の屋外スピーカーは雨戸を閉めると聞こえないとか色々と言われてきたが改善されてない。その代わりに戸別受信機が作られている。でも普及率は低いのではないかと考えてなあ。元々60MHz帯はアンテナが大きいからなあ。値段もそこそこすると思うのです。数が少ないと高くなる。昨日はムアアの法則のことを話したが、数が少ないと開発費は各々の端末に被せられて値段は高くなる。それが消防無線のトランシーバーが一台、35～40万円もしたということだろうなあ。メーカーも採算の取れないことはしないからなあ。そこで固定電話並みの値段でそうした無線機を作ることだなあ。一台が7000円程度かなあ。固定電話は1万円ちょっとで売られている。大量生産することだなあ。この値段なら自動車メーカーも付けてくれる。車の自動運転には無線がいるだろう。それに自分の位置を知っていたら事故が起きても、原因はわかりやすい。おそらく、私がいうようにしたら1億台以上の需要があるから、安くしても採算に乗る。それと固定電話の機能の中にWi-Fi機能も入れて置くとかで撮影した動画等も送ることができるということだなあ。仮に携帯電話網が切れて使えなくてもなあ。私が1991年6月24日の郵政論文で書いた優先度を使えば、固定電話の優先度を低くしたら使えると思ってなあ。私が10MHz×2程度よりも広い170～222MHzや、おそらく160MHz帯も整理したら一緒に入れられる。周波数の整理がとにかく大切。1波毎の割り当てから帯域で割り当てる方式に変えることだ。そうしたら同じ規格の無線機が大量に作られることになる。1波毎に割り当てると周波数だけでも設定が必要になりやすくなる。それに画像も送れない。MCA無線も数も減ったので、PS-LTEの中に入れてしまえば広い場所でも使える。最初はMCA無線も無線業者が行って備え付ける。無線業者の最後の儲けに近いかなあ。今の業務用無線は売れないからなあ。携帯電話を売るなら分かるがなあ。700MHz以上は携帯電話に使ってもら方が良くはないかと思ってなあ。それらも一台1～2万円程度で自動車の部品等を販売するようなお店に置いて販売されることになる。例えば、パーソナル無線として150MHz帯で数MHz程度割り当てると1MHzで160チャンネルだから800チャンネル以上は使える。このパーソナル無線は非常災害時には連絡用に使うということになる。日頃は遊びやトラック同士の通信に使っているが、災害時にはそれが非常災害用無線に早変わりする。柔軟に物事を考えられるかどうかだなあ。これはお金にもなる。固定電話を無線化して入れたからなあ。これにより固定電話も黒字化出来るだろう。同時に考えないといけないのは固定電話をNTTだけに独占させないということだろうなあ。おそらく(株)にして国や地方自治体、電力やガス会社も入れて、NTTやKDDI、ソフトバンクも入れる。固定電話を競争させることで料金の値下げも考える。これは光ファイバーの競争もあるがメタリックケーブルがなくなると音声通話だけならば980円でも良いかもしれん。メタリックケーブルは銅線でもある。クズ銅で売ってもかなりの値打ちがあるからなあ。1トン30万円程度で買った銅が今はクズ銅でもその2倍近い値段。NTTの職員をどうするかという問題はあるが無線化はとて安くなるんだなあ。でもよく考えて欲しい。利用者は月に1000円でも年間に1万2000円も支払う。10年では12万円。使用料金は割と高い。確かに固定電話自身は安く生産できるがなあ。それ故に競争原理を入れないとなあ。だからある時点の固定電話と携帯電話の契約数を足した値に株式をKDDIやソフトバンク、楽天等にも割り当てる。国と地方公共団体が株式の過半数を持つことにしないと警察は納得しないと思うからなあ。国の意思で全てを決めるが競争原理は入れる。これによりメタリックケーブルがなくなるから、とう道や管路等からメタリックケーブルを出して、そこに電力用ケーブルを入れる。</p> | <p>本報告書(案)は、公共用周波数の有効利用促進、周波数の割当て・移行制度や電波利用料制度の見直し等の電波の有効利用の方策、2030年代に向けた電波利用の将来像とその実現の方策等についての検討結果を取りまとめたものです。</p> <p>頂いた御意見のうち、PS-LTEをはじめとした上記検討範囲の内容については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
|----|-----|----------------------------|-------------------|-----------------------|--|--|

| | | | | | | |
|----|----------|----------------------------|-----------------------------|--|--|---|
| | | | | <p>NTTも100年かけて作った電話網だが、保守にはお金がかかるからなあ。何かに使わないと具合が悪い。固定電話の保守する人は地方公務員になってもらってNTTも半額程度のお金を出す。それでこの固定電話の保守をする。同報機能が付いているからなあ。おそらく時間が余るから他のことをさせると良いと思ってなあ。これならばNTTの職員にも新たな仕事が見つかることになる。こうすることで電力にも競争原理が働くことになる。その電力会社を救うもこのPS-LTEではないかと思ってなあ。家庭等に備え付けたら太陽光発電装置や蓄電池をこのPS-LTEで制御できたらなあ。今は明らかに脱原発だけでなく脱火力も同時に起きている。これは日本経済にも良い影響を与える。石油や石炭、天然ガス等をあまり買わなくても良くなる。トランプ大統領は貿易の自由化に異議を唱えているが、アメリカから見たら当然だなあ。日本の家電や自動車をアメリカ等に輸出して失業者を増やした。アメリカにしたら大金持ちのビルゲイツ氏等よりも中産階級が復活して欲しい。だからこそ、アメリカで物を作ってくれと言っている。それは1980年代に日本の家電や自動車を壊したのと同じなんだ。ずっと彼らはそう思ってきた。アメリカが自由貿易に異議を唱えてはという思いからだ。冷戦中はアメリカから見てもやむを得なかったが、冷戦も終わって中国がなあ。世界の工場が中国にできた。そこからは買えんということだなあ。このままでは覇権を中国に握られかねんしなあ。その辺りもあるからアメリカは強い態度で臨んでいる。貿易収支が対中国で均衡したら文句は言わなくなる。同時に日本にもなあ。これは1980年代の日本も同じだが、中国からの輸入額は輸出額の2倍だからなあ。これを改善してくれと言っているんだなあ。自由貿易は輸入国からみたら失業者の輸出に相当するからなあ。アメリカでの工場建設はロボットも入れて最新のものにしたらそれほど工場労働者は増えんかもしれないが、そこそこは増えて豊かな中間層ができる。それがアメリカの思うことだなあ。トランプ大統領の人気は以前に比べて出てきた。アメリカ人にはアメリカで物を作ってくれということだなあ。それはアメリカ人の本音だなあ。おそらく次第に管理された貿易へと移行していくだろうなあ。アメリカは基軸通貨のドルの印刷で貿易赤字をしのできたが、それは基軸通貨がドルである限り可能だが、それよりも中産階級を復活して欲しいということだなあ。確かに白人は汚い仕事、きつい仕事、危険な仕事を嫌うがなあ。それでもそれらは移民に押しつけながらも白人の中産階級の復活を望んでいるんだなあ。少し話は変わるが、石油産出国のサウジアラビアは砂漠の国でもある。今は太陽光発電システムで作った電気は1kw時あたり3円以下だ。この電気を使いアルミニウムの精錬をしたらどうかと思ってなあ。問題は蓄電だなあ。アルミニウム1トンを作るには1万5000kw時の電気がある。電気の缶詰ともいわれる。私がどこかでみたのは1万6000kw時だった。元々理論値が1万4000kw時台にあったと思う。これはあくまでアルミナの理論分解値は1.7ボルト。でも実際には温度を保つ必要から電圧は5ボルトになる。この差はジュール熱で炉を温めるということだなあ。元々アルミニウムの精錬はハイヤー法というやつでやる。アルミナ(Al2O3)をアルミニウム電解炉で電気分解して得られる。アルミナは2000度にしなないと溶けない。水に溶かしてやるとアルミニウムは水素よりも酸素への親和力が強いから水素が電気分解して出てきてしまう。そこで使われるのが水晶石を1000度程度で溶かして、そこにアルミナを入れて電気分解をしたら得られる。サウジアラビアは石油産出国で他に産業が育ってないみたいだなあ。アルミニウムの精錬をこなうと良いと思うがなあ。石油との相性も良いみたい。基本的に水晶石を溶かす関係で1000度に保たないといけない。そこで昼間は太陽光発電の電気を使う。夜間は石油火力発電を使ったらどうかと思うがなあ。日本とは違い石油は安い。最も蓄電技術が進歩したら太陽光発電だけでもよくなる。とにかく電気が安いからなあ。仮に蓄電装置も含めて1kw時が5円の電気を使うと1トン7万5000円で作れる。これは1トンが20万円よりかは半分安いと思うがなあ。これを石油とともに輸出したら国内にも雇用ができると思うがなあ。国家収入にもなる。他の精錬もやればとも思うがなあ。電気が安いとなあ。工業化に向いている。石油輸出に安住することなくなあ。石油時代がいつまでも続くとは限らんからなあ。サウジアラビアの王子様を説得してくれんかなあ。世界は再生エネルギーへと移行し始めている。でも砂漠をうまく利用したら新たなエネルギー源となるからなあ。</p> | | |
| | | | | 【個人】 | | |
| 17 | 個人⑧ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用の方策 | (3) 地域BWAの見直し/評価 | <p>地域BWAが利用されていない地域において、地域BWA帯域を全国系事業者が使用することは、周波数の効率的利用の観点から許容する方向性はよいとしても、地域の公共の福祉の増進に寄与する目的は欠いてはならない。よって、全国系事業者といえども、同様の免許要件(自治体との協定等)は必要であり、地域事業者と同等とする。(この要件が、地域BWAが広く普及しない原因である可能性が高いとも考えられる。)もし、全国系事業者がこの要件なしに免許を取得できるなら、その前に地域事業者がこの要件なしに免許を取得できる期間を設けるべきで、そうしなければ明らかに地域事業者にとって不利だったことになる。公平を期すべきである。地域BWAは、優先接続性やVPN等の設定が、全国一律サービスを行う全国系事業者より容易かつ安価に実現できる可能性があることから、元より様々な地域の公共の福祉の増進に寄与し易い特性(全国系事業者がやらない、やれないニッチなものになればなるほど)がある。また基地局設置等に補助金が交付されるなら、それは元より公共の福祉に寄与するものである可能性が高い。地域BWAという施策は当初より十分意義深いものであるもの、自治体の認知度が低く普及は十分とは言えない。しかし、地域の公共の福祉の増進の実現事例が出始めている現状を見るに、今後は有効に利用されることが広く進むステージにあるのかもしれない。また、全国系事業者が東名阪の限定されたエリアで使用している帯域の他エリアを地域事業者に開放することで、地域振興等に資すること等が考えられる。(東名阪エリアに通信需要が集中することは必然的なものであり、無理に全国系事業者に全帯域による全国一律サービスを課することは投資の効率性からも適切でないことは明白である。)地域BWA制度の更なる拡充を図れば、今後地域事業者により様々なサービスが出てくることになり、健全な競争原理が働き、国民全体の利益となることが期待できる。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、地域BWAの公共性には十分配慮して制度設計が行われるべきと考えます。</p> |
| | | | | | 【個人】 | |
| 18 | 個人⑨ | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (2) ワイヤレス成長戦略政策パッケージ | <p>ざっと一読しましたが、無線技術者の育成に関して何も触れられていないように感じました。周波数の割当計画をふまえた有効利用や電波利用料制度もさることながら、具体的に >2030年代に目指すべき電波利用社会の5つの目標 と掲げておきながら、それを下支えする技術者ならびに技術者の育成に関する提言がどこにも見当たらないため、絵に描いた餅のような印象を受けた。とかく、現行の無線技術者試験も含めてトータルパッケージで考えないと、将来技術者が足りません、という話になりかねないので、今のうちからしっかり考えていただきたい。</p> | <p>人材育成は重要な取組であり、御意見の趣旨はワイヤレス成長戦略政策パッケージにおける「人材を創る(人材・リテラシー)」政策に包含されていると考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | 【個人】 | |
| 19 | (株)テレビ岩手 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に、過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割り当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用に帯域でのオークション制度の導入そのものに強く反対します。</p> | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> |

| | | | | | | |
|----|----------|----------------------------|-------------------|-------------------------|---|--|
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 20 | (株)テレビ岩手 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用の方策 | (3) 公共用周波数の再編・民間共用の推進 | 今回の議論の大きなテーマの1つと位置付けられた公共用の電波の官民共用についても、電波の公共性に改めて考慮した場合、自然災害が多く、また国防上の観点からも周辺国の情勢が常に不安定である以上、単に世界的な潮流に従う形で国民の生命や財産に影響を及ぼすような安易な官民共用は避けるべきと考えます。 | 公共用の電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 21 | (株)テレビ岩手 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み | 電波の有効利用という観点から、周波数の返上等や移行についての具体策を論じることは賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上等や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| | | | | | 私も電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を大体読んだ。これを作った人にはご苦労様と言いたいなあ。でも誰が一番変わらないといけないのかと言うと官僚や労働組合員だなあ。今までの電波行政は正しいという気で色々な報告書(例えば、電波利用状況の報告書等々)を書いて来た。現実には電波を使いたい人が使えなかった。電波を使うことの有難味を知らせて、天引き等をするという長い間の習慣を維持するためになあ。私もそれを感じながら生きてきた。今は再任用等もあるし、本当に国民のために電波を使うようになればそれなりに別のところに行けるような時代が来ると思うがなあ。それは国民のためになっていると国民が認めるとそれなりにしてくれると私は信じている。まずはその実績を作らないとなあ。専門的な知識を持ってなあ。嫌な所にも行く。例えば電波が聞こえるとかいう人を説得するとかなあ。それが全体として電波を安心して使えるということでもあるしなあ。電波法関係審査基準がガンから速やかに停止して新しいものを作って欲しい。これだけは書いて置かないとなあ。そういう気持ちを持つと共にメーカー等も役所に物申す気持ちがないとなあ。こうした機会はよい機会だと思う。おそらく電波行政だけでなく、多くの行政や企業もなあ。企業の不正も増えて日本の威信が衰えてしまう。みんながキチンとしないとなあ。あとは中を読んで頂ければありがたいです。 | |
| | | | | | 電波有効利用成長戦略懇談会の報告書の意義。 私も規制改革推進に関する第2次答申(平成29年11月29日)を見させて頂きました。この規制改革推進に関する第2次答申で半分以上が電波に関するもの(電波と保育関係、森林関係の三つだけ)です。これを元にして電波有効利用成長戦略懇談会はできたということになるなあ。概ねの方向も書かれている。でもなぜ電波有効利用成長戦略に電波官僚が抵抗したのかなあ。国際会議を出したのは明らかに嫌ということだろうなあ。なる電波行政を担当している者の考え方を変えないとなあ。まず、2030年とか2040年を区切りになっているが、2020年の第5世代の携帯電話網ができると大きく変わる思うのです。おそらく多くの本省や地方局の人で27.5~29.5GHz(28GHz帯)というミリ波を携帯電話網に割り当てるのを知っている人がどの位いるかです。みんな同じ仕事だけして、ミリ波が今後ドンドンと携帯電話網として割当られるのを知らないと思うのです。2030年とか2040年を見据えるとミリ波やサブテラ波へと主たるものが移動して帯域を確保すると言うことです。あるいはOAM多重なども含めてそうして2040年にはテラ級(100Gbps以上の通信速度)の伝送速度を目指す。まずはその教育を行って欲しいと思うのです。電波の専門家としてご飯を食べている以上はある程度専門的な知識がないとなあ。正直、人はご飯を食べるのに不自由がなくなると努力しなくなるのです。こんなことは他人(内閣府)にいわれなくても本人たちが始めたらと思うのです。総務省は行政機関を監視(行政評価局)する立場にあるのに残念です。 | |
| | | | | | すでに携帯電話の端末はPHSを含めると1億7000万契約。国民に密着したものになり固定電話が次々に辞められて行く現状をどうみるかです。470MHz以下は簡易無線と行政機関や公共機関、放送局を除けばあまり使われてない。そのために無線機の機能の割合には無線機の値段が高いことになったのです。おそらく簡易無線を除けば100万ほどにまで減っていると思うのです。私は1990年末と比較して2分の1から3分の1程度にまで減少していると思うのです。まず発想の転換をして、どうしたら電波を使ってもらえるかということになるなあ。これを含めて検討するとなかなかできると思うのです。今までになかった観点で物事を考えるということです。となると次の区分で物事を考えるとみんな美味しくなる(56ページのように電波関連の市場が大きく膨らむ)が、やり方は変えないとその果実を国民は受けられなくなるということです。うまく行けば役人にも良い思いができるのではないかと思うのです。それを具体的にどのように変えるかという次の区分により考えて行くことにします。そしてこれらを考えると役人の仕事の見直しができない限り他の分野もうまいかかれないと思います。 | |
| | | | | | ① 役人の仕事の見直し ② 携帯事業者やメーカーからみた考え方 ③ 無線業者からみた考え方 センサーが増えるから新しい仕事があるかもなあ。 ④ 国民は電波を使う権利を有する。 | |
| | | | | | ①の役人は大きく仕事の内容が変わります。まず電波行政を司っていた総務省の電波部門と地方局を含めて、今までは抑制する電波行政から使ってもらえる電波行政へと180度転換しないといけません。コペルニコスの転回だなあ。いかにして使ってもらえるか考えないとなあ。この場合、108ページの民間と周波数共用がとても重要です。特に公共安全LTE(PS-LTE)をどのように考えるかという問題に行き着きます。警察、消防、海上保安庁、国土等の役所(国の機関や地方自治体等)や電気事業者やガス事業者等もお互いに通信できると便利が良いしなあ。災害時にはお互いに協力しないとうまいかかれないと思うのです。それと470MHz以下は一般国民が簡易無線を除けばほとんど使わなくなっている。携帯電話でことが足りるからなあ。これを何とかして使ってもらわないと具合が悪いと思うのです。今ある警察や消防等の公共機関の通信をPS-LTEに入れてしまおう。そうしたら、470MHz以下は大きく周波数の再編ができる共に後残った部分は小さいので、大きな周波数の再編ができるのです。使う側も映像を送れるしなあ。それに減少が続く固定電話を無線化するとともに同報無線の戸別端末の機能を付けて全世帯に配る。固定電話に通信をつけて引き続き使う世帯にはお金を支払ってもらおうが、無線化したからといって固定電話が増えないが、無線化する事でメタリックケーブルの保守が不要になります。これはおそらくNTTの固定電話をそこに入れると公共機関の多くは通信費が要らなくなるのではないかと思うのです。今税収が赤字です。少し考えてみる価値はあると思うのです。NTTはその職員を他の用途に使うことができるのです。これでいえばNTTも周波数の再編は美味しいと思うのです。 | |

この固定電話兼同報無線の戸別端末は値段を安くしないとイケません。だから基本的に周波数を再編して帯域毎になんに使うかを定めないとなあ。97ページに117～222MHzまでの状態が書かれているが、このPS-LTEに170～222MHzを使うとしたら、これだけで52MHzの帯域だが、160MHz帯もおそらく整理したら使えると思うのです。160～222MHzまでなら62MHzの帯域が使えるので、とても便利になると思います。これならばかなり早い第4世代の携帯電話(4G)は確保できると思うのです。4Gは40MHzの帯域を割り当てているからです。この4Gなら警察や消防等の公共機関だけでなく、NTTの固定電話兼同報無線の戸別端末も入れられると思うのです。それにNTTは全国各地に中継局もあるのでそこにPS-LTEの基地局を設置することが可能になりますね。これを船舶通信にすればとても遠くに飛ばせます。仮に1000mの山の上に基地局を置くと160km以上は飛びます。可能ならば船舶で中継されて、日本国籍を持つ船にはこの端末を入れてもらう。これは通話もあるが映像を送る事で領海侵犯者(経済水域も含む)に対しては映像で海上保安庁に伝えるというのです。それとともに無人島にもこの基地局を付けて置けば、なかなか不審船は近寄れなくなると思うのです。この費用は国防費で出すか警察や海上保安庁で出すか、電波利用料で出すか日本の安全の意味も含めてなあ。あるいはNTTに設置させるかという問題もあるが、多分折半みたいな形になるのじゃないかな。NTTが使う地域はNTTが主体。その他の地域は国がなんらかの形で出すんだらうなあ。総務省の予算もあるがなあ。MCAもこの中に入れて、携帯電話の帯域にしてくださいね。700MHz以上は携帯電話として利用することが国民のためだと思います。それと今回の肱川等の洪水をみて思ったのは、ダムが放流情報が一般国民には流れずに大きな被害を出してしまったことです。ダムが放流することは災害でありやむを得ないが、流域に住む人にその情報が渡らなかったのが問題なのです。これも固定電話と防災行政無線の戸別同報無線の機能を併せ持つ端末を開発したら解決しますよね。それに回覧板機能もつけられるしなあ。その他色々な機能が付けられると思うのです。テレビにもつながらられるしなあ。そうするといつでも回覧板は見放題です。どの道、2024年に固定電話はIP化される。これをうまく使うとなあ。この辺りを含めて考えないとなあ。2018年7月23日にエディオンに行き固定電話の値段が調べたが1万円以下の品物もあります。フック付きも1万円ちょっとであるのです。それもPanasonicの品物です。厳選特価では税込み6458円でコードレス電話機付き固定電話もありました。これならば無線化して大量に作れば7000円程度かなあ。部品を統一したりしたらなあ。こうやって幾らで販売されているか見に行くことです。昔とは大きく値段が違っていています。ついでに太陽電池が幾らで売られているかとかなあ。エネルギー問題を考えるときにはなあ。行政監察機能があるからなあ。また、残りの142～160MHzだけで十分に国民の需要に応じられるくらいの容量があると思うのです。156～160MHzまでは船舶無線もあるが外国に行く船や入る船もあるから、日本からはデジタル化しませんがと提案したらと思うがなあ。それより下の142～156MHzも2MHzはアマチュア無線があるが、それ以外は全部デジタル化したらどの程度のチャンネルになるでしょうか。

12MHzの帯域があるので6.25kHzずつ並べると2560チャンネルです。こんなにたくさんのチャンネルを使いきれますかね。それにより広大な400MHz帯は仮に333.4～470MHzとしたら、136.6MHzの帯域。これを6.25kHzずつ並べると21856チャンネルもあることになるがなあ。両方合わせるといくらになるかなあ。それ以外にも一杯あると思うのです。例えば27MHz帯、40MHz帯、60MHz帯や70MHz帯。アナログでポツリポツリと使われる程度です。私は何も全部国民のために出せと言わないが、昔の不法CBや不法パーソナル無線が使うのに不自由しない程度を割り当てて、もし携帯電話が使えなくなっても必要最小限の通話を確保して置く災害時に困らないうえなあ。これは自動車メーカーに最初から無線機を付けてもらうということです。値段は固定電話並みの1万円以下です。でも新しい自動車に付けるとそれだけで年間に500万台です。既存の車も付けるとしたら1000万台にも達する大きな市場です。今度の西日本豪雨災害でも携帯電話の基地局がやられたのではないかとあってなあ。そうした場合は携帯電話や固定電話の輻射軽減にもなると思うがなあ。こうしたことをいって置かないとなあ。私は電波法の誕生日(1950年6月1日施行)は短波通信が主体で全世界的な混信を考えないとイケなかった。それを超短波(VHF)以上の周波数は見通し距離以上にはあまり飛ばない。その基本から外れて短波時代と同じに電波法を運用していたということになる。電波法施行以前の無線電信法をそのままになあ。人は変わらんからなあ。無線電信法の人新しい電波法を扱ったからなあ。それが延々と続いてきた。それが崩れたのが携帯電話の普及だなあ。これからは5G時代にも昔のようにするのもか問いたいんだなあ。そうした反省の上に立たない限り日本の行政は遅れたままになると思うがなあ。これは他の行政機関も同じではないかと思っとなあ。行政機関や司法機関から変わらないうえなあ。

②携帯事業者や端末を作るメーカーから見てもなあ。携帯事業者は大きく変わると思うのです。端末が伸びなくなっている。でもアプリ等を使うと大きくなるのではないかとあってなあ。おそらく、日本のメーカーの製品では5Gの携帯電話網は難しいかも知れないが、比較的早く地方にも5Gの波を押し寄せると思うのです。それぐらい日本のメーカーの力は落ちた。中国の華為技術(ファーウェイ)、フィンランドのノキア、スウェーデンのエリクソンに対抗できるかなあ。NECや富士通を見てもなあ。リストラの嵐の中みたい。また、自動車の自動運転等を進めて不便を解消しようとするからです。2019年にも5Gを開始するかも知れませんが。5Gの端末の速度は最大10Gbpsと現在の最大100倍です。これをやると自動運転だけではなく4Kや8Kも普通の携帯端末から送り放題です。今の地方局の職員で28GHz帯が携帯電話の周波数として割り当てられることをどの程度の人か知っているかです。おそらく、普通の端末でも1Gbps以上のスピードが出ると思うのです。これは現在の光ファイバー並み若しくはそれ以上のスピードです。無線でこのスピードが出る現実。こんなに早くなるとWi-Fiも不要になるなあ。

周波数的にも28GHz帯なら帯域が広くて、2.4GHz帯や5GHz帯のWi-Fiよりもスピードが出るなあ。その結果、Wi-Fiの必要性が薄れる。使うのは古い端末を使う時だけ。2030年頃にはその必要性がなくなり携帯電話の周波数として使えるかもしれないなあ。メーカーもそれを考えて作らないとなあ。メーカーは無線業者が別の分野を見つけれられるそうだからなあ。例えば、管子トンネルの崩落事故。これを防ぐにはトンネルの屋根(トンネル本体と道路の屋根の間には空間がある)に吊り下げた部分の力を常に監視するようなことに使われると思ってなあ。センサーが1兆個(国民一人当たり1万個)とかなあ。IoT端末が1000億台(29ページ)あらゆる場所にセンサーや端末が付く。昔の仕事はなくなるが新たな仕事ができる。それを活かせる人とそうでない人となあ。家庭や工場等にもなあ。やはりIoTを使いこなせる人と使いこなせない人に差が出てまあ。これはICT(情報通信技術)を使いこなせる人材を作らないとなあ。2020年代前半には自動運転車のレベル4の完全自動運転時代(30ページ)になる。そのためにICTに詳しい人を養成して世界についていかないと華為技術に負けたら日本の軍事も中国に取られるかもしれないなあ。中国は国を挙げて電気自動車(EV)に取り組んでいる。今始まったばかり。エンジン車で日本や欧米諸国に負けても、新しいEVでは負けないとなあ。しかも、中国は世界最大の自動車市場。負けたら日本だけでなく欧米諸国も産業的にやられかねん。それは覇権が中国に移ることを意味しているからなあ。日本人の社長の東大等の学歴を持った人の終わりにつく場所。これではうまくいかなあ。人には持って生まれたものがある。勉強がうまい(成績優秀者)から社長が務まるとは限らん。今の日本には産業がなかなかうまくいかないのはこのためではないかと思っとなあ。人を見る目とか、お金を作りかたとかなあ。それを使う方式がうまくないとなあ。今の大企業は内部留保は腐るほど持っているが、設備投資はしない。そんな社長が役に立つのかとなあ。社長は儲けの匂いを感じるくらい鋭くないとなあ。借金もしてきちんと投資する。借金がない社長なんかも誰でもできる。今の日本が落ちぶれて行く姿の裏には学歴重視があるのではないかと思っとなあ。私は高校までほとんど勉強しなかった。三流高校に入り普通科とは名ばかりの農業コースの教育だけだった。そこで体力がないのを思い知らされた。数学系は大好きだった。アマチュア無線を始めて無線の道で食べられないかと思っ少しづつ勉強を始めた。電話級アマチュア無線技士を取るのに苦労したがなあ。ただ普通の人は暗記するが私は一つひとつ理解しないと気が済まない。一度試験に通ると実力は次を目指す。ここが社員を採用する時の差になる。その後名古屋に行ったが胃潰瘍にやられてなあ。3ヶ月で実質辞めた。でもその3ヶ月で国家試験の勉強方法を会得した。地元に戻って翌年からは訓練校に入り無線の道を改めて目指した。パチンコ屋にもよく通ったなあ。何であんなタバコ臭いところに行ったかわからんがなあ。2年間で第1級無線技術士(現 第1級陸上無線技術士)の資格を取得した。それで色々あったが四国電波監理局に入った。それで終わらないのがなあ。安楽には暮らさない。その頃は研修制度もしっかりしていたなあ。今はロクに研修もしないがなあ。約2年間の研修を受けた。

無論、仕事もしながらなあ。今キチンと研修しない(職場に余裕がない)から職員が辞めていくんだと思っとなあ。私が入った時にはほとんど辞めた人はいない。1979年4月に高知出張所に行った。ここで強電の勉強もしたなあ。第2種電気主任技術者の資格を取った。悪いが第1級無線技術士よりも難しい。一発で6科目を合格しないといけないからなあ。本当は第1種電気主任技術者を取ったかった。年間に数人しか通らん試験だなあ。そのために電気物理も勉強していたなあ。でも悲しいことに松山に帰らんと行けなくなった。あの悲しさはなあ。好きな勉強なら夜もロクに寝なくてもやったなあ。仕事で無線局の検査以外のほとんどの時間を強電の勉強のためになあ。好きだから勉強ができる。やはりこういう人を採用しないと会社は傾く。アマチュア無線が好きだったから無線に興味を持った。先輩の中にはアマチュア無線を嫌う人がいたなあ。好きこそ物の上手なれだなあ。私の家の周りは銅線を張り巡らしている。多分200メートル程度なあ。巨大なアース線を家の周りに張り巡らせた。高知出張所に行く前後かなあ。毎日のように鍍で掘り返した。そこにアース線を入れて行った。かなり深く掘った。鉄塔も建てたなあ。26mの自立式の鉄塔。使わなかったがなあ。興味は別のものへと移って行ったからなあ。それが強電であり、パソコンへと移って行った。NECのPC8800の初代機を買ったり、PC9800とかなあ。ベッセル関数を使いFM波の解析をしたりなあ。画面に変調指数を入れると帯域が現れて120dBの範囲がわかるようになあ。こんなものを作ったりしたなあ。ある変調指数から動かなくなった。調べたらこんなとんでもない計算をさせていたのかと思っ。ベッセル関数はとんでもない関数だったなあ。それを手計算で計算していったんだなあ。ベッセル関数の本は一冊買ってあるが多くは判らんなあ。鎖を振ってどのような運動をするかなどなあ。それから東大出の人が課長(川之江郵便局長から来た)が来た。色々あったが課員全員に酒を奢らせたりしたなあ。でもあの人は仕事はなかなかなあ。四国情報通信懇談会を作ったなあ。四国内の企業に手紙を送るために住所を書いたりしてなあ。あの名前で通産省の四国経済産業局ともめてなあ。相手は通信は許すが情報は我々の管轄となあ。しょうもないことで揉めるんだなあ。でも今も四国情報通信懇談会が続いているだろう。他の総合通信局は名前を変更しているはずだ。細かいことを覚えているでしょう。私は新聞の切り取りをして整理してパソコンに入力していたなあ。いつでも検索して出るようになあ。あの課長は情報が生命であることには気がつかなかったみたい。今もfacebookに新聞を写真にして貼り付けて注釈を入れているがなあ。8Kくらいになると写真にした新聞を簡単に読めるなあ。実は宿毛の警備会社(確か有有限会社?)の人が来て同軸ケーブルを引くとか言っていたが、私は少し待てと言って小さな記事を見せた。KDDの研究した64kbpsで画像を送るシステムの記事だなあ。それからしばらくしたら宿毛にISDNが引かれたみたい。あの会社が使ったのだろうなあ。これを知らないとなん億円もかけて同軸ケーブル網を作ることになる。少ない予算で警備が可能になった。これくらい情報は大切なんだ。

頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

私も課長が国家公務員1種試験(上級甲)を合格しているなら少し受けてみるかと受けたら、英語が全く分からなくても合格するんだなあ。2次試験の教養試験の半分は英語だなあ。それでも合格する力が有るんだなあ。10分勉強してバカバカしくなりのまま受けても合格するんだなあ。大学も出ずに、全く勉強もせずに国家公務員1種試験に合格する凄さではないかと思ってなあ。成績は120番中56番だったなあ。実はその前に受けて1次試験の合格通知がこなかった。引越してなあ。後で入った人が持って来てくれた。翌年に合格した。その程度の知識だから、電波の使い方が変だと気がつくんだなあ。それを書いたのが1991年6月24日の郵政論文「過疎地における移動体通信の新システムと振興策について」だなあ。こんな優秀な人間も民間企業や役所も21歳の時にはなかなかはいれなかった。NTTも私を落とした。この郵政論文はある本省の課長に言って作ってもらった。言いたい事を言わせとなあ。彼は1週間かからずに作った。でもあの論文はひどい目にあつたという事だなあ。ひどい目に合わせたくもりはないがなあ。国民が電波を使えるようにと書いたまでのことだ。私は発達障害者。好きなことならするが嫌いなことは一切しない。これからの民間企業はこうした人を探して好きな仕事をさせたらなあ。私はそう思うがなあ。確かに役所のルールは長い間に変わっても、そのまま使うから規制緩和がうまくいかない。それが日本を衰退させている大きな原因だなあ。電波関係では電波法関係審査基準がガンだなあ。電波法は元々アメリカの基準を入れたから公平な部分が多い。でもこの電波法関係審査基準は非常に強い抑制的な部分が多い。民間会社の人も文句を言わないとなあ。何で1990年末と比べて半分以下になつていても誰も気がつかない。それはメーカーや無線業者を襲っているんだからなあ。中にはうまく携帯電話時代に合わせられた人もいるが多くは失敗していると思うがなあ。携帯電話事業者はこれからはそう儲からないが、アプリ等で稼いで欲しい。雑誌を読み放題とかプラットフォームやコンテンツ。その上に乗っかる産業(56ページ)のグラフを見てなあ。それで複数の端末を持つ場合は安くして欲しい。私はiPhoneよりもiPadをよく使う。iPadを3台持つと1台目は普通だが、2台目はWi-Fiになるが、両方を一度に使うことは少ない。それで大体同じ料金に少しプラス程度で使えないかと思ってなあ。今はWi-Fiモードで一つに書いて、もう一つで調べると早く書けるなあ。どの道Cloud等を使って統合的に使うことになるからなあ。追加料金は1台が500円程度ではどうかなあ。電話からデータに変わる時代ではないかと思ってなあ。雑誌は印刷されないから安くなると思うがなあ。そうした意味では新聞も次第に印刷するものから電子データへの道を歩むと思うがなあ。新聞の価値は記者が調べて書くことにある。紙に印刷して配るのはそうした方法しかなかったからだ。紙代や印刷にはお金がかかるし、環境にもよくない。これを電子データにしたら安くもなるし、いろんな場所で配信できる。そうした意味でも価値観が変わるとしてなあ。直ぐにとは言わないが次第になあ。

③ 無線業者はどうする。

メーカーが大量に作ったセンサー等をあらゆるところに付ける作業もあるし、おそらくカメラがあらゆるところに付いて、色々な動きを監視する社会。自分の家や自動車にもカメラがたくさん付いてなあ。センサーもなあ。インフラの老朽化で50年以上のものが相当に増える。13ページのようになあ。橋、トンネル、河川、下水管、港湾等にセンサーがつけられる。1兆個センサーがなあ。付けるのも相当な作業だし保守管理もなあ。これをするのが無線業者の仕事になるとしたらなあ。仮に今あるMCA無線機をPS-LTEに入れてなあ。これは最後の仕事かなあ。2020年頃からはセンサーやカメラを使って遠隔制御だなあ。人手では難しいが、老朽化したインフラを使えるだけ使ってなあ。これは税金をそうした分野にはあまり入れなくても構わなくなるし、防犯にも役立つ。至るところにカメラがつくと人が動く時にはわかるようになる。だから、公共の場所等ではカメラを使い監視をして防犯にも役立てるし、家の周りにもカメラが付けられて自分の家を見張ることにもなると思う。今までは人が見たことが決め手だったが、人はいい加減なことが多くて冤罪も多いと思うが、カメラで映されていたら言い逃れも難しいと思うがなあ。日本は有罪率が99.98%とかいう国。これは全部の証拠を検察側が握り、弁護側には与えられない。それに弁護士も国がつけてくれる国選弁護士は非常に安いから本気ではやらん。それが現れたのでかなりの数で冤罪が入っていると思う。罪を認めたら刑を軽くしてやると検察官もいうし、弁護士にもいわれる。これが冤罪の温床になっていると思うがなあ。これも多分何とかしないとイケないと思うがなあ。それとも中国のように人権弁護士を逮捕して、国民を中国共産党の思うようにさせるかだなあ。これなら土地の買収は思うがままになるが多分こんなことをしたら、作り過ぎると思うがなあ。無論、人権国ではなくなる。でも、判事が一回も無罪を出さない珍しい国だと持ってなあ。今年20年になる和歌山カレー事件もカメラがあればわかっていたと思うがなあ。確かに自供しないとなあ。無理やり乱暴ことをする。警察も犯人が捕まらんと非難されるからなあ。でも、橋とか、トンネルとかに監視カメラが付くとなあ。嫌な人もいるかもしれないが、私は常に自分の位置がわかるようにカメラで写真を写している。反抗的な私には何が有るかわからんからなあ。それでiPadを持っているからなあ。また、規制緩和も行われる。例えばタクシー。タクシーは田舎ではバスの代わりになるのかなあ。滴滴出行(ディディチューション)やウェーバーが使えないのでは話にならん。多分、タクシーという業界は大きく変わり、会社ごとに配車をする方式から乗りたい人が全タクシーから近いタクシーに連絡したら早く着くし、タクシーの台数とかは関係なくなる。相乗りも普通になる。そうした中で仕事をしないとなあ。運転手も自動運転もあり、ある部分要らない車も出て来ると思う。それがICT時代ではないかと思ってなあ。今のタクシーの運転手は年金を受け取りながらタクシーの運転手を勤めている人がかなりいる。若い人がする仕事ではなく次第になくなる仕事になるなあ。自動運転で自動的に運転できたらなあ。

確かに年寄りの中には今のタクシーの運転手が居ないといけないという人もあるが、年寄りには人が付かないといけないから丁度良いかもしれんなあ。同時に福祉タクシーもあるからなあ。これ以外にもAIによって奪われる仕事は多いと思うなあ。案外良いのは介護職とかなあ。給料は安いがあ。人が長生きしだしたからなあ。

④ 国民は電波を使う権利を有している。

電波法はアメリカの制度を入れた法律。本来は非常に民主的。これを曲げていたのは電波法関係審査基準だなあ。これは1960年代に予め決められた用途に分けられた用途でしか使えなかったものを今も使用して、電波の使用を制限していた。すでに私が役所に入ったときには決められていた。それでポツポツとしか使われてなかった。全世界的な短波の混信をVHF以上の周波数にも入れて行ったのが間違いの元だが、日本人には電波を使うのは役所くらしい的な発想があったのではないかと思ってなあ。VHF以上の周波数は見通し外には飛ばない。20mとか30mの高さなら普通は20~30km程度しか飛ばない。アマチュア無線のように高利得のアンテナを使えばもう少し飛ぶがあ。その程度しか飛ばない無線に混信混信と言って電波を使うことに有難味をつけて、使わされた。タクシーが良い例だろうなあ。高さ20mとかなあ。今もこの制限値残っていると思う。集中基地局は昭和50年台までのことだなあ。集中基地局は2波も使うし、近くしか使わない田舎のタクシーには元々無理だなあ。高松集中基地局はとても広い混信地域だった。あれがあるために周りは迷惑した。

それでも何とか私はやり繰りして一波専用にしてきた。

対岸の中国側はようけ周波数を取ってしまったかなあ。電波の有難味をわからずためにそう簡単には1波専用は認めなかったと思うがあ。

九州はもつとひどかった。25kHzから12.5kHzに帯域なってもほとんど見直さなかった。集中基地局は少し見直したがなあ。

タクシー事業者が知らないことを良いことになあ。

人間正直に生きないとなあ。タクシーも携帯電話ですればと思ったりするくらいだなあ。

今ある既設の用途別割り当てをやめて周波数の再編を行う。それでほんの少し国民に分けてくれたら電波には不自由しない。数MHz程度なあ。簡易無線も要らなくなる。1000チャンネルほど分けてくれたらなあ。

これをパーソナル無線のように使ってなあ。よく飛ぶ150MHz帯でなあ。

すっかり携帯電話の普及で変わったが、それでも災害時には携帯電話が動かなくなることがあるからなあ。これを防ぐ意味でもなあ。

大量に作れば1万円程度でなあ。この程度で販売されたら、トラックや乗用車につけてもらって2万円程度。

なぜ、不法CBや不法パーソナル無線が広がったのか考えたらわかる事だなあ。

彼らは法律違反を承知の上だ。どうせ運悪く捕まるとかあんまり考えない。汚い電波(スプリアスが多い電波)とかは知識がない。通信できたら他の人に迷惑になろうと考えない。その原因は役所がまともな使い勝手の良い無線を用意しなかったからだなあ。技術的なことは必要だが後は売りっぱなしにする。

携帯電話があり無理するほどでもあるまいと思ってなあ。リニアンプを入れてもほんの少ししか距離は伸びない。5Wの500Wも飛ぶ距離は大きくは変わらない。何十万円もするリニアンプを入れる価値はない。アマチュア並みに20Wにしてやるとちょうど良いのではないかと思ってなあ。

携帯電話の部分はかなり書かれているが、470MHz以下はあんまり使われなくなった。ここを考えると470MHz以下の周波数の再編をして、予め空けておく周波数を用意しておき、監視で問題になった使い方をこれにより認められるようにする。
今は470MHz以下は周波数に余裕があるからなあ。
ベビーベッドの周波数は今問題になり始めている。あれは子供を寝かしつけてお母さんが他の部屋で仕事をしていて、子供が起きたのが分かるようにするものだろう。不法無線局といっても相手にはあんまりその意識はない。海外から持ち込まれたものだからなあ。
それなら日本でも販売可能になる。
そういう用途に用意しておくことだなあ。監視で不法無線局とされたものを合法化するために使う。
そのためには日本のメーカーもなあ。多くは多分特定小電力で足りると思うがなあ。
特定小電力無線局も用途指定を基本的にはやめる。多くはこれで自由に使える。ただし技術適合しないとなあ。この点だけだなあ。数が少ないと技術適合にはお金がかかり製品の値段が高くなる。
その結果、微弱電波と偽って販売される例が多い。そこで昔は100mで15μボルト/mまでは許されていたなあ。規制をあの時に強めた。
そこまで極一部の周波数をそこまで認めて、そこに誘導したらどうかと思ってなあ。おそらく家の中で使うものになるからだなあ。電力線搬送(短波)も家の中で使うものは規制を緩めたからなあ。
それとそうしたものをメーカーにどうやったら良いかの指導したらなあ。この周波数なら規制が弱い。ただし他の周波数に影響がないようにするために簡単なフィルターを入れるとかなあ。
総務省のホームページで回路図を出してやれば良いなあ。この辺りをやるとそれなりに需要はあるのではないかとと思ってなあ。親切な行政をやってくれと注文をつけてなあ。今までの行政は不親切。
そういえばこれから増える介護老人もなあ。これも何とかしないとなあ。
ベッドや出入りにカメラを備えて置いて、出て行くお知らせとかなあ。よほど考えないとなあ。でもこれをうまく使うと介護のために仕事を辞めたという例が少なくなるなあ。電波をうまく使うと色んなことが出来そうだなあ。AIやロボットをうまく使ってなあ。ロボットにも介護保険が利くと良いなあ。それも買うのではなく貸してくれる。月に何百円の負担でなあ。でも事業する人にはその10倍。きっと伸びると思うがなあ。
携帯電話や固定電話の無線化とかだけ思っていたがなあ。そうした部分もあるなあ。
この辺りのイメージを膨らませると国民のためになりそうだなあ。
①行政機関になるかどうか分かんが、世界会議で低軌道衛星を打ち上げて世界中どこでもそこそこの携帯通信ができるように提案したらどうかなあ。
シリア等の戦争をやっている国も携帯電話や画像が送れると悲惨な状況を全世界に訴えることができる。
また、それを担う会社を全世界規模にしてなあ。世界全体でどこでも誰でも使える携帯電話にしたらなあ。
これは中国への逆襲になるかもしれん。話ができる国だけ(先進国プラスα程度で充分)やって、認めない国は電波を止める手もあるしなあ。
多分これをやればテレデジックのMicrosoftも入るのではないかとと思ってなあ。日本も打ち上げ事業には参入できると思うがなあ。
衛星の数が多からなあ。中国が入りたかったら自分の国も使えるようにすることだなあ。

【個人】

| | | | | | | |
|----|-------------|---------------------------|------------------|-------------------|---|---|
| 23 | 日本テレビ放送網(株) | 全体 | | | <p>国民共有の財産である電波を利用するニーズが飛躍的に高まり、Society 5.0の実現に向けて電波をさらに有効利用するための方策が必要であるという現状認識には異論はありません。一方で、電波利用料がいわゆる共益費であるという大前提に立てば、その使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、単に電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。電波利用料制度は、受益者負担の原則に基づき、1993年の制度導入以来、総務省と放送事業者や通信事業者など関係事業者との長い議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。歳入ベースでは当初約73億円規模でスタートし、2005年から移動体通信・無線アクセス向けの周波数帯域の迅速な新規割り当てのため、新たな算定方法となり、その他の区分においても、利用価値に応じた料金となって総額が600億規模となりました。その後、地上デジタル化に伴い、歳出が900億円規模にまで拡大したものの、後年度負担が終了したことを受けて直近では約600億円の水準に戻ると、という経緯を辿ってきました。</p> <p>電波利用制度をめぐる議論はあくまでもこの25年間の積み重ねに立脚したものであるべきで、これまでの議論が反故にされるようなことがあってはならないと考えます。必要な使途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣旨に照らして、総額の抑制を要望します。一方で、歳入と歳出のバランスは、平成28年度で歳入が歳出を約144億円上回るなど、不均衡が続いており、歳入と歳出は限りなく一致に近づく努力をまずすべきで、そうした点が改善されないまま、総額が拡大されることについては反対をします。</p> <p>利用者のニーズを適正に把握し、Society 5.0に向けての新しい技術の導入時期などについても正確に見極めた上で新たな使途を打ち出すべきであり、必要以上に経済的価値を反映させる形で、総額拡大ありきで電波利用を論じるべきではありません。電波の「有効利用」の検討を今後さらに本格的に進めるに当たっては、空き帯域となっている周波数をいかに活用するかという視点からの検討を要望します。</p> <p>電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割り当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。</p> <p>また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークションの導入そのものに強く反対をします。</p> <p>放送用帯域以外のオークションの議論全般に際しても、欧米などでの実施例に倣い、国民の共有財産たる電波を単なる産業論で語るものがないよう、慎重な検討を重ねて要望します。</p> <p>今回の議論の大きなテーマの1つと位置付けられた公共用の電波の官民共用についても、電波の公共性に改めて考慮した場合、自然災害が多く、また国防上の観点からも周辺国の情勢が常に不安定である以上、単に世界的な潮流に従う形で国民の生命や財産に影響を及ぼすような安易な官民共用は避けるべきと考えます。</p> <p>電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることは賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。</p> <p>日本テレビは、放送事業者の安定した経営に向けて、電波利用料の短期間における変動は好ましくないとの観点から、これまでのパブリックコメントにおいても「少なくとも3年ごとという原則を維持」するよう要望してきております。今回の議論の結果、さらに短期間での制度変更、料額の変更とならないよう改めて要望します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 ・電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 ・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・公共用の電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。 ・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 ・電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。 |
| 24 | 日本テレビ放送網(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象を、①同一の無線システムの中では一の者が占有する周波数であること、②新たな周波数が割り当てられる場合、と限定して定めたことには賛成です。また、「既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重ならないようにすることが必要である」という記述については、それが確実に実施されることを要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。</p> |
| 25 | 日本テレビ放送網(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | <p>電波の利用状況調査の見直しについては、有効利用度合の評価指標の設定が重要であり、定量的な評価以外に「社会的重要性」も踏まえた総合評価とすることが示されていますが、その策定にあたり広く国民の意見が反映されることが肝要です。また、中立・公正な機関の助言等を踏まえるとされていますが、この機関の選定にあたっては透明性の確保を要望します。</p> <p>調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対して過度な負担とならないような配慮を要望します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。 ・中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。 ・報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討に当たっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更の内容については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えています。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと思います。 |

| | | | | | | |
|----|--------------------------|---------------------------|-----------------------|----------------------|---|--|
| 26 | 日本テレビ放送網(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>新たな放送サービスを実現するためには、放送方式の策定や受信機の対応など解決すべき課題が多く、長い期間を要します。これを解決するためには、地道に調査・研究開発を進めていく必要があり、電波利用料を使った技術試験事務による継続的な実施とその成果を期待します。</p> <p>またホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。</p> <p>「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、あいまいな表現であり、本来歳出は必要最小限の規模に抑制すべきです。</p> <p>免許人への過度な負担は極力避けるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> |
| 27 | 日本テレビ放送網(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用拡大が理由となっていますが、470MHzの根拠が示されていません。470MHzは、地上放送用周波数の下限であり、地上放送事業者の費用負担を単純に増やすことを念頭に置いているようにも受け取れますので、地上放送事業者の費用負担増につながるべきでないよう要望します。</p> <p>また今回は、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和措置に触れられていませんが、安定した事業経営のために、継続を強く要望します。</p> <p>携帯電話について、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画認定期間以降も電波利用の普及に係る制度上の責務を負うため、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同一ではありません。放送の場合には地デジ化の際に受信者1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあり、厳格に責務を果たしています。そのような明確な違いについて考慮されるべきと考えます。</p> <p>また、「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPPバンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF帯以下は分離すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書(案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz 超3.6GHz以下」、③「3.6GHz 超6GHz以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、3GHz以下の帯域区分については、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。</p> <p>激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> <p>特性係数に関して、携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。</p> <p>また、携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 28 | 日本テレビ放送網(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされていますが、今後IoT機器の爆発的増加が見込まれており、市場に大量に出回ってからは電波利用料の徴収が困難となるため、先送りせず早急な制度整備を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。</p> <p>その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |
| 29 | (株)デンソー | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (1) ワイヤレス電力伝送に係る制度整備 | <p>報告書の内容に賛同いたします。ワイヤレス電力伝送は、新たな電波利用市場の創出が期待できる有力な技術であり、弊社は、その制度化等の推進に強く期待いたします。</p> <p>報告書にある空間伝送型ワイヤレス電力伝送については、車載センサ給電(エンジンルーム内)への適用が可能な制度整備を期待しております。</p> <p>また、近接結合型ワイヤレス電力伝送については、新たな市場としてFA(ファクトリーオートメーション)への拡大が見込まれています。FAにおいては、普及促進のための個別の設置許可が不要となる制度整備も重要となると考えています。</p> <p style="text-align: right;">【メーカー】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 30 | ITS情報通信システム推進会議 高度化専門委員会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>ITS情報通信システム推進会議では、自動運転向け無線通信の検討を進めています。自動運転を主とする新たなITSサービスの導入に向けては、既存ITS帯域に加え、新たな帯域確保の検討も必要であり、国際協調の観点から5.9GHz帯の有効利用が望ましいと考えます。さらに、新たなITSサービスの普及促進、および安全性の高いサービスを実現するための通信品質確保の観点から、既存ITSサービスと同様の制度設計の下で、他のITS通信機器との連携を考慮しつつ、5.9GHz帯のITS帯域としての利用が望ましいと考えます。これらの検討が進むことを期待します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |

| | | | | | | |
|----|----------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------|--|---|
| 40 | 豊橋技術科学大学未来ビークルシティアリサーチセンター | 第2章 電波利用の将来像と実現方策 | 3. 2030年代の革新的な電波エコシステムの実現 | (4) ワイヤレス電力伝送システム | 放送、通信に続く新たな電波利用アプリケーションであるワイヤレス電力伝送(WPT)の将来性を見直し、肯定的に捉えた報告内容に賛同します。 2030年には、既に述べられている自動車への給電や家電等でのWPT利用に加えて、工場や物流倉庫内の無人搬送車(AGV)等でのWPT利用も進むものと予想します。 2040年には、既に述べられている高速道路での自動車への走行中給電のみならず、工場・倉庫・空港・港湾などの作業車への走行中給電の実現も期待できると考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 41 | 豊橋技術科学大学未来ビークルシティアリサーチセンター | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (1) ワイヤレス電力伝送に係る制度整備 | 空間伝送型ワイヤレス電力伝送での制度設計や干渉の問題等についての議論の必要性や近接結合型ワイヤレス電力伝送での型式指定拡大に関する報告内容に賛同します。 ワイヤレス電力伝送では受信側の負荷状況や整合状態により漏れ電波のレベルが変化する場合があるなど、これまでの無線局や高周波利用設備とは異なる特性を有する場合は考えられることから、報告書の、新たな機器の出現に合わせて従来の仕組みの見直しを検討することが適当との考えに賛同します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 42 | 鳥取県倉吉市 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 中山間地域等周辺部の不採算地区では民間電気通信事業者による整備がなされておらず、同一市町村内において、情報通信格差が生じているところもある。また、情報通信格差解消のために市町村が整備した地域公共ネットワークについても大規模更新の時期を迎えており、HFC方式での既設設備の更新、あるいは情報通信網の強靱化のためにFTTH方式での整備を進める必要がある。そこで、地方公共団体が整備する情報通信網の強靱化(HFC方式からFTTH方式)等に係る補助対象経費の拡充、整備期間が複数年度に跨る事業計画の承認等、地域の実情に応じた財政支援措置及び運用の柔軟化をお願いしたい。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 43 | (株)テレビ金沢 | 全体 | | | 電波の有効利用のため、周波数の返上や移行について、具体的に検討を進めることには賛成です。ただし、経済的価値を過度に重視した議論にならないよう強く要望します。また、返上や移行に関わる場合、既存事業者の自主性に委ねることを重ねて要望します。 国民共有の財産である電波をSociety5.0の実現に向けて有効に利用することが必要と言う考えに異論はありません。一方で、電波利用料が「公平に利用料を負担するという共益費的な概念」という考えであれば、その使い方は電波利用のために必要最低限に留めるべきであり、単に電波利用料収入の維持や増加を目的とすべきでないと考えます。さらに、国民のニーズを適正に把握し、Society5.0の導入時期を慎重に検討すべきと考えます。 放送事業者の安定した経営に向けて、電波利用料の短期間における変動は好ましくないとの観点から、これまで「少なくとも3年ごとという原則を維持」するよう要望しています。今回の議論により、短期間での制度変更や料額の変更がなされないように、あらためて要望します。 電波の有効利用を検討する際、空き帯域となっている周波数をいかに活用するかという点が重要と考えます。また、電波の公共性という点から、必要以上に経済的価値を反映させようと総額拡大ありきで論じるべきではありません。さらに電波の放送利用については、災害時の報道機関としての使命を果たすという点からも経済的価値を優先的に持ち込むべきではなく、放送用に割り当てられている帯域に価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。自然災害、また、国防上の点から、国民の生命や財産に影響を及ぼすことがないよう、安易な官民共用も避けるべきと考えます。 継続検討となっているオークション制度について、放送用の帯域を再編してオークションのために空き帯域を作るとなると、混信など国民、県民に負担を強いることになりうるため、放送用の帯域での導入を強く反対します。放送用帯域以外のオークション制度についても、国民の共有財産であることを踏まえ、慎重に検討することを要望します。 | ・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 ・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 44 | (株)テレビ金沢 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 経済的価値を踏まえた割当手法の対象を、同一の無線システムの中では一者が占有する周波数であること、新たな周波数が割り当てられる場合に限定したことには賛成です。また、「既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が、過度に重くならないようにすることが必要である」という点は、確実に実施されることを要望します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 45 | (株)テレビ金沢 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対して過度な負担とならないような配慮を要望します。 | 報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 46 | (株)テレビ金沢 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | ホワイトスペースの利用拡大について、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が起きないよう、強く要望します。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 47 | (株)テレビ金沢 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」と記されています。「相応の規模」という表記でなく、歳出は必要最小限の規模に抑制すべきで、免許人への過度な負担は避けるよう強く要望します。 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |

| | | | | | | |
|----|--------------|---------------------------|----------------|-----------------|---|--|
| 48 | (株)テレビ金沢 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3. 6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用拡大が理由となっていますが、470MHzの根拠が示されていません。470MHzは、放送用周波数の下限であり、放送事業者の費用負担を増やすようにも受け取れます、明確に理由を示すよう要望します。料額が大きく増加する無線局等に対して、安定した事業経営のため、激変緩和措置の実施を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPPバンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF帯以下は分離すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書(案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz 超3.6GHz以下」、③「3.6GHz 超6GHz以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、3GHz以下の帯域区分については、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書(平成25年8月)」において、「VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| 49 | (株)テレビ金沢 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>携帯電話について、実態としてあまねく全国に普及しており、また、開設計画認定期間以降も電波利用の普及に係る制度上の責務を負うため、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同一ではありません。放送の場合、地デジ化の際に受信者1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあり、厳格に責務を果たしています。携帯電話についても、同様により厳しい責務を負うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。</p> |
| 50 | (株)テレビ金沢 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収について、継続的な検討課題とされていますが、今後、IoT機器の利用が大幅に増加しており、後々徴収困難とならないよう早急な制度整備を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |
| 51 | (一社)日本民間放送連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <ul style="list-style-type: none"> ● 基幹放送局については、その社会的責務を十全に果たすことができるよう、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てるべき放送系の数の目標と周波数を定めており、これは国民・視聴者の利益に合う制度として今後も維持すべきと考えます。基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。 ● 経済的価値を踏まえた割当手法の対象となる無線局の条件を上記①および②を満たすことのみとすれば、競争的な申請が見込まれない国や地方公共団体の無線局を除き、ほとんどの無線局が同手法の対象になることが見込まれます。結果的に新規周波数の割り当てが高い収益をあげうる無線局に偏ってしまい、国民が必要とする多様な無線サービスが存続できなくなるおそれがあります。当初は電気通信業務用の移動通信システムから着手するとしても、政府が将来的に「電波利用の振興のための事務」に充てる収入を継続的に確保しようとするれば、経済的価値を踏まえた割当手法の対象範囲が過度に広がる懸念があります。今回の提言を受けた制度整備にあたっては、同手法の対象とする無線局の目的や種類の限定を含め、こうした懸念が払拭されるよう慎重な検討を望みます。 ● 申請する金額の多寡のみで割当事業者を決定するオークション制度の懸念を指摘し制度化を見送ったことは、国民の利益の最大化を図る観点から極めて適切と考えます。金額の多寡のみによるオークション制度では、高い入札金額を当該事業で回収する必要に迫られます。携帯電話用周波数の割り当てに適用すれば、契約者である国民が間接的に入札金額を負担することになり、真に国民の財産の有効活用となるのか疑問です。割り当てを受ける事業者を入札金額の多寡のみで決めるべきではないと考えます。 <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> |

| | | | | | | |
|----|--------------|----------------------------|------------------|-------------------|--|---|
| 52 | (一社)日本民間放送連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <ul style="list-style-type: none"> ● 地上デジタルテレビ放送用周波数のさらなる共用については、我が国の地上デジタルテレビ放送用周波数帯が米国などと比較して極めて稠密に利用され、すでにワイヤレスマイクやエリア放送との共用が行われていることに十分留意する必要があります。 ● また周波数共用基準(干渉許容基準)の策定にあたっては、既存無線システムの重要性を踏まえ、共用する無線システムの普及予測や利用形態を適切に反映したうえで、関係事業者の意見を十分に聴取して、精緻な技術検討を行う必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。</p> |
| 53 | (一社)日本民間放送連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用の方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性を電波の有効利用度合とは別に評価する方針が示されたことは、民放連などの主張に沿ったものであり適切と考えます。放送事業用無線のFPUなどは、常時、電波を発射しているわけではありませんが、日常の報道取材や番組中継に欠かせないツールであり、特に震災などの非常災害時にフルに使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。また民放事業者は放送法第111条に基づく基幹放送事業者の安全性・信頼性に関する技術基準に沿って、放送設備の耐障害性を担保しています。本報告書案の方針を踏まえ、いざという緊急時の備えとしての役割にも重きを置き、総合的に判断する基準を策定するよう要望します。 ● 利用状況調査の調査方法を見直し重点調査を実施する場合、無線局免許人の負担増になる、との指摘は極めて重要です。調査経費や免許人の負担をできる限り軽減するため、重点調査の対象を必要最小限の範囲に留める仕組みをあわせて構築するよう要望します。 ● 放送は社会の基本インフラであり、公共的役割を果たすため、放送事業者はFPUやSTL/TTL、業務用連絡無線などの放送事業用無線局を基幹放送局と組み合わせる一体的に運用しています。放送用および放送事業用の帯域はそれぞれの目的や形態に応じて周波数をできる限り有効利用しており、縮減等の対象にはあたらないものと考えます。 <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。</p> <p>報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、重点調査を実施する場合にも、可能な限り免許人に負担がかからないよう配慮することが必要であると考えますが、重点調査は無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと思います。</p> <p>放送用及び放送事業用の帯域に関する御意見については、総務省における今後の政策検討の参考とされるものと考えます。</p> |
| 54 | (一社)日本民間放送連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ● 「新たな放送サービスの実現」「ホワイトスペースの一層の利用拡大」「更に効率的な周波数利用の実現」はいずれも地上基幹放送の高度化を図ることによって、電波の有効活用に資するものと考えます。地上基幹放送は健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の生命財産を守るという、極めて重い公共的役割を担っています。今般の技術試験によって現行の地上基幹放送の高度化を実現することは、国民・視聴者の利益に合うものと考えます。 <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 55 | (一社)日本民間放送連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ● 西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨をはじめ異常気象が常態化しつつあるなかで、非常災害時のライフラインである地上基幹放送局の耐災害性をさらに強化する取り組みは、国民・視聴者の利益に合うものと考えます。 <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 56 | (一社)日本民間放送連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ● 「全体の歳出規模は相応の規模になる」として歳出規模の拡大の方向性がうかがえます。IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業の必要性は一定理解しますが、電波利用共益事務として真に相応しいかどうか、提言にあるとおり、新たな事業の必要性や効果を十分に精査し、むやみに用途が拡大しないようにすべきです。行政は電波利用共益事務として実施する事業のさらなる効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう強く要望します。 ● 電波利用料の共益費用としての性格などから、各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要があると明記されたことは適切と考えます。電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料を返還したり、他用途に流用したりすることがあってはなりません。電波利用料を財源とする新規事業が複数必要とされる状況にあつては、なおさらです。歳出規模の抑制を前提としたうえで、余剰金が発生した場合は次年度以降の電波共益事務経費に充当できる基金のような制度の創設の検討をあらためて要望します。 <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> <p>歳入と歳入の関係について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 57 | (一社)日本民間放送連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 電波利用共益事務(無線局全体の受益を直接の目的として行う事務)の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行の枠組みは適切であり、共益費用以上の負担を求めるべきではないと考えます。 <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に分担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないものと考えます。</p> |
| 58 | (一社)日本民間放送連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 民放連はこれまで、“中波、短波、超短波の周波数帯域は逼迫度が低いことから、地上ラジオ放送の電波利用料負担を軽減していただきたい”旨の意見を述べてまいりました。今回、470MHzの区分追加の方向性が示されたことは、民放連意見の趣旨に沿った内容であり、妥当な方針と考えます。 <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |

| | | | | | | |
|----|----------------|---------------------------|----------------|-----------------|--|---|
| 59 | (一社)日本民間放送連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)が携帯電話等に対し、特性係数「エ:国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」の適用を提言した際は、その理由として“災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、適用すべき”と述べています。 ● 今回、携帯電話基地局の人口カバー率が99.9%に達していることや、開設計画の認定期間が終了した周波数帯について、あらためて有効利用のための計画を作成して審査する仕組みを導入することで、2件目の特性係数「ウ:国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」を新たに適用する方向性が示されました。通信の内容に責任を負わない携帯電話に「ウ」「エ」の2件の特性係数を適用することは、ハード(設備)部分の責務が過大に見積もられることにならないか、放送との比較においてバランスの取れた制度と言えるかなどを含め、提言に至った議論や理由を分かりやすく説明いただきたいと考えます。 ● 仮に携帯電話に2件目の特性係数「ウ」を適用するとしても、移動通信システムにおいて人口カバー率を基準とすることの適否や、ハード面の責務に対して「ウ」「エ」が重複することなどの論点からは、その係数を1/2まで軽減すべきかどうかはさらに検討の余地があると考えます。 <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>特性係数「エ」(国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの)は、国民の生命、身体、安全及び財産の保護に著しく寄与するものについて、その公共性を勘案する趣旨であり、「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)は、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を越えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについて、その公共性を勘案する趣旨です。携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。</p> |
| 60 | (一社)日本民間放送連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 放送に関しては次期料額算定期間において特性係数の適用を変更する特段の事情の変化がなく、現状を維持するとの方針が示されたことは極めて妥当と考えます。 ● 無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう、あらためて要望します。 ● 特性係数の制度趣旨は無線システムの特性に応じて、当該無線局免許人が負担する電波利用料額(実際の負担額)を軽減することにあると考えます。しかし現行制度においては、自らの無線システムの特性に何ら変化がなくとも、歳出規模の拡大や他者の特性係数の変動によって反射的に料額が増加してしまうというリスクを孕んでいます。無線局免許人にとって電波利用料額の安定性は経営に関わる重要な要素であり、歳出規模を徹底的に抑制し負担の軽減を図ることは別に、個々の免許人が負担する料額の予見可能性を高めるため、制度として料額の増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を恒久的に講じることが不可欠であると考えます。 <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 61 | (一社)日本民間放送連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本来的には免許不要局にも一定の電波利用料負担を求めるべきである、との指摘は重要と考えます。IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業が必要との前提に立てば、電波利用料制度を支える無線局利用者の裾野を広げ、公平負担の徹底を図ることが欠かせません。IoT機器の普及によって電波需要が格段に高まることを考えれば、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収する仕組みの構築を先送りせず、関係事業者の意見を聞きながら、広く国民の理解を得られる方策を早急に検討する必要があると考えます。 <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |
| 62 | 日本海テレビジョン放送(株) | 全体 | | | <p>電波利用料がいわゆる共益費であるという前提に立てば、その用途は、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであると考えます。単に電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではありません。</p> <p>電波利用料制度は、受益者負担の原則に基づき、1993年の制度導入以来、総務省と放送事業者や通信事業者など関係事業者との議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。</p> <p>したがって、制度をめぐる議論は、この25年間の積み重ねに立脚したものであるべきで、これまでの議論が反故にされるようなことがあってはならないと考えます。必要な使途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣旨に照らして、総額の抑制を要望します。一方で、歳入と歳出のバランスは、極めて不均衡であり、まずは、歳入と歳出を限りなく一致に近づく努力をすべく、そうした点が改善されないうまま、総額が拡大されることについては反対します。</p> <p>電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは極めて不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、ローカル局として地域情報発信という役割とともに、緊急災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも、経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には強く反対します。</p> <p>また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークション制度の導入そのものに強く反対します。</p> <p>放送用帯域以外のオークションの議論全般についても、欧米などでの実施例に倣い、国民の共有財産たる電波を単なる産業論で語るものがないよう、慎重な検討を重ねて要望します。</p> <p>また公共用の電波の官民共用についても、自然災害が多く、国防上の観点からも周辺国の情勢が常に不安定である以上、単に世界的な潮流に従う形で国民の生命や財産に影響を及ぼすような安易な官民共用は避けるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 ・電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・公共用の電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。 |

| | | | | | | |
|----|----------------|---------------------------|----------------|------------------|---|--|
| 63 | 日本海テレビジョン放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」と、具体的でなくあいまいな表現になっていますが、本来歳出は必要最小限の規模に抑制すべきであり、免許人への過度な負担は極力避けるべきと考えます。 【放送事業者】 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| 64 | 日本海テレビジョン放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 今回は、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和措置に触れられていませんが、安定した事業経営のために、継続を強く要望します。 【放送事業者】 | 激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 65 | (一社)日本新聞協会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | | 日本新聞協会メディア開発委員会は、総務省「電波有効利用成長戦略懇談会」報告書案について以下の意見を表明する。 本懇談会が電波利用の将来像について、日本が2030年代に急速な人口減少と高齢化に直面することを踏まえ、社会の持続可能性を向上させつつ、経済成長のエンジンの役割を担うべきだとする意見集約を行ったことは適切である。5Gやそれに続くシステムの開発と活用により、より安全で利便性の高い社会環境を創出しなければならない。 当委員会は本年2月、本懇談会に対し「電波の経済的価値を過度に重視した割り当て手法を採れば、憲法が保障し、放送や通信を通じて国民が享受している『国民の知る権利』に影響が出る懸念がある」と意見を表明した。報告書案は割り当て手法について「経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにする」と明記したうえで、国民・視聴者の負担増につながりかねない電波オークションと二次取引の導入を事実上見送った。これは本懇談会で放送・通信事業者および有識者が表明した懸念を正しく反映した判断でもあり、妥当である。 【その他】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 66 | (一社)日本新聞協会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 他方、報告書案にはいくつかの懸念もある。たとえば放送事業者に割り当てられた周波数帯について、他事業者との共用を前提に使用状況の検証を行うとしている点だ。放送事業者の多くは放送用帯域とは別に事業用無線(FPU)を使用しているが、FPUは地震や大雨などの緊急時に取材先と放送局をつなぐ命綱であり、平時の使用頻度をもって有効利用されているか否かを判断することは適当ではない。有効利用度の測定にあたっては、数値だけでなく、幅広い観点から国民・視聴者の利益にかなうか否かを基準とするべきだ。 報告書案は電波利用料について、これまで放送のみに適用されていた減免措置「電波利用の普及にかかわる責務等にかかわる特性係数(1/2)」を携帯電話にも適用することとした。実現すれば放送事業者の納付額は増える可能性がある。総務省は、放送法の趣旨である「多元性・多様性・地域性」を踏まえ、事業者の規模に配慮することが必要だ。他方報告書案は、将来的な電波利用料の総額について「相応の規模となる」との表現にとどめた。総務省は、電波利用料の使途を電波の有効利用に資する範囲に、より限定し、野放図な規模拡大を避けるべきだ。 総務省が電波の経済的価値を過度に重視した政策に転換すれば、電波の有効利用を追求してきた本懇談会の本旨にもとる結果を招来するおそれもある。総務省には報告書案が内包する問題点を慎重に検証したうえで、具体的な制度設計を進めることを要望する。 【その他】 | 報告書(案)においては、電波の有効利用度合に、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加えた総合評価を行うことになっており、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 また、電波利用料の共益費用としての位置付けを見直し、無線局の免許人等に対し、電波利用の共益費用以上の負担を求めることについては、今回の見直しにおいて、電波の経済的価値に基づく負担を求める新たな割当手法が導入されることを踏まえ、同制度の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視する必要があると考えます。 |

| | | | | | | |
|----|---------|---------------------------|------------------|-------------------|---|---|
| 67 | 青森放送(株) | 全体 | | | <p>国民共有の財産である電波を利用するニーズが飛躍的に高まり、Society 5.0の実現に向けて電波をさらに有効利用するための方策が必要であるという現状認識には異論はありません。一方で、電波利用料がいわゆる共益費であるという大前提に立てば、その用途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、単に電波利用料収入の維持や増加を目的とした用途の拡大はすべきではないと考えます。電波利用料制度は、受益者負担の原則に基づき、1993年の制度導入以来、総務省と放送事業者や通信事業者など関係事業者との長い議論と各種調整の上に乗せられてきた制度です。歳入ベースでは当初約73億円規模でスタートし、2005年から移動体通信・無線アクセス向けの周波数帯域の迅速な新規割り当てのため、新たな算定方法となり、その他の区分においても、利用価値に応じた料金となって総額が600億円規模となりました。その後地上デジタル化に伴い、900億円規模にまで拡大したものの、後年度負担が終了したことを受けて直近では約600億円の水準に戻る、という経緯を辿ってきました。</p> <p>電波利用制度をめぐる議論はあくまでもこの25年間の積み重ねに立脚したものであるべきで、これまでの議論が反故にされるようなことがあってはならないと考えます。必要な用途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣旨に照らし合わせて総額を抑制することを要望します。</p> <p>一方で、歳入と歳出のバランスは、平成28年度で歳入が歳出を約144億円上回るなど、不均衡が続いており、歳入と歳出は限りなく一致に近づく努力をまずすべきで、そうした点が改善されないまま、総額を拡大することについては反対をします。</p> <p>利用者のニーズを適正に把握し、Society 5.0に向けての新しい技術の導入時期などについても正確に見極めた上で新たな用途を打ち出すべきであり、必要以上に経済的価値を反映させる形で、総額拡大ありきで電波利用を論じるべきではありません。</p> <p>電波の「有効利用」の検討を今後さらに本格的に進めるに当たっては、空き帯域となっている周波数をいかに活用するかという視点からの検討を要望します。</p> <p>電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割り当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。</p> <p>また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークション制度の導入そのものに強く反対します。放送用帯域以外のオークションの議論全般に際しても、欧米などでの実施例に倣い、国民の共有財産たる電波を単なる産業論で語るものがないよう、慎重な検討を重ねて要望します。</p> <p>今回の議論の大きなテーマの1つと位置付けられた公共用の電波の官民共用についても、電波の公共性に改めて考慮した場合、自然災害が多く、また国防上の観点からも周辺国の情勢が常に不安定である以上、単に世界的な潮流に従う形で国民の生命や財産に影響を及ぼすような安易な官民共用は避けるべきと考えます。</p> <p>電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。</p> <p>弊社は、放送事業者の安定した経営に向けて、電波利用料の短期間における変動は好ましくないとの観点から、これまでのパブリックコメントにおいても「少なくとも3年ごとという原則を維持」するよう要望してきております。今回の議論の結果、さらに短期間での制度変更、料額の変更とならないよう改めて要望します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 公共用の電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。 周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。 |
| 68 | 青森放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象を、①同一の無線システムの中では一の者が占有する周波数であること、②新たな周波数が割り当てられる場合、と限定して定めたことには賛成です。また、「既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重ならないようにすることが必要である」という記述については、それが確実に実施されることを要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。</p> |
| 69 | 青森放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | <p>電波の利用状況調査の見直しについては、有効利用度合の評価指標の設定が重要であり、定量的な評価以外に「社会的重要性」も踏まえた総合評価とすることが示されていますが、その策定にあたり広く国民の意見が反映されることが肝要です。また、中立・公正な機関の助言等を踏まえることとされていますが、この機関の選定にあたっては透明性の確保を要望します。</p> <p>調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対して過度な負担とならないよう配慮を要望します。</p> | <p>総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。</p> <p>中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、すでに利用状況調査の評価に関しては、電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。</p> <p>報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更の内容については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えます。</p> |
| 70 | 青森放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>※4-1 電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策のための技術試験事務 才放送用周波数を有効活用する技術方策に関する技術試験事務 について</p> <p>新たな放送サービスを実現するためには、放送方式の策定や受信機の対応など解決すべき課題が多く、長い期間を要します。これらを解決するためには、地道に調査・研究開発を進めていく必要があり、電波利用料を使った技術試験事務による継続的な実施とその成果を期待します。</p> <p>またホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。</p> | <p>技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |

| | | | | | | |
|----|------------|---------------------------|----------------|------------------|--|---|
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 71 | 青森放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、あいまいな表現であり、本来歳出は必要最小限の規模に抑制すべきです。免許人への過度な負担は極力避けるべきと考えます。 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 72 | 青森放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用拡大が理由となっていますが、470MHzの根拠が示されていません。470MHzは、地上放送用周波数の下限であり、地上放送事業者の費用負担を単純に増やすことを念頭に置いているようにも受け取れます。地上放送事業者の費用負担増につながることはないよう要望します。また今回は、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和処置に触れられていませんが、安定した事業経営のために、継続を強く要望します。 | 帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPPバンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF帯以下は分離すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書(案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」、③「3.6GHz超6GHz以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、3GHz以下の帯域区分については、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところ。激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 73 | 青森放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 携帯電話について、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画認定期間以降も電波利用の普及に係る制度上の責務を負うため、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同一ではありません。放送の場合には地デジ化の際に受信者1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあり、厳格に責務を果たしています。そのような明確な違いについて考慮されるべきと考えます。また、「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことに賛同します。 | 携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。また、携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 74 | 青森放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | 免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされていますが、今後IoT機器の爆発的増加が見込まれており、市場に大量に出回ってからは電波利用料の徴収が困難となるため、先送りせず早急な制度整備を望みます。 | 現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 75 | (株)テレビユー山形 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 基幹放送局に関しては、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てるべき放送系の目標と周波数を定めており、これは、国民・視聴者の利益にかなう制度であると考えます。基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割当て競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割り当て手法の対象とすべきではないと考えます。経済的価値を踏まえた割当手法の対象となる無線局の条件を、上記①および②を満たすことのみとするならば、ほとんどの無線局が同手法の対象となることが想定されます。当初は、電気通信業務用の移動通信システムから、制度整備が行われるとしても、政府が、将来的に「電波利用の振興のための事務(報告書80ページ)」に充てる費用としてその確保を継続的に行うとの意思で、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とする範囲が広がっていく懸念があります。今後の制度整備にあたっては、同手法の対象とする無線局について、目的や種類を限定し、範囲が拡大していくといった懸念が生じない制度とすべきであると考えます。 | 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |

| | | | | | | |
|----|------------|----------------------------|------------------|-------------------|---|---|
| 76 | (株)テレビユー山形 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | オークション制度の導入の懸念を指摘し、制度化を見送ったことは適切であると考えます。 | オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| 77 | (株)テレビユー山形 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | 地上デジタルテレビ放送用周波数の更なる共用については、我が国の地上デジタルテレビ放送用周波数が極めて稠密に利用されていることや、すでにワイヤレスマイクやエリア放送との共用が行われていることに留意すべきです。「高度な周波数共用のための検証を行い、順次共用を進めていくことが適当」としていますが、検証にあたっては、既存の無線システムの重要性を踏まえ、関係者の意見を十分に聴取し、精緻な技術検討を行うことが必要であり、慎重に行うべきと考えます。地上デジタルテレビ放送は、災害時を含め、国民・視聴者の安心・安全を守るライフラインとしての重要な役割を担っており、近年の我が国の災害の発生状況等を考えると、その役割は、今後も高まっていくことが想定されるだけに、現状以上の共用の促進については、慎重であるべきと考えます。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、突運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。 |
| 78 | (株)テレビユー山形 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用の方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 災害時や障害時の対策状況及び無線システムの社会的重要性について、電波の有効利用の利用度合とは別に評価することが適当とする考え方は適切です。放送事業用無線のFPUなどは、常時、電波を放射しているわけではありませんが、日常の報道取材や番組中継に欠かせないものであり、非常災害時にはフルに使用するため、いつでも妨害を受けずに電波を放射することが必要です。こうした緊急時の備えとしての役割なども念頭に置き、「国民生活等に重大な影響を及ぼす可能性を評価する」「社会的重要性」も踏まえた総合評価の基準を策定することを要望します。放送は社会の基本インフラであり、公共的役割を果たすため、放送事業者は、FPUやSTL/TTL業務用連絡無線などの放送事業用無線局を基幹放送局と組み合わせて一体的に運用しています。放送用及び放送事業用の帯域は、それぞれの目的や形態に応じて周波数をできる限り有効利用しており、また、国民・視聴者のライフラインとしての「社会的重要性」を考慮した場合、縮減等の対象には当たらないと考えます。 | ・頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。 ・放送用及び放送事業用の帯域に関する御意見については、総務省における今後の政策検討の参考とされるものと考えます。 |
| 79 | (株)テレビユー山形 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 4-1 電波資源拡大のための研究開発 周波数逼迫対策のための技術試験事務 才 放送用周波数を有効活用する技術方策に関する技術試験 放送用周波数の更なる有効活用を実現するため、新たな放送サービスの実現に資する技術的検討・調査や、地上テレビジョン放送用周波数のより一層の有効利用を図る技術方策に関する検討等を実施する。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 80 | (株)テレビユー山形 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 7-1 地域における電波の有効利用に資する ICT 基盤の整備支援 ・大規模災害時における効率的な情報伝達を行うため、地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援 国民・視聴者のライフラインである地上基幹放送の設備の耐災害性強化支援の取り組みは、国民・視聴者の利益にかなうものと考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 81 | (株)テレビユー山形 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 電波利用料の共益費用としての性格などから、各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要があるとの考え方は適切です。電波利用料制度の導入以来、歳入が歳出を上回る年度が多く、これまでにかなりの歳入が累積されているのではないかと思います。電波利用料による業務については、その要否を精査し、効率化を図り、歳出の総額抑制を前提とすうえで、歳入との一致を進めるべきと考えます。 歳入と歳出の一致の必要性を示すうえで、報告書(案)では、今後の歳出について、「一定程度の増加が見込まれる」との考えを示し、さらに、新規の課題に対応するための事業の提案の実施の可能性を示唆し、「全体の歳出規模は相応の規模となる見込みである」としています。電波の有効利用のための新たな業務の必要性は否定しませんが、それらの業務が、電波利用共益事務としてふさわしいものかどうか、必要性や効果を精査し、むやみに用途が拡大することの無いよう歳出の抑制に努め、無線局免許人の負担を軽減するように要望します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| 82 | (株)テレビユー山形 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 現行の電波利用料制度の枠組みは適切であり、無線局免許人に共益費用以上の負担を求めるべきではないと考えます。 | 電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に行担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないものと考えます。 |

| | | | | | 【放送事業者】 | |
|----|------------|---------------------------|------------------|-------------------|---|---|
| 83 | (株)テレビユー山形 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 電波利用料の見直しのたびに料額が増加するのは、従来の激変緩和措置を適用されたとしても経営上の負担となりがねません。放送用周波数帯域の利用価値や逼迫度に大きな変化がないことを踏まえて負担の軽減をはかっていただくことを望みます。また、今回の報告書では、利用料負担の増加にあたっての「激変緩和措置」に関する言及がありませんが、「激変緩和措置」は、維持していただくことを希望します。 | 具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 84 | (株)テレビユー山形 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 放送について、次期料額算定期間においても、現行の特性係数を維持することが適当との考え方が示されたことは妥当と考えます。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 85 | (株)テレビ熊本 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 本報告書の第3章-2-(2)において、電波の利用状況を評価する際に「社会的重要性」も評価する必要があるとされています。希少な電波資源を新たに割り当てられる場合に、経済的価値だけを判断基準とすることは、将来高い収益が見込まれるサービスを行う無線局が優先され、公共性が高いものの収益性の低い無線局が劣後することになります。特に、基幹放送局およびその番組制作に欠かせない放送事業用無線局については非常災害時等における情報ライフラインとして国民生活に欠かせないものであり、経済的価値だけを踏まえた割り当てが制度の対象とすべきではないと考えます。 | 【放送事業者】 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 |
| 86 | (株)テレビ熊本 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 過去の失敗事例やサービスの低下を懸念した意見を尊重し、今回制度化を見送ったことは適切であると考えます。入札金額の多寡のみによって割当事業者を決める競り上げによるオークション制度は、特に公共的な使命を帯びた放送用周波数の割り当てにはなじまず、不適切な事業者の参入や、費用回収のための設備投資抑制、番組内容の質の低下によって国民生活に大きな影響を及ぼす危険性があります。 | 【放送事業者】 オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| 87 | (株)テレビ熊本 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | 今後さらに周波数が逼迫し、周波数共用が重要になることは理解できます。原案にある「社会的役割を踏まえた上で」という点は適切だと思いますが、「実運用に影響のない範囲で一定の干渉を許容し合う」という部分については、実運用への影響の有無の判断が難しく、特に地上デジタル放送は混信を受けるとデジタル特有のクリフエフェクトによる映像・音声の断が発生するほか、各中継局では混信対策を行う機器を導入して放送を行っているため、これ以上の混信を受ければ放送の維持とエリア確保が難しいことから、慎重な議論・検証が必要です。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。 |
| 88 | (株)テレビ熊本 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 地震や水害など、非常事態の発生もしくはそれらの発生が想定される際、国民を守るための情報ライフラインとして、基幹放送局およびそれと一体となって使用される放送業務用無線局の社会的重要性はきわめて高いものです。電波の利用状況調査において、この社会的重要性が電波の有効利用率の評価とは別に評価される方針が示されたことは適切であると考えます。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 89 | (株)テレビ熊本 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | (P.146) 「暮らしを支える労働力不足」、「地域経済の縮小」、「災害の頻発」などの地域が抱える課題を解決し、地域活性化を実現するためには、IoT、Wi-Fiといった無線システムの高度な利活用や災害時における確実な情報伝達を可能とする無線システムの耐災害性の向上が求められている。地域における平時・災害時の周波数の有効利用を推進するため、以下の施策を実施する。 ✓ 高速・大容量無線局の前提となる伝送路の整備が進まない条件不利地域等において、拠点地点までの事業者等による伝送路整備の支援 ✓ 大規模災害時における効率的な情報伝達を行うため、地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援 少子高齢化が進む我が国において、特に地方においてそのスピードが早くなっています。原案で述べられた「労働力不足」「地域経済の縮小」「災害の頻発」は、とりわけ地方にとって大きな課題です。そのような状況下、原案にある二つの施策は、特に地方にとって歓迎すべきものと考えます。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 90 | (株)テレビ熊本 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 放送の特性係数について、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当との方針が示されたのは極めて妥当と考えます。ただ、特性係数が維持されても、他の制度変更によって放送事業者の負担額が増加すれば、制度本来の目的が達成されないことから、放送事業者の負担額が極端に増額とならないよう、強く要望します。そのために、電波利用料の増加率を一定の範囲に抑えるような激変緩和措置を制度的に設けることが必要と考えます。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |

| | | | | | | |
|----|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---|--|
| 91 | (公社)自動車技術会 ワイヤレス給電システム技術部門委員会 | 第2章 電波利用の将来像と実現方策 | 3. 2030年代の革新的な電波エコシステムの実現 | (4) ワイヤレス電力伝送システム | 2030年ないし2040年頃までの意欲的な実現イメージを示しておられ、大いに賛同するものであります。実現イメージ、想定される技術例、ワイヤレス電力伝送における課題を示していただきました。この点、2015年(平成27年)5月に内閣府SIPの「次世代パワーエレクトロニクス」(大森PD.堀サブPD)の中に設置された「道路交通への適用検討ワーキンググループ」において、三菱総合研究所を事務局とし、当技術部門委員会の委員も協力して策定した「2030年道路交通へのパワエレ適用ロードマップ(案)」では乗用車ないし公共車両につき走行中給電を含む非接触給電の将来の姿につき2050年頃までのタイムスパンで社会情勢、ビジネスモデル、インフラからデバイス関連材料までも視野に入れ検討を加えております。加えて(公益社団法人)自動車技術会では2018年5月に2050年チャレンジ宣言を行い、将来動向分野の中で当技術部門員会として、停車中および走行中ワイヤレス充電に関し、2050年までの技術ロードマップを公表しております。ぜひこれらのロードマップを関連の皆様で共有いただき、ワイヤレス電力伝送から見た道路交通のあるべき姿の実現プロセス構築に進んでいただきたいと希望します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 92 | (公社)自動車技術会 ワイヤレス給電システム技術部門委員会 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (1) ワイヤレス電力伝送に係る制度整備 | 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討の中で、空間伝送型ワイヤレス電力伝送の制度整備について検討していただいております。その点、近接結合型と空間伝送型を問わず、エアギャップの長短はあるとしても、空間を介しエネルギー(情報通信ではなく)を伝送するという点ではいづれも電磁波利用の新しい側面であると思料いたします。またEVとりわけバス、トラック等の大電力の走行中給電にマイクロ波のビームを制御し活用する研究・提案も行われております。既にEV等へのワイヤレス電力伝送システムは長波帯を利用した技術基準を省令で定めていただき、型式指定による簡易な方法での運用を可能にさせていただきました。空間伝送型ワイヤレス電力伝送につきましても健全な利活用と普及の促進を図るべく、近接結合型と同程度の簡易な運用・許認可方式のご検討を期待しております。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 93 | (公社)自動車技術会 ワイヤレス給電システム技術部門委員会 | その他 | | | 今般2030年ないし2040年までをも見直し、今後長期的に日本の進むべき道について示唆に富む、報告書(案)をまとめていただきご尽力に敬意を表し感謝いたします。当技術部門委員会は、国際的には2007年のMITによる磁界共振の発表を受け、国内では2009年(平成21年)電波新産業創出戦略の中で家庭内ワイヤレスの一環としてワイヤレス電力伝送を取り上げていただいたことを契機に、自動車業界におけるEV等のワイヤレス充電への関心の高まりを受け、2011年1月に設置されて以来、オールジャパンとしてこの新しい技術につき所属の枠を超え忌憚のない意見交換と産業化を目指して自動車技術会の技術部門員会として活動を続けています。とりわけ2015年(平成27年)5月には「2030年道路交通へのパワエレ適用ロードマップ(案)」の策定に協力し、その後、2018年5月には「2050年までの走行中ならびに停車中のワイヤレス給電技術ロードマップ」を自動車技術会2050年チャレンジ宣言の中で公表しております。加えて本年(2018年)10月に神戸で開催予定のEVS31/EVTeC2018においてワイヤレス電力伝送に関し特別セッションを設定し国内外から走行中給電を含む18件の発表を予定しており、世界の自動車産業に日本のアクティビティの高さをアピールする絶好の機会となること期待し活動しております。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 94 | 日本放送協会 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 周波数利用状況調査の評価にあたっては、単に当該周波数の利用頻度や利用時間の実績だけで評価するのではなく、視聴者への影響や、非常災害時における国民の生命、財産の保護への寄与、公共性等を考慮した上で実施されることを要望します。 | 利用状況調査の評価については、周波数の利用頻度等の電波の有効利用の度合いに加えて、運用管理取組状況や社会的重要性も踏まえた、総合評価とすることが適当と考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 95 | 日本放送協会 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (2) 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設 | 周波数移行は、対象となる無線局の種類や局数、運用状況によって、必要な期間や経費も大きく異なります。終了促進措置等の実施にあたっては、これらを考慮し、円滑な移行が担保されることが大前提です。新たなインセンティブの拡充・創設は、当事者間の調整が複雑化し、無線局の計画的な運用や移行整備に着手できなくなるなど、結果として周波数移行が遅延する懸念もあり、迅速な移行のためには必ずしも有効とならない可能性があります。以上のことから、今までと同様に、700MHz帯の周波数移行で迅速な移行に実績のある現行の終了促進措置制度の下で周波数移行を進める考え方に賛成です。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 96 | 日本放送協会 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | 一定の干渉を許容する「周波数共用基準(干渉許容基準)」の策定にあたっては、視聴者へのサービスが低下しないよう、各無線システムの運用特性や社会的役割、求められる品質・信頼性も考慮すると共に、全国の実測調査や受信機性能調査、技術試験の結果等も踏まえた十分な検討が不可欠と考えます。また、今後、免許不要局の運用拡大や周波数共用が複雑化していく場合に、第三者機関による運用調整スキームや電波監視体制の強化、混信発生時の通報・管理体制の構築が重要と考えます。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 97 | 日本放送協会 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | ひび帯域の区分見直しや携帯電話の特性係数の適用拡大により、放送事業者をはじめ携帯電話以外の事業者の電波利用料負担の増大が見込まれます。電波利用料の大幅な増額や頻繁な料額改定は、公共放送としての事業運営に支障を及ぼす恐れもあります。制度の見直しと具体料額の算定にあたっては、放送事業者に過度の負担とならぬよう要望すると共に、電波利用料の用途を無線局免許人全体の受益に真に必要なものに限定し歳出を一定規模に抑制していくことが重要と考えます。 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 98 | 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 | 全体 | | | 電波有効利用成長戦略懇談会 報告書(案)の内容に賛同いたします。特に公共用周波数の有効利用方策につきましては、ヒアリング結果も踏まえた内容となっており、妥当なものであると考えております。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【その他】 | |

| | | | | | | |
|-----|-------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|--|---|
| 99 | 国立天文台 電波天文周波数小委員会 | 全体 | | | 国民の共有財産である電波資源を最大限活用する取り組みは日本の将来のために望ましく、今回発表になった電波有効利用成長戦略懇談会報告書(案)は大変貴重な資料と拝読いたしました。一方、私共、受動業務(電波天文、測地など電波を発信しない業務)の観点からは、受動業務に関する記述がない様に思え、成長の定義が能動業務観点からのみに偏っている可能性を感じました。日本がこれまで経験した経済成長と環境保護の両立と似た課題が電波の分野にも存在し、今後も課題であり続けると予想いたします。受動業務も日本の将来のために貢献する業務であり、受動業務の有効活用も視野に含めた今後のご検討を望みます。 【その他】 | 能動業務と受動業務の両立については、今後の検討が必要と考えられます。 |
| 100 | (株)テレビ宮崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み | 第3章 P68～ 1. 周波数割当の制度の見直し (1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み 電波有効利用に関して、周波数の返上等や移行の具体策を議論することは賛成ですが、経済的価値のみを過度に重視した検討に偏らないようにするとともに、返上等や移行は強制的ではなく既存事業者の自主性に委ねられるべきであると考えます。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 |
| 101 | (株)テレビ宮崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | P74～(3) 割当手法の抜本的見直し 電波オークション制度については、海外事例の研究等や、目的、効果、メリット・デメリットを議論した上で検討すべきであると考えます。また電波利用料制度はこれまで総務省と放送事業者、通信事業者などと長い議論を重ねて築き上げてきた制度であり、これまでの議論が反故にならないよう時間をかけて慎重に検討すべきであると考えます。 【放送事業者】 | オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。また電波利用料制度について、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 102 | (株)テレビ宮崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | P157～(3) 電波利用料負担の適正化 (ii) 電波利用料の特性係数の在り方 ローカル局は、地域情報発信の公共的役割を果たし地方創生にも大きく貢献しております。放送事業者の負担額がさらに増額になればこれらが達成されない可能性が出てくるため、引き続き公共的役割を果たすためできる限り負担の軽減を要望します。 【放送事業者】 | 具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 103 | 個人⑩ | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 3. 2030年代の革新的な電波エコシステムの実現 | (4) ワイヤレス電力伝送システム | 報告書案3(4)節と4(1)節で詳細に言及されているWPTIに関して意見申し上げます。WPTIはエネルギー伝送を目的とする一方、通信システムは信号伝送を目的としており、アプリケーションや電波の物理的特性がかなり異なるため、周波数割当に関し特有の対応が必要と考えます。近接結合型ワイヤレス電力伝送[1]と空間伝送型ワイヤレス電力伝送[2]のいずれも、優先または専用帯域の指定が望ましいと考えます。 [1]に関しては、既存無線機器への影響の検討が詳細に行われた結果、モバイル機器向けに6.78MHz帯域が、また、電気自動車向けに85kHz帯域が割当てられました。これらの割当にあたっては、提案された技術条件をもとに、電波妨害波の許容値や電波防護指針への適合性の確認が行われ、周波数帯については国内および国際的周波数情勢を精査し他の無線機器との周波数共用検討が行われ、利害関係者との長期にわたる協議の結果、技術的条件が合意されました。今後、新たな[1]タイプのWPTも可能な限りこれらの帯域を使用すること、および、同様の協議プロセスを適用することで、他の無線機器との干渉を減らすことが容易になります。日本はこれらの帯域をITU-RやAPTで提案しており、周波数の国際協調議論が進行中です。今後出てくるであろう他の新提案帯域にも同様の手順が必要です。この[1]の検討プロセスをモデルケースとして今後も踏襲するとともに、WPTの優先的または専用の帯域の指定が検討されるべきです。 その一方で、[2]の周波数帯域として検討中の920MHz帯、2.45GHz帯、5.7GHz帯および隣接帯域の使用は逼迫しており、さらにエネルギーそのものの伝送を目的とするWPTは既存無線機器へ影響を与えやすく、慎重に周波数共用を評価する必要があります。[1]と同様に、周波数候補の検討手順が[2]でも行われ、他無線機器への影響を低く抑えることのできる周波数帯域を特定し、優先または専用帯域として指定し、必要に応じて適切な周波数移行措置がとられるべきと考えます。その際に[2]を「無線設備」を基本として規律する考え方に賛同します。これらの手順なしでは、新たなWPTは適切な周波数を確保できず、制度化・規格化・事業化は困難に直面するでしょう。 【個人】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 104 | 信州大学環境磁界発電プロジェクト | その他 | | | 【提案】法規制緩和によるICNIRP2010ガイドライン値以下の環境磁界(あるいは1W以下の電力)回収・利用についてもご検討頂けると光栄です。 【概要】環境発電と非接触給電の両者の利点を活用可能な環境磁界発電を提案しています。 世界に先駆けて提案してきましたが、諸外国の開発動向例が増えてきました。提案がお認め頂ければ、日本に張り巡らされた電力線網を送電コイル(エネルギー源)として活用できます。ピコド5GやSociety 5.0の実現にも有用な技術と考えています。 【参考資料】 (1) 解説記事の一例(ダウンロード可) https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsaem/24/1/24_1/_article/-char/ja/ (2) 環境磁界発電の著書(AEM学会著作賞受賞) https://www.it-book.co.jp/books/060.html (3) 信州大学田代研究室ホームページ(日本語。環境磁界発電を含む) http://www.shinshu-u.ac.jp/project/kankyojikai/ (3) 環境磁界発電ホームページ(主に英語での記述) http://www.shinshu-u.ac.jp/project/kankyojikai/ 【その他】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |

| | | | | | | |
|-----|---------------|---------------------------|-----------------------|---------------------------|---|--|
| 105 | 山口放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | P131 電波遮蔽対策事業 当社は民放ラジオ難聴解消支援事業として、AMラジオの災害対策に加えラジオ難聴対策としてFM補完放送を開始していますが、鉄道トンネルや道路トンネルなどの電波が遮へいされる場所では聴取できないため、利用者の利便性向上や安心・安全の確保からも電波遮へい対策事業としてFM補完放送(ワイドFM)対策を強く要望します。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 106 | 山口放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | P140 電波資源拡大のための研究開発、周波数ひっ迫対策のための技術試験事務 新たな地上波放送サービスを実現するためには、放送方式の策定や受信機対応などの課題が多く、これらを解決するためには電波利用料を使った技術試験事務による継続的な実施を要望します。 ホワイトスペースの利用拡大については、既存受信者に最大限の配慮をお願いします。 【放送事業者】 | 技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 107 | 山口放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 地上ラジオ放送の使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことや、今後AM放送とFM補完放送の電波利用料が二重負担となってくることを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。 【放送事業者】 | 具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 108 | (株)シーエスファーム | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | 全面的に同意いたします。 周波数共用を可能とするデータベースシステム構築を速やかに進めていただき、都市部では逼迫しているがルーラルエリアでは使用されていないような周波数帯を有効利用できるようにしていただきたい。 【メーカー】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 109 | (株)シーエスファーム | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | | 「第3章 1. (6) 共用を前提とした割当て」に記述されている ダイナミックに共用するシステムの開発・運用を、本項(利用方策の項)にも記述していただきたいと思います。特に地域BWAのみに項が設けられておりますが、既出項では「まずは5G用の周波数帯、地域BWAに割り当てられている周波数帯及び地上デジタルテレビ放送用の周波数帯について、速やかに高度な周波数共用のための検証を行い、順次周波数の共用を進めていくことが適当。」と記載されておりますが、本項では地域BWAに対してのみの記載となっております。地域BWA以外の周波数帯の記述も追記いただければと存じます。 【メーカー】 | 本項においては、特に、地域BWAの異なる周波数有効利用を推進するための課題及び考え方について記載しているものであり、第3章1. (6)の「共用を前提とした割当て」にある地域BWA以外については、特段記載する必要はないと考えるため、原案のままいたします。 |
| 110 | (株)シーエスファーム | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (4) 提案を踏まえたV-High 帯域の用途決定 | 内容について全面的に同意いたします。 利用空白帯域が長期間継続することの経済的損失、機会損失は多大なものと感じます。早急に具体的検討を進めていただきたいと思います。 【メーカー】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 111 | 公正取引委員会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 【意見】 携帯電話用の周波数の割当てにおける、新たな割当手法における評価に当たっても、MVNOの促進を審査項目とすべきである。この審査項目においては、MNOごとの接続料の水準や、これまでの程度接続料を低下させてきたか、MVNOを通じたサービスの提供をどの程度行ってきたかなども考慮要素とすべきである。 【理由】 携帯電話市場において、MNO間の競争が十分でない中、MVNOを通じて当該市場の競争を活性化させるため、MNOが接続料を引き下げ、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを持つような制度設計を行うことが必要であると考えられるため。 【その他】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。 |
| 112 | 高知県商工労働部産業創造課 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (3) 公共用周波数の再編・民間共用の推進 | 公共BB(ブロードバンド移動通信システム)の「(ア)現状」、および「(イ) 更なる利用促進方策や制度上の課題に関する報告内容」には、適切な分析、及び求められる方策、要望が提示されていると考えられることから、当該報告書(案)の記載に賛同する。 全国に先駆けて高齢化と人口減少が進行している本県では、あらゆる産業の担い手不足が大きな課題となっており、一人あたりの生産性を高めていくことが必要不可欠となっている。また、南海トラフ地震対策や中山間地域における医療や福祉、教育など、様々な問題を抱えており、これらの問題の解決のため、IoTなどの先端技術の活用を積極的に進めている。 これらの取り組みの一環として、市町村からの委託を受けて、森林組合などの林業事業者が山間部で実施する地籍調査の効率化を図るために、ICT/IoT技術の積極活用の検討を進めている。 山林を所有する地権者の高齢化に伴い、地籍調査に必要な土地の境界確定を行う際に、地権者自らが森林奥地に足を踏み入れることが困難となっており、公衆回線網(LTE)などのサービスが提供されない広域エリアにおいて、現地状況を映像伝送可能な無線方式の導入が必須となっている。このような状況下、実証トライアルを含め、VHF帯を利用する公共ブロードバンド移動無線システムの有効性が確認されつつある。 森林は木材生産機能だけでなく、土砂災害の防止や水源の涵養といった公益的機能も有しており、この機能を維持するためには、山林の境界確定作業を効率化し、その後の森林施策を迅速かつ適切に実施することが全国的に求められている。 以上の状況を鑑み、公共ブロードバンド移動無線システムの林業事業者等の公共性・公益性の高い業務への柔軟な周波数割当を要望する。また、利用形態として、国機関等との相互接続を主眼とする「共通波」運用を伴わないことから、共通波実装を不要とする「主運用波等の1波運用」の早期の制度化、割当を要望する。 | 公共ブロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において検討されるものと考えます。 |

【その他】

デジタル化ラジオ放送(95~108MHzの間)の問題は色々考えたがNHKが主体になって、民間放送を含めてデジタル化するとことが災害対策にもなると思うがなあ。自動車で走っていて地震等にあった時には、ここはどれだけの標高でどう行動しないとダメか、全部分かれば被害はかなり減ると思うがなあ。水害でもなあ。ダムからの放流を流せば自動車やあるいはデジタル化したラジオ放送、例えば空いている200MHz帯の受信機でも聴けるからなあ。デジタル化したラジオや200MHz帯の送受信機を普及させないといけない。この話はそんなにお金はかからないと思う。同じラジオ送信機をたくさん作って、放送局の中継所のある場所に置けば良いのだからなあ。このポイントも一気にたくさん作って国民がデジタル化したラジオを使ってもらうことだなあ。これならばAMラジオやFM放送を含めてデジタル化できると思うがなあ。今の放送局でまずまずの利益を上げているのは受信料を収入のNHKだけだ。NHKも一肌脱いだら受信料の使い道に防災情報を入れたことになるからなあ。やはり放送の多様化が必要だからなあ。災害時には1つのチャンネルを防災情報の発信だけに使うと良いなあ。それだけ広い帯域(13MHzもの帯域)がデジタルラジオにはあるからなあ。

NHKの「ホームページ」で見てくれると言っても、高齢者は「ホームページ」って何ってなるからなあ。被災者になるのはお年寄りが多いから「ホームページ」は彼らにしたら見るのが難しいが、これならばチャンネルを増やして専用チャンネルにすることも可能だしなあ。最初は民間放送やアマネクチャンネルだったが、これならばみんなを救えると思ってなあ。民間のラジオ放送をどうするのか。IP化は民間のラジオ放送やNHKの放送を含めてなあ。周波数の節約にもなるしなあ。節約するほどでもないが、まとまれば何かには使えるからなあ。アマネクチャンネルはあんまりうまくいってないと思うが、民間放送はインターネットにCMを取られて低迷。1990年頃と比べて売上高が大方半減しているみたい。そこにアマネクチャンネルが参入したと思うように伸びない。ほとんどのラジオ放送の屋間はドライバー向けにやっている。ラジオが聴かれなくなって久しいが、防災情報はラジオと思っている人は多い。それよりも普及しない地上デジタル音声放送。全部ここに収容可能だが、AM放送はFMラジオ化で終わりかしようとしていることだなあ。CMが少なくて投資ができないのではないかと考えてなあ。ここはNHKが一肌脱いでくれと言いたいなあ。国民は視聴料を支払っているからなあ。それもほぼ強制的になあ。インターネットで放送を流してもいいが、多様な方法で聴けることが災害時には必要だからなあ。何ルートも方式でつながっている方がなあ。どの方法かではつながら。今年の西日本豪雨でもダム放流もサイレンとか車で回ったというが、雨の音にかき消されてみんな知らなかった。多様化が必要なんだなあ。電力の供給にもIoTだなあ。モノのインターネット接続の意味あらゆるのがインターネットにつながる。太陽光発電は同じ配電線内(低圧部と柱上変圧器で結ばれる高圧程度)で使われることが多い。価値の高いエネルギーだなあ。屋間の人がよく動く時間に発電するからなあ。特に蓄電池を付けてIoTと組み合わせるとなあ。今は数が少ないから低圧でほぼ使い切れる。隣の家に送るだけ。たったそれだけで1kw時で10円以上(家庭用は20円くらい)稼げる。自然エネルギーは買い取り制で電力会社は幾らで支払っているかもオープンにしていない。今は1kw時が48円で買った(形上は四国電力が支払っている)がなあ。

例えば7月分の請求額は9751円。そのうち再エネ発電賦課金が1247円。すでに賦課金が無視できない金額。これを安くするには太陽光発電を原価みてなあ。これからは1kw時が26円なら電力会社から買おうが発電した電気を使うのがあんまり変わらない。おそらく15年で採算に合わすならば、売電の金額もなあ。例えば、三菱が販売している2.3kwの太陽光発電システムの値段は税込込み786240円。金利2.45%で全額借金して買うとなあ。月々5700円を119回、初回は8981円。ボーナス20回10000円ずつ支払う。支払い総額が887281円。年間発電量は2608kw時。10年で26080kw時になる。

$887281 \div 26080 = 34円01銭$
となるが、15年で支払う(償却)としたらなあ。 $2608 \times 15 = 39120$ kw時となり、 $887281 \div 39120 = 22円68銭$ で、今の電力会社の価格を下回る。小さい太陽光発電システムは主たるものが売れるよりも自家消費用になると思うがなあ。10年後には蓄電池も付けてなあ。そういう家が増えると家庭用の販売電力量が減るということになる。売電はあくまでサブということだなあ。蓄電池が安くなれば電力会社にも本当は良いが、今の価格では買う気にはならん。これは政府が原発再稼働をさせるためにしていると思う。経産省の委員には10年以降の買取価格をゼロにしろとかいう主張もあるみたい。やり方が汚い。福島第一原発の事故が起きたのは、まぎれもない事実だからなあ。細かな原因もよくわからん。揺れが原因ではないかと今もいわれている。原因究明もされてないのに原発再稼働はありえない。多くの人も不安視しているし、原発は不要という議論も多い。これから自動車は電気自動車に変わろうとしているが、蓄電池が高いと日本は自動車市場から取り残される。どんなに頑張ってもそう長く、こんな状態は続かないと思うがなあ。無理な政策を続けると衰えるのはメーカーが困り、雇用が失われて非正規雇用になるということになる。シャープは国内から研究部門を除き日本からは撤退するみたい。こうした事例が増えるだろうなあ。今の価格では蓄電池は売れない。おそらく、2020年の発送電分離が変革点になると思うがなあ。建前的にどれだけ今の電力会社が発電と送電を分離できるかという問題だなあ。これもオープンな議論が必要になると思うがなあ。太陽光発電システムは2020年以降も値下がりして、工場用電力も屋根につけた太陽光発電システムで大方賄えるようになると思うがなあ。だって、中東のサウジアラビアでは1kw時が2円50銭の電気があるからなあ。あるいは南米のペルーの砂漠の太陽光発電システムには四国電力をお金を一部出してたと記憶している。これも確か安かった。もし南米と直流送電網で結べたら日本が夜の時は南米から送られてた電気を使う。反対に日本が屋間には南米に電気を送る。これが完全な解決策だろうなあ。通信の光ファイバーは世界にまたがり使われている。直流送電網ができない理由がない。国の本気度が問われる。新しい強電用の素子を開発されているから、うまく使えたらなあ。自動車産業をうまくやろうと思うと蓄電池や自動運転車だろう。それなのに幾ら稼いでも原発再稼働で消えているように思うがなあ。何千億も原発再稼働にお金がかかる。この調子ならここ数年内に原発再稼働は危なくなるかもしれないなあ。理由は国会改革。小泉進次郎が進めたい国会改革なあ。原発再稼働には触れてなかったがなあ。文藝春秋8月号に出ていた。なかなか良い案だなあ。やはり国会改革をやらんとなあ。国会を3つに分けてなあ。1つは森友・家計問題みたいなスキャンダルを別の国会の機関で扱う。だが審議は止めない。森友・家計問題等だけ扱ったから本当にしないといけない審議ができなかったではないかと思ってるなあ。それを国民に非難された結果が一連の選挙結果だなあ。これが大切な点だなあ。それに閣僚(大臣等)は内閣府の人。行政機関の長。国会は立法府。歴然と分けてなあ。閣僚は国会議員ではあるがなあ。毎日閣僚は国会に出てこなくても構わない。行政機関の仕事があるでしょう。アメリカやイギリス等ではあんまり国会には出席しない。その代わりに党首会談を行う。お互いに意見を話し合っ政策を国民に見てもらおう。党首会談は森友・家計問題は別にスキャンダル部会が何かで扱うのでこの場では扱わない。それが選挙につながるようになあ。与野党は政策議論で勝負してくれということだなあ。そうしたメリハリがないから野党も支持が得られない。国民は森友・家計問題は長年追求しても選挙では負け続けた。なぜと思わないとなあ。何度選挙をしてもなあ。これでは自民党の天下が続く。

政治家は与党も野党も小泉進次郎氏等の話も聞くことだ。今までのやり方では自民党の天下は続くということになる。政策で争わん限りはなあ。それと官僚関係では電子ファイルを使えば印刷しなくても良くなり手間がかからなくなる。電車ファイルをそのまま国会議員に渡す。タブレット端末を持っていれば議員は簡単に見られるからなあ。紙を国会からなくすということだ。若いからこうしたアイデアが出る。それは多分教育現場でもなあ。タブレットを生徒に渡したら先生は早く帰れると思ってなあ。色んな分野でタブレット端末を使えばなあ。人生も変わるし、社会もそれを変えられる。IoTとはそういうことではないかなあ。私も文藝春秋8月号でそこだけは読んだ。今は読む時間がない。それと私の考えだが、衆・参共に非常に似た選挙制度だ。例えば衆議院は完全な1選挙区制にして1人の議員のみを選ぶ(都市部の議員の数を増やすが比例はなくする。)が、参議院はブロック制か全国区一本にするとかなあ。こうした論議もしないとなあ。それと選ばれた国会議員は地元利益誘導はしないことだ。あの人がいたから鉄道や高速道路が伸びたとかいうのは、国民の恥だ。利益誘導のための選挙かということになる。次に電話機が幾らするか見てみた。これは販売されていた電話機だ。本当に機能を絞った電気機は3000円くらい(税込み3002円)だ。何にも機能がないとなあ。多分、スピーカーは多分付いているのかなあ。これをベースに無線化(例えば空いている200MHz帯を使う)したら5000円程度かなあ。それに同報端末の戸別端末機能(例えば200MHz帯の受信機)をつけてもなあ。大量生産ができるかどうかポイントだ。仮に1億台作るとしたら幾らになるかなあ。全世帯と事業所、自動車に付ける。仮にNTTが全世帯につけるとしたら、5000円で作って配れると思う。それを業者がみんなまでつけてその料金をNTTや市町村(防災行政無線の端末機能が付いているからなあ)が支払えばなあ。仮に10000円を支払っても、5年で償却するとしても60回払い。月々167円程。月々200円も支払えばなあ。市町村は5年したら同報端末の償却分は終わり。相当に早い償却だろう。それに同報親局は必要なくなりデジタル化ラジオでも代替できる。これなら同報無線がなくてもデジタルラジオで代替できるからなあ。必要な人はテレビにつなぐことも可能だ。テレビのデータ放送みたいになあ。市町村の負担軽減だろう。その分は高齢者福祉や教育とかに使える。メタリックケーブルがなくなるからなあ。これの保守代が高いが、それがなくなるから本来無線化は安くなるんだ。無線化したらメタリックケーブルは完全に不要となり、空いたどう道や管路に強電用のケーブルを通せば、電力会社が使わせない電力用ケーブルの代替ができるとしてなあ。今グタグタもめていることも解決する。NTTも電力会社等に市場を相当に奪われたからなあ。今度は電力市場を少しだけ奪う。再生エネルギーをどう道や管路で運ぶとともに高圧需要や特別高圧もいただくことになるかなあ。完全な電力自由化は適正な競争ができる状態にならないとなあ。NTTのどう道や管路を電柱をうまく使えばなあ。電柱の約半分はNTTが建てたことになっているからなあ。おそらくその過程で今の電力会社は国民本位にならざるを得なくなる。日本が負け続けた理由は革新的なものの意見を封じて来たからではないかと思っなあ。1991年6月24日の郵政論文「過疎地における移動体通信の新システムと振興策について」を無視して、今みたいに負け続けている。この中には本文にはないが、補足資料の中に1990年末の無線局の状況もあるし、端末の生産台数の資料を書いている。国内で1000万台。全世界で1億台。今思えばとても控えめな数字だ。今は世界中で携帯電話は10億台以上。でも日本の全無線局数が625万5千台の時に書いたのです。ここでも過疎地ということで150MHz帯と400MHz帯を使うということで書いています。当然にムアアの法則もDRAMを例に書いているなあ。1990年にバングラデシュを襲った台風の被害もなあ。ここに書いてあるのはこの方式は発展途上国に必要ではないかかなあ。これも当たっていたら。今は固定電話は銅が必要なので発電途上国では絶望的と書いているが携帯電話なら使えるし、現実に使っている。それは経費的に無線は安いということだ。だからこそ無線の規制緩和が必要なんだ。私はそれを30年言ってきた。1991年に電気、ガス、水道の自動検診、自動販売機の数量把握、ビニールハウスの温度管理、雨量等の気象データ、移動体での販売情報のデータ伝送(今の販売時点管理システム POSシステム)、そこそこ全部入ることを考えていた。ついでに最後に電波利用料を600億円を見込んでいた。これさえ当ててしまったなあ。

頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

| | | | | | | |
|-----|---------|---------------------------|------------------|-------------------|---|--|
| | | | | | <p>電波利用料が国民を納得させたかどうかは別にしてな。これほど当たったのではないと思うがな。この論文を隠して衰えた日本の姿が重なると思ってな。1つ間違えたのは人口の威力だな。最後は人口が多い国がGDPは大きくなる。これは先進国、発展途上国を問わずにな。一時的なことはあってな。それと1991年はまだバブル期。日本経済を甘くみていた。その後に関わり長い平成不況。来年に始まる新しい天皇陛下のもとでは景気が回復することを望むだけだ。保存した写真(2018年7月31日エディオンの電話機の値段)</p> <p>[追伸]</p> <p>まあ、1991年6月24日の郵政論文「過疎地における移動体通信の新システムと振興策について」に書いたことは無料で提供したいが、2009年10月7日にこのお金を要求して、心療内科のお医者さんを多分に死に追いやってる。それでお医者さんの遺族に相応のことをしてあげたいと思うし、姉があんまり豊かではないみたい。子供にはあまり世話にはなりたくないみたい。その辺りを考慮して頂ければ幸いです。確かに私は何とか生きられそうだからな。与えるものの多いことは幸せではないかと思ってな。しかしこの論文は不幸を産んだのも事実だからな。私にとっても早く辞めたこれが理由だからな。意地を張ったのも自分は正しいという信念があったからだな。退職する事で何千万円を損をしたがな。第三者の目がないとやってる人はこれは間違いではないかとは考えないみたいだな。これだけ携帯電話で負け続けてもな。自分は関係ないと考えるのだからな。それがあからさまに今こうやって考えて言える。年金や自分が住んでいたマンションを人に貸してな。貯金してもあの世に行く時は何も持っていけない。私はそう思ってな。余れば世界には不幸な人がいる。そうしたところにも寄付をしたいと思ってな。人が増えすぎたのは事実だが、個々の人には罪はないからな。猫も3匹いるから旅行にも行けんしな。猫たちはみんな帰りを待っていたみたい。佐渡旅行から帰って思ったことだ。猫の蚤取りにも忙しい。蚤取り櫛で1匹ずつとってやる。でも猫がいる生活は幸せだな。普通の人とは異なる感覚かも知れないが、私は発達障害者だから仕方ない。好きなことはトコトコやるが嫌いなことはしない。そういえば娘も未だに金を奪っていくがな。それも一つかな。でも毎日買っている刺身はほとんど半額品だな。猫にやらないと行けないからな。刺身は猫が半分以上食べる。今も働いていても不思議ではないが、辞めた理由の多くはパワハラに近いからな。病気休暇が取れなくなったことだ。別にキチツリと仕事をして(私の仕事のスピードは普通の人の2倍程度)な。だから午後には寝ていることが多かった。その辺りをグズグズと言われてもな。疲れる速度はみんなとおなじ仕事の分量で決まる。ふと昔のことが思い出されてな。人は恨むつもりはないが、普通に仕事をしていたらそれで良しにして欲しいな。処分も続けざまに2回食らったが、戒告にはできないみたい。人事院に持っていかれると困るみたい。訓告を2回続けてな。訓告なら人事院には持って行けないからな。それだけ第三者の目を恐れていた。この電波有効利用成長戦略懇談会も内閣府に言われて嫌々作った。この懇談会も第三者の目で作られた。どうももう骨抜きが始まっているかも知れんな。毎日とはいかないがみないと。利害損得人がいないものまでパコメをかけているかも知れんな。そうした当たり前のこともあるが、電波法関係審査基準の見直しが出始めたな。まずは周波数のデジタル化を前提に電波法関係審査基準を見直すんだ。確かに周波数的には充分あるが、それでもデジタル化して大量に作らん限り無線機は安くならなからな。これがまだみんなには分かってないと思ってな。安くならんとすぐには変えられんのだな。逆に安くなったら時間を短くしても文句を言われぬ。だからこそ電波法関係審査基準は不要と言っている。民生品を使えば安いんだ。例えば、権限者が増えたような場合とかな。手間だけかかるとしてな。やはり私が見てないといけないかな。[追伸]がえらく長くなったな。とにかく一般の人が安く無線が使えるようにして欲しいだけだ。1991年6月24日の郵政論文「過疎地における移動体通信の新システムと振興策について」の本文の最後にも書いてあるがな。なお、この論文は私のホームページにある。古い論文の中にあるから読んで欲しいと思ってな。まあ、こうしたところにお金をかけているからな。</p> | |
| | | | | | 【個人】 | |
| 114 | 山形放送(株) | 全体 | | | <p>電波利用料がいわゆる共益費であるという大前提に立てば、その使途は、電波の有効利用のために必要な最小限のものにとどめるべきであり、電波の利用収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきでないと考えます。</p> <p>電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本的になじみません。放送用に割り当てられる帯域に価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。</p> <p>電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行について議論することは賛成です。ただし、返上や移行については強制的なものではなく、あくまでも既存事業者の自主性に委ねることを要望します。</p> | <p>・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。</p> <p>・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 115 | 山形放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | <p>調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対し過度な負担とならないような配慮を要望します。</p> | <p>報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとされており、具体的な変更については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 116 | 山形放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>「ホワイトスペースの一層の利用拡大」にあたっては、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 117 | 山形放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>今回、ひつ迫度が低い「470MHz以下」の区分を追加する方向性が示されたことは妥当な方針と考えます。ひつ迫度が低い「470MHz以下」である地上ラジオ放送等の電波利用料の軽減を要望します。</p> <p>また今回は、利用料額が大幅に増加する無線局に対する配慮としての激変緩和措置について触れられていませんが、安定した事業経営のために、継続を強く要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>また、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |

| | | | | | | |
|-----|------------------|---------------------------|------------------|-------------------------|---|--|
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 118 | 個人⑦ | その他 | | | このOAM多重がああ。やはりNTTが報道発表していたか。キチンと説明を映像で受けたらなんとなくわかったなあ。しかし、よくそんなことを考えたなあ。どうも基地局だけでなく、他の無線にも応用できそうだなあ。伝送量の拡大は帯域幅の拡大(ミリ波領域を使う)、空間多重ということか。空間多重こそがOAM多重ということだなあ。確かに右巻きと左巻きの電波の伝送は昔からあった。それを飛躍的に増やすのがOAM多重だなあ。よくまあ、そんなことを考えたと感心してなあ。詳しくはOAM多重で検索したら出てくる。5分間の映像が出てくる。確かに1.5倍ずつ10年間伸びたら60倍になる。この技術とミリ波を使えば軽く100倍にはなるなあ。それを使い常に8K伝送や16K伝送も可能だなあ。ハイビジョンの4倍が4K(通信量)だからなあ。その4倍が8K、さらに4倍が16Kだなあ。それを圧縮して送るのか。それなら遅延はないなあ。2030年にはそうになっているかも知れんあ。人の欲望には限りがないからなあ。その後も多分、サブミリ波等を使えばまだまだ伸びるなあ。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【個人】 |
| 119 | (一財)ITSサービス高度化機構 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | 5.8GHz帯は、既に我が国の道路社会に浸透しているETC・ETC2.0サービスとして利用が進められています。この5.8GHz帯に対応した路側機器は、全国の高速道路及び有料道路における料金所等に約3,000箇所以上設置され、ETC・ETC2.0を利用している車両は750万台/日を超え、我が国の重要な社会インフラとなっています。今後さらにETC・ETC2.0サービスは、普及・拡大していくものと考えております。自動運転用の無線システムを、5GHz帯で導入、運用するにあたっては、前述しました既存のETC・ETC2.0サービスの実施・展開状況を深慮頂き、同サービスに影響を与えないよう十分な考慮いただけると幸いです。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 120 | (株)TBSラジオ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み | 大地震など災害時において放送用・放送事業用無線は、我々の義務を果たす上で、非常に重要な設備と認識しております。従いまして、放送用・放送事業用周波数は、利用頻度のみに着目するのではなく、社会的重要度なども加味して評価される必要があり、縮減などの対象になることは適さないと考えます。 | 頂いた御意見は、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 121 | (株)TBSラジオ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 弊社は以前より、AM放送で使用されている中波帯域は音声放送の利用も含め需要が低いとの意見を述べております。今回、a群における周波数帯域ごとの経済的価値を、周波数の逼迫状況に応じて3区分とし、ラジオ放送が実施されている470MHz以下を区別されたことは妥当な方針と考えます。電波利用料の見直しの度に、料額が増加するのは、従来の激変緩和措置を適用されたとしても経営上の負担となりがねません。放送用周波数帯域の利用価値や、逼迫度に大きな変化が無いことを踏まえて、可能な限りの負担軽減をはかって頂くことを望みます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 122 | (株)TBSラジオ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | ラジオ放送はこれまで通り、大地震、災害時などにおける「ファーストインフォーマー」として、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に貢献し、社会的責務を果していると考えます。また、放送事業者については法律に定められた「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を遂行することを勘案し、特性係数の現状維持は極めて適切な措置と思えます。無線免許人にとって、電波利用料の料額の安定性・継続性は重要であると考えます。現行の制度では、自社が所有する無線局の特性係数に変化が無い場合でも、歳出の規模拡大などにより、料額が増加する可能性があります。致し方なく料額が増となる場合は、可能な限りの負担軽減をはかって頂くことを望みます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 123 | 名古屋テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 放送局は災害時の支援や国民の知る権利への対応等公共的な役割があり、放送局と放送事業用無線局については、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。経済的価値が過度に反映されると、国民の利益を阻害することになりかねず、そのようなことにならないようご検討をお願い致します。国民の利益の最大化を図ることが最も重要であり、申請する金額の多寡のみで割当事業者を決定するオークション制度についての懸念、及び動向の注視に留めることに賛同致します。 | 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 124 | 名古屋テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 放送局は、公共的な役割を果たしていくことで国民の利益に寄与しており、電波の有効利用という効率化の側面からのみ評価することは適切ではなく、災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性について、電波の有効利用度合とは別に評価することが適当との考えに賛同致します。無線局免許人の負担増を抑制することは非常に重要であると考えます。尚、放送局は電波を十分に有効利用しており、縮減等の対象にはならないと考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。放送用及び放送事業用の帯域に関する御意見については、総務省における今後の政策検討の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 125 | 名古屋テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 電波利用料が、電波利用料制度の共益費用としての位置付けであることを勘案すれば、歳入予算額と歳出予算額を一致させると共に、歳入、歳出規模共に抑制的にし、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底すべきであることは言うまでもありません。免許人、及び国民の利益に資する取り組みへの充当は必要ですが、電波利用共益目的として妥当かを子細に検討した上で、適切に判断するようお願い致します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |

| | | | | | | |
|-----|-------------|---------------------------|----------------|------------------|--|--|
| 126 | 名古屋テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>無線局の免許人等に対し、電波利用の公益費用以上の負担を求めるべきではなく、動向等の注視に留めることに賛同致します。</p> <p>携帯電話に「ウ:国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」「エ:国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」と2つの特性係数を適用すること、及び係数そのものの合理性について、十分な説明がされることを要望します。</p> <p>特性係数を放送局に適用していること、及び放送局と一体の放送事業用無線局にも適用していることは妥当であると考えます。制度、料額の継続性、安定性は、公共的な役割を担う放送局にとって非常に重要です。今後も、電波利用料制度の公益費用としての位置付けを踏まえ、特定の帯域において、経済的価値が過度に反映されることのないよう、配慮を要望します。特性に何ら変化がなくても、歳出規模の拡大や他者の特性係数の変動によって料額が増加すれば経営不安定要素になりかねず、また、放送局の審査要件である「サービスの継続性」にも影響を与え、国民の利益を損なう懸念もあります。放送事業者が負担する電波利用料が増額となることのないよう要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>また、特性係数「エ」(国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの)は、国民の生命、身体及安全及び財産の保護に著しく寄与するものについて、その公共性を勘案する趣旨であり、「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)は、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについて、その公共性を勘案する趣旨です。携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。</p> <p>なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 127 | 名古屋テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>免許不要局からの電波利用料徴収については、公平性を担保するためにも、電波利用ニーズの飛躍的な拡大が想定されることを踏まえても、早期検討が必要であると考えます。</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合には、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 128 | (株)高知放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>国民が持つ有限の財産である「電波」を放送局だけでなく、携帯電話会社をはじめとする企業の利用の拡大により、ひっ迫する帯域が出てきたため、いっそうの有効利用が求められていることに異存はありません。また、技術革新等に伴う電波利用の不断の見直しの必要性も認識しております。</p> <p>一方、私も地上波放送事業者は単なる営利企業ではなく、その公共的な責務を自覚し、健全な民主主義を実現するため、報道機関としての使命を担ってきました。その結果、電波利用料については、放送事業者に「4分の1」の減免措置が適用されてきたと考えております。そのため、電波の有効利用における周波数の返上や移行を進める際に、経済的価値、歳入の確保といった側面を重視した形での推進は、その公共性を鑑みてふさわしくないと考えます。また、電波利用料負担の適正化として、なぜ帯域区分の細分化が必要なのか不明確で、区分周波数の根拠も曖昧です。</p> <p>高知県は、台風等の災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで数多くの風水害などに見舞われ、先日の集中豪雨でも被害を受けました。また南海トラフ地震対策を官民協力して進めていくことも喫緊の課題です。県民の命を守る情報提供のために、ラジオ、テレビ一体のハード、ソフトの環境整備をますます充実していかなくてはなりません。電波利用制度においては、これからも経済的価値以上にライフラインとしての視点の重要性を意識した施策を要望します。あわせて、継続審議となっている電波利用オークション制度については、発災時の混信などの危惧もあるため、地上波放送用帯域への導入に反対します。</p> | <p>放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。</p> <p>オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 129 | 鹿児島県 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、LPWAやWi-Fi等の電波技術を利用したIoTサービス等の普及により、地域課題の解決や地域活性化が期待される。ただし、こうした無線システムの活用にあたっては、伝送路としての「光ファイバ網等の整備」が前提であり、離島や過疎地域などの条件不利地域においては、採算性が厳しく、民間事業者や市町村による整備が進まないのが現状である。 ・ よって、報告書(案)中、第3章-3-(2)の「電波利用料の使途の見直し」において、IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するため「5G等の無線システムを支える光ファイバ網の整備等」の必要な事業を積極的に推進していくとした点に、自治体として強く期待したい。 ・ また、技術の進歩や陳腐化が著しい無線システムの分野においては、民間の有する専門性やノウハウ、機動性を活かした整備を推進することが重要であり、災害時等においては特に臨機応変な対応が不可欠となることから、自治体ではなく民間事業者による光ファイバ網等整備への支援が新設されることを強く要望したい。 ・ なお、過疎地域等の中でも特に人里離れており、光ファイバ網整備が合理的ではないもののIoTサービス等の無線システムを必要とする世帯等においては、次世代衛星利用システム等を伝送路とするサービスを光ファイバ整備済地域と同程度の料金で利用できることを可能とする事業等の導入も考えられる。今後、このような事業に電波利用料を活用することも念頭に、今回の電波利用料の使途見直しの考え方を決定されることを強く要望したい。 | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |

| | | | | | 【その他】 | |
|-----|------------|----------------------------|-------------------|-------------------|--|--|
| 130 | (株)ニッポン放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 周波数割当の手法としてオークション制度を導入することに対し、懸念される点を挙げた上で、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があるとした考え方に賛同します。 申請する金額の多寡のみによって割当事業者を決定するオークション制度の元、国民一人一人に直接的にサービスを提供する事業者の落札が決まった場合、国民が間接的に入札金額を負担することになるため、真に国民の財産の有効活用に繋がるか疑問です。 割当事業者を金額の多寡のみで決めるオークション制度の導入については慎重な議論を求めます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 131 | (株)ニッポン放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用の方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 災害時の対策状況及び無線システムの社会的重要性について、電波の有効利用度合とは別に評価することが適当とされたことに賛同します。 番組中継に使用する移動無線設備は、常時送信してはませんが、災害発生時等は国民に有益な情報を提供するために必要不可欠であり、いざという時に妨害を受けずに利用できることが担保されている必要があります。 電波の利用状況調査に当たっては、本報告書の「見直し推進方策」に沿った、総合的な評価が行われることを要望します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 132 | (株)ニッポン放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 電波利用料の共益費用としての性格から、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要があるとの考えに賛同します。 電波利用共益事務のために徴収される電波利用料の用途においては、歳出規模の抑制を前提とした上で、その余剰金についても次年度以降の電波利用共益事務に充当できる様な仕組みが設けられることを要望します。 電波利用料の次期の歳出規模について、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で検討することが適当との考えに賛同します。 行政には、電波利用共益事務として相応しいかの精査を始めとして、事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に最大限努めて頂く事を要望します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 133 | (株)ニッポン放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 電波利用共益事務のための費用として、無線局の免許人に電波利用料の負担を求める現行の仕組みは適切であり、共益費用以上の負担を求めるべきではないと考えます。 6GHz以下の「ひっ迫帯域」を①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」、③「3.6GHz超6GHz以下」の3区分とすることが適当との考えに賛同します。 電波利用料額の算定に当たっては、帯域区分ごとのひっ迫度合いの違いが適正に反映されることを要望します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 134 | (株)ニッポン放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 放送に適用する特性係数について、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当であるとの考えに賛同します。 無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は経営に関わる極めて重要な要素です。歳出規模を抑制し負担の軽減を図ることは勿論、個々の免許人が負担する料額の予見可能性を高めるため、料額の増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置が恒久的に講じられることを強く要望します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 135 | (株)熊本県民テレビ | 全体 | | | 自然災害に対しての報道ニーズが高まっています。我々ローカル放送局も結果報道だけでなく、予報や事前の注意喚起、避難所情報など、一人でも多くの命を救える情報をいち早く伝えるために電波を利用し放送を続けています。Society5.0の社会の実現を目指し、電波利用の重要性が年々増していることは共通認識ですが、これら放送用途の電波と、他の目的のものが、同じ枠組みの中で議論される際には注意を要します。電波利用については、周波数・出力など物理的な切り分けだけでなく、これら用途を含めた「特性」の綿密な精査と切り分けが、今後さらに重要になってくると思います。 また適切な電波利用を行っている全ての事業継続性を考慮し、現状の無線局免許人の負担増につながる制度の変更は避けるべきと考えます。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 136 | (株)熊本県民テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 決して電波利用料収入の維持や増加を目的とした用途の拡大にならないよう、強く望みます。 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 137 | (株)熊本県民テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 今年、自然災害に見舞われた地域があります。国民の生命と財産を守る施策として、“被災後”の支援も含め、引き続き検討を求めます。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |

| | | | | | | |
|-----|----------------------|---------------------------|------------------|-----------------------|--|--|
| 138 | (株)熊本県民テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 電波がひっ迫している帯域において、今回2区分から3区分へ細分化されていますが、一概にひっ迫度合いが高いからとの理由だけで、値上げ対象にされるべきものではないと考えます。各事業の特性も踏まえ、今回の区分変更の目的をより明確にした上での議論を求めます。 【放送事業者】 | 帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPPバンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF帯以下は分離すべき」とする意見があったこと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」、③「3.6GHz超6GHz以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 139 | (株)熊本県民テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 報告書の中で述べられている意見(p159)にもあるように、ローカル放送局は地域情報発信の担い手としての公共的役割を果たしており、また地方創生にも大きく貢献しています。また昨今の自然災害報道の取り組みを見ても、最大限の役割を果たしています。今後も各送信所や中継局を維持していく中、ローカル放送局に対し、電波利用料の負担が増えるような制度にならないよう求めます。 その上で、放送利用において現状の特性係数を維持する考え方には賛同致します。ただし、他の制度変更などで放送事業者の負担実額が増える結果となれば本来の趣旨に反します。そのためにもむやみに電波利用料の使途が拡大せぬよう、歳出規模の抑制に努めるよう求めます。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| 140 | (株)STNet | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (3) 公共用周波数の再編・民間共用の推進 | 公共ブロードバンド移動通信システム(以下「公共BB」という。)の(ア)現状、および(イ)更なる利用促進方策や制度上の課題に関する報告内容については、適切な分析、及び、求められる方策、要望が提示されていると考えます。 当該報告(案)の記載に賛同致します。 また、四国地域においては、全国に先駆けた人口減少・高齢化の進行や大規模な地震等による災害への対策など様々な課題を抱えています。当社としては、これらの地域の課題解決に向けた取り組みを進めていきたいと考えており、現在、林業事業者が抱える課題を、公共BBを活用して解決する方法の検討を以下のとおり進めております。 森林の水源かん養機能向上のために欠かすことができない森林整備(水資源の貯留、洪水の緩和、水質の浄化など)においては、実施前に地権者の立会のもと、土地の境界確定作業を実施しておりますが、近年の山林の地権者の高齢化に伴い、地籍調査等における境界確定を現場で行うことが難しくなっております。そのため、森林整備の遅延や森林組合における事務負担が増加する傾向にあります。 本課題を解決する1つの方法として、調査員が山に登り、山中の調査ポイントから麓の地権者がいるポイントまで無線通信で映像を伝送し、リアルタイムに境界確認をしてもらう方法が考えられています。しかしながら、山林における地籍調査等が必要な場所は、携帯電話の電波が届かない環境が多く、3G/4G回線を用いた映像確認が困難であることから、公共BBに注目し、実環境においてこのシステムが上記課題解決の手段となり得るのかを高知県内において産学官連携にて実証試験を行い、実際の地籍調査に適用可能であることを確認しました。 以上のことから、公共BBの林業事業者等の公共性・公益性の高い業務への柔軟な周波数割当を要望いたします。また、本利用形態の場合は、国機関等との相互接続を主眼とする「共通波」運用を伴わないことから、共通波実装を不要とする「主運用波等の1波運用」の早期の制度化、割当を要望します。加えて、平時においても映像伝送などの利用が可能となるよう、利用時間の柔軟化を要望します。 【電気通信事業者】 | 公共ブロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において検討されるものと考えます。 |
| 141 | 北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (3) 公共用周波数の再編・民間共用の推進 | 公共BB(公共ブロードバンド移動通信システム)の(ア)現状、および(イ)更なる利用促進方策や制度上の課題に関する報告内容については、適切な分析、求められる方策及び要望が提示されており、当該報告(案)の記載に賛同致します。 海溝型地震津波、火山噴火、広域にわたる水害などあらゆる大規模災害が想定されながら、通信インフラが未整備かつ脆弱な地域を有する北海道の特性と北海道に適した地勢及び伝搬環境等の特性を持つ観点から、公共ブロードバンド移動通信システムについて、災害時のアプローチ回線/バックアップ回線(1波のみの割当)としての運用が期待できるものと考えております。また、iiiのB)項にあるように、防災訓練や発生災害時のアプローチ回線の用途などから「平時において常時接続による利用」を強く要望します。上記のとおり、本システムの普及促進及び容易な導入環境の整備の一環として、電波制度の改正(周波数割当ての柔軟化)を要望致します。 【その他】 | 公共ブロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において検討されるものと考えます。 |
| 142 | (株)秋田放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 電波利用料の使途に関しては、電波有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、電波利用料収入の維持・拡大を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。基本的には総額を抑制することを要望します。 その上で、電波の放送利用に関しては、災害時等の報道機関としての役割を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことはなじまないと考えます。放送に割り当てられる帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入に反対します。 また、電波利用料が大幅に増加した場合、経営基盤が弱いローカル放送局では経営の不安定化につながりかねないと危惧いたします。激変緩和措置の継続を強く要望します。 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 また、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |

| | | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|------------------|-------------------|--|---------|---|
| | | | | | | 【放送事業者】 | |
| 143 | (株)宮城テレビ放送 | 全体 | | | 我々地上波ローカル放送局は、地域社会において県民の安心・安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的使命を地域免許制度のもと割り当てられた電波を使用し担っています。その限りある資源で国民共有の財産である電波をSociety5.0の実現に向けてさらに有効に利用するための方策が必要という現状認識に異論はありません。一方、電波利用料が共益費であるという大前提に立てば歳入と歳出を限りなく一致させ、必要以上に経済的価値を反映させる形で、総額ありきで論じるべきではないと考えます。また、電波の有効利用の観点から、周波数返上や移行について具体策を論じることには賛成ですが、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望し、返上や移行に関しては、既存放送事業者の自主性に委ね、強制的な制度とするべきではないと考えます。 | | ・電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 ・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 |
| 144 | (株)宮城テレビ放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 経済的価値を踏まえた割当手法として、比較審査項目に経済的価値に係る負担額が加わったが、その対象を限定したことには賛同します。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 145 | (株)宮城テレビ放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 放送事業者は、報道機関として特に災害時に重要な情報インフラを担っていることから、電波の利用状況調査において、定量的な評価以外に社会的重要性を踏まえた総合評価とすることには賛同しますが、評価基準の策定においては、中立・公正な機関の助言を踏まえることとなり、この機関の選定は透明性を確保して行っていただきたい。 | 【放送事業者】 | 中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。 |
| 146 | (株)宮城テレビ放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 放送用周波数の有効利用の技術方策に関する技術試験で、特にホワイトスペースの利用拡大については、受信者不利益とならないため混信などによる受信障害が発生しないよう、きめ細やかな対応を要望します。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 147 | (株)宮城テレビ放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画の認定期間が終了した周波数帯について、有効利用のための計画を作成して審査する仕組みの導入などにより、制度上の責務を負うこととなるため、国民への電波利用の普及に係る責務等に係る特性係数(1/2)を新たに適用することが適当とありますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送サービスエリアの定義は同一でなく、放送の場合は地デジ化の際に難視対策を丁寧に行い受信状況を確認した経緯もあり、厳格に責務を果たしているため、このような明確な違いについても考慮されるべきと考えます。なお、携帯電話以外の無線システムの特性係数について現状維持が適当であると明記されたことについては賛同します。 | 【放送事業者】 | 携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。また、携帯電話以外の無線システムの特性係数について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 148 | (株)エフエム愛媛 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | II 電波利用料の用途の全体像 「2-4民放ラジオ難聴解消支援事業」 地上ラジオ放送は、災害時の第一情報提供者として重要な社会的役割を果たしております。その中で地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において、AM放送は「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、FM補完中継局を整備しております。しかし、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその制度の対象とされていません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、今後拡大が進み、新たな社会インフラとして有効であることから、同事業の対象に加えて頂く事を要望いたします。 AM局のFM補完放送局には、同期放送が導入されている局があります。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援して頂くことを要望致します。 II 電波利用料の用途の全体像 「4-1電波資源拡大のための研究開発 周波数ひっ迫対策のための技術試験事務」 「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報できる特性を活用したIoTへの利活用を検討しております。また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援して頂く事を要望いたします。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |

| | | | | | | |
|---------|-----------|---------------------------|-----------------------|------------------------------|--|---|
| 149 | (株)エフエム愛媛 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 電波利用料にかかる2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持していただきますよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えると、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しにより放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれているなかでも料額が増加してきた経緯があります。負担をできる限り軽減していただきたいと考えます。 | 放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 150 | 個人① | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み | 周波数については特に3GHz以下の帯域に於いて稠密に割り当てられているという現実を踏まえ、電波監視や電波利用調査と連携して電波法76条4項1号の規定をより厳密に適用し、既存の免許人が再免許まで未使用の周波数を放置することの無いようにしてゆくべきと考えます。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 【個人】 | | | | | | |
| 151 | 個人① | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 「運用管理取組状況」および「社会的重要性」の2項目について、評価項目や配点が恣意的にならないよう、今後の制度設計に於いては、しかるべき機関にて第三者の意見も交じえらうえで議論を深めて頂きたいと考えます。 記述にある「第三者機関」については、公正性・中立性が確保されている定期的な確認をする必要があるため、機関名や委員について定期的に(利用状況調査と同じかそれより短い期間で)公表する必要があると思われま。 | ・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。 ・中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。 |
| 【個人】 | | | | | | |
| 152 | 個人① | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (3) 公共周波数の再編・民間共用の推進 | 基地局障害時に広域エリアで疎通を確保するには、健全な基地局エリアまで何らかの方法で中継を行う必要があり、これは既存の自営通信システムやMCAシステムでも同様であると思われま。制度設計にあたっては、先行導入した諸外国の活用状況をはじめ最新の知見を可能な限り取り入れ、既存のシステムより簡便かつ確実に中継を行える仕様にする事で、低コストかつ強靱な通信システムが構築できると考えま。 利用周波数については、公共業務での利用を踏まえ、伝搬損失が比較的小さく、回折等による伝搬も期待できるVHF帯が適当と思われまが、航空機向けに上空に放射された電波が、夏場を中心とした電離層反射による異常伝搬により、遠方で干渉となることも考えられるため、上空向けの周波数帯や出力については、今後更なる検討が必要と思われま。 実用化にあたっては、各種機関が合同で利用するシステムであるため、無線機の取り扱いに慣れていない人も一定数いることが想定されま。活用を促進するためにも、既存の携帯電話やスマートフォンに近い操作体系とすることや、各メーカー間のインタフェースを共通化するという取り組みが重要と考えま。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えま。 |
| 【個人】 | | | | | | |
| 153 | 個人① | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 電波監視の強化について、監視システムの稠密化と取得帯域の広域化を図り、取得したデータを適切に分析することで、監視そのものによる利用環境の向上に加え、電波利用状況調査の一部も担わせることができ、調査コストの低廉化が期待できま。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えま。 |
| 【個人】 | | | | | | |
| 154 | 個人① | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (5) 調査・研究等用端末の利用の迅速化 | 新技術の調査・研究については、技適や実験局免許取得手続の期間すら惜しいというのが、現場の実情なのではないかと推測され、用途を限定したうえでの技適未取得設備の持ち込み・利用という提案は適切であると思われま。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承りま。 |
| 【個人】 | | | | | | |
| 155 | 個人① | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (6) IoT時代の技術基準適合性確保に向けた取組の強化 | IoTの推進にあたり、小型の無線モジュールの大量普及は不可欠な条件であり、適切な方法で技適マークを表示することがIoT普及の妨げになることは避けるべきです。総務省や認証機関のデータベースを充実させ、モジュールが発するMACアドレスなど固有のID情報と工事設計認証番号を紐付けすれば、データベースを参照して適合設備であることを確認することで技適マークの表示に変えることも可能と考えま。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えま。 |
| 【個人】 | | | | | | |
| 156 | 個人① | その他 | | | その他本報告の議論と関係のない事項 無線局情報のインターネットでの公表について、「適切な免許人に対し適切に免許を付与している」事実を担保し、透明性を確保するためにも、公共性の高い電気通信事業や放送事業など一部事業に限り、当該免許人に対する電波法違反による行政処分歴や主任無線従事者の保持資格等についても公表項目に加えるべきと考えま。 2030年時代の電波利用環境を見据え、ワイヤレス技術者をはじめとした人材の確保が長期的な課題となっており、解決のためには、小中学生といった早い段階でワイヤレス技術に対し継続的に興味・関心を持ってもらうことが必要です。アマチュア無線局への包括免許制度の導入は、趣味としての実験を行う上での時間上・手続上の制約を現行制度以上に減らせるため、将来のワイヤレス人材を育成するうえでの一つのキープポイントであると考えま。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えま。 |
| 【個人】 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|----------|---------------------------|-----------------|-------------------|---|---|
| 157 | (株)テレビ長崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 本制度は「経済的価値に係る負担額の配点が重ならないよう」にあり配慮はなされていますが、金額に重点を置く資本を多く持つところが優位となり、周波数寡占につながりかねません。価格の多寡ではなく、国民の利益に資するものかどうか、普及の努力義務、技術的な信頼性などが十分かつ慎重に審査されるような仕組みがより重要と考えます。よって放送用及び放送事業用周波数については経済的価値を踏まえた割当手法が適用されないよう要望します。 | 【放送事業者】 経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。また、経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 |
| 158 | (株)テレビ長崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 放送周波数における新規、再免許時に金額の多寡で周波数が割り当てられるオークションのような制度の導入は、放送局の経営的に多大な影響を及ぼし、放送局に求められる公共性や安定的なサービスの維持ができなくなる恐れがあります。よって放送及び放送事業用途の周波数帯におけるオークション制度導入は、国民に安定的に情報を伝える公共的な役割を担っている放送にはなじまないと考えます。 | 【放送事業者】 オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| 159 | (株)テレビ長崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | 周波数が実際にどのように利用されているかをリアルタイムに把握できるデータベースのシステム構築については多大な金額が必要と思われるコストパフォーマンスを十分配慮する必要があると考えます。また放送事業用無線のFPUなどは、震災などの非常災害時に使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射することが必要です。よって地上デジタルテレビ放送用の周波数についてはその公共的な社会的役割の観点から周波数共用には十分な配慮が必要です。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。 |
| 160 | (株)テレビ長崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | 地上デジタルテレビ放送用周波数の更なる共用については、既存の地上デジタル放送が将来にわたり安定して運用できる状況を確認するための慎重な検討が必要であり、もし共用時に地デジ受信者の視聴環境に影響が出た場合に、影響を及ぼしている無線局を停波する等の実効性のある制度の検討も必要と考えます。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。 |
| 161 | (株)テレビ長崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 放送用及び放送事業用周波数帯域の電波の利用状況については、災害時における強靱性・速報性等、重要な社会インフラであることも踏まえた調査・評価が必要で、今回、電波の有効利用度とは別に、無線局の耐障害性や運用継続性の取組を評価する「運用管理取組状況」、国の安全確保や公共の秩序維持などへの対応状況を「社会的重要性」が追加されたことは、適切であると考えます。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 162 | (株)テレビ長崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 地上デジタル放送において、デジタル混信の解消、受信相談・現地調査等が引き続き補助対象との方針が出されたことは、特に当社の放送区域において外国波を起因とする混信も発生しており、適切であると考えます。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 163 | (株)テレビ長崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 図表3-3-21に示されている超高精細度テレビジョン放送(地上4K等)などの「新たな放送サービスの実現」について技術試験を電波利用共益事務として進めることについて賛同いたします。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 164 | (株)テレビ長崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 地上基幹放送に関する対災害性強化支援の方針が示されたことは、国民の生命・財産を守るための災害報道の観点からも妥当であると考えられますので、幅広い支援を望みます。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 165 | (株)テレビ長崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 「各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある」との趣旨は妥当ですが、やむを得ず収支差額が生じた場合、次年度の規模抑制のために活用できるよう制度見直しの検討を求めます。またIoT時代に対応する必要性は理解できますが、歳出規模の拡大が前提となるものではありません。総額抑制に努め「新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当」との趣旨を踏まえ、新たな事業による歳出希望の増加については十分にその必要性や効果についての慎重な精査が必要と考えます。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| 166 | (株)テレビ長崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 電波利用料制度の見直し時期について「少なくとも3年ごと」となっていますが、見直し期間の短縮等は民間事業者の経営に大きな影響を及ぼすため、十分な配慮が必要と考えます。 | 【放送事業者】 電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。 |
| 167 | (株)テレビ長崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 災害時など国民の生命と安全を守ることに寄与する放送局の公共性の高さを鑑みて、電波利用料については制度・料額の安定性・継続性が重要です。今回の電波利用料制度の見直しにおいて、放送事業者の負担料額が大幅に増加することのないよう要望します。また電波利用料の利用価値や電波割当における経済的価値の過度な反映は避けるべきと考えます。 | 電波利用料の共益費用としての位置付けを見直し、無線局の免許人等に対し、電波利用の共益費用以上の負担を求めることについては、今回の見直しにおいて、電波の経済的価値に基づく負担を求める新たな割当手法が導入されることを踏まえ、同制度の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視する必要があると考えます。 |

| | | | | | | |
|-----|-------------------|----------------------------|---------------------------|------------------------|---|---|
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 168 | (株)テレビ長崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 放送事業者の特性係数は「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法の災害放送義務)、「国民の電波利用の普及に係る責務等」(放送法のあまねく努力義務)を勘案された措置であり、引き続き維持されたことは適切と考えます。放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分理解し将来においても引き続き特性係数が維持されることを要望します。 その上で、携帯電話に特性係数「ウ」が追加され、放送と同等の特性係数が適用された場合、放送事業者側の電波利用料の負担額への影響が懸念されます。これにより放送事業者の負担額が増えれば本来の特性係数の趣旨を損なう可能性もあり、十分な検討が必要と考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 また、特性係数「エ」(国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの)は、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するものについて、その公共性を勘案する趣旨であり、「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)は、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を越えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについて、その公共性を勘案する趣旨です。携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 169 | ブロードバンドワイヤレスフォーラム | 第2章_電波利用の将来像と実現の方策 | 3. 2030年代の革新的な電波エコシステムの実現 | (4) ワイヤレス電力伝送システム | 2030・2040年代に実現が期待される次世代のワイヤレス電力伝送システムについては、Society 5.0を支える社会インフラとなるポテンシャルを有する重要な技術であると考えます。したがって、原案で掲げているような諸課題の解決に向けて、産学官が適切に連携し、我が国の成長戦略として研究開発や規格標準化、インフラ整備や利用環境作りを強力に推進することが適当であると考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 170 | ブロードバンドワイヤレスフォーラム | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用の方策 | (1) ワイヤレス電力伝送に係る制度整備 | 空間伝送型ワイヤレス電力伝送に係る制度整備の基本的な考え方に賛同いたします。同システムが世界に先駆けて我が国で実用化されることにより、大きな経済波及効果が想定される同システムに関する我が国の技術開発の優位性を確認するものとするのと同時に、本報告書(案)で掲げている「Society 5.0」の実現に大きく貢献するものと考えます。このような電波利用による成長戦略的な観点から、同システムの2020年度の商用化に向けて、迅速かつ適切な制度整備をお願いいたします。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 171 | ブロードバンドワイヤレスフォーラム | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用の方策 | (1) ワイヤレス電力伝送に係る制度整備 | 近接結合型ワイヤレス電力伝送に係る制度整備の見直しの在り方に関する考え方に賛同いたします。同システムについては、既に様々な用途で実用化が進められるとともに、対象の拡大や大電力化など同システムのさらなる高度化の検討が国内外の関連企業・団体等により進められております。今後、このような検討や実用化の動向に合わせて従来の仕組みの見直しの検討が戦略的に図られるようお願いいたします。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 172 | YRP研究開発推進協会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (4) 新たな割当手法により生じる収入の使途 | 経済的価値に着目した電波の新たな割当て手法については、ワイヤレスが社会経済における様々な活動の基盤としてますます重要になってきている現在において、早急に導入することが必要であり、将来にわたり効果的かつ適切な電波利用を維持していくためにも、まさに時宜を得たものである。 5G、IoTの導入が喫緊に迫っている中で電波の割当てにより得られた収入は、その電波の経済的な面を含めた電波の利用価値をさらに高める活動に対して支弁されることが妥当である。これがエコシステムを形成して、社会、経済全般にSociety 5.0の実現を含めた成果をもたらすことになる。 この観点で、報告書案の本項の記述に賛同する。 また、P80に記述されている「電波利用の振興のための事務」の具体例については、最先端のワイヤレスシステムの社会実装を加速するには、テストベッドの構築と並んで、住宅地、オフィス街、大規模商業施設、スポーツ施設など人々が生活し活動する場での「実利用環境での実証フィールドの構築」が必要不可欠である。自動走行システムについては、中国、米国等で既にこのような実証フィールド整備が大規模に始まっているところである。このような点を含めた「実証試験の実施やテストベッドの構築」であると理解されるが、特にこれを明示することも意義があると考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、後段については、一般論として、実証実験といった場合には実利用環境での実証フィールドの構築も含まれると考えられるため、原案のとおりとします。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 173 | YRP研究開発推進協会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 少子化が進展し、電波技術を専門とする理工学系の学生の減少などが見られる中で、本項のような人材育成支援は、極めて有効である。実践的な育成環境を提供することで、人材育成はもちろん学生ワイヤレスベンチャーの創出にも寄与できるものと思われるので、実現を大いに期待する。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【その他】 |

| | | | | | | |
|-----|------------|----------------------------|-------------------|-------------------------|---|---|
| 174 | (株)エフエム宮崎 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>・地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上アナログ放送移行後のVHF帯跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかし、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」は、その対象とされていません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることから、同事業の対象に加えていただくことを要望します。</p> <p>・平成29年度及び平成30年度の2か年間で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援していただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 178 | 地域BWA推進協議会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み | <p>地域BWA推進協議会では、地域BWAに参入する新規事業者のみならず、既存事業者の活性化(サービス・質の向上)に重点をおいた活動を推進しています。高度化を果たした以降は、地域BWAの存在意義や目指すべきゴールを『3本の柱の総合力』としてあらためて明確化し、地域BWAだからこそ実現できる地域の社会貢献に継続して取り組むことで、事業者数のみならず公共アプリの増加等でも成果が徐々に上がってきました。</p> <p>今後、総務省による利用状況調査の頻度やその評価が充実される方向においても、地域BWAが地域力向上の要として積極活用され、各事業者が適切な利用状況を示せるよう、当協議会として支援していきます。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">3つの総合力で地域密着&地域事業者間連携により推進します</p> </div> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 179 | 地域BWA推進協議会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <p>地域BWAは、使用する無線方式の共通化とシステム同期を前提条件として、地理的(空間的)に重ならないエリアでの周波数共用を既に実現しているシステムです。現状の枠組みも踏まえ、より高度な周波数共用の検討・検証について、可能な範囲で協力していきたいと考えます。</p> <p>5G用周波数帯についても、地域における電波利用ニーズや特性に応じた無線システムの利用促進の観点から、地域BWA事業者が利用可能な環境が実現されるよう期待し要望します。</p> <p>高度な周波数共用の仕組みを活用することで、例えば28GHz帯の周波数共用が地域BWA事業者も利用可能な形で実現されれば、地域BWAシステムと組合せることで5G時代に即した運用やサービス提供が地域BWA事業者にも可能となると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 180 | 地域BWA推進協議会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用の方策 | (3) 公共用周波数の再編・民間共用の推進 | <p>自治体との連携により公共サービス提供も必須としている地域BWAでは、PS-LTEのような「公共安全」に近い業務を担うケースも実際にあり、またサービスエリアの考え方も比較的近い関係にあると見ています。今後、導入検討が進む中で、PS-LTEを整備するエリアと地域BWAエリアが重なる場合は、PS-LTEとの組合せあるいはPS-LTEを補完といったハイブリッド型整備の一形態も考えられるため、様々な協力ができるものと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 181 | 地域BWA推進協議会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>地域BWAによる同報系の防災行政無線を補完する取り組みは古くから行われており、複数の自治体(地域BWA事業者)で成果を上げていますが、これまで費用の一部を国庫で補助するような施策は、残念ながらありません。周波数の有効利用を目的として、デジタル方式を導入する自治体への費用補助を進めるのであれば、防災行政無線と組合せて補完目的で同時に導入する地域BWAシステムについても、補助対象となるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 182 | 地域BWA推進協議会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>条件不利地域等における同様のICTインフラ整備において、地域BWAが担えるケースはこれまでにありませんでしたが、補助対象としての明記がないため、採用に至らないのが難点でした。</p> <p>地域における周波数の有効利用を推進できるようなケースであれば、地域BWAが関わる伝送路整備においても、国庫補助の対象として加えてもらえるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |

| | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|-----------------------------|------------------------------|--|--|
| 183 | 地域BWA推進協議会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 地域BWAでは今後、高度化方式(LTE技術)によるLPWA向け規格「eMTC」等を採用したIoTサービスおよび通信モジュールの増加が見込まれます。これら通信モジュール(移動局)は、これまでの人向けのサービスとは異なる大規模の端末が、通信速度(帯域)を抑える形で展開される予定です。現状、地域BWAではIoT用途での端末の電波利用料について特別な措置はありませんが、一方で携帯電話事業者の周波数帯では、移動局が一定数以上を超えると電波利用料を軽減する措置が設けられています。地域BWAについても、こうしたIoT向けの移動局については、電波利用料について何らかの軽減措置を設けることについて、今後の検討課題の一つとして取り上げていただきたいと思います。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 184 | 地域BWA推進協議会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (4) 公共用無線局からの電波利用料の徴収 | 地域BWAでは、多くの事業者が自治体と連携した公共サービスを提供しており、特に安全・安心の確保を目的としている自治体向けの公共サービスでは、数百~千台規模の無線局(移動局)が稼働するケースもあります。このような自治体向けの公共用途で使われる無線局の電波利用料については、公共用無線局と同様に減免・減額の対象となるよう、今後の検討課題の一つとして取り上げていただきたいと思います。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、公共用無線局についても、その全てが電波利用料徴収の減免対象とされているわけではなく、報告書(案)p.162にあるように、電波法に規定されている特定の目的を有する無線局についてのみ、減免対象とされています。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 185 | 地域BWA推進協議会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (3) 地域BWAの見直し/評価 | 地域BWA推進協議会では、新規参入事業者、既存事業者の双方の充実を図るべく、様々な普及活動を展開していますが、今後の利用状況の詳細な報告についても、業務の妨げにならない範囲で事業者の持続的成長を促すことを目指し、協力をしていきたいと考えています。 また、ホワイトスペースを含む周波数共用の推進については、将来の5G周波数帯での周波数共用実現に結びつくことを視野に、可能な範囲で協力していきます。 さらに、地域BWA帯域の有効利用度を上げるという点で、全国系事業者のトラフィックを受け入れる、いわゆるオフロード等の協業については、これまで要望してきた運用形態であり、早期の実現を希望します。 一方で、地域BWA参入の必須条件である自治体同意書・協定書等の取得については、多くの地域事業者から取得に苦労するとの報告があることを踏まえ、当協議会としては、より円滑に免許取得が進んで参入事業者増加につながるよう、自治体向け啓蒙・周知活動に引き続き取り組むとともに、総務省からの活動支援にも期待します。 また、2018年2月7日の第4回親会合で地域BWA推進協議会として事業者ヒアリングを受けた際、構成員から補助金の効果について質問を受けました。その際、条件不利地域等でのブロードバンド整備に適用できる「情報通信基盤整備推進補助金」等で、光ファイバー整備だけでなく地域BWAも対象として明記してもらえれば、その分野での普及が進むといったアイデアを述べました。地域BWAに特化した補助金制度の実現は難しいと思いますが、既存の補助金施策を少し見直すだけでも大きな効果を生み出せる可能性はあると考えます。 このような様々な働き掛けや活動を通して、地域BWA全体の発展に寄与するよう、地域BWA推進協議会は今後も普及促進に努めます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。総務省においては、引き続き、自治体への周知活動等に努めることが期待されます。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 186 | 地域BWA推進協議会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (6) IoT時代の技術基準適合性確保に向けた取組の強化 | 地域BWAでは今後、高度化方式(LTE技術)によるLPWA向け規格「eMTC」等を採用したIoTサービスおよび通信モジュールの増加が見込まれることから、今回の技術マークの表示に係る柔軟な方針に賛同します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 187 | 石川テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | ●災害報道はローカル民放局の最も重要な使命です。非常災害時のライフラインである放送局設備等の耐災害性をさらに強化する取り組みは、地域の住民、視聴者の利益に適うものと考えます。 ●電波利用料の歳出規模は全体として拡大する方向とかがえます。IoT時代への対応という趣旨は理解できますが、新たな事業の必要性を十分に精査し、むやみに用途が拡大しないようにすべきです。歳出規模を抑え、ローカル民放局の負担が軽減されるよう要望します。 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波二重の拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 188 | 石川テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | ●放送に関しては次期料額算定期間において特性係数の適用を変更する特段の事情の変化がなく、現状を維持するの方針が示されたことは極めて妥当です。 ●電波利用料制度の見直しでローカル民放局が負担する電波利用料が増額とならないよう、改めて強く要望します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 189 | (一社)電波産業会 | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 3. 2030年代の革新的な電波エコシステムの実現 | | 電波利用社会の5つの目標を実現するため2030年代に実現すべきと提言されている7つの次世代ワイヤレスシステムあるいはその要素技術については、電波の利用による恩恵が様々な分野、様々なユーザーに行き届くシステムとして、官民一体としての今後の開発・実現への取組が期待される。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 190 | (一社)電波産業会 | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 4. ワイヤレスがもたらす社会的効果・経済的効果 | (2) 2030年代に向けた経済的効果 | 2040年における電波関連産業規模が112兆円、また全産業の生産額に占める電波関連産業の割合が2015年の約3倍(12%)との試算については、様々な社会的課題解決に貢献する社会生活のインフラとなる電波産業への期待の表れと理解し、提言されている次世代ワイヤレスシステムを含め様々な電波利用システムについての開発と実用化に向け、電波関連産業に携わる会員からなる当会の活動も含め産業全体として積極的かつ持続的に事業を推進していく必要があると考える。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【その他】 |
| 191 | (一社)電波産業会 | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (1) 周波数長期再編プラン | 5G及び7つの次世代ワイヤレスシステムに必要な周波数としてそれぞれ4GHz、110GHzの確保が必要とされているが、グローバル標準とするためにも国が積極的に主導し、国際的な調和を図りつつ早期の国内周波数帯の明確化や再編、既存周波数帯を含む制度化を推進することが強く望まれる。これにより重要性が一層高まる周波数共用技術の開発・規格化が産業界において進むことが期待される。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【その他】 |

| | | | | | | |
|-----|------------------|---------------------------|-----------------------------|------------------------|--|--|
| 192 | (一社)電波産業会 | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (2) ワイヤレス成長戦略政策パッケージ | とりまとめられた政策パッケージについては、いずれも重要で効果的な政策と考えられ、中長期的視点から国が主導して広く産業界や関係者と連携して推進すべきものである。特に、社会的に有用な研究開発課題への対応のほか、長期的かつグローバルな視点や多様性を踏まえた標準化については、民間標準を策定している当会としては5Gにおける対応のように国の描くロードマップをも踏まえ早い段階から国際連携を図りつつ国際標準化、標準規格の策定に精力的に貢献してまいりたい。 【その他】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 193 | (一社)電波産業会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | ワイヤレス産業の市場規模は2040年時点で112兆円と推定されているように、この分野の振興は我が国の成長戦略の重要な一翼を担うものであり、提案されている各種の割当手法の抜本的見直しは重要である。また、オークション制度については、今後成長が期待されるこの分野の力を削ぐ恐れがあるため、引き続き各国の動向に注視するとされていることに賛成する。 【その他】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 194 | (一社)電波産業会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (4) 新たな割当手法により生じる収入の使途 | 新たな割当手法による電波利用料収入を長期的・基礎的な研究開発や実証実験の実施をはじめとして「電波利用の振興のための事務」に幅広く充てることについては、「経済的価値を踏まえた価格競争の要素を取り入れることすれば、その使途についても幅広く考えることが重要」との当会の意見とも一致するものであり、今後の具体的な検討と速やかな実施を強く期待する。 【その他】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 195 | (一社)電波産業会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | 一定の干渉を許容し合う周波数共用を進めていくこと、そのために必要な干渉許容基準を策定することについては、今後の逼迫した周波数需要においては重要な施策であり、研究開発や技術試験を踏まえて定めることも妥当である。なお、同基準の策定に当たっては、国が主導して検討を進めるとも関係者間のコンセンサス醸成が必要と考える。 【その他】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 196 | (一社)電波産業会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (3) 公共用周波数の再編・民間共用の推進 | PS-LTEの導入は、諸外国で実施又は検討されているように、人命救助のための必須のシステムとして公共安全のより一層の確保に加え、国の機関における周波数の有効利用を実現するためにも重要であり、早期の実現を目指し総務省のリーダーシップの下、関係機関において検討を早急に開始することを期待する。本システムは、異なる機関の様々なニーズを柔軟に実現できると理解している。 【その他】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 197 | (一社)電波産業会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (3) 公共用周波数の再編・民間共用の推進 | 国の機関でのPS-LTEの利用が始まれば、相互補完の一環として、類似の機能を有する公共BBシステムの周波数にも余裕が生じることから、公共業務のみならず、公益事業や民が担っている公共的業務(例えば警備会社が行う警備任務など)に対しても公共BBを解放することが望ましいと考えられる。 また、公共BBにおいては様々な利用拡大の実現に向けて具体的な検討が進められることを期待する。 さらに、LTE方式による共同利用型システムについては、当会の自営無線通信調査研究会が平成30年2月にとりまとめた「共同利用型自営無線通信システムの在り方について」における検討結果も参考になるのではないかと考える。 【その他】 | 公共ブロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において検討されるものと考えます。 |
| 198 | (一社)電波産業会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 電波利用料の使途について、従来の事務に加えて、IoT時代の本格的な到来に向けた新たな課題に対応するための共益事務に広く充てていくことについては、周波数の有効利用を一層推進することになり電波産業の発展にもつながり、また電波利用料の使途に関して当会から提出した内容(迅速な周波数再編、研究開発対象、人材育成)とも一致するものであり、今後の具体的な検討と速やかな実施を強く期待する。 【その他】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 199 | (一社)電波産業会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | IoT時代の本格的な到来に伴い関連するビジネスの拡大が期待されるが、少量のトラフィックではあるが多数の無線端末から構成されるIoTシステムによるビジネスなど普及拡大が期待される分野の阻害要因とならないよう、関連ビジネスの促進と負担との適切なバランスに配慮することを要する。 【その他】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 200 | (株)テレビ東京ホールディングス | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 基幹放送局は、国民・視聴者の知る権利に応え、緊急時・災害時には国民の安心安全や生命財産を守るライフラインという極めて重要な公共的役割を担っています。その社会的責務を十全に果たすためには、基幹放送局および放送事業用無線局については、新規の割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。入札額の多寡で選定することは、上述の前提を危うくしたり、崩しかねません。 上記①及び②を満たすものを要件として、経済的価値を踏まえた割当手法の対象を、電気通信業務用の移動通信システムを始めとすることが示されていますが、将来的にその対象範囲が過度に拡大していくことが懸念されます。制度整備にあたっては、割当手法の対象となる無線局の目的や種類の限定を含めて慎重な検討を要望します。 オークション制度については、引き続き最新の動向に注視する必要があるとしつつも、事業者や有識者からの懸念・慎重な意見を踏まえて、事実上制度化を見送ったことは極めて適当と考えます。オークション制度によって落札価格が高騰し、事業者の負担が増大した事例があり、結果的に国民が間接的に入札金額を負担することにつながることも懸念されます。オークション制度が真に国民の財産である電波の有効利用となるのかは疑問です。 【放送事業者】 | 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向に注視する必要があると考えます。 |
| 201 | (株)テレビ東京ホールディングス | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | 周波数が逼迫した状況での既存無線システムと新たな無線システムの共用検討においては、各無線システムの運用特性、利用ニーズ、社会的役割等を十分考慮し、実運用に影響のない範囲内で一定の干渉を許容し合うという方針については妥当と考えますが、初めから割り当てありで検討を行うべきではなく、検討結果により共用を前提とした割り当てを進めるべきであると考えます。 地上デジタルテレビ放送周波数については、既にテレビホワイトスペースとしてワイヤレスマイクやエリア放送との共用を行っており、また今後の地上波の高度化に向けた検討も進められている為、さらなる他システムとの周波数共用にあたっては、当該周波数帯の既存無線局の免許人からの意見、要望を聴取し、十分な技術検証と運用調整の仕組みを構築する必要があると考えます。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、頂いた御意見においても記載いただいているとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。 |

| | | | | | | |
|-----|------------------|---------------------------|------------------|-------------------|---|--|
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 202 | (株)テレビ東京ホールディングス | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性を電波の有効利用度合とは別に評価することが適当と示されたことは適切と考えます。例えば、放送事業用無線(FPU)等は、常時、電波を放射していませんが、震災や大雨等の非常災害時にはフルに使用するため、いつでも妨害を受けずに電波を発射する必要があります。平時の使用頻度だけでなく、緊急・非常時の備えとしての役割を考慮し、また幅広い観点から国民・視聴者の利益に適う総合的な評価基準を策定すべきと考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 203 | (株)テレビ東京ホールディングス | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 技術試験によって地上テレビジョン放送の高度化を実現することは、電波の有効活用に資するものであると考えます。 大規模災害において、地上基幹放送波は国民の重要なライフラインであることから、その耐災害性強化の支援が示されたことは適当であると考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 204 | (株)テレビ東京ホールディングス | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要があると示された点は適当と考えますが、従来から継続される電波利用共益事務と新たに追加される電波利用共益事務について全体の歳出規模が抑制されるよう、その必要性と効果について十分な精査を行い、免許人の負担が軽減されるよう設計すべきと考えます。また、現状でもほぼ毎年度で歳入が歳出を上回っている状況であることから、余剰金が生じた場合は、電波利用共益事務のために徴収した電波利用料を退職したり、他用途に流用したりすることなく、次期の料額算定に組み入れるなど、歳出抑制と併せて電波利用料額の軽減を図ることが可能となるように、制度整備されるよう要望します。 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波二ーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 余剰金については、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 205 | (株)テレビ東京ホールディングス | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 電波利用料制度は電波法の規定により、少なくとも3年ごとに見直しとされています。直近の改定は平成29年度に行われていることから、次期料額算定期間は早くても平成32年度(2020年度)から平成34年度(2022年度)とすべきであり、料額変更によって免許人の経営計画に対して大きな影響を与えることも懸念される為、規定よりも短い期間での見直しは適当ではありません。また、次期料額算定においても免許人の負担が急増することにならないよう、料額の増加率を一定の範囲に抑える激変緩和の措置は恒久的に継続すべきと考えます。 電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に負担させるものであるから、共益費用以上の負担を求めることは適当でないと考えます。 特性係数の適用に関して、放送を含む携帯電話以外の無線システムについては、現状を維持することが適当であるとの方針が示されたことは妥当であると考えます。 | 電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。 激変緩和措置について頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 また、電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に分担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないものと考えます。 携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 206 | (株)テレビ東京ホールディングス | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | 国民の財産である電波を利用してその恩恵を受ける以上、本来的には免許不要局にも一定の電波利用料負担を求めるべきであるという考え方は、理に当たっていると考えます。また、電波利用料の用途である電波利用共益事務の一つとして「免許不要局等のための周波数移行・再編支援」を行い、免許不要局の為に帯域を確保するのであれば、その受益者である免許不要局から電波利用料を徴収することは妥当であると考えます。 対象範囲の特定や実効的な徴収方法において解決すべき課題が多く存在するからという理由で、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収する仕組みの構築を先送りすることなく、関係する事業者の意見を広く取り入れながら、早急に電波利用料の徴収方法を検討することを要望します。 | 現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |

| | | | | | | |
|-----|----------|----------------------------|-------------------|---------------------------|--|--|
| 207 | (株)テレビ信州 | 全体 | | | <p>●国民共有の有限財産である電波を利用する放送、携帯電話、Wi-Fi、非接触ICカード等の機器は国民生活に深く浸透している状況です。近い将来に向けて電波の有効利用を検討することは意義のあることであると考えます。</p> <p>●放送事業者は、地域免許制度のもと、放送エリアをあまりカバーし、地域に根差した多様な放送番組を制作し、視聴者に良質な番組を届けています。また、地上テレビ放送は、非常災害時に国民の生命・財産・安全を守るライフラインとして、極めて重要な公共的役割を果たしています。</p> <p>●電波利用料の用途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、単に電波利用料収入の維持や増加を目的とした用途の拡大はすべきではないと考えます。</p> <p>電波利用制度をめぐる議論はあくまでもこの25年間の積み重ねに立脚したものであるべきで、これまでの議論が反故にされるようなことがあってはならないと考えます。</p> <p>必要な用途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣旨に照らして、歳入の抑制を要望します。</p> <p>Society 5.0に向けての研究開発の施策についても、導入時期など見極めた上で新たな用途を打ち出すべきであり、用途の拡大ありきで電波利用料を論じるべきではありません。</p> <p>歳入と歳出のバランスは不均衡が続いております。歳入、歳出それぞれの総額が一致するようにすることを強く要望します。</p> <p>●電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割り当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入に反対をします。</p> | <p>電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> <p>●電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。</p> <p>●電波利用料の用途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>●経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 208 | (株)テレビ信州 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (2) 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設 | <p>●700MHz帯の周波数移行を実施した放送事業者として、現行のインセンティブで概ね順調に移行することができましたが、メーカーの製品開発、性能確認、他の無線機への影響調査に手間と時間を多く要しました。実費だけでなく、きめ細かな費用負担の方法の検討を要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 209 | (株)テレビ信州 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>●経済的価値を踏まえた割当手法の対象を、①同一の無線システムの中では一者が占有する周波数であること、②新たな周波数が割り当てられる場合、と限定して定めたことには賛成です。また、「既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要である」という記述については、それが確実に実施されることを要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てられる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 210 | (株)テレビ信州 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用の方策 | | <p>●公共用の無線局情報の見える化については、どの程度利用されているかをイメージできる最低限の情報の公表にとどめるべきと考えます。</p> | <p>公共業務用無線局等の情報を公表する場合には、通信の傍受、妨害等による業務への影響の懸念を考慮し、無線局を開設しようとする者の検討の端緒となるよう、どのような無線局がどの程度利用されているのかをイメージできる情報(免許人の名称、無線局の種類、無線設備の設置場所・移動範囲、周波数帯、無線局の目的)を公表項目とすることが適当と考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 211 | (株)テレビ信州 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用の方策 | (3) 公共用周波数の再編・民間共用の推進 | <p>●公共安全LTEの導入については、災害発生時の警察、消防、自衛隊等の相互連絡手段として有効であると思われるので、早急に検討を進めるべきと考えます。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 212 | (株)テレビ信州 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>●これまで放送分野においては、デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の効率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用を図ることは免許人全体に便益をもたらす、視聴者の利益にもかなうものであります。次世代放送における電波の有効利用に資する先端技術の開発や規格策定に向けた検討にも、電波利用料を活用することを要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 213 | (株)テレビ信州 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>●電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。行政は、引き続き電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |

| | | | | | | |
|-----|----------|---------------------------|----------------|-----------------------|--|---|
| 214 | (株)テレビ信州 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>●ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用拡大が理由となっていますが、470MHzの境界の根拠が示されていません。470MHz～710MHzは地上テレビ放送用周波数帯であり、放送事業者の費用負担を増やすことを織り込んで区分変更がされているかのように見えます。区分変更により、地上テレビ放送事業者の費用負担が増にならないよう要望します。また今回は、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和措置に触れていません。安定した事業経営のため、激変緩和措置の継続を強く要望します。</p> | <p>帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPPバンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF帯以下は分離すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書(案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz 超3.6GHz 以下」、③「3.6GHz 超6GHz 以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、3GHz以下の帯域区分については、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。また、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 215 | (株)テレビ信州 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>●「携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画の認定期間が終了した周波数帯について、有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等を踏まえると、電波利用の普及に係わる制度上の責務を負うこととなると考えられることから、特性係数「ウ」を新たに適用することが適当である。」と述べられています。通信事業者は携帯基地局の建設を進め、見かけのカバーエリアを広げていくという手法を取っていますが、過疎地等の人口密度が低い地域がカバーされていないことも人口カバー率は下がりがありません。一方、地上テレビ放送事業者は、サービスエリア内の全ての世帯の受信状況を確認し、受信不良が発生しているときには改善支援を長年続けてきております。放送の「あまねく」と明確に違う意味をもつ携帯電話に対し、新たに特性係数「ウ」を適用することに反対します。●「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことに賛同します。</p> | <p>携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 216 | (株)テレビ信州 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (4) 公共用無線局からの電波利用料の徴収 | <p>●電波利用料は、適正な運用に必要な事務、免許人等の安定的な電波利用の確保等のために行われる事務に要する費用を免許人が負担する制度です。電波利用料の徴収対象を全ての公共無線局とするのではなく、電波の有効利用が行われていない無線局に限ることが適当と述べられていますが、今後の公共用周波数の再編等に電波利用料が用いられる可能性を考慮すると、全ての公共用無線局から徴収すべきであると考えます。</p> | <p>現行制度では、原則全ての無線局が電波利用料徴収の対象とされています。その中で公共用無線局についても、その全てが電波利用料徴収の減免対象とされているわけではなく、報告書(案)p.162にあるように、電波法に規定されている特定の目的を有する無線局についてのみ、減免対象とされています。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 217 | (株)テレビ信州 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>●免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされています。電波利用の発展を阻害しない配慮は必要ですが、免許不要帯域の整備に電波利用料を用いる可能性を考慮すると、免許不要局からも電波利用料を徴収すべきであると考えます。今後IoT機器等の爆発的増加が見込まれておりますので、市場に大量に出回る前に、早急な制度整備を要望します。</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合には、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |

| | | | | | | |
|-----|-----------|---------------------------|-----------------|-------------------|---|--|
| 218 | (株)エフエム大阪 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 地上ラジオ放送は災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中でAM放送においては地デジTV移行後のVHF帯跡地で、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を「民放ラジオ難聴解消支援事業」として広く普及しています。しかしながら同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることから、「V-Lowマルチメディア放送」も「民放ラジオ難聴解消支援事業」の事業の対象としていただけるよう要望します。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 219 | (株)エフエム大阪 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 「V-Lowマルチメディア放送」はIPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報できる特性を活用したIoTの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しています。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発にも支援していただきたく要望します。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 220 | (株)エフエム大阪 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 弊社を含む民間FMラジオ放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。そのため、2つの特性係数と現在の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するように要望します。また放送の特定係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料率が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。特に地上ラジオ放送は極めて厳しい経営環境に置かれている中でも、これまで料額が増加してきた経緯があります。出来る限り負担の軽減を図っていただきたく要望します。 | 【放送事業者】 放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 221 | トヨタ自動車(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | 免許不要局の電波利用料に対する課題が記載されていますが、ITS用途の通信に関しては、記載されている課題に加え、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどないこと、社会インフラとして公共性が高く受益は間接的であること等の理由から、従来通り非徴収とするべきであると考えます。 | 【メーカ】 報告書(案)p.166に記載のとおり、無線LANの帯域確保のための技術試験事務や公衆無線LAN 環境整備支援事業などにより、電波利用公益事務による一定の受益は、免許不要局にも及んでいると考えられます。一方、恒久的な制度として免許不要局から電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定等において課題も多いため、本懇談会においては、まずは現行の特定周波数終了対策業務や登録局制度の活用実績を蓄積すべき旨提言したところです。 |
| 222 | トヨタ自動車(株) | その他 | | | 報告書167、169ページに自動運転向けの無線システムに関する記載がありますが、既に、ETC/ETC2.0やITS ConnectといったITS通信を利用したサービスが展開されています。自動運転向けには、これらITS向け通信のさらなる活用を含め、周波数帯域のみならず、実現すべきサービスに適した無線システムの構築と電波利用環境の確認等を踏まえながら進めるべきと考えます。 | 【メーカ】 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 223 | (株)中国放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 新たな周波数割り当てで、競争的な申請が見込まれる場合であっても、基幹放送局及び、放送事業用無線局については、懇談会の議論の中でも意見として出ているように、価格競争の要素を含めた決定方式にはなじまず、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきでないと考えます。放送用周波数は災害時においては、国民の生命と財産を守るうえでも重要であることを考慮頂いて、その経済的価値のみで割り当ての要否を決めないよう制度整備する必要があります。 オークション制度について、その懸念を指摘して制度化を見送ったことは極めて適切と考えます。電波をオークションによる入札金額の多寡によって事業者選定の基準とすることは、国民の安全・安心につながる公共性の高いシステムが排除される仕組みになり兼ねず、その結果、電波の公共性を享受すべき国民が不利益を被ることになると懸念されます。7月に起きた「平成30年西日本豪雨」災害では、弊社は、発災後ただちに緊急報道体制をとり、継続して被災者、地域住民への情報提供に努め、採算を顧みず報道の責務を果たしたと自負しています。オークションによる事業者の選定は、番組の質、量、更には事業の継続に影響を及ぼす懸念があり、そのため、報道の中立性、公平性を担保出来る、大規模災害時等において地域住民の安心・安全を損なうことになりかねず、割当事業者を入札金額の多寡のみで決めるべきではないと考えます。 | 【放送事業者】 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| 224 | (株)中国放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 原案の(エ)公平性と透明性の確保においても「重点調査対象無線システムに対する重点調査を実施する場合、免許人に対しても一定程度の負担増となることが想定される」との記載がありますが、調査周期が「3分割・3年周期」から「2分割・2年周期」に変更となった場合でも、免許人の業務に支障が無いような調査がなされるべきであり、免許人の過度な負担とならないような仕組みの構築を要望します。 | 【放送事業者】 報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、重点調査を実施する場合にも、可能な限り免許人に負担がかからないよう配慮することが必要であると考えますが、重点調査は無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと思います。 |

| | | | | | | |
|-----|-------------|---------------------------|-----------------|-------------------|---|---|
| 225 | (株)中国放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 7月に発生した「平成30年西日本豪雨」災害においても、ラジオは地域のファースト・インフォーマーとして、その役割を果たし、地域に対し必要な情報を発信し続けました。今後も、平時や災害時において迅速かつ適正な情報提供手段を確保するため、引き続き難聴解消支援措置を継続して頂くことを要望します。 先般発生した「平成30年西日本豪雨」災害においても、地域に対しテレビ・ラジオが必要な情報を発信し続けました。非常災害時のライフラインである地上基幹放送局の耐災害性をさらに強化する取り組みは、地域住民・視聴者・聴取者の利益に合うものと考えます。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。放送の耐災害性について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 226 | (株)中国放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 地上波ラジオの使用する周波数帯域はひっ迫も低く、今回470MHzの区分追加についての方針は妥当なものと考えます。また、加えて、そのひっ迫に応じたラジオへの電波利用料額の負担の軽減も期待します。 放送に対して、適用を変更する特段の事情の変化のないことから、現状を維持するという方針については妥当であると考えます。しかしながら、現行制度においては、自らの無線システムの特性に変化が無くても、他者の特性係数の変動や蔵出規模の拡大によって料額が増加する可能性があります。放送局にとって電波利用料の料額の安定性、継続性は極めて重要で、特にローカル局にとっては、地域情報発信の担い手としての公共的役割を果たしており、災害など有事の際には的確な地域情報を放送するのが責務であると考えます。引き続きローカル局の安定した経営、放送を維持するためにも、出来る限りの負担の軽減を要望すると共に、やむを得ず料額が増加する場合も、負担する料額的大幅な変動を避けるため、今後も、料額の増加率を一定に抑える激変緩和措置を恒久的に講ずることが不可欠であると考えます。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます |
| 227 | (株)フジテレビジョン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | ●周波数の割り当てに際し、高い収益を上げる無線システムばかりが優先されないよう、経済的価値が過度に反映されない方針が盛り込まれたことは妥当です。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 228 | (株)フジテレビジョン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | ●オークションのような金額の多寡で周波数が割り当てられる制度は、国民に安定的に情報を伝える公共的な役割を担っている放送にはなじみません。今後の検討に当たっては、専門家や関係者の意見を十分に聞いた上で、慎重な議論を行うよう要望します。 【放送事業者】 | オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| 229 | (株)フジテレビジョン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | ●放送事業用無線のFPUなどは、震災などの非常災害時に使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。周波数のリアルタイムセンシングデータに基づき、空間的・時間的にダイナミックに共用するシステムの開発・運用を検討する際には、その点を考慮することを強く要望します。 ●既に、ラジオマイク等と共用されている地上デジタルテレビ放送用周波数のさらなる共有については、現在適用している「地デジ保護基準」は変えず、既存の地上デジタル放送が将来に渡り安定して、問題なく運用できることを担保する慎重な検討が必要と考えます。 また、地デジ受信者の視聴環境に影響が出た場合に、すぐに妨害を与えている無線局を停波する等のシステムの構築、実効性のある制度的な担保の検討も必要と考えます。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。 |
| 230 | (株)フジテレビジョン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (1) 公共周波数の見える化の推進 | ●官官・官民での周波数共用が促進されるよう、情報提供の申請者が、公共業務用無線局の情報について提供個別の事案ごとに判断できる仕組みとすることに賛同します。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 231 | (株)フジテレビジョン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | ●放送事業用無線のFPUなどは、日常の報道取材や番組中継に欠かせないツールであり、特に震災などの非常災害時にフルに使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射することが必要です。災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性を電波の有効利用度合とは別に評価する方針が示されたことは、適切であると考えます。 【放送事業者】 | 頂いたご意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 232 | (株)フジテレビジョン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | ●「各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある」との趣旨は妥当です。やむを得ず収支差額が生じた場合は、次年度の規模抑制のために活用できるよう制度の見直しの検討を求めます。 ●IoT時代に対応するという趣旨は理解しますが、それをもって蔵出規模の拡大が前提となるものではありません。「新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当」とあるように、用途について慎重な精査が必要と考えます。 ●電波利用料の歳出については、図表3-3-35にも示されている通り、平成5年の制度開始時と比較して、近年10倍近くに拡大して推移しています。やみくもな蔵出規模の拡大を前提とせず、総額抑制に努めるよう要望します。 ●総務省においては、電波利用料という特定財源の拡大を求めめるのではなく一般財源のさらなる確保を目指すべきです。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。電波利用料の歳出規模については、これまでの蔵出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。一般財源のさらなる確保について、頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |

| | | | | | | |
|-----|-------------|---------------------------|----------------|------------------|--|--|
| 233 | (株)フジテレビジョン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>●電波利用料制度の見直し時期について、「少なくとも3年ごと」となっていますが、見直し期間のさらなる短縮や見直し時期の前倒し等は民間事業者にとって経営の不確定要素となるため、配慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。 |
| 234 | (株)フジテレビジョン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>●従来の電波利用料と新たな周波数割当て手法の両方において経済的価値を反映させると、経済的価値の“二重取り”となります。電波利用料は電波を利用する全ての無線局が共益費(管理費)として応分の負担をするという制度本来の在り方に徹すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に分担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないと考えます。 |
| 235 | (株)フジテレビジョン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>●放送事業者の4分の1の特性係数は法律に定められた「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法の災害放送義務)、「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法のあまねく努力義務)を勘案された措置であり、引き続き維持されたことは極めて妥当です。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 236 | (株)フジテレビジョン | その他 | | | <p>●今回の報告書案では触れられていませんが、電波利用料とその増減は民間事業者にとって直接経営に影響を及ぼすものであり、激変緩和措置を設けているこれまでの制度は極めて妥当です。今後も引き続き適用されることを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 237 | (株)テレビ新潟放送網 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>地上デジタル放送の新たな放送サービスのため、電波利用料を使った技術的検討、試験、調査等の継続的な実施とその成果を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 238 | (株)テレビ新潟放送網 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>「各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある」旨が明記されたことは、当社の主張に沿ったものであり、適切と考えます。一方、「実際にこれらを実施する場合、電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、あいまいな表現であり、歳出は必要最小限の規模に抑制し、免許人への過度な負担は避けるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが妥当と考えます。 |
| 239 | (株)テレビ新潟放送網 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用急拡大が理由となっていますが、470MHzの根拠が示されていません。470MHz～710MHzは地上テレビ放送用周波数に割り当てられています。②「470MHz超3.6GHz以下」の区分になるとこにより、地上放送事業者の費用負担増につながることはないよう要望します。また、今回の報告書(案)では、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和措置に触れていません。安定した経営のためにこれまで同様、「激変緩和措置」の継続を強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPPバンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF帯以下は分離すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書(案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」、③「3.6GHz超6GHz以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、3GHz以下の帯域区分については、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。また、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 240 | (株)テレビ新潟放送網 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>放送の電波利用にかかる特性係数が、「国民への電波利用の普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して規定された措置であり、今後も維持するとの方針が示されたことは適切と考えます。電波利用料制度の見直しにより放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう、あらためて要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |

| | | | | | | |
|-----|----------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------|--|---|
| 241 | (株)テレビ新潟放送網 | その他 | | | テレビ新潟は、近年では中越地震、中越沖地震、新潟・福島豪雨、糸魚川大火など災害時において、被災者や県民に的確な情報を県域にあまねく提供してまいりました。報道機関の使命を全うするために、最新機材を導入したうえ、採算を度外視した放送体制で臨むこともあります。電波の放送利用に関して経済的価値を過度に持ち込むことは不適切と考えます。また、当社は安定した放送を継続するために、平成18年に放送を開始したデジタル放送のマスター設備、親局送信所、中継局などの更新を今年度から始めます。電波利用料制度は、電波法の規定により「少なくとも3年ごとに見直しを行うこと」とされており、現行制度は平成29年の改定となっております。放送事業者の安定した経営を継続するためにも、短期間での制度変更、料額の変更とならないよう改めて強く要望します。 | 電波利用料の共益費用としての位置付けを見直し、無線局の免許人等に対し、電波利用の共益費用以上の負担を求めることについては、今回の見直しにおいて、電波の経済的価値に基づく負担を求める新たな割当手法が導入されることを踏まえ、同制度の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視する必要があると考えます。また、電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 242 | 無線LANビジネス推進連絡会 | 第2章 電波利用の将来像と実現方策 | 1. 2030年代の社会の姿 | (1) 社会のトレンド「静かなる有事」 | インフラの老朽化に関しては、橋梁や係留施設のみならず、電気通信を支えて来た通信ケーブルや建物内におけるLANケーブル及び、とう道や通信管路等も老朽化が進んでいます。これらを代替・補完するためには、免許不要局を含む無線の活用がますます重要となると認識しており、これらの視点も加えることを提案します。 なお、項番が重複しており、(オ)が正当 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 また、項番の重複については、御指摘のとおり修正します。 【修正前】 (ア)インフラの老朽化 (イ)少子化 【修正後】 (オ)インフラの老朽化 (カ)少子化 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 243 | 無線LANビジネス推進連絡会 | 第2章 電波利用の将来像と実現方策 | 3. 2030年代の革新的な電波エコシステムの実現 | (2) ワイヤレスIoTシステム | IoTにおける持続可能かつオープンイノベーションを推進するに当たっては、免許不要局の活用や国際標準規格との調和が今後さらに重要となります。この観点より、全世界的に普及している無線LANとの親和性が高いIEEE802.11ahをIoTの例示に加えるとともに、IEEE802.11ah等による免許不要局の活用や国際標準規格との調和のとれたシステムの国内利用に向けての制度整備の必要性について明示すべきと考えます。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 報告書(案)p.86の記載のとおり、免許不要局の運用の拡大に伴い、電波利用環境を必ずしも良好な状態に維持できないという課題もあるため、引き続き、各国際標準規格の動向や普及状況等に鑑み、既存無線システムに対する影響を十分考慮した上で、免許・登録の要否も含め国内の制度整備について検討されることが必要と考えます。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 244 | 無線LANビジネス推進連絡会 | 第2章 電波利用の将来像と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (2) ワイヤレス成長戦略政策パッケージ | 5Gのネットワーク整備に向けては、高速・高需要に対処するため28GHz等新たな周波数の利用が計画され、現在利用中の周波数と比較すると基地局のエリアの狭小化や不感知エリアへの対応が求められます。5Gの基地局整備を早期に進めるためには、エリアオーナー等により整備されるWi-Fiとの連携及び設備の活用、更にはエリアオーナーによる基地局整備が有効であると考えられ、必要な制度整備を行うべきと考えます。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 245 | 無線LANビジネス推進連絡会 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (3) 公共用周波数の再編・民間共用の推進 | IoTを初め様々なシステムの導入を進めるにあたり、周波数の有効活用による帯域確保が非常に重要であり、公共用周波数の再編・民間共用の推進について賛同します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 246 | 無線LANビジネス推進連絡会 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 「5G等の無線システムを支える光ファイバ網の整備等」に関しては、条件不利地域等の地域課題を解決し、地域活性化の実現に向け、無線システムの活用を推進する施策の主旨に賛同します。一方、条件不利地域への伝送路整備については、固定系を含むブロードバンド基盤整備に関する議論の中で整理すべき課題であり、電波利用料の使途としては、慎重な検討が望まれます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 247 | 無線LANビジネス推進連絡会 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | IoT・公衆無線LANの安心・安全な利用環境の構築支援に関しては、当連絡会の活動の主旨と合致し、これに賛同します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 248 | 無線LANビジネス推進連絡会 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | 本文では「登録局を除く免許不要局に対しては」と免許不要局は登録局を含む表現となっておりますが、用語解説では「免許不要局は免許及び登録を要しない無線局」との異なった表現になっているため、本文もしくは用語解説を修正すべきと考えます。 | 頂いた御意見を踏まえ、報告書(案)p.203における免許不要局の用語解説を次のとおり修正します。 【修正前】 電波法第4条第1項各号に規定されている、免許及び登録を要しない無線局のこと。 【修正後】 電波法第4条第1項各号に規定されている、免許を要しない無線局のこと。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 249 | 無線LANビジネス推進連絡会 | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | 「無線局の適正な管理のため必要がある場合は、既存の登録局制度を活用し、登録局として導入することが適当である」とあるが、免許不要局は、電波法第4条第1項第3号の規定による技術的な機能によって干渉が回避され、電波環境が確保されるように担保されています。原案による措置は、無線局数や設置地域を制限する等の必要がある場合等、極めて限定的に運用されるべきであると考えます。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)においても、登録局制度の活用は、「当該無線システムを導入する帯域を適正な電波利用環境に保つため、無線局の適正な監理のため必要がある場合」に限定しているところで。 |

| | | | | | | |
|-----|------------------|---------------------------|----------------|------------------|--|---|
| | | | | | 【その他】 | |
| 250 | 無線LANビジネス推進連絡会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | このため、当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積することとし、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収することについては、当該実績も踏まえ、継続的な検討課題とすることが適当である。 今後、継続的な検討課題として議論される場合は、その過程において、免許不要局であるWi-Fiを利活用する事業者の代表として、議論への参加を希望します。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 251 | 無線LANビジネス推進連絡会 | その他 | | | Wi-Fiは通信基盤として携帯網に並ぶものとなった現在、電波戦略を議論する際には、携帯事業者のみならず、免許不要局であるWi-Fiを利活用する事業者の代表として意見を述べる場を提供して頂けるよう要望します。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 252 | ITS Connect推進協議会 | その他 | | | 【意見】 現状、免許不要局については、報告書記載にあるとおり、電波利用料の徴収は原則として行われておらず、実効的な徴収方法ほか課題が多い。 特に、すでに普及が進み、多くの利用者が存在するものについては、制度変更による混乱不都合等を生じられるおそれがあるため、引き続き非徴収とすることが妥当と考えます。 ・ITS Connect推進協議会は、ITS専用周波数帯を活用した安全運転支援システム「ITS Connect」の実用化呼び普及を促進する団体として、安心・安全な交通社会を実現することを目指しております。 当該システムは、車と車、および口即機器と車の間で通信を行い、事故防止に繋がる情報を提供するサービスとして2015年10月より実用化され、既に多くの利用者がおります。 また、今後、更なる利用者の増加を見込んでいます。 通信を収益に使用するもの異なるものであり、この様な公共性の高いサービスに対しては、電波利用料の徴収対象がとされることを期待します。 ・報告書167、169ページに自動運転用の無線システムに関連する記載がありましたが、「ITS Connect」システムで送受信されている各種情報には、開発競争が激化している自動運転に必要なデータ項目が既に含まれています。 今後、自動運転用の新たな無線システムの検討に際しては、使用する周波数帯の議論のみではなく、実現すべきサービスに適した通信品質が確保できるかどうかについて、実際の利用環境化において、システム全体での確認を行うべきと考えます。 | 報告書(案)p.166に記載のとおり、無線LANの帯域確保のための技術試験事務や公衆無線LAN環境整備支援事業などにより、電波利用共益事務による一定の受益は、免許不要局にも及んでいると考えられます。一方、恒久的な制度として免許不要局から電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定等において課題も多いため、本懇談会においては、まずは現行の特定周波数終了対策業務や登録局制度の活用実績を蓄積すべき旨提言したところです。 |
| 253 | (株)エフエム青森 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | ●地上基幹放送におけるラジオ放送は災害時のファーストインフォーマーとして位置づけられ、重要な社会的役割を果たしてきております。その中でAM放送は「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用して、アナログテレビ放送で使用していたVHF帯の跡地においてFM補完局を開局し広く普及しております。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておられません。 「V-Lowマルチメディア放送」も同事業の対象に加えていただくようお願い致します。 ●既存FM放送においては、難聴地域が少なからず存在している状況であり、災害時のファーストインフォーマーとして役割を果たすためには難聴地域をなるべく解消してゆかなければならないと考えます。 難聴解消の方法については、従前の無線局を建設することに加え、技術的に問題がないのであれば既存局の増力によって難聴解消がなされるのであれば同事業の対象としていただくようお願い致します。 ●既存の放送区域内において、今まで聴取が良好と認識していた場所、地域において建物の堅牢化、窓の二重化等で難聴となってしまう状況が存在します。 そういった場所、地域におけるきめ細かい難聴解消においても同事業の対象として頂きたいと考えております。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 254 | 北日本放送(株) | 全体 | | | これまでの取り組みをさらに進めて、今後通信技術が進歩する一方で人口が減少し高齢化が進むという社会構造の変化に応じた電波利用のグランドデザインが示されたことを評価します。 提言を実現するための方策に関して経済的価値重視の弊害などいくつかの懸念は記述されていますが、施策を進めるに当たっては関係者の意見を再度聴取するなどして引き続き注意深く対応していただきたい。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 255 | 北日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | ・基幹放送局及びこれと一体として運用される放送事業用無線局については、災害時の中継など社会的責務を十全に果たすことができるよう、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。 ・オークション制度には、案に記されたように様々な弊害があり、今回制度化を見送ったことは適切と考えます。 | 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |

| | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|------------------|-----------------------|---|---|
| 256 | 北日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <ul style="list-style-type: none"> 地上デジタルテレビ放送用の周波数は極めて稠密に利用されており、また既にワイヤレスマイクやエリア放送との共用が行われていることに十分留意する必要があります。 また周波数共用基準(干渉許容基準)の策定に当たって、放送用周波数は広く一般の視聴者が対象であり、干渉の際の社会的影響の大きさも配慮されるべきと考えます。 | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> |
| 257 | 北日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 提言の趣旨は理解するが、免許人に対して過度な負担とならないよう配慮していただきたい。 | <p>本報告書(案)においても、見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしています。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> |
| 258 | 北日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 「実際にこれらを実施する場合、全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とあるが、仮定すれば「相応」の規模になるのは当たり前なので、文意は規模が大きく膨らむという意味でしょうか。新たな事業の必要性はある程度理解しますが、電波利用共益事務として相応しいかどうか精査して、むやみに用途が拡大しないようにしていただきたい。 | <p>電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> |
| 259 | 北日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> 電波利用共益事務(無線局全体の受益を直接の目的として行う事務)の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行の枠組みは適切であり、共益費用以上の負担を求めるべきではないと考えます。 放送に関して現状を維持するとの方針が示されたことは妥当と考えます。 無線局免許人にとって、電波利用料額の安定性は経営に関わる重要な要素であり、安定した運用を望みます。 | <p>電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に分担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないものと考えます。</p> <p>また、放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> <p>なお、電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> |
| 260 | 北日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (4) 公共用無線局からの電波利用料の徴収 | <ul style="list-style-type: none"> 公共用無線局からの電波利用料の徴収について検討し一定の進展があったことは評価しますが、そもそも電波利用の共益費が何故公共用無線局であれば免除されるのか分かりません。電波利用共益事務の費用が増えると思込んでいると思いますが、そうであればなおさらのこと公共用無線局の電波利用料も活用した方が良いのではないのでしょうか。 | <p>現行制度では、原則全ての無線局が電波利用料徴収の対象とされています。その中で公共用無線局についても、その全てが電波利用料徴収の減免対象とされているわけではなく、報告書(案)p.162にあるように、電波法に規定されている特定の目的を有する無線局についてのみ、減免対象とされています。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> |
| 261 | 朝日放送テレビ(株) | 全体 | | | <ul style="list-style-type: none"> 今後も電波に対するニーズは高まり、有効な活用が必要になることは理解しますが、電波利用料に関しては、共益費という観点からその用途は電波の有効利用に関するものに限られるべきと考えます。電波利用料の総額を維持する、または拡大するという観点で進められるべきものではありません。前提として用途を電波の有効利用に限り、現在の歳入超過の状況を改め、歳入と歳出を一致させた上で、総額を抑制することを望みます。 また、電波は公共性が高いものであるため、特に放送用帯域についてはオークション制度など、経済的価値や価格競争の要素を含めた制度の導入には反対します。 | <p>電波利用料の用途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> <p>電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。</p> <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> |

| | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|------------------|-------------------|--|---|
| 262 | 朝日放送テレビ(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>・ 基幹放送局については、その社会的責務を十全に果たすことができるよう、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てるべき放送系の数の目標と周波数を定めており、これは国民・視聴者の利益に適う制度として今後も維持すべきと考えます。基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。</p> <p>・ 申請する金額の多寡のみで割当事業者を決定するオークション制度の懸念を指摘し制度化を見送ったことは、国民の利益の最大化を図る観点から極めて適切と考えます。金額の多寡のみによるオークション制度では、高い入札金額を当該事業で回収する必要に迫られます。携帯電話用周波数の割り当てに適用すれば、契約者である国民が間接的に入札金額を負担することになり、真に国民の財産の有効活用となるのか疑問です。割り当てを受ける事業者を入札金額の多寡のみで決めるべきではないと考えます。</p> | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> |
| 263 | 朝日放送テレビ(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <p>・ 地上デジタルテレビ放送用の周波数の共用について検討する際は、放送用周波数に混信による障害が及ばないよう慎重に行われることを要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。</p> |
| 264 | 朝日放送テレビ(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | <p>・ 災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性を電波の有効利用度とは別に評価する方針が示されたことは、適切と考えます。放送事業用無線のFPUなどは、常時、電波を放射しているわけではありませんが、日常の報道取材や番組中継に欠かせないツールであり、特に震災などの非常災害時にフルに使うため、いつでも妨害を受けずに電波を放射することが必要です。また民放事業者は放送法第111条に基づく基幹放送事業者の安全性・信頼性に関する技術基準に沿って、放送設備の耐障害性を担保しています。本報告書案の方針を踏まえ、いざという緊急時の備えとしての役割にも重きを置き、総合的に判断する基準を策定するよう要望します。</p> | <p>総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。</p> |
| 265 | 朝日放送テレビ(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>・ 電波利用料の歳入、歳出の総額を一致させる必要があるとの考え方に賛同いたします。「全体の歳出規模は相応の規模になる」として歳出規模の拡大の方向性がうかがえます。IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業の必要性は一定理解しますが、電波利用共益事務として真に相応しいかどうか、提言にあるとおり、新たな事業の必要性や効果を十分に精査し、むやみに使途が拡大しないようにすべきです。行政は電波利用共益事務として実施する事業のさらなる効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう強く要望します。</p> <p>・ 電波利用料の歳出規模の総額はあくまで抑制的であるべきだと考えます。さらに既存の無線システムを使って事業を引き続き安定的に行う上で、電波利用料の見直しにより料額が大幅に増額されることは免許人の経営環境に悪影響を及ぼすことにもつながります。電波利用料が増額とならないように要望します。電波利用料の共益費用としての性格などから、各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要があると明記されたことは適切と考えます。電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料を退還したり、他用途に流用したりすることがあってはならないと考えます。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 歳入と歳出の関係については、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いた御意見については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 266 | 朝日放送テレビ(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>・ 電波利用共益事務(無線局全体の受益を直接の目的として行う事務)の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行の枠組みは適切であり、共益費用以上の負担を求めるべきではないと考えます。</p> <p>・ 放送用途に関して「国民への電波利用の普及に係る責務」と「国民の生命、財産の保護に著しく寄与する」2つの特性係数が引き続き適用されることは適切であると考えます。仮に電波利用料が増額される場合でも激変緩和措置の適用などの一定の歯止めが必要であると考えます。</p> | <p>電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に分担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないものと考えます。 また、携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |

| | | | | | | |
|-----|-------------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------|--|---|
| 267 | 朝日放送テレビ(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>・本来的には免許不要局にも一定の電波利用料負担を求めるべきである、との指摘は重要と考えます。IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業が必要との前提に立てば、電波利用料制度を支える無線局利用者の裾野を広げ、公平負担の徹底を図ることが欠かせません。IoT機器の普及によって電波需要が格段に高まることを考えれば、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収する仕組みの構築を先送りせず、関係事業者の意見を聞きながら、広く国民の理解を得られる方策を早急に検討する必要があると考えます。</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 268 | (株)エフエム愛知 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>無線局免許人に電波利用の公益費用を求める現行の枠組みは適切ですが、公益費用以上を求めるべきでないと考えます。「ひっ迫帯域」を3区分とし、「470MHz以下」が明記されたことは、地上ラジオ放送の電波利用料負担の軽減の要望に沿った内容であり、妥当な方針と考えます。</p> | <p>電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に分担していただく、という電波利用料の公益費用としての性格は、変更されないものと考えます。また、帯域区分についての御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 269 | (株)エフエム愛知 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>弊社は来年開局50年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額にならないよう要望します。特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも料額が増加してきました。できる限る負担の軽減を図っていただきたいと思います。</p> | <p>放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 270 | (株)エフエムラジオ新潟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>平成29年度及び平成30年度の2か年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局でも同期放送を検討している社もあるため、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるということで、これに対し支援して頂くことを要望致します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 271 | (株)エフエムラジオ新潟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>◆民間FM放送が開局して来年50周年を迎えます。しかし、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望致します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望致します。◆特に地上ラジオ放送は、きわめて厳しい経営環境に置かれ、その中でも料額が増加してきました。出来る限り負担の軽減を図っていただきたく、要望いたします。</p> | <p>放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 272 | (一財)日本アマチュア無線振興協会 | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (2) ワイヤレス成長戦略政策パッケージ | <p>【意見】 ・人材育成・裾野の拡大のための取組については、賛成します。今後更に拡大するICT利用時代を踏まえ、国を中心とした実効ある施策への積極的な取組が必要と考えます。 ・その具体的事例として、「青少年(若年層)に対するアマチュア無線資格取得の推奨」を明記願います。</p> <p>【理由】 アマチュア無線資格は、小中学生でも取得できる唯一の国家資格であり、その学習過程において電波利用のリテラシーは大きく高まるものです。また、その後のアマチュア無線の運用により、電波を含む科学技術への知識や関心を成就することにより、将来の電波利用分野の人材育成に大きく貢献するものと考えます。併せて、本施策をより実効あるものとするため、簡易な入門者向けアマチュア無線資格の創設及び資格と無線局免許の一体化等更に簡易な免許制度となることを切望します。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。人材育成は重要な取組であり、御意見の趣旨はワイヤレス成長戦略政策パッケージにおける「人材を創る(人材・リテラシー)」政策に含まれていると考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | 【その他】 | |

| | | | | | | |
|-----|---------------------------|---------------------------|-----------------------|------------------------------|--|---|
| 273 | (一財)日本アマチュア無線振興協会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>【意見】 今後の具体的な取り組みとして、「ICT人材育成のための青少年を対象としたアマチュア無線資格取得への支援」を明記願います。</p> <p>【理由】 将来に向けたICT人材育成は、重要な課題であり、ICT全般にその受益が及ぶものであることから、その実効ある方策として、青少年等を対象としたアマチュア無線資格の国家試験受験料や養成課程受講料への支援は、今後の電波利用共益事務のテーマとして十分該当するものと考えます。 さらには、「電波の安全性や適正利用に関するリテラシーの向上」の一つの手段としても、最も実効性のある施策であると考えます。 併せて、更に簡易な入門者向けアマチュア無線資格の創設及び資格と無線局免許の一体化等更に簡易な免許制度となることを切望します。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 274 | (一財)日本アマチュア無線振興協会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (6) IoT時代の技術基準適合性確保に向けた取組の強化 | <p>【意見】 技適マークの表示要件の緩和については、賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 275 | (一財)日本アマチュア無線振興協会 | その他 | | | <p>アマチュア無線資格取得における青少年育成施策の現状 当協会(JARD)では、アマチュア無線利用における若年層の減少により、アマチュア無線の未来が無くなるとの危機感の下、アマチュア無線における青少年の育成策として、平成25年度から青少年(18才以下)に対する4アマ養成課程講習会の受講料の大幅な減額措置を実施しています。 その結果、措置前は、全国で年間400名弱の受講者であったものが、平成29年度は年間約1,900名と4~5倍の伸びとなり大きな施策効果が得られています。 ただ、一民間企業のみでの取組では、施策の展開や経営的な面から限界があり、その目的と波及効果から見て、国を挙げた施策の展開が不可欠と考えています。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 276 | 東京ケーブルネットワーク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (3) 地域BWAの見直し/評価 | <p>要望を行ってきたことであり、賛同するとともに、早期の実現を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 277 | 5G Automotive Association | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>5GAAとしては電波有効利用成長戦略懇談会の報告書(案)の中で免許不要局等のための周波数移行・再編支援の中で自動運転システムのための国際的に調和の取れた周波数が考えられている点を歓迎いたします。適切な方向性であると考えます。欧州、米国、中国、韓国などの他の地域・国の状況から、5.9 GHzが国際的に調和の取れた周波数であるといえます。 5GAAでは日本の状況についても調査しましたが、ITS向けの国際的に調和の取れた周波数が割り当てられていないことがわかりました。日本も5.9 GHzをITS向けに割り当てて強く求めます。 現在5GAAでは、5G NR-V2Xを用いて自動運転システムなど高度化したITSをサポートするために必要な周波数帯域幅を検討しているところです。周波数帯域幅については、結論が出た段階で速やかに情報共有する予定です。 一般的に自動運転のサポートには、ある程度広い帯域が必要なが見込まれております。5.9 GHzについては、まず5850 - 5925 MHzを対象として検討を開始することを提言いたします。 また、5GAAは安全運転支援および高度化したサービスを提供するための無線技術としては3GPPで規定されるC-V2Xを推奨いたします。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 278 | 東京ケーブルネットワーク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | <p>地域BWAの利用状況の報告については、趣旨については理解致しますが、事業者への負担を考慮し、業務の妨げにならない範囲で必要最小限とすることを要望します。 また、報告内容につきましては、事前に既存事業者への意見照会を行うことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>・本報告書(案)においても、見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしております。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと思います。</p> <p>・報告内容の関係事業者への事前照会については、総務省における今後の政策検討の参考とされるものと考えます。</p> |
| 279 | 東京ケーブルネットワーク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (3) 地域BWAの見直し/評価 | <p>制度見直し時においては、公共の福祉へ貢献している既存事業者の事業継続について最大限のご配慮を賜りたい。 また、地域BWAの利活用促進のため、総務省から、自治体への更なる周知・啓蒙を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。総務省においては、引き続き、自治体への周知活動等に努めることが期待されます。 |

| | | | | | | |
|---------|----------------|---------------------------|----------------|------------------|--|--|
| 280 | (株)トヨタIT開発センター | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>我が国では、総務省殿の多大なるご支援の元、ITS専用周波数が既に割り当てられ、V2Xシステムとして、700MHz帯高度道路交通システムが世界に先駆けて実用化されています。</p> <p>700MHz帯は、5.9GHz帯と比較すると、日本の大都市のような見通しが悪い環境でも、電波の到達距離を確保できるという特徴を有しており、安全運転支援のみならず、自動運転においても活用されることが検討されています。</p> <p>これらの日本の環境や周波数帯域の特徴を十分理解した上で、既存割り当て帯域では実現が困難なアプリやシステムを新帯域に導入するための議論をしっかりと行う必要があると考えます。</p> <p>欧米では5.9GHz帯をV2Xに活用する場合、ユースケースを考慮して、通信チャネルによっては送信電力を33dBmまで出すことが可能な規格となっています。</p> <p>日本で同様に送信電力を33dBmまで許容した場合、5.8GHz帯で累計8,600万台以上のセットアップがなされているETCなど隣接周波数システムと共存ができるかなど慎重な議論が必要と考えます。</p> <p>これらの点を踏まえ、既存帯域では対応できないアプリとユースケースを検討し、それらアプリを実現するための送信電力などのシステムパラメータを特定し、それらのパラメータを活用して既存の隣接周波数システムとの共用検討を行ったうえで、最終的な周波数割り当て判断を行うべきと考えます。</p> <p>また、仮に自動運転向けに、新規割り当てが適当であるとのコンセンサスが得られた場合、特定周波数終了対策業務のために、車載器などの免許不要局から費用を徴収することについては、周波数割り当てが完了している欧米と比較して、技術確立後の普及を阻害する恐れはないか、国際競争力の観点で不利にならないか、経済的な弱者への配慮は十分かなど多面的に慎重な議論を行なった上で、結論を出すべきであると考えます。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 281 | (株)トヨタIT開発センター | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>免許不要局に関し、これまでは無線局として登録する仕組みが整備されておらず、仮に、十分な議論と準備がない状態で、登録局制度を強制した場合様々な混乱や不公平な事例が発生する可能性が考えられます。</p> <p>このため、新たに免許不要局を導入する帯域に対して登録局制度の導入を議論する場合は、合理的なコストでの実現手段などを含め、慎重に行うことが必要と考えます。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、報告書(案)においても、登録局制度の活用は、「当該無線システムを導入する帯域を適正な電波利用環境に保つため、無線局の適正な監理のため必要がある場合」に限定しているところです。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 282 | (株)テレビ大分 | 全体 | | | <p>国が掲げる「Society 5.0」の実現に向けて電波をさらに有効利用するための方策が必要であるという現状認識には異論はありません。しかし、電波利用料が公益費的な性格のものであるという前提に立てば、その使途については、電波の有効利用のために必要な最低限にすべく、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべくはないと考えます。電波利用制度をめぐる議論は、あくまでもこの25年間の議論を踏まえたものであるべきで、これまでの議論を反故にしてはならないと考えます。</p> <p>電波の公共性を考えると、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは馴染まないと考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割り当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。</p> <p>また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編し対象の空き帯域を作った場合、混信などにより一般家庭、つまり多くの視聴者に多大な迷惑をかける事となるため、放送用の帯域でのオークション制度の導入そのものに強く反対します。放送用帯域以外のオークションの議論全般についても、欧米などでの実施例にならない、国民の共有財産である電波を、単なる産業論で語るのではないよう、慎重に検討する事を重ねて要望します。</p> <p>電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。ただし、繰り返しになりますが、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らない事を要望するとともに、返上や移行については強制ではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。</p> | <p>・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。</p> <p>・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> <p>・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 283 | (株)テレビ大分 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>携帯電話について、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画認定期間以降も電波利用の普及に係る制度上の責務を負うため、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同じではありません。放送は地デジ化時、受信者1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあり、厳格に責務を果たしています。そのような明確な違いについて考慮されるべきと考えます。</p> <p>また、「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことについては賛同します。</p> | <p>携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。</p> <p>また、携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 284 | (株)エフエム群馬 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送は地上デジタル放送移行後のVHFのLO帯を「民放ラジオ聴覚支援事業」の制度を活用し、補完中継局を開局し普及しています。既設のFM放送で、これまでサービスエリアでない地域に新設する中継局は、この事業では対象外でした。この事業について対象に加えて頂くことを要望します。</p> <p>また、同じLO帯を使ったV-Lowマルチメディア放送についても同事業の対象に加えて頂くことを要望します。</p> <p>●平成29年度及び30年度の2カ年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められていますが、実質的にはAMラジオの補完放送に同期放送が導入されています。既存のFM放送局も同期放送を検討している社もあり、推進することにより周波数の有効利用にもつながります。これに対する支援をして頂くことを要望いたします。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|-----------|---------------------------|----------------|-------------------------|--|--|
| 285 | (株)エフエム群馬 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | ●民放のFM局が開局して来年で50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上の実態上も変化ありません。2つの特性係数と現行の乗率は今後も維持して頂けるよう要望します。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 286 | (株)エフエム熊本 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | ○地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。地上デジタル放送移行後のVHF帯で、AM放送は「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し普及しています。しかし「V-Lowマルチメディア放送」は同じ移行後の跡地利用でありながら、対象外です。兵庫県加古川市ではこの放送を利用した高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用が開始しているほか、福島県喜多方市でも採用が決まるなど、拡大に向けた動きが進んでいます。「V-Lowマルチメディア放送」を同事業の対象に加えていただくべく、ご配慮をお願い致します。 ○「FM同時放送の導入に関する技術的条件」の検討が平成29年度から30年度の2カ年で進められ、「ワイドFM」の同期放送が実質導入されています。今後考えられる既存FM局の同期放送導入に関しても、これと同様にご配慮いただようお願いいたします。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 287 | (株)エフエム熊本 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | ○「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストの輻輳なく一斉通報できる特性を活かしたIoTに加え、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用を検討しています。2030年代に向けた電波利用技術の研究について、5Gだけでなく放送波を活用した事業開発についても、ご配慮をお願い致します。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 288 | (株)エフエム熊本 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | ○民間FM放送が開局して、来年で50周年を迎えますが、制度上も実態上も、放送が果たす社会的責務は変わりありません。そのことを鑑み、2つの特性係数及び現行の乗率は今後も維持するよう要望します。また放送の特性係数が維持されたとしても、他の制度変更で放送事業者の負担料額が増えれば、電波利用料制度本来の目的は実現されません。制度の見直しで放送事業者の負担する電波利用料が増額とならないよう、ご配慮をお願い致します。 ○特に地上ラジオ放送は、きわめて厳しい経営環境下でも料額が増加してきた経緯があります。できる限り、負担軽減についてご配慮いただようお願いいたします。 【放送事業者】 | 放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 289 | (株)デンソー | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | 現状、免許不要局については、報告書記載にあるとおり、電波利用料の徴収は原則として行われておらず、実効的な徴収方法ほか多くの課題があると思われます。特に、すでに普及が進み、多くの利用者が存在するものについては、制度変更による混乱不都合等を生じさせるため、引き続き非徴収とすることが妥当と考えます。 【メーカー】 | 報告書(案)p.166に記載のとおり、無線LANの帯域確保のための技術試験事務や公衆無線LAN環境整備支援事業などにより、電波利用共益事務による一定の受益は、免許不要局にも及んでいると考えられます。一方、恒久的な制度として免許不要局から電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定等において課題も多いため、本懇談会においては、まずは現行の特定周波数終了対策業務や登録局制度の活用実績を蓄積すべき旨提言したところです。 |
| 290 | (株)デンソー | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | | 自動運転含むコネクテッド・カー社会の実現に向け、新たに周波数が割当てられることは重要と考えます。一方で我が国では、ETCやITS Connectをはじめとする各種ITSサービスが実用化されており、これらを新たなサービスに活用することも十分考えられます。また、新たに割当てられる周波数につきましても、隣接周波数等の既存の無線システムとの両立性が求められるものと考えます。既存の無線システムと新たに割当てられる周波数とを、総合的に有効活用する方法についての議論が進められることを希望いたします。 【メーカー】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 291 | (株)毎日放送 | 全体 | | | 報告書案で記述されているように急激な人口減少や高齢化の進行を迎える中で将来像を考えなければならず、そのためには最先端の技術を活用し、電波の有効利用をはかなければならないという認識は妥当であり、支持できるものである。 一方でICT技術利用への習熟度が必ずしも高くないと考えられる高齢者層の情報取得の手段として放送などの在来型メディアの果たすべき役割、その公共性は引き続き大きいものと考えられる。諸施策の実現・実施に当たっては高齢者、社会的弱者等がこれまで通り十分な情報享受ができるよう、また事業者によっては条件不利地域へのユニバーサルサービス等を含め、持続的にその役割を果たしていける環境が維持されるように配慮されることを強く希望する。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 292 | (株)毎日放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み | 有効利用を図っていくことは重要と認識するが、例えば自然災害の多い日本の放送にあっては電波を使っての中継や映像素材伝送、連絡系統などを平時から確保しておく必要があり、その運用は効率だけではかれないものがある。社会的重要度、公共性を鑑みて総合的に評価されるべきである。 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 |

| | | | | | | |
|-----|----------|---------------------------|----------------|------------------|---|--|
| 293 | (株) 毎日放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>主な意見にあるように、放送用・放送事業用の周波数割当では価格競争の要素を含めるにはなじまないものであると考える。安全性、信頼性や条件不利地域を含めた免許区域内のカバー率なども評価されるべきと考える。</p> <p>オークション制度の懸念を指摘し制度化を見送ったことは適切である。引き続き電波利用の公共性に配慮し、高額なオークション入札金額が利用者負担という形で国民・利用者の過度な負担にならないよう慎重な判断が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> |
| 294 | (株) 毎日放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <p>共用を前提とした検討は慎重に扱うべきである。放送が災害時に果たさなければならない役割を考えると、確実な伝送・放送手段の確保は不可欠で、周波数調整による共用は困難と考える。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。</p> |
| 295 | (株) 毎日放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>【原案】 4-1 電波資源拡大のための研究開発 周波数ひっ迫対策のための技術試験事務、才 放送用周波数を有効活用する技術方策に関する技術試験 ・ 放送用周波数の更なる有効活用を実現するため、新たな放送サービスの実現に資する技術的検討・調査や、地上テレビジョン放送用周波数のより一層の有効利用を図る技術方策に関する検討等を実施する。</p> <p>【意見】 「新たな放送サービスの実現」「更に効率的な周波数利用の実現」などは地上基幹放送の高度化を図ることにより電波の有効活用に資するものである。地上基幹放送は大きな公共的役割を担っており、高度化を実現することは国民・視聴者の利益にかなうものと考えます。</p> <p>【原案】 2-1 民放ラジオ難聴解消支援事業 7-1 地域における電波の有効利用に資するICT基盤の整備支援 ・ 大規模災害時における効率的な情報伝達を行うため、地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援</p> <p>【意見】 自然災害の多い日本で非常災害時のライフラインである地上基幹放送が安定して聴取できる環境を整備すること、また耐災害性を強化する取り組みは、国民・視聴者の利益にかなうものと考えます。</p> <p>【原案】 Ⅲ 電波利用料の歳出規模 ・ 1. 電波利用料の共益費用としての性格や、特定財源としての位置付けを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。 ・ 2. (中略)また、既存事業に加え、免許不要局等のための周波数移行・再編支援やダイナミックな周波数共用の推進など、IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業も提案されており、実際にこれらを実施する場合、全体の歳出規模は相応の規模となる見込みである。</p> <p>【意見】 技術革新、メディア環境の変化に伴う新課題に対応するための新たな事業の必要性は理解できるが、その必要性や効果を精査し、むやみに使途が拡大しないようにするべきである。各年度の歳入と歳出の関係を一貫させる必要があると明記されたことは適切で、徴収した電波利用料を退蔵したり、他用途に流用することなく適正規模で運用されることが必須と考える。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>技術試験事務等について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> <p>歳入と歳出について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 296 | (株) 毎日放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>ラジオ放送に用いられる中波、短波、超短波の周波数帯域はひっ迫度が低いことから、今回、470MHzの区分追加の方向性が示されたことは特に厳しい経営環境に置かれているラジオ放送の電波利用料負担軽減につながり、極めて妥当な方針と考える。</p> <p>先述のように放送の果たす公共的役割は重要で、懇談会全般の中で出された「放送利用への経済的価値の持ち込みはなじまない」旨の意見なども配慮され、現状維持が適当である旨判断されたことは妥当であり、高く評価する。</p> <p>電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は重要であり、今後も制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないことを切に求めたい。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |

| | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|----------------|-----------------------|---|---|
| 297 | 住友電気工業 (株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (4) 公共用無線局からの電波利用料の徴収 | <p>基本的な考え方に同意します。一方、国等が免許人で電波利用料の免除を受けている無線局のうち、特に安全運転支援や自動走行に向けた路側機については、通信の相手方で民間が配備・運用する車載機の普及を阻害することのない様、今後免除の継続を検討して頂くことが妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【メーカー】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 298 | 住友電気工業 (株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>世界各国で開発競争が激化している自動運転システム・運転支援システムの用途において今後の各国の周波数採用動向、普及動向も踏まえつつ、国際的に調和のとれた周波数帯を念頭に、周波数帯域を確保するために再編していくことについて、基本的に賛同致します。なお原案に記載のある「周波数帯(5GHz帯)」については、欧米中など多くの国々がいわゆる5.9GHz帯を安全運転支援や自動走行用途に割り当て済み、もしくは割り当てて事を検討しており、原案に記載の国際的に調和のとれた周波数帯という趣旨に沿うならば、我が国も5.9GHz帯の割り当てを検討すべきと考えます。</p> <p>一方で、我が国において既にITS専用周波数として割り当て済みの700MHz帯は、国土が狭く交差点近辺に障害物が多い我が国の環境を考慮し、その回折特性等を踏まえて割り当てられたものと理解しており、官民協力のうえ実用化がなされ普及が立ち上がりつつあると認識しています。この700MHz帯の無線局は既に多数の市販車両に装着され、今後も更なる利用者の増加が見込まれており、この通信データは自動運転での活用も検討されています。</p> <p>当社はこれら各々の周波数帯に割り当てられる通信システムが各々の周波数帯の特性を活かし、相互に補完、更には協調するシステムとして運用されることが理想的であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【メーカー】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | <p>電波法関係審査基準をどのように見直すかです。まず携帯電話(PHS)も含めて1億7000万契約。無線局数の99%は携帯電話及び基地局だなぁ。携帯電話とそれ以外に分けるが、放送局はデジタル化した部分とそうでない部分(アナログ放送)にしてすでに述べた。それに国の機関や地方公共団体等(警察、消防、国土交通省、自衛隊等)は公共用LTE(PS-LTE)に入れてしまえばよい。残るのが、簡易無線、あんまりない各種事業用の無線局、タクシー、アマチュア無線局、船舶局等だなぁ。私は今アナログテレビの空き地(170~222MHz)が良いと思うがなぁ。これをPS-LTEとして用いると帯域も広いし、先に国や地方自治体作り、後でNTTの固定電話網をIP化(2024年)して、これも入れたらと思うがなぁ。これならば役所はほぼ無料で近いお金で使える。約100万局で始めて、固定電話網を入れて、固定電話の中に防災行政無線の戸別通報受信機を中に入れたらなぁ。私は西予市野村町で起きた野村ダム放流情報が伝えられなかったことがなぁ。確か5人死んだ。それに大洲市もなぁ。こうして節約したお金を堤防建設に回して欲しい。大洲市もひどく浸かったが、堤防が低く建設していた。肱川の構造にある。肱川は河口に山が迫り狭くなっている。川は通常は河口が一番大きくできている。ここは中流域(大洲市の役場やJR駅がある付近)がやられて多くの方が家に帰れない状況。大洲市では4人の死者が出た。鹿森ダムの放流されたからだが、これはやむを得ない。この堤防が低くしないと6箇所が低い堤防になっている。1箇所だけ高くすると他の地域がひどくやられる。今回は6箇所とも決壊した。どうやって避難情報を的確に出すかという問題になるなぁ。避難情報を出しても外れると人は避難しなくなる。8月6日は日本豪雨1ヶ月。NHKも特別番組を流していた。一応録画をしているが、乙亥(おとい)相撲で有名な西予市野村町は乙亥会館の1階部分が完全に浸水した。嘉永5年から毎年開催された。戊辰戦争や日清戦争でも中止されなかった。私は相撲ファンではないが、この事態をなんとかして乙亥相撲でできたらと思っている。11月だから時間は少しある。そのためには水が来た状況を的確に判断して避難情報を出さないといけない。そのためには画像により判断が必要になると思ってなぁ。一般の人も携帯電話のカメラで画像を捉えて大洲市や西予市に送れるから、そうした情報やあるいはPS-LTEのカメラ情報もなぁ。これらを総合的に避難勧告の判断材料にしないとなぁ。アナログテレビの空き地なら帯域が各国に比べて広い(10MHz×2程度が多い)から、固定電話網を入れても大丈夫だと思ってなぁ。次に残る無線局を考えてみる。無線局の値段がポイントだなぁ。私は1万円程度というのは大量生産ができるかという点だなぁ。アマチュア無線機は2~3万円からある。アマチュア無線機より大量生産して売りつばなしでないと1万円の価格は不可能だなぁ。アマチュア無線機は使う人が申請をするのが建前。申請手数料がかからない。申請という行為は無線機の値段が高くなる要因です。簡易無線も申請させるとかなり業者に支払う価格が高い。多くが自分で申請しているようだ。</p> <p>ここは簡易無線は150MHz帯を1000チャンネル程度パーソナル無線用として割りたら全部そちらに移ると思う。パーソナル無線で自由に使う方がはるかに効率的。1MHzの帯域で160チャンネル。1000チャンネルなら6.25MHzの帯域が必要になる。142MHz~154MHzまでアマチュア無線(144~146MHz)を除くと10MHzを割り当てたら、複信方式も可能にする。複信方式は電話みたいに同時に電波の発射と受信を行う。その代わりに154MHz以上は勝手に使えばよいなぁ。142~144MHzを一つ帯域として、146~154MHzをもう一つの帯域として、142~144MHz(320チャンネル)までと146~154MHz(1280チャンネル)までを組み合わせ、一部を複信方式用にも使えるなぁ。これならばタクシー無線もこちらに移ると思うがなぁ。それでも400MHz帯が良いという会社はなぁ。そのまま使わせてあげるがなぁ。無線機一台が1万円で作れたらなぁ。</p> | |

今周波数毎に1波ずつ割り当てる方式から帯域で割り当てる方式になあ。民生用はほぼこれで満たされると思ってなあ。割り当て方が不味かった。一度決めたら変えない。27MHzの特定船舶局も1万円程度で販売されたらみんなそちらに移ると思うがなあ。MCA無線もPS-LETに入れて仕舞えばなあ。そうしたら携帯用の周波数が増える。数がたくさんあるタクシーは別になるかも知れんが無線機の値段が1万円なら集中基地局なんか使わないで、パーソナル無線もしくはMCA無線になると思う。MCA無線はPS-LETになるからなあ。前にもいったように優先度を国や地方自治体の無線を優先したら同じシステムが使える。船舶局も国内船舶はPS-LETに入れて仕舞えばなあ。こうしてみると民生用の周波数はほぼなくなってしまうことになる。海外に行く船の船舶局もほとんどは衛星通信と国内の船舶とほぼ同じ無線機を積むということになるがなあ。1万円の無線機を大量生産したらなあ。そこがみんなが抜けているところだなあ。新しい自動車に500万台、古い既設の自動車に500万ずつ計1000万台ずつ作る。自動車会社も1万円の無線機なら付けてくれると思う。携帯電話も使えない。固定電話も使えない。PS-LETも使えない時に最終的に半径10km程度は飛ぶパーソナル無線機。みんなそこに移ると思うがなあ。船舶局もグジャグジャと書いていると思うが、PS-LETをつけるとともにパーソナル無線を付けておけばことは足りると思うがなあ。となると電波法関係審査基準に書くところはほとんどなくなる。固定局程度はあるから、そこをまとめて書いて置いたら技術資料として使える。抑制的な電波法関係審査基準はほぼなくなってしまう。今の電波法関係審査基準は抑制的な部分だけが残り、有害なものに変わってしまっている。一度決めたら余程のことがないと変える必要性もないからなあ。電波法は電波法関係審査基準により無線電信法(大正4年11月1日施行)に近い運用をして来たことになる。政府は無線を管掌する。船舶があるから少し私的に使わせる。この前提は新しい電波法でできても、電波法関係審査基準によりほぼ同じ状況が続いていた。旧無線電信法を治めていた役人が新しい電波法を治めて、そこに電波法関係審査基準を使うとなあ。実は8月7日に私は四国総合通信局に行って告示を見せてくれと言ったら、電波法、電波法告示等は売られているから見せられないといわれた。これが基本だとしたらまさに扱いは無線電信法の「政府は無線を管掌する」ではないかと思ってなあ。自分の手のうちは見せない。それで電波は「成長戦略になるのか」と聴きたいと思ってなあ。私はこれから度々、役所に行って状況を確かめようと思ってなあ。松山市にある役所。どれだけ物事を教えるか見てみようと思ってなあ。電波法とか電波法関係審査基準等は常に変わっている。それを個人で保有するというのか。委員の方から可能なら本省に聴いてしい。返ってくるのは形式的な事だなあ。なぜそうなるか。個々の個人(公務員)は責任を負いたくないといういうことだなあ。森友・家計学園と同じ構造。上へ上へと上げていき、誰が責任者かわからないようにしている。本省の局長が全部責任を負うのかという問題になるなあ。そんなことをやっていたら忙しくてたまらない。個々の個人は定年前ならどこかに雇われたいとか、再雇用で行くとか、いつまで勤められるかとかなあ。役人栄えて国減ぶ。こんなことになりかけているみたいだなあ。これでは電波法審査基準に忠実に従い、電波は使われないままになってしまふがなあ。それがわかってない。27.12MHz、不法CB無線局がよく使っていた周波数だが、この周波数は高周波利用設備がいくら漏れても良い周波数だなあ。これを追いかけていたから、この周波数は高周波利用設備が幾ら漏れても良い周波数だと監視調査課の人に説明してらキョトンとしていた。これは2010年頃の話だなあ。自分のしている仕事は正しい(電波法審査基準に従わない無線局)と信じてやっていたということだなあ。

アメリカのようにキチンとした無線機を使えばテレビに妨害は与えない。これは日本の民主主義の状況を示すものだなあ。不法無線局は捕まえられることをある程度知っているが、飛ぶことだけを考えて不要輻射(スプリアス)発射はあまり考えない。必然の結果だなあ。私はこの告示が知れたかったのです。総務省の電波ホームページにはあるがこの告示にはなかなか行き着かないと思うがなあ。それを親切に教えるのが役所の地方局がある意味だなあ。来た人を蹴り倒すようにあしらうなら、地方局は必要なくなる。それでも良いならかまわんがなあ。本省の一部で全国の許認可をした方が便利が良い。それならば人も少なくて済むしなあ。全国の許認可を全部一発でしたら2~3倍の効率にはなると思うがなあ。一度にまとめて立案したら良いからなあ。それでも良いなら不親切な行政をしたら良いと思ってなあ。私は失うものはないからなあ。言いたいことも言わせてもらう。これで電波を使い成長戦略ができるというならばなあ。郵政省告示257号(無線設備規則第65号の規定による通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大値の特例)昭和46年4月9日この意味は高周波利用設備から幾ら漏れても良い周波数という意味だなあ。27.12MHz±162.72kHzという周波数なあ。27.12MHzの不法CBを監視調査課の課員は追わえていたが、これは高周波利用設備から幾ら漏れても良い周波数。こんなものを追わえて何の意味があるのかと私は言ったら、監視調査課の課員はポカーンと口を開けていた。アメリカでは合法CBの周波数だなあ。何十年も前からなあ。日本はそれを非常に強く規制して来た。アメリカのようにスプリアスの少ない無線機にしてテレビへの妨害を防いでいた。その代わりに5Wまで外部アンテナも認めてなあ。だって、325.44kHzも帯域がある。AMで8kHz毎に使っても40チャンネル分はある。別に日本でもそれを認めても良かったが、無線電信法の「政府は無線を管掌する」ということに行き着く。自由には電波は国民には使わせないという意味だ。その手段が電波法関係審査基準だなあ。このようにいうと非常にわかりやすいと思ってなあ。余計なことだが40MHz帯もほとんど使われてない。別表にあげられて高周波利用設備からの妨害の可能性がからなあ。極一部が5WDSB(特定船舶局)に使われていた。あとはブイに若干使われているだけだが、帯域は40~50MHzの10MHzもある。40~41MHzがラジコン、ラジオマイクの微弱型(免許は不要局だと思ふ)、41~50MHzの間は公共業務(移動)、魚群探知テレメータやラジオブイとなっているがなあ。何局使われているかなあ。AMで8kHz毎に使えば、9MHzだから $9000 \div 8 = 1125$ チャンネル。私が言うよう腐るほど周波数があるというのがわかるだろう。54~68MHzだって孤立防止無線(昔NTTが使っていたが、今も使っているのかなあ?)、一般業務。あんまり覚えがないが、以前は県防災に使っていたと思うが、こんな大きなアンテナが必要な周波数をまだ使っているかなあ。アンテナの値段がめちゃくちゃ高い。放送中継用もあるがどうかはわからんが、ラジオ局が残っているかも知れんが、水防無線や防災行政同報無線には使われているが、アンテナがでかくて使い難いなあ。松山市も最近つけたが、私の家は聴こえない。窓が一部二重窓やエアコンを使うから機密性をよくしているからなあ。雨が降ると雨の音にかき消される。晴れている何を言っているかはなかなかわからん。だから戸別同報受信機の機能が必要だと言っただなあ。アマチュア無線局も5年間の期限切れが多くて場合によればそれを捕まえた。そうした悪弊を除く意味では役所から電波利用料5年分と再免許の手数料を合わせた分を手紙で知らせて振り込んだら免許状が行ってそのまま使える。そうすることで不法無線局も防げるし、アマチュア無線をしている方の手間も省ける。相手の立場になって考える。

今必要なことはアナログ無線機からデジタル無線機に替えることだと思ってなあ。60MHzでは15kHz間隔から6.25kHz間隔に替わる。150MHz帯では20kHz間隔から6.25kHz間隔に替わる。400MHz帯では12.5kHz間隔から6.25kHz間隔に替わる。これは現在の2倍以上のチャンネル数になるということだなあ。そうしたことをしてこなかったから電波は希少という考え方になって凝固まったと思うがなあ。電波法の趣旨はアメリカから持ち込まれた思想を入れているから民主的だが、この電波法関係審査基準が抑制的で使えなかったということだろうなあ。例えばタクシーなら地上高20mまでとかなあ。あらゆることが抑制的に書かれている。集中局は高い場所でも良いがなあ。

PS-LETには低い優先度だが固定電話もこの中に入れておく。これも電話機は1万円程度なあ。無線は安いということになる。NTTの電話局や中継局にはPS-LETが付く。高い場所もあるから海上でもほぼ150km程度は使えるということになるなあ

仮に1000mの山に中継所を置けば、 $3.58 \times \sqrt{1000} = 113\text{km}$
だが、温帯地域は地球の等価半径が、1.33倍で
 $4.14 \times \sqrt{1000} = 131\text{km}$ となる。
現実には相手の船の高さもある。例えば高さ10mの高さにアンテナをつけていれば
 $4.14 \times \sqrt{10} = 13.1\text{km}$
合わせたら144.1kmとなる。概ね150km伝わるのが分かると思う。これは直接波での通信を考えているが、これよりかは若干はよく飛ぶ。回折波と呼ばれるものだなあ。島にこうしたアンテナを付けておくとよく飛ぶ、例えば、100mのアンテナを沖の鳥島に付けると
 $4.14 \times \sqrt{100} = 41.4\text{km}$ と船の高さ分50km以上は飛ぶ。使わないと無人島を他国に奪われるまいよと思ってなあ。そうした施設を設けてないとなあ。衛星か光ファイバーで本土まで接続する。おそらく韓国も竹島にも無線局を作ってないかと思ってなあ。日本の船が近づくとそれで注意をしているのではないかと思ってなあ。そうやって自国領を主張しているように思うがなあ。日本もやはり無人島にも無線施設を作って置かないといけないと思うのです。それは領海というよりも経済水域を守るという意味でなあ。150kmとはそうした意味だなあ。中国と領有権を争う尖閣諸島には無理だと思う(争いの種になる)が、今のうちにそうした施設を作っておかないと具合が悪くないかと思ってなあ。サンゴが盗まれたこともあったなあ。予め用意しておかないとなあ。荒らされたサンゴ礁には数十年の歳月が必要だろうからなあ。わざわざ災いを招くことはしなくても良いが、自国領にはキチンとそうした施設を作らないといけないと思うがなあ。27.12MHz、不法CB無線局がよく使っていた周波数だが、この周波数は高周波利用設備がいくら漏れても良い周波数だなあ。アマチュア無線局の廃止届が必要ない方法も書いて置きます。それは個人番号カードと連動させれば廃止届は必要なくなります。これは総務省の所管でもあるが、色々なものと連動させれば国民は便利になると思います。最近医療の現場で使われるとか言われていますが、カルテを持ち運べたら同じ検査をしなくてもお互いに連動して医療費の軽減にもつながります。私はこの個人番号カードを各種試験と連動させたら、資格を全部1つのカードに入れられると思っています。これは詳しくは私のホームページ(中略)の論文集等の中の「新しい事業のアイデア」の中にあります。一応事業の概要(ホームページに書いてあること)だけ紹介しておきます。最近、組織側の都合でいろいろなIDやパスワードが乱発されています。その整理です。

頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。

今は各種のカード(金融機関のカード、ポイントカード、病院のカード、役所等のカードや資格etc)が使われそれぞれがIDを持ち、さらに各種のネット関連会社もサービスも会社ごとにメールアドレスやID、パスワード等の個人情報を苦労しながら保持しています。特に本人確認にも苦労しています。本人が本人であることを証明するために大変な労力をかけていますが、生体情報とカードを組み合わせて確実な本人確認が可能となります。本日は、携帯電話のアプリにも組み込めるが、膨大な数のカードを一枚のカードで処理できないかということを考えてみました。財布の中にもたくさんカードが入っていると思うが、これを一枚のカードで処理が出来ないかということです。これが完成したら副産物として、テロのできない社会とか安い医療費で最大限の効果が得られるようになると思います。それにメールアドレスもカードと一緒に使えば、管理も簡単になります。もし、消費税の引き上げ時にカードで収入を管理したら、消費税の増税は収入の少ない人に自動的に戻されて、消費税は収入の関係がなくなり不公正税制の汚名がなくなります。こうしたことも自民党や公明党は考えたらいかがですかね。この方が食料品等の軽減税率よりも確かです。少し、関係ないことも入りますが、部品的にはできていると思うのです。事業内容はこちらを見て下さいね。この内容は概ね2014年7月頃までの記事を使っています。だからやろうと思えばできるはずですよ。

日本も新しいことを考えないと世界に取り残されると思います。日本は現金でのお買い物がとても多いとか、中国と比較しても遅れているように感じます。これを見ていただければと思います。このホームページはとても大きなホームページです。私の人生そのものがこのホームページということになりますね。まあ、この中には私の大部分ことが書かれています。古い論文の中には「過疎地における移動体通信の新システムと振興策について」が上から3番目にあります。タブレットでは最初ページしか表示されませんがね。パソコンなら全部読めます。この個人番号を使うと免許人の死亡した日がわかるので、本人には郵便為替等で残ったお金を返せませす。5年分を受け取っていますが、年度単位であまりがあれば返せるのです。こうした新しい技術を使うことで便利になると思うのです。

これなら毎年電波利用料を支払い行かなくても良くなる。

(私が四国総合通信局に聞きに行った告示だなあ)
無線設備規則第六十五条の規定による通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値の特例
郵政省告示第257号(昭和46年4月9日)
http://www.tele.soumu.go.jp/horei/reiki_honbun/a721490001.html

[追伸]

私は多分役人の大部分は上司に言われたらついて行く。
おそらく、電波が必要になるとOAM多重等を使い必要な帯域を確保はするが、新しい技術を極めるとか、あるいは自分から国民のためにとかはしないという事だろう。多くの職員は自分の幸せ(家族を養うお金のため)以外には働かないということになる。委員の方もそこらになるのかと思うが、私は死ぬまで総務省や脱原発の主張は続ける。国民の多くは電波を使いたいと思っているが、その方法はわからない。だって、電波の知識がないからだ。それは電波関係に動める人間も酒等に毒されて努力をしなくても扱いは同じ(年功序列)だからなあ。悪いが戦争があっても無線電信法が未だにそれが続いている。

| | | | | | | |
|-----|--------------|---------------------------|----------------|------------------|--|---|
| | | | | | <p>なぜかと言われたら電波は国民のものではなく役人のものだからだ。役人が天下りや外郭団体に行くために使うということだ。残念だが仕方がない。この電波有効利用成長戦略懇談会の報告書がまとまっても多くは期待できないことになる。強いて言えば選挙や国会改革があれば少しは変わるがなあ。前にも言ったように1万円の無線機が作れるかどうかだが、それを潰しかかるのは間違いない。役人が天下りや外郭団体へ行けなくなるからなあ。上司かそういう考え方にならないと「成長戦略」は有り得ない。日本が1990年代からほとんど成長しないのはこのためだ。古いままの考え方で何とかしようとしているが無理な相談だろう。でも私は死ぬまで戦う。人の一生の在り方だなあ。特にエネルギー関係はひどいがなあ。この問題は日本だけ取り残されそうだなあ。文部省の汚職もなあ。東京医大の入学不正。もしかしら、このところこうした不正がよく出てくる。それはある程度期待できるかも知れんがなあ。自民党と公明党の与党が、分裂状態の野党がなあ。それでも内閣府は少しは変えようとしたらあうなあ。でも多分あんまり変わらんかも知れんなあ。このメールアドレスは完全に知られたから、彼らに捕捉されているだろう。電波のホームページには入れない。私はどんな事件に巻き込まれるかも知れないので、どこにいたかわかるように写真を撮ってその位置が特定できるように努めている。警察からも多分目をつけられていると思う。この国はとてども冤罪が多い。有罪率が99.98%。でも国選弁護人の給与は安い。だから多くの人は罪を犯してなくても、やりましたと自供したら罪一等が減ざられて執行猶予が付いたりする感じだなあ。悪いが、行政、国会、司法、メディアが団子になって彼らも自分の利益しか考えなくなっている。正直に生きるのはなかなか難しい。私は山口良忠のように生きたい。この人は飢え死にした裁判官。闇市の闇米を拒否してなあ。食料管理法に沿った配給食料のみを食べ続けて、栄養失調で死んだ。私はこういう生き方ができたらなあと思っている。この人の事実は父親から聞いたように思う。インターネットは簡単に見つけられることができる。どれほど優れた技術でもとになる考え方がなあ。それが適正でない今の日本みたいになる。イヤ、今の世界情勢か。私には靴(軍靴)の音が聴こえて来るような気がしてなあ。いつ戦争が起きるかも知れん。イランの核合意からアメリカが離脱した。経済制裁を言い出して日本もヨーロッパもイランから撤退することになった。アメリカと商売を切ると言われたら、それはイランとの商売を切る以外ないと思うがなあ。11月にはイランの石油を輸出を止めると言い出している。当然にイランはホルムズ海峡を封鎖するだろう。そこが止まれば中東からの石油輸入がストップする。こうしたゴタゴタが世界中でだけあるだろうか。日本は憲法9条を守るのかと思ってなあ。それでも山口良忠氏のように生きたいなあ。父親がなぜ私に教えたかは分からん。私は小学・中学と宿題もなかったからなあ。まあそれでも生きてきた。多分酒のつまみに知っている話を語ったのかも知れんがなあ。父親はテレビを買うまで本を毎日読んでいた。今もその本屋は残っている。貸本だった。松山市には1件しか個人の本屋はないとのことだ。そうして中で語ったのだからなあ。テレビを買ったら本を読まなくなった。第2室戸台風の風が少し収まったから自転車に私を積んでその本屋に向かったことを今も覚えている。父親も軍隊にも取られた。子供がそんな目に合わないようにはと思うが、個人力ではどうにもならない。父親は高等小学校しか出ていない。貧乏な家だったらしい。まあ、東京医大の不正入学。今の医者とはとても超過勤務が多いらしい。医者の数を増やさないとけないと思うが、医療費が心配の種でもあるなあ。今日は本当に変わらんといかんのだろうかなあ。まあ、この国民も不満を出してギリシャの黄金の夜明けみたいな党が実権を握らなければ良いがなあ。黄金の夜明けはナチス主義をとる政党のようだからなあ。日曜日の午後12時から世界ドキュメンタリーが何かで放送していた。歴史は繰り返すというがなあ。長岡藩を潰した河井 継之助。たまたま時代劇チャンネルでやっていたからなあ。スイスのような国を目指して、ガトリング砲(機関銃)を用意したがなあ。結局は兵器を集めたために戦争が起きたようなものだなあ。頭が良すぎたんだらうなあ。戊辰戦争最大の激戦。だった7万石の藩がなあ。これ以上書いてもせんないからなあ。内閣府からいわれたから仕方なしにやっているのが総務省の姿かも知れんなあ。これが真の感想だなあ。</p> | |
| | | | | | 【個人】 | |
| 300 | (株)ハートネットワーク | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>地域における無線利活用の有効性に鑑み、本懇談会における主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は極めて重要な考え方です。地域における無線利活用の有効性に鑑み、本懇談会における主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は極めて重要な考え方です。そのため、今後の周波数免許の割り当てに向けては、全国事業者のみならず、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域事業者が当該技術を積極的に活用できるような柔軟な環境整備が重要と考えます。具体的には、今後の地域ニーズへの対応や社会課題の解決に貢献し、真の地方創生を実現するためにも、5Gの地域事業者への割当てに配慮した制度設計ならびに評価項目を要望します。</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 301 | (株)ハートネットワーク | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>地域における無線利活用を促進すべく、地域の平時・災害時の周波数の有効利用に電波利用料を充てることについて賛同いたします。無線の有効利用に向けては、そのトラフィックを支える光ファイバー等大容量の伝送路(有線)の整備強化が重要であり、今後の5Gインフラ整備に向けてより一層重要になります。そのため、条件不利地域等を問わず、地域における電波有効利用促進に資するICT基盤の整備の支援を要望します。</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 302 | (株)福岡放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>「同一の無線システムの中では一の者が専用する周波数であること」「新たな周波数が割り当てられる場合」と限定して定めることについて賛成です。</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 303 | (株)福岡放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>【原案】 経済的価値に係る負担額の評価に当たっては、既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要である。</p> <p>【意見】 確実に実行されることを要望します。</p> | 経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |

| | | | | | | |
|-----|---------|---------------------------|------------------|-------------------|--|---|
| 304 | (株)福岡放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | オークション制度について継続検討する記述となっていますが、入札価格の競り上げは、事業者の過度な負担による悪影響やサービス利用者である国民の費用負担増加に繋がるため、適用すべきではないと考えます。 | オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 305 | (株)福岡放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 【原案】 国の安全確保や公共の秩序維持など国民生活等に重大な影響を及ぼす可能性を評価する「社会的重要性」も踏まえた、総合評価とすることが必要である。 【意見】 策定にあたっては、広く国民の意見が反映される事が重要です。 | 総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 306 | (株)福岡放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 【原案】 評価基準等は評価を受ける側への影響も考慮する必要があることから、その策定に当たっては中立・公正な機関の助言等を踏まえて策定することが適当である。 【意見】 機関の選定にあたっては、透明性の確保が肝要です。 | 中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関があたるのが適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 307 | (株)福岡放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 【原案】 調査周期を「2分割・2年周期」に変更することが適当である。 【意見】 調査期間を3年から2年に変更するにあたり、免許人に過度な負担とならないよう、配慮を要望します。 | 報告書(案)において、調査周期の短縮など利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えます。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと思います。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 308 | (株)福岡放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策は、未だ完了には至っておらず、長期的な調査及び状況に応じた対策が必要な状況です。継続的な支援を要望します。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 309 | (株)福岡放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきです。また、歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、免許人への過度な負担は避けるべきと考えます。 | 電波利用料の共益費用としての性格等を踏まえ、各年度の歳出と歳入の関係を一致させる必要があると考えます。また、電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 310 | (株)福岡放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 470MHzの境界について根拠が示されておりません。明確な根拠が示されるよう要望します。470MHzは地上放送用周波数の下限ですが、地上放送事業者の費用負担を増やすための境界とも受け取れます。地上放送事業者の費用負担増加に繋がる事の無いよう要望します。 | 帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPPバンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF帯以下は分離すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書(案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」、③「3.6GHz超6GHz以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、3GHz以下の帯域区分については、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 311 | (株)福岡放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は異なっています。地デジ化の際には、1世帯毎に受信状況を確認しており、明確な違いについては考慮すべきと考えます。 | 携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |

| | | | | | | |
|---------|--------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------|--|---|
| 312 | (株)ジュピターテレコム | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <p>平成30年2月の本懇談会に対する意見募集の際にも意見を提出しましたが、現状では空中を伝搬する電波と有線路上の通信(放送を含む)の間では特段の規程は無く、有線放送伝送路からの漏洩電界強度が限定に定められているのみと理解しております。とはいえ、電波と有線の間の干渉問題が無かった訳ではなく、問題が生じた場合は、その周波数を利用する事業者、又は事業者団体等が当事者同士にて調整を図り、解決に取り組んでまいりました。</p> <p>古くはボケルのケーブルテレビの帯域への電波飛込みから、最近では700MHz帯の携帯電話利用が開始される際に一般のテレビ受信機への飛び込みの可能性が指摘され、事前の実地調査や対策協議が行われています。また、4K8K放送の開始にあたり、携帯電話と同軸ケーブル内のBS/CS-IF信号の共用についても干渉問題が確認され、電波利用料を財源とした「衛星放送用受信環境整備事業(報告書Page133/213を参照)」が取り進められているかと存じます。</p> <p>このように、干渉の発生は予め机上で予想できる場合ばかりではなく、万一発生すれば、その対策検討、事業者間の調整には時間を要することとなります。</p> <p>報告書の記載にありますように、今後のIoT機器の普及や免許不要局の拡大により家庭内での更なる電波利用が進むことで、有線間の干渉の可能性も増加し、また、IoT機器の種類によっては原因者(機器)の特定も困難となり複雑化していくことが予想されます。</p> <p>このため、今後の干渉対策の検討・検証においては、無線間だけでなく、無線と有線路上の信号干渉についても対象としていただくことを要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 313 | (株)ジュピターテレコム | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>地域におけるICT基盤の整備および高速・大容量無線(5G)局への伝送路整備にあたっては、全国規模の大手通信事業者だけでなく、地域の通信サービスを扱うケーブルテレビ事業者の役割も重要かと考えます。</p> <p>ケーブルテレビ事業者は、地域における通信・放送サービスのため伝送路を構築・整備しております。これらの伝送路は、今後の5GやICT基盤整備および高速・大容量無線局向けの伝送路に活用することが可能であり、効率的なインフラ整備に資するものと考えます。</p> <p>高速・大容量無線(5G)サービスは都市部から順次、地域への拡大が予想されます。こうしたサービスを速やかに進展させるには、条件不利地域に限らず、ケーブルテレビも含めた都市部の事業者にも国からの支援が行われることを期待します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 314 | 個人⑩ | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (2) ワイヤレス成長戦略政策パッケージ | <p>既存の電波利用に加えてIoT等の新規の技術の普及に伴い、電波利用における周波数共用は益々きめ細かくなり高度化しています。そのため、システムの設計・構築・運用に携わる専門家は勿論のこと、システムの利用者に対しても電波干渉や共用条件への理解を促し、機器やサービスの正しい使い方や電波干渉時の対処法などのリテラシーを普及する仕組みが必要と考えます。例えば、利用者の素養として望まれる基本的知識に関する講習や、知識の証となる検定などの制度化についても検討していくことが必要と考えます。</p> <p>【提案する文案】</p> <p>なお、こうしたシステムが運用されるに当たっては、電波利用における基本的知識を取得する場や基本的知識の証となる検定制度などの整備により利用者側の電波利用に関するリテラシーの一層の向上を図ることも重要である。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>人材育成は重要な取組であり、御意見の趣旨はワイヤレス成長戦略政策パッケージにおける「人材を創る(人材・リテラシー)」政策に包含されていると考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【個人】 | | | | | | |
| 315 | 個人⑩ | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (2) ワイヤレス成長戦略政策パッケージ | <p>【原案】</p> <p>・電波についての基本的な知識を備え有効な助言が可能な人材を若手も含め育成</p> <p>また、近年では、システムがデジタル化し、無線システム自体の技術操作は簡便化しているが、他方で他システムとの共用を確保するための設計や運用上の知見が求められる傾向にある。こうした状況の下でこれからの時代において、無線従事者の役割や必要な知識レベルを検討していくとともに、.....</p> <p>【意見】</p> <p>近年の電波システムの技術的特質ならびに無線従事者の役割や必要な知識レベルへの認識は文案の通りであり、この認識をベースとした人材育成への取り組みに賛成します。</p> <p>関連して、今後の無線従事者に求められる知識・能力に関して補足しますと、現行の無線従事者資格に課している知識・能力は電波の送受信に関するものが主となっていますが、近年のシステムでは電波の送受信のみならずネットワーク、ソフトウェア、セキュリティなどに関する知識・能力も必要であることから、このような実情および将来を見定めた無線従事者資格制度の見直しが望まれます。さらに、電波利用技術の進歩は早く、益々高度化し無線従事者の社会的責任が増すことから、その進歩に見合う知識・能力を担保する仕組み(例えば、上級資格への免許更新制の導入)も検討する必要があると考えます。</p> <p>原案の文章「...、他方で他システムとの共用を確保するための設計や運用上の知見が求められる...」の部分について、正確を期すには「...、他方で他システムとの共用を確保するための設計、構築および運用上の知見が求められる...」と修正するのが良いと考えます。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、頂いた御意見を踏まえ、P.66を次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>「...、他方で他システムとの共用を確保するための設計や運用上の知見が求められる...」</p> <p>【修正後】</p> <p>「...、他方で他システムとの共用を確保するための設計、構築及び運用上の知見が求められる...」</p> |
| 【個人】 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|-----------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|--|--|
| 316 | 個人⑫ | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (2) ワイヤレス成長戦略政策パッケージ | <p>今後の高度な電波利用において、IoTを含む多様なシステムやサービスの質の高い技術開発およびそれらの秩序ある運用が益々重要となりますが、同時に利用者の電波利用に関する適切なリテラシーも極めて重要です。そのため、「ワイヤレス成長戦略政策パッケージ」として人材に着眼し「人材育成・裾野の拡大のための取組」を具体的に記載していることは極めて適切であり賛成します。</p> <p>ただし、具体的な取り組みとして原案では、これからの社会を担う若年層に着目した「若年層のリテラシー向上のため小中学生へのキャラバンを推進」と「高専等における取組への支援」の2例が記載されていますが、特に裾野の拡大を図る上で利用者の大半を占める一般社会人に対しても、効果を発揮する仕組み作りも重要と考えます。この観点から、次のような項目を追加することを提案します。なお、この提案は1番目の提案である「利用者側の電波利用に関するリテラシーの向上策」と併せて検討すべき内容であると考えます。</p> <p>【提案する文案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のリテラシー向上への取組 <p>電波システムやサービスの利用者のリテラシー向上に向けて、電波利用における基本的知識を習得する場や基本的知識の証となる検定制度などの整備に取り組む必要がある。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。人材育成は重要な取組であり、御意見の趣旨はワイヤレス成長戦略政策パッケージにおける「人材を創る(人材・リテラシー)」政策に含まれていると考えますが、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | | 【個人】 |
| 317 | 個人⑫ | その他 | | | <p>システムの構想段階から社会導入に至る要素は「構想(または企画)→設計→構築(または実装)→運用」と捉えるのが一般的です。</p> <p>今後の高度技術者に求められる能力について、米国MITが最初に提唱したCDIO (Conceive, Design, Implement, Operate) という呼称も普及しつつあり、日本語では「構想・設計・構築・運用」です。このような能力の教育体系の普及を図っているCDIO Initiative という国際団体もあります。 http://www.cdio.org/</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | | 【個人】 |
| 318 | 個人⑫ | その他 | | | <p>情報通信の高度化に伴い、情報技術(IT、コンピュータ)分野では、情報技術者試験の一つとして「ITパスポート試験」が2009年から制度化されています。この検定試験の対象者は「職業人が共通に備えておくべき情報技術に関する基礎的な知識をもち、情報技術に携わる業務に就くか、担当業務に対して情報技術を活用していこうとする者」とされており、コンピュータを仕事で使う人を主たる対象としています。応募者は10才代から70才代に渡り、2017年度は8.4万人が受験し、その50%強が合格しています。電波分野においてもシステムやサービスの高度化に伴い、利用者の素養として望まれる基礎的な知識を証する同様の検定制度は、一般利用者のリテラシー向上に資するツールとして効果が期待されます。 https://www.jitec.ipa.go.jp/1_1_1seido/ip.html</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | | 【個人】 |
| 319 | (株)NTTドコモ | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (1) 周波数長期再編プラン | <p>図表 2-5-1 2020 年度末までの帯域確保目標イメージ内の記載において、「4.4」とある部分は「4.5」の誤記と思われます。</p> | <p>御指摘のとおり修正します。 【修正前】 4.4 【修正後】 4.5</p> |
| | | | | | | 【電池通信事業者】 |
| 320 | (株)NTTドコモ | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (1) 周波数長期再編プラン | <p>原案に賛同致します。5Gの目標性能である20Gbpsを達成するためには、少なくとも1事業者あたり1～2GHz幅が必要となることを踏まえると、2030年代において約10GHzという帯域確保目標の見通しが示されたことを歓迎致します。技術開発の進展とともに、具体的な周波数割当の検討が早期に行われること、また、5Gに対する社会からの要請に応じて更なる周波数需要が見込まれる場合においては、上記目標を柔軟に見直ししながら、周波数確保に向けた更なる検討が適宜実施されることを希望致します。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| | | | | | | 【電池通信事業者】 |
| 321 | (株)NTTドコモ | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (2) ワイヤレス成長戦略政策パッケージ | <p>原案に賛同致します。条件不利地域への電波インフラ整備にあたり、携帯電話等エリア整備事業/電波遮へい対策事業をはじめとする国の負担割合の更なる拡大、および電波の有効利用促進を図る方式や設備の導入に対する更なる支援拡大、電波インフラ整備に必要な不可欠となる電源確保にかかわる新たな制度整備がなされることを希望いたします。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| | | | | | | 【電池通信事業者】 |
| 322 | (株)NTTドコモ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み | <p>原案に賛同致します。本施策の検討を進める上で、移動通信事業者が提出する周波数の有効利用に関する計画に関し、具体的な項目、各項目に対する総務大臣が審査を行う際における適切な判定基準の設定については、特に重要な検討課題であると考えます。本課題の整理が、関係者による議論を通じて適切に行われることを希望致します。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の具体的な制度設計の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | | 【電池通信事業者】 |
| 323 | (株)NTTドコモ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>原案に賛同致します。比較審査方式によるこれまでの周波数割当においては、多様な審査項目が設定されており、周波数の有効利用を図る観点から、適時適切に審査・周波数割当が実施されてきたと考えます。原案では、新たに評価項目の一つとして経済的価値に係る負担額の評価を行うことが示されていますが、国民の共有財産である周波数が真に有効利用される観点からも、既存の審査項目とのバランスを考慮した配点の検討は重要な課題であり、原案に示される通り、実例の積み重ねにより本手法が成熟していくことを期待致します。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| | | | | | | 【電池通信事業者】 |
| 324 | (株)NTTドコモ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <p>原案に賛同致します。複数の業務で周波数を共用している状態でも必要な品質を確保できるような技術開発の導入に加え、混信防止を実現する適切な電波監視手法の早期実現がなされることを希望します。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| | | | | | | 【電池通信事業者】 |

| | | | | | | |
|-----|-------------|---------------------------|-----------------------|--------------------------|---|---|
| 325 | (株)NTTドコモ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>原案に賛同致します。周波数共有が当たり前の時代になれば、干渉問題が頻発する可能性が高くなると想定されるため、早期に電波監視業務をより充実・拡大しておく必要があるため、国による電波監視業務の充実に活用や、国での対応に限界があるのであれば、民間事業者の活用(電波監視業務の民間委託、補助金創設)を含めた、電波監視業務の充実を希望いたします。また、新たな電波利用ニーズに対応するための周波数移行・再編が適切な時期になされるよう、①電波の利用状況調査の充実、②ダイナミックな周波数共有を可能とするシステムの整備支援等の制度が早期に整うよう希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電池通信事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 326 | (株)NTTドコモ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>3.5GHz帯が広く携帯電話業務に活用されている状況を考慮し、3.6GHzまでに見直され、原案に賛同致します。料額算定におけるひっ迫帯域の区分については、今後も、電波利用料見直しの際に、その時点での周波数のひっ迫状況を踏まえて改めて見直されることを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電池通信事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 327 | (株)NTTドコモ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>原案に賛同致します。携帯電話システムは、数百MHz幅で1億以上の無線局を運用しており、現行、最も効率的に電波を利用している業務と言えます。電波の有効利用に最も貢献している携帯電話業務に、新たな特性係数が適用されることを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電池通信事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 328 | (株)NTTドコモ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>ITS用周波数としては、世界的に検討が行われている5.9GHz帯を考慮したグローバルハーモナイズが必要であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【電池通信事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際に参考とされるものと考えます。</p> |
| 329 | (株)NTTドコモ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (2) 携帯電話等抑止装置に係る制度整備 | <p>原案に賛同致します。携帯電話等抑止装置については国民の認知や社会的なニーズがある一方で、携帯電話エリアへの影響が想定されることから、詳細な設置条件や運用ルールに関しては携帯電話事業者の意見が反映されることを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電池通信事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 330 | (株)NTTドコモ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (4) 提案を踏まえたV-High帯域の用途決定 | <p>周波数のひっ迫が進む中で、放送のみならず通信用も含めて、V-High帯域の具体的な有効利用の方策について具体的な検討が早期になされることを希望します。検討にあたっては有識者のみならず、提案を行った提案者へのヒアリング等がなされることを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電池通信事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 331 | (株)NTTドコモ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (5) 調査・研究等用端末の利用の迅速化 | <p>携帯電話産業全体を見た場合、本記載の免許不要システムだけでなく、LTE等の既存セルラシステムに対しても適用範囲を拡大することで技術開発の促進に繋がると考えられます。一方で、商用ネットワークへの干渉影響等を回避するため、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合しているかを判断するための契機及び条件については、今後十分な検討を行い明確化が図られることを希望致します。</p> <p style="text-align: right;">【電池通信事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。</p> |
| 332 | 富山エフエム放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上アナログ放送移行後のVHF帯跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」は、その対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることから、同事業の対象に加えて頂くことを要望いたします。</p> <p>●平成29年度及び平成30年度の2か年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援して頂くことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 333 | 富山エフエム放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>●「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報出来る特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援して頂くことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 334 | 富山エフエム放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>●民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。</p> <p>●特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中で料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |

| | | | | | | |
|-----|--------------|---------------------------|------------------|-----------------------|---|--|
| 335 | (株)福島中央テレビ | 全体 | | | 電波は国民共有の財産で限られた資源であり、有効活用すべきであるという認識に変わりはありません。電波利用料は無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の処理費用を賄うことを目的として導入されたもので、共益費用であるという認識の元に立てば、その用途は必要最低限に留めるべきで、電波利用料収入額の維持、増加を目的とした用途の拡大は慎むべきと考えています。 また、放送局が使用する電波の公共性を考慮すれば経済的価値を過度に電波利用料に持ち込むべきではないと思います。併せて、電波利用料の改定については3年毎の原則と理解しておりますので、今回のように短期間での制度変更、料額変更がなされることについては、ローカル局としての経営に対する影響が懸念されます。従前通りの3年毎という原則を維持していただきたいと考えます。 導入が検討されているオークション制度については、それを放送用周波数に適用することについては反対いたします。放送用周波数以外の適用についても過度な競争原理を持ち込むことで安定した事業継続が困難となり有限な電波という資源を有効活用することができなくなってしまうのではないかと危惧しております。 | ・電波利用料の用途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 336 | (株)福島中央テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | ホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先されるべきであり、放送以外の電波利用による混信障害が発生しないようにしていただきたいと考えます。 | 頂いたご意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 337 | (株)福島中央テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 電波利用料の歳出規模は相応の規模となる見込みと記載されていますが、その規模が適正であるかどうかについては検討の余地があります。また、既存事業に加えるとされている各種事業の内容があいまいな表現であることが気になります。歳出規模は必須事業への対応に極力絞り込み、それに呼応して収入も削減すべきであると考えます。 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 338 | (株)福島中央テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 電波利用料の料額が大幅に増加する場合、従前であれば激変緩和措置が取られていたと記憶していますが、今回、その適用について述べられていません。安定した経営のために、その継続措置を希望いたします。 | 激変緩和措置を含む具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 339 | (株)福島中央テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 携帯電話について、国民への電波利用の普及に責務があるという理由で更に1/2の特性係数が適用されるとのことですが、地デジの難視対策で1世帯毎に丁寧に地上放送のカバー率と通信事業者の人口カバー率では定義が異なります。通信事業者についてはカバー率にリンクしたつながり易さについて厳格に評価すべきであると考えます。 | 携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 340 | 日本無線(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (3) 公共用周波数の再編・民間共用の推進 | 柔軟性を持たせた公共ブロードバンド移動通信システム(公共BB)の利用促進に賛成いたします。 公共BBについては、周波数再編アクションプラン(平成29年11月改定版)にて「LTE方式の導入に係る周波数共用条件等の技術的検討を進める」とされています。 また、LTE方式の公共BBについては、200MHz帯公共ブロードバンド移動通信システムの利用拡大に向けて「公共分野におけるブロードバンドシステムの利用拡大のための技術的条件に関する調査検討」が実施されました。 PS-LTEとの親和性が高く相互補完が図れるとともに、共同利用による利用者拡大を実現し、利用主体者の利便性の向上が期待されるため、LTE方式の公共BBについても考慮いただければと存じます。 | 公共ブロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において検討されるものと考えます。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 341 | (一社)ICT-ISAC | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | あらゆる産業や生活分野で無線技術を活用したIoT機器の利用が拡大している。IoTデバイスを悪用したサイバー攻撃等が発生する中、電波の適正な利用の確保の観点からも、セキュリティ対策の強化が急務である。 脆弱なIoT機器に関する利用者への注意喚起やサポート等を通じ、利用者のリテラシーの向上を図ることが重要と考える。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【その他】 | |

| | | | | | | |
|-----|-----------|---------------------------|----------------|------------------|---|---|
| 342 | (株)CBCラジオ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象を①②を満たすものとした場合、ほとんどの無線局が対象になると見込まれます。また提言には、「経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要」とありますが、負担額に上限がないため、競争原理だけでなく市場原理が働くことが考えられます。この割当て手法による負担額の多寡が国民の利益に繋がるケースも考えられますが、国民が必要とするサービスに適切な周波数が割り当てられない、割り当てられても負担額が国民の負担に転嫁される、サービスが低下するなど、結果的に国民の利益に繋がらないケースも考えられます。従いまして、経済的価値を踏まえた割当手法の対象要件については、社会的に重要な無線局等は対象外とすべきと考えます。特に基幹放送局と、これと一体となり運用する放送事業用無線局については、災害時における放送の有用性等を鑑みて対象外となるよう要望します。</p> <p>入札金額の多寡のみによって割当事業者を決定した場合、高い入札金額を負担した事業者が、その金額に見合った利益や効果を期待することになり、入札金額のサービス料金への転嫁、サービス自体の低下、設備投資の抑制などが危惧されます。また、そもそも国民が必要とするサービスに適切な周波数が割り当てられない可能性もあります。電波が国民共有の財産であり、国民の利益に資するべきものであることを鑑みると、オークション制度は、新たな周波数を割当てる業者を決定するには適さないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> |
| 343 | (株)CBCラジオ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>電波利用料財源決算の状況ですが、平成5年度から平成28年度までの歳入決算額、歳出決算額からは、累積約900億円の歳入超過、ここ10年(平成19から平成28年度)では600億円超の歳入超過が見られます。</p> <p>一方で、現在のAMラジオ放送局は、経営環境が非常に厳しい中、AM放送とその補完であるFM放送の両方の設備を安定維持するため二重のコストを負担しております。また、FM補完局は大規模な送信出力を要し、弊社の場合、電波利用料は、AM親局の17倍の料金となり、大きな負担となっております。</p> <p>電波利用料財源の歳入超過という状況と、歳入と歳出の関係を一致させることを鑑みますと、まずは電波利用料のさらなる軽減措置、もしくは余剰金を次年度以降の電波利用料に充てる等により、電波利用料の負担を軽減していただくことを要望します。</p> <p>また提言には「全体の歳出規模は相応の規模となる見込みである」とあり、新たな事業への取り組みが示唆されていると考えられます。新たな事業が電波利用供益費用として相応しいかどうか十分に精査され、抑制的な歳出規模となることを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> <p>また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 344 | (株)CBCラジオ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>【原案】 なお、電波利用料の共益費用としての位置付けを見直し、無線局の免許人等に対し、電波利用の共益費用以上の負担を求めることについては、今回の見直しにおいて、電波の経済的価値に基づく負担を求める新たな割当手法が導入されることを踏まえ、同制度の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視する必要がある。</p> <p>【意見】 電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務処理に要する費用の財源という現行の位置付けは適切であり、無線局の免許人等に共益費以上の負担を負わせるべきではないと考えます。</p> <p>【原案】 一方、料額の算定におけるひっ迫帯域の区分に関しては、電波利用料に電波の利用価値をより一層反映させるため、4G(3.5GHz帯)の利用が急拡大しているといった国内外の状況を踏まえ、a群に要する費用の第1段階の配分においては、携帯電話を始めとする多くの無線局が稠密に利用しており、利用価値が高いと考えられる6GHz以下の周波数帯を引き続き「ひっ迫帯域」とした上で、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」、③「3.6GHz超6GHz以下」の3区分とすることが適当である(図表3-3-39参照)。料額算定におけるひっ迫帯域の区分については、今後も、電波利用料見直しの際に、その時点での周波数のひっ迫状況を踏まえて改めて見直すことが適当である。</p> <p>【意見】 ひっ迫帯域の区分に「470MHz以下」が追加されたことは、適当であると考えます。「470MHz以下」の区分に含まれるAMラジオ放送局は、経営環境が厳しく、AM放送とその補完であるFM放送の両方の設備を維持するために二重のコストを負担している状況です。特に負担の重いFM補完局の電波利用料が軽減されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に分担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないものと考えます。</p> <p>帯域区分について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |

| | | | | | | |
|-----|-----------------|---------------------------|----------------|------------------------|---|--|
| 345 | (株)CBCラジオ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>第3章(2)電波利用料の使途の見直しでは、「IoT機器の普及などにより免許不要局数の増加、利用範囲の拡大が見込まれ、電波の監視の他、周波数移行、周波数共用推進等の新しい事業の提案と、全体の歳出規模が相応の規模となるの見込みである」と提言されています。また「各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある」とも提言されています。新しい事業の取り組みに合わせて、免許不要局から電波利用料を徴収し、歳入と歳出の関係を一致させることは論理的であり、公平な負担を実現するものであると考えます。恒久的な制度を早急に検討し、実施されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合には、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |
| 346 | (一社)日本ケーブルテレビ連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>・電波の有効利用は、今後の電波産業の発展のみならず、人口や労働力の減少をはじめとする我が国の地域が抱える社会経済課題の解決において極めて重要と考えます。とりわけ、次世代ワイヤレスシステムとしての5Gは、「第2章 電波利用の将来像と実現方策」の図表2-3-3(Beyond 5Gの概要)のとおり、「全国一律的な利用や一部の都市のスマートシティ化に留まらず、様々な地域におけるきめ細かなニーズに対応するため」に使われることが想定されています。</p> <p>・こうした地域における無線利活用の有効性に鑑み、本懇談会における主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は極めて重要な考え方です。</p> <p>・そのため、今後の周波数免許の割り当てに向けては、全国事業者のみならず、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域事業者が当該技術を積極的に活用できるような柔軟な環境整備が重要と考えます。具体的には、今後の地域ニーズへの対応や社会課題の解決に貢献し、真の地方創生を実現するためにも、5Gの地域事業者への割当てに配慮した制度設計ならびに評価項目を要望します。</p> <p>・また、審査における「経済的価値に係る負担額の評価」、あるいは今後のオークション制度の検討に際しては、こうした地域や地域事業者への割当ての重要性を踏まえ、結果的に大きな資本力を有する全国事業者のみが利する割当てとならないような制度設計に配慮頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>・経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。</p> <p>・5Gの割当てについては、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> |
| 347 | (一社)日本ケーブルテレビ連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (4) 新たな割当手法により生じる収入の使途 | <p>・前述した地域における無線利活用の有効性ならびに受益者負担の観点から、新たな割当手法により生じる収入の使途については、全国事業者など一部の事業者のみが担うことなく、また最終受益者が、都市部など一部の地域や属性に限られたユーザに偏ることのない制度設計が必要と考えます。併せて、使途の適正性について評価する枠組みの導入が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。</p> |
| 348 | (一社)日本ケーブルテレビ連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <p>・地域BWAは、多くの地域において防災や見守りなどの地域公共サービス・アプリケーションにも使われています。これらのサービス・アプリケーションは、災害時や緊急時など、電波の利用や稼働状況に関わらず、地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途です。そのため、地域BWAに割り当てられている周波数帯の共用に向けては、こうした用途などの利用実態を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるように、すなわち既存の地域BWAが一次利用者として優先権を有することを前提に、技術的課題の解決に加え、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。</p> <p>・また、5Gについても、地域における電波利用ニーズや特性に応じた無線システムの利用促進の観点から、地域BWAと同様に、地域事業者への割当てに配慮した制度設計と、それに必要な技術的条件の策定及び共用検討を要望します。これにより、地域BWAシステムと組合せることで5G時代に即した運用やサービス提供が地域BWA事業者にも可能となると考えています。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 349 | (一社)日本ケーブルテレビ連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>・地域における無線利活用を促進すべく、地域の平時・災害時の周波数の有効利用に電波利用料を充てることについて賛同いたします。</p> <p>・無線の有効利用に向けては、そのトラヒックを支える光ファイバー等大容量の伝送路(有線)の整備強化が重要であり、今後の5Gインフラ整備に向けてより一層重要になります。そのため、条件不利地域等を問わず、地域における電波有効利用促進に資するICT基盤の整備の支援を要望します。</p> <p>・その際に、当該ICT基盤整備による便益(多様な分野における利活用や地域課題の解決など)等に基づき、支援の対象や設備について広く捉えつつ、明確にして頂きたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |

| | | | | | | | |
|-----|-----------------|----------------------------|-----------------------------|------------------------|---|--------------|---|
| 350 | (一社)日本ケーブルテレビ連盟 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用の方策 | (3) 地域BWAの見直し/評価 | <p>・ 地域BWAは、地方創生、防災減災、高齢者や学童の安心安全、地域医療・福祉、教育などの観点からも維持すべきと考えております。ケーブルテレビ業界では、既存地域BWA免許を保有する事業者のうち高度化システムの導入を推進する事業者や、新たに高度化システムの基地局免許を取得して参入する事業者が着々と増加しており、エリアのカバレッジや整備基地局数の拡大が進展しております。また、インターネット接続サービスに留まらず、地域ニーズ等に対応した多様なアプリケーション・サービスが提供されつつあり、今後とも業界としてより一層の利用促進に向けて取り組んでいく所存です。また、当該有効利用を評価するための今後の報告等については、業界として適切に対応してまいります。</p> <p>・ 地域BWAは、多くの地域において防災や見守りなどの地域公共サービス・アプリケーションにも使われております。これらのサービス・アプリケーションは、災害時や緊急時など、電波の利用や稼働状況に関わらず、地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途です。そのため、地域BWAに割り当てられている周波数帯の共用に向けては、こうした用途などの利用実態を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるように、すなわち既存の地域BWAが一次利用者としていかなる場合でも優先権を有することを前提に、技術的課題の解決に加え、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。</p> <p>・ また、地域BWA帯域の有効利用度を上げるという点で、全国系事業者のトラフィックのオフロード等については、既存あるいは今後の地域BWA事業者が効果的かつ効率的にインフラ投資・運用を促進していく上での選択肢となることから、運用調整など早期実現に向けた環境整備を要望します。</p> | <p>【その他】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 351 | 富士通(株) | 第2章_電波利用の将来像と実現の方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (1) 周波数長期再編プラン | <p>2020年の5G実現に向けた周波数帯確保に向けては、情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信委員会において、3.7GHz帯、4.5GHz帯及び、28GHz帯を対象とした技術的條件の検討が完了しておりますので、5Gの着実な実現に向け、引き続き速やかな取り組みの推進を希望いたします。</p> | <p>【メーカ】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 352 | 富士通(株) | 第2章_電波利用の将来像と実現の方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (2) ワイヤレス成長戦略政策パッケージ | <p>前節までの網羅的な分析(※)に基づいて示された目指すべき社会インフラとしてのワイヤレスインフラの実装にあたっては、期待される投資効果(効率化による費用削減や公平な社会的機会の創出など)に見合った資本を投下して良質な社会基盤として整備・維持・運営していくことが重要となります。ビジネスに関する予見性を高め、持続可能で健全なビジネス環境を醸成するためには、用途に応じたワイヤレスインフラの実現に必要な資本(費用)をどのように投下し、その費用を誰がどのように負担すべきかについての社会的な共通理解が特に重要になると考えます。</p> <p>貴重な周波数資源を継続的に有効利用していく観点からも、電波インフラのロードマップ提示に向けたワイヤレスの品質の向上の見込み等の検討にあたっては、インフラを提供する対象の範囲(分野、国・地域、対象となる受益者など)、インフラの展開・維持に必要な投資規模と期待される効果のバランスなどを踏まえ、その投資をまかなうための社会的な負担の在り方についての検討が重要であると考えます。</p> <p>また、検討にあたっては、ワイヤレスインフラを含めた情報通信インフラ全般を視野に、これを利用して役務提供を行う関係団体・機関との効率的で効果的な情報共有と方向性の共有が重要と見做します。</p> <p>※「2. 2030年代に実現すべき電波利用社会」、「社会インフラとしての電波システム」、および、「4. ワイヤレスがもたらす社会的効果・経済的効果」</p> | <p>【メーカ】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 353 | 富士通(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (4) 新たな割当手法により生じる収入の用途 | <p>新たな割当手法により生じる収入を、「電波利用の高度化を通じて生産性向上等に寄与するためのICTインフラやシステムの整備」等のSociety 5.0の実現に資する「電波利用の振興のための事務」に幅広く充てることに賛同いたします。</p> | <p>【メーカ】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 354 | 富士通(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <p>周波数共用の考え方に関しては、ウェルネス、モビリティ、セキュリティ、くらし、まち、産業など、ワイヤレスを利活用する幅広い経済の活性化につながる電波有効利用の方策として極めて重要であると認識しております。報告書(案)の考え方にに基づき、既存無線システムと新規無線システムの共存を実現する高度な周波数共用システムの検討・検証および産業界全体の新たなビジネスの柱を創出していく取り組みが重要と考えます。</p> | <p>【メーカ】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 355 | 富士通(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>5Gの利活用分野の拡大と社会からの期待は今後も高まり続けることが想定され、更なる高度化の検討に取り組むことに賛同いたします。</p> | <p>【メーカ】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 356 | 富士通(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>周波数共用の推進においては、欧米諸国の仕組みを参照しつつ、わが国の特徴(国土の形状や地形、人口密度、自然災害の多さ等)を考慮した大量の計算を瞬時に実現する高度なシステムの開発と運用が必要になると考えます。このような研究開発・構築・技術試験に必要な費用を電波利用料の用途の対象にすることは、電波の有効利用・電波利用拡大に寄与するため、当該施策に賛同いたします。</p> | <p>【メーカ】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 357 | 富士通(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用の方策 | (3) 地域BWAの見直し/評価 | <p>地域BWAの周波数帯は3GPPの仕様書にも規定されており、利用価値も高く、ホワイトスペースのように利用したいというニーズがあります。このようなニーズを踏まえて、電波を有効利用する措置を講ずることが望ましいと考えており、今後、高度な周波数共用システムの検討および検証において、当該帯域を活用できる制度の整備を進めていただくことを希望いたします。</p> | <p>【メーカ】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |

| | | | | | | |
|-----|-------------|---------------------------|------------------|-------------------|---|---|
| 358 | 富士通(株) | その他 | | | 【原案】(p.12~p.13) (ア) インフラの老朽化 (イ) 少子化 【情報】 項番の誤記(下記)と思われます。 (オ) インフラの老朽化 (カ) 少子化 | 御指摘のとおり修正します。 【修正前】 (ア) インフラの老朽化 (イ) 少子化 【修正後】 (オ) インフラの老朽化 (カ) 少子化 |
| | | | | | 【メーカ】 | |
| 359 | 静岡エフエム放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 放送の中で特にラジオが「ファースト・インフォーマー」として社会的責務を果たしていくことが必要ということに対して同意いたします。 また、原案のとおり難聴解消のための中継局整備を行うラジオ事業者に対し、その整備費用の一部を補助することも賛同しますが、防災面でのFM放送の有効性を前提にすれば通行量の多い中山間地域の道路(例:新東名高速道路)など移動体に対する難聴改善にも補助対策が必要と考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 360 | (株)静岡第一テレビ | 全体 | | | 電波は国民共有の限りある貴重な財産であり、電波を利用するニーズが高まっている現在、さらに有効利用するための方策が必要であるという意見に賛成です。一方、電波利用料がいわゆる共益費であるという認識の下では、その用途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、単に電波利用料収入の維持や増加を目的とした用途の拡大はすべきではないと考えます。 電波利用制度をめぐる議論はこの25年間の積み重ねで成り立っていると考えます。よってこれまでの議論が反故にされるようなことがあってはならないと思います。電波利用料の本来の趣旨に照らして、総額の抑制を要望します。 利用者のニーズを把握し、Society 5.0に向けての新しい技術の導入時期などについても正確に見極めた上で新たな用途を打ち出すべきであり、必要以上に経済的価値を反映させる形で、総額拡大ありきで電波利用を論じるべきではないと思います。 電波の「有効利用」の検討を今後さらに本格的に進めるに当たっては、空き帯域となっている周波数をいかに活用するかという視点から検討を要望します。 電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。 また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など国民に負担を強いることとなります。このため放送用帯域でのオークション制度の導入そのものに反対です。 電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成ですが、経済的価値のみを重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。 安定した経営のためには、電波利用料の短期間における変動は好ましくないことから、短期間での制度変更、料額の変更とならないよう要望します。 | ・電波利用料の用途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 ・電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 361 | (株)静岡第一テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 周波数の有効利用をさらに促進する観点から、経済的価値を踏まえた割当手法の対象として、①同一の無線システムの中での一者が占有する周波数であること、②新たな周波数が割り当てられる場合、と限定していることに賛成です。また、「経済的価値に係る負担額の評価に当たっては既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要である」という記述についても賛成します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 362 | (株)静岡第一テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 電波の利用状況調査の見直しについては、「社会的重要性」も踏まえた総合評価とすることが示されていますが、その策定にあたっては広く国民の意見が反映されることが重要です。また、中立・公正な機関の助言等を踏まえることとされていますが、この機関の選定にあたっては透明性を要望します。 | ・総合評価については、評価を受ける側への影響も考慮し、電波の有効利用度合の評価基準等を中立・公正な機関の助言等を踏まえて策定することが適当であるとしており、今後、総務省において、広く国民のご意見も聞きながら、報告書(案)を踏まえた評価基準等が策定されるものと考えます。 ・中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 363 | (株)静岡第一テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 調査周期を3年から2年に変更する場合、過度な負担を強いられないよう配慮を切望します。 | 報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えます。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと思います。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 364 | (株)静岡第一テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 地上波4Kなど新たな放送サービスの実現のためには、放送方式の検討など解決すべき課題が山積しており、長期間にわたる地道な調査や研究開発が必要です。そのためには電波利用料を活用した技術試験業務による継続的な実施と成果を期待します。またホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の視聴者保護が最優先だと考えます。混信等が発生しないよう、細かな対応を要望します。 | 技術試験業務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |

| | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|-----------------|-------------------|--|---|
| 365 | (株)静岡第一テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、あいまいな表現であり、必要最小限の規模に抑制すべきです。そして免許事業者への過度な負担は極力避けるべきと考えます。 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 366 | (株)静岡第一テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 今回は、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和措置に触れてはいるものの、安定した事業経営のために、継続を要望します。 携帯電話については、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同一ではありません。放送の場合には地デジ化の際に受信者1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあります。 また、「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持する事が適当である。」と明記された事に賛同します。 | 激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 また、携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。 携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 367 | (株)静岡第一テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | 免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされていますが、今後IoT機器の爆発的増加が見込まれており、市場に大量に出回ってからは電波利用料の徴収が困難となるため、先送りせず早急な制度整備を望みます。 | 現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 368 | (株)テレビ愛媛 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | ●申請する金額の多寡のみで割当事業者を決定するオークション制度については、放送の公共性と言った観点からも疑問であり、制度化を見送ったことは極めて適切と考えます。今後も慎重な議論、対応を要望します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 369 | (株)テレビ愛媛 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | ●FPUなどの放送事業用無線は、非常災害時を含む報道取材で使う場合が多く、妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。周波数をリアルタイムに把握できるデータベースの構築に関しては、放送事業用無線の運用状況を十分に考慮することを強く要望いたします。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 370 | (株)テレビ愛媛 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | ●FPUなどの放送事業用無線は、日常の報道取材や番組中継だけでなく、非常災害時には必要不可欠なツールであるため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。災害時や障害時の対策状況や無線システムの社会的重要性を、電波の有効利用度合いの評価に加え、「運用管理取組状況」、「社会的重要性」も踏まえた総合評価とした事は適切と考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 371 | (株)テレビ愛媛 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | ●西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害をはじめ大規模災害が多発するなかで、非常災害時のライフラインとしての地上基幹放送局の耐災害性強化の取り組みは、視聴者利益の実現、確保に適うものと考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 372 | (株)テレビ愛媛 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | ●電波利用料は電波を利用する全ての無線局が共益費として応分の負担をするという現行の在り方は適正であり、共益費用以上の負担を求めべきではないと考えます。 ●放送に関して次期料額算定期間において、現状を維持することが適当との方針が示されたことは妥当と考えます。 ●無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要であり、電波利用料制度の見直しにより放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう、改めて要望します。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |

| | | | | | | |
|-----|---------|---------------------------|-----------------|-------------------|---|---|
| 373 | (株)山梨放送 | 全体 | | | 放送事業者の電波利用に関しては災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ちこむことは根本からならず放送用に割り当てられる帯域についての価格競争の要素を含める方式の導入に反対します。周波数オークション制度については、仮に放送用の帯域を再編しオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなる為、放送用の帯域でのオークション制度の導入には強く反対します。電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることは賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した論議や検討に偏らない事を要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。 | ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 ・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCASマイルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 |
| 374 | (株)山梨放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 経済的価値を踏まえた割当手法の対象を①同一の無線システムの中では一の者が占有する周波数である事、②新たな周波数が割当てられる場合、と限定して定めた事には賛成です。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 375 | (株)山梨放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 電波の利用状況調査の見直しについては、有効利用度合の評価指標の設定も重要であり、定量的な評価以外に「社会的重要性」も踏まえた総合評価とすることが示されていますが、その策定にあたり広く国民の意見が反映されることが肝心です。また、中立・公正な機関の助言等を踏まえることとされていますが、この機関の選定にあたり透明性の確保を要望します。調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対して過度な負担とならないような配慮を要望します。 | ・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえ策定することが適当であると考えます。 ・中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。 ・報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更の内容については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えてます。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと思います。 |
| 376 | (株)山梨放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 民放ラジオの難聴解消のための中継局支援に加え、当該中継局のためのトンネル内再放送設備を補助対象とするよう要望します。131Pの2-2項にある「電波遮へい対策事業」同様、道路トンネル内でのラジオ再放送は、利用者の利便向上、安心・安全の確保の観点から必要な対策と考えます。 | 【放送事業者】 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 377 | (株)山梨放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 新たな放送サービスの実現には、放送方式の策定や受信機の対応など解決すべき課題が多く、これらを解決するため調査・研究開発を進めて行く必要があり、電波利用料を使った技術試験事務による継続的な作業と成果を期待します。ホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しない様きめ細かな対応を要望します。 | 【放送事業者】 技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 378 | (株)山梨放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用拡大が理由となっていますが470MHzの根拠が示されていません。470MHzは、地上放送用周波数の下限であり、放送事業者の費用負担を単純に増やすことを念頭に置いているようにも受け取られますので、地上放送事業者の費用負担増につながる事がないよう要望します。 | 【放送事業者】 帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPPバンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF帯以下は分譲すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書(案)」1215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」、③「3.6GHz超6GHz以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、3GHz以下の帯域区分については、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところですが、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |

| | | | | | | |
|-----|-----------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|---|--|
| 379 | (株)山梨放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>携帯電話の実態として、あまねく全国に普及していることに加え、開設計画 認定期間以降も電波利用の普及に係る制度上の責務を負うため、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同一ではありません。放送の場合は地デジ化の際に受信者 1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあり、厳格に責務を果たしています。携帯電話においても新たに特性係数を適用するならば、より厳しい責務を負うべきと考えます。また、「放送局を含む携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更することが適当である。」と明記されたことに賛同します。</p> | <p>携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。</p> <p>携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 380 | (株)山梨放送 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされていますが、今後 IoT機器の爆発的増加が見込まれており、市場に大量に出回ってからは電波利用料の徴収が困難となるため、先送りせず早急な制度整備を望みます。</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合には、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 381 | エリクソン・ジャパン(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (5) 二次取引の在り方の検討 | <p>5Gシステムは、低遅延・高信頼性の特長を活かして、工場内や地下の工事現場などの閉空間でURLLC (Ultra-Reliable and Low Latency Communications) のアプリケーションに利用することが想定されています。このURLLC用に、MNOネットワークとの干渉を避けた上で、MNOが免許を有する周波数を工場または工事現場などの運営者が二次利用する(借受ける)ことは、周波数有効利用上効果的と考えます。また、携帯電話システムなどで広く利用されている周波数を利用できれば、エコシステムが構築されている通信機器や部品が使えろという面で、経済的なシステム構築につながります。このようなMNOが免許を有する周波数の二次利用について、実際の事業面でのフィジビリティ、技術面や制度面での課題を今後検討することを提案いたします。</p> | <p>二次取引については、報告書(案)のとおり、5Gなど新たな周波数利用が進展し、併せて周波数共用が一層促進される中、二次利用に関する具体的なニーズが顕在化した時点において、改めて必要な措置を検討することが適当であると考えます。</p> |
| | | | | | 【メーカー】 | |
| 382 | エリクソン・ジャパン(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (4) 提案を踏まえたV-High帯域の用途決定 | <p>V-High帯域の用途決定を、提案および実験試験局等の制度を通じて行う方針に賛成いたします。</p> <p>現在未使用のV-High帯域は、放送のみならず通信用途に有用な帯域であり、その有効利用方策について具体的な検討が早期に開始されるべきと考えます。</p> <p>また検討にあたっては、有識者のみならず、2018年2月の意見募集における提案者へのヒアリングも希望いたします。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | 【メーカー】 | |
| 383 | 個人 ^⑬ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (3) 公共周波数の再編・民間共用の推進 | <p>公共BB(公共ブロードバンド移動通信システム)の(ア)現状、および(イ)更なる利用促進方策や制度上の課題に関する報告内容については、適切な分析、及び、求められる方策、要望が提示されていると考えます。</p> <p>当該報告(案)の記載に賛同致します。</p> <p>当市では、地勢及び伝搬環境等の観点から公共ブロードバンド移動通信システムについて、1波のみの割当てによる通信システムへの運用検討を想定しています。また、柔軟な用途への対応のため「平時において常時接続による利用」が可能となることが必要と考えています。</p> <p>上記のとおり、本システムの普及促進及び導入環境の整備の一環として、電波制度の改正(周波数割当ての柔軟化)を希望致します。</p> | <p>公共ブロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において検討されるものと考えます。</p> |
| | | | | | 【個人】 | |
| 384 | 個人 ^⑭ | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 3. 2030年代の革新的な電波エコシステムの実現 | (7) 公共安全LTE | <p>○ 次世代ワイヤレスシステムは、2030年代に目指すべき電波利用社会の5つの目標を実現するための鍵となるものとされ、その一つとして「公共安全LTE」が提示されている。</p> <p>しかしながら、「実現イメージ」は、わずか3行の記載にとどまり、5つの目標の実現にどのように寄与するのか不明である。「Beyond5G」を始めとする他の項目と同様に詳細に検討し、記載すべきではないか。</p> | <p>報告書(案)p.115に記載のとおり、本懇談会としては、公共安全LTEの導入に当たっての基本的な機能・性能要件及び整備・管理主体について複数の選択肢を示しており、公共安全LTEの導入に向けた検討において、これを参考に国内の業務の実態や関係機関のニーズを把握し、より具体化していく必要があると考えます。</p> |
| | | | | | 【個人】 | |

| | | | | | | |
|-----|--------------|---------------------------|----------------|-----------------------|---|---|
| 385 | 個人⑭ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>○「電波利用料は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に分担していただくもの」とされていることから、「公共安全LTEの実証・設計」を電波利用共益事務として位置付けるためには、当該事項が公共安全LTEの利用者となる公共機関だけではなく、他の無線局の免許人も利益が得られるものである必要がある。</p> <p>他の無線局の免許人が受けられる最も大きな利益は、公共安全LTEが導入されることによって、これまで公共機関が個別に整備・運用してきた無線システムが不要となり、これらの無線システムで使用していたニーズの高い周波数が解放され利用可能となることと考えられるところ、これらを始めて「公共安全LTEの実証・設計」が、「無線局全体の受益」にどのようにつながるのかが、具体的な検討に記載すべきではないか。</p> <p>また、公共安全LTEの利用者となる公共機関(消防、防衛、警察、海上保安、麻薬取締等)は、電波利用料の徴収が全額免除されている中、これらの公共機関が主な利用者となる公共安全LTEの実証・設計のために、他の無線局の免許人が支払う電波利用料を充てることの合理性・妥当性についても、検討し記載すべきではないか。</p> | 公共安全LTEについては、公共安全業務を担う組織において、従来、各々の業務に特化した無線システムを個別に整備、運用してきたところ、LTEを利用した共同利用型の移動体通信ネットワークを導入することで電波の有効利用を図るものであることから、電波利用共益事務として適切と考えます。 |
| | | | | | 【個人】 | |
| 386 | 個人⑭ | 全体 | | | <p>本報告書は、電波の有効利用方策に関する検討の結果を取りまとめたものである。有効利用を考えるのであれば、900MHz帯のプラチナバンドを使用しているものの、無線局数が大きく減少している900MHz帯自営用移動通信システム(MCA無線)についても、先般、情報通信審議会から答申された同システムのLTE化に関する技術的条件等を踏まえつつ、次世代ワイヤレスシステムの一つとして位置づけている公共安全LTEとしての利用することも含めて検討し記載すべきではないか。</p> | 本懇談会としては、我が国へのPS-LTEの導入に当たっての基本的な機能・性能要件及び整備・管理主体について選択肢の案を示しており、その導入に向けた検討においては、これを参考に国内の業務の実態や関係機関のニーズを把握し、より具体化していく必要があるとしています。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【個人】 | |
| 387 | クアルコムジャパン(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>国際的な周波数調和や新たな電波利用ニーズ等に対応していくため、免許不要局等の周波数移行・再編支援として「特定周波数終了対策業務」を活用する点について賛同いたします。</p> <p>自動運転システムの支援にはITS向けの周波数の確保が重要ですが、他の主要国・地域では5.9 GHzが確保されている状況です。日本では、自動運転システムの支援に必要な周波数帯が確保されていない状況と認識しております。日本においても早急に5.9 GHz帯の確保を行っていくことが、国際的な周波数調和の点だけでなく自動運転システム支援の実現のためにも必要だと考えます。</p> <p>3GPPでは5Gのシステムを免許不要帯に適用することが検討されています。5Gのさまざまなユースケース(たとえばIndustrial IoT)を実現していく上では、免許帯域だけでなく免許不要帯域の活用も重要となります。「特定周波数終了対策業務」を活用し、必要な免許不要帯域を確保していくことを希望いたします。</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【メーカー】 | |
| 388 | 四国放送(株) | 全体 | | | <p>Society5.0を世界に先駆けて実現する事を目標とする我が国において、電波利用のニーズが質的・量的に大幅に拡大する事は理解しておりますが、これらの実現のための様々な施策により、電波利用料の総額が引き上げられることには原則的に反対です。電波利用料は、電波利用の共益費用という性格の予算なので、その使途については、Society5.0の実現に際しては、選択と集中により限定的に使われるべきで、個別、多角的に十分な議論の上に、原則的には電波利用料の総額を引き上げない範囲内で抑制的に使われるべきだと考えます。</p> | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 389 | 四国放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>申請する金額の多寡のみによって割当事業者を決定することにより、設備投資の抑制やサービス利用料金の上昇という懸念がありますが、経済的価値に係る負担額の評価と既存の審査項目のバランスをどのように考慮していくべきなのかは非常に難しい問題であります。</p> <p>経済的価値評価は、上記懸念にあるように、サービスの発展や利便性に大きく関わる事ですので、抑制的にバランス配分されるべきだと考えます。</p> | 経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 390 | 四国放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>全体の歳出規模は相応の規模となる見込みと記載されておりますが、歳出が(相応に)拡大するという意味であれば、歳出を最小限に抑え、電波利用料が引き上げられることのないよう努めていただく事に期待します。</p> <p>特に放送においては、災害時等における公的役割を担っているという事を十分にご考慮いただき、過度な負担となる事を避けていただくようお願いいたします。</p> | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 391 | 四国放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>電波利用料の共益費用としての位置付けを見直し、無線局の免許人に対して共益費用以上の負担を求める事と、電波の経済的価値に基づく負担を求める事を、比較衡量する事がないよう要望します。あくまでも歳出を最大限抑制的にした上でのSociety5.0の実現が原則と考えます。</p> | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 392 | 四国放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することに賛同いたします。</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 393 | 四国放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (4) 公共用無線局からの電波利用料の徴収 | <p>移行期限が到来してもなお、周波数利用効率の悪い技術を用いた無線局を使い続ける免許人からは、電波利用料を徴収することは妥当であると考えます。</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |

| | | 利用あり検討 | | 利用あり | | 【放送事業者】 |
|-----|-----------|---------------------------|-----------------|---------------------------|---|--|
| 394 | 四国放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | 免許不要帯域の整備に電波利用料が使用されているのであれば、免許不要局からも電波利用料を徴収すべきと考えます。免許不要局は、電波利用の発展にも寄与しているという側面もありますので、特性係数を適用するなどの考え方もあるかと思えます。報告書では、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収することについては、継続的な検討課題としておりますが、今後、免許不要局が飛躍的に増加していく事が予想されますので、早々と対応していくべきであると考えます。 | 現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 395 | (株)TBSテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 利用状況調査に関して、より精緻に行うことは必要と考えています。しかしながら各システムの運用は効率だけでなく、はかれないものもあります。災害時など電波でなければその意義を果たせないシステムもあります。単にニーズだけでなく、社会的重要度なども加味して評価される必要があると思えます。 | 報告書(案)では、電波の有効利用度合に加え、社会的重要性などを合わせた総合評価とすることが必要としています。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 396 | (株)TBSテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (2) 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設 | 過去の周波数終了促進措置に関して正しい評価を頂いたと思います。周波数移行に関しては、都度適切かつ丁寧に取り扱い頂き、終了促進処置制度を用いるのであれば、関係する免許人の双方が不利益を蒙ることが無いよう配慮頂きたいと思えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 397 | (株)TBSテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 主な意見にもあるように、比較審査方式の更なる改善による総合評価は妥当と考えます。しかしながら、電波は国民の大切な資産であり、経済的価値を過度に反映させるべきではないと考えます。人口カバー率や、安全・信頼性などの要件こそ重要視されるべきものと考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 398 | (株)TBSテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | 高度な周波数共用のための検証は必要だと考えています。ただし共用を前提とした検討に関しては慎重に扱うべきと思えます。放送は災害時には国民の安心安全を守る大切な手段となります。よって周波数調整による共用は困難です。また既存のシステムでは高度化の検討を始めているものもあり、その妨げにならぬよう慎重な議論が必要だと考えます。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 399 | (株)TBSテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 電波利用料の共益費用としての性格から、その用途を十分に精査する必要があると考えます。その歳入・歳出規模については「更なる効率化」や必要性の検証を徹底した上で規模を抑制し、出来る限り減額することで無線局全体の負担を軽減して頂きたいと思えます。またその目的に鑑み、退職や他用途への流用は有ってはならないと考えます。「歳入歳出の関係は一致させることが必要」であり、歳入が歳出を上回った場合には、差額を次年度以降に活用するなどして、さらなる負担軽減に努力して頂きたいと思えます。 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。歳入と歳出の関係について、頂いたご意見については、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 400 | (株)TBSテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 電波利用料の見直しの度に料額が増加するのは、従来の激変緩和措置を適用されたとしても経営上の負担となりがねません。放送周波数帯域の利用価値や、逼迫度に大きな変化がない事を踏まえて、負担の軽減をはかっていただくことを望みます。 | 具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |

| | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|------------------|-------------------|--|--|
| 401 | 札幌テレビ放送(株) | 全体 | | | <p>国民共有の財産である電波を利用するニーズが飛躍的に高まり、Society 5.0の実現に向けて電波をさらに有効利用するための方策が必要であるという現状認識には異論はありません。一方で、電波利用料がいわゆる共益費であるという大前提に立てば、その用途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、単に電波利用料収入の維持や増加を目的とした用途の拡大はすべきではないと考えます。</p> <p>電波利用料制度は、受益者負担の原則に基づき、1993年の制度導入以来、総務省と放送事業者や通信事業者など関係事業者との長い議論と各種調整の上に築き上げられてきた制度です。歳入ベースでは当初約73億円規模でスタートし、2005年から移動体通信・無線アクセス向けの周波数帯域の迅速な新規割り当てのため、新たな算定方法となり、その他の区分においても、利用価値に応じた料金となって総額が600億規模となりました。その後、地上デジタル化に伴い、歳入が900億円規模にまで拡大したものの、後年度負担が終了したことを受けて直近では約600億円の水準に戻る、という経緯を辿ってきました。</p> <p>電波利用制度をめぐる議論はあくまでもこの25年間の積み重ねに立脚したものであるべきで、これまでの議論が反故にされるようなことがあってはならないと考えます。必要な用途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣旨に照らして、総額の抑制を要望します。一方で、歳入と歳出のバランスは、平成28年度で歳入が歳出を約144億円上回るなど、不均衡が続いており、歳入と歳出は限りなく一致に近づく努力をまずすべきで、そうした点が改善されないまま、総額が拡大されることについては反対をします。</p> <p>利用者のニーズを適正に把握し、Society 5.0に向けての新しい技術の導入時期などについても正確に見極めた上で新たな用途を打ち出すべきであり、必要以上に経済的価値を反映させる形で、総額拡大ありきで電波利用を論じるべきではありません。電波の「有効利用」の検討を今後さらに本格的に進めるに当たっては、空き帯域となっている周波数をいかに活用するかという視点からの検討を要望します。</p> <p>電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。</p> <p>今回の議論の大きなテーマの1つと位置付けられた公共用の電波の官民共用についても、電波の公共性に改めて考慮した場合、自然災害が多く、また国防上の観点からも周辺国の情勢が常に不安定である以上、単に世界的な潮流に従う形で国民の生命や財産に影響を及ぼすような安易な官民共用は避けるべきと考えます。</p> <p>電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の自主性に委ねることを要望します。</p> <p>北海道エリアの放送事業者は国土の22%を占める広大さから、送信所の保守・更新に多大な費用を要しており、現状の電波利用料の金額も他地区の経済規模と比較して負担度合いが高いものです。経営の継続性に影響を及ぼさないよう、基本的な前提として総額を抑制することを要望します。</p> | <p>・電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> <p>・電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。</p> <p>・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。</p> <p>・公共用の電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。</p> <p>・周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。</p> |
| 402 | 札幌テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>放送用・放送事業用周波数は原案の通り、価格競争の要素を含め決定する方式には全くなじみません。また継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークション制度の導入そのものに強く反対します。</p> <p>放送用帯域以外のオークションの議論全般に際しても、欧米などでの実施例に倣い、国民の共有財産たる電波を単なる産業論で語るものがないよう、慎重な検討を重ねて要望します。</p> | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> |
| 403 | 札幌テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>基幹放送局については、その社会的責務を十全に果たすことができるよう、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てべき放送系の数の目標と周波数を定めており、これは国民・視聴者の利益に適う制度として今後も維持すべきと考えます。基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。</p> <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象を、①同一の無線システムの中では一の者が占有する周波数であること、②新たな周波数が割り当てられる場合、と限定して定めたことには賛成です。また、「既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重ならないようにすることが必要である」という記述については、それが確実に実施されることを要望します。</p> | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。</p> |
| 404 | 札幌テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | <p>電波の利用状況調査の見直しについては、有効利用度合の評価指標の設定が重要であり、定量的な評価以外に「社会的重要性」も踏まえた総合評価とすることが示されていますが、その策定にあたり広く国民の意見が反映されることが肝要です。また、中立・公正な機関の助言等を踏まえることとされていますが、この機関の選定にあたっては透明性の確保を要望します。</p> | <p>総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえて策定することが適当であると考えます。</p> <p>・中立・公正な機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な判断ができる機関が選定されるものと考えます。</p> |

| | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|----------------|------------------|--|--|
| 405 | 札幌テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>頻繁な電波利用料算定方法の変更は、免許人に対し、特に経営規模の小さい地方エリアの放送事業者にとって過度な負担となります。</p> <p>札幌テレビ放送は、放送事業者の安定した経営に向けて、電波利用料の短期間における変動は好ましくないとの観点から、これまでのパブリックコメントにおいても「少なくとも3年ごとという原則を維持」するよう要望してきております。今回の議論の結果、さらに短期間での制度変更、料額の変更とならないよう、3年周期の維持を改めて要望します。</p> | <p>電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 406 | 札幌テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>新たな放送サービスを実現するためには、放送方式の策定や受信機の対応など解決すべき課題が多く、長い期間を要します。これらを解決するためには、地道に調査・研究開発を進めていく必要があります。またホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。</p> | <p>技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 407 | 札幌テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、あいまいな表現であり、本来歳出は必要最小限の規模に抑制すべきです。免許人への過度な負担は極力避けるべきと考えます。</p> | <p>電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波二重の拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適切と考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 408 | 札幌テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用拡大が理由となっていますが、470MHzの根拠が示されていません。470MHzは、地上放送用周波数の下限であり、地上放送事業者の費用負担を単純に増やすことを念頭に置いているようにも受け取られますので、地上放送事業者の費用負担増につながることはないよう要望します。また今回は、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和措置に触れられていませんが、安定した事業経営のために、継続を強く要望します。</p> | <p>帯域区分については、懇談会において「下限については、3GPPバンドとの整合や実際の帯域の使われ方を踏まえ、少なくともVHF帯以下は分離すべき」とする意見があったこと、UHF帯の無線局数が他の帯域に比べて極端に多い(「報告書(案)」215ページ)こと等を踏まえ、電波利用料に実際の帯域の使われ方をより反映させるため、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」、③「3.6GHz超6GHz以下」の3区分とすべきとしたものです。なお、3GHz以下の帯域区分については、「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」(平成25年8月)において、「VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである」とされていたところです。</p> <p>激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 409 | 札幌テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>放送事業者が負担する電波利用料は受益者である視聴者が負担をするのではなく、放送事業者自らが負担する以外にありません。他方、携帯電話事業者は受益者である携帯電話契約者からの収入によって電波利用料を賄っており、電波利用料支払いの原資が全く異なります。携帯電話事業者に過度な負担とならない点は重要ですが、放送事業者と比較した利用料総額のバランスが大きくなるのは原資のあり方と事業規模から適切であると考えます。</p> | <p>携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |

| | | | | | | |
|---------|-------------------|---------------------------|---------------------------|------------------|--|---|
| 410 | 札幌テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>携帯電話について、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画認定期間以降も電波利用の普及に係る制度上の責務を負うため、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同一ではありません。放送の場合には地デジ化の際に受信者1世帯毎に受信状況を確認した経緯もあり、厳格に責務を果たしています。そのような明確な違いについて考慮されるべきと考えます。</p> <p>また、「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことに賛同します。</p> | <p>携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。</p> <p>携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 411 | 札幌テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされていますが、免許不要局にも一定の電波利用料負担を求めるべきであるとの指摘は重要と考えます。</p> <p>今後IoT機器の爆発的増加が見込まれており、市場に大量に出回ってからは電波利用料の徴収が困難となるため、先送りせず早急な制度整備を望みます。</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 412 | (株)ケーブルテレビ富山 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>・人口や労働力の減少をはじめとする我が国の地域が抱える社会経済課題の解決に向けて、電波の有効利用は極めて重要であると考えます。そして「第2章 電波利用の将来像と実現方策」の図表2-3-3(Beyond 5Gの概要)のとおり、次世代ワイヤレスシステムとしての5Gは、「全国一律的な利用や一部の都市のスマートシティ化に留まらず、様々な地域におけるきめ細かなニーズに対応するため」に使われることが想定されています。</p> <p>・本懇談会における主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は地域における無線利活用の有効性の観点で極めて重要な考え方です。</p> <p>・今後の周波数免許の割り当てに向けては、全国事業者のみならず、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域事業者が当該技術を積極的に活用できるような柔軟な環境整備が重要と考えます。今後の地域ニーズへの対応や社会課題の解決に貢献し、真の地方創生を実現するためにも、5Gの地域事業者への割当てに配慮した制度設計ならびに評価項目を要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。また5Gの割当てについては、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 413 | (株)ケーブルテレビ富山 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>・無線の有効利用に向けては、そのトラヒックを支える光ファイバー等大容量の伝送路(有線)の整備強化が重要であり、今後の5Gインフラ整備に向けてより一層重要になります。そのため、条件不利地域等を問わず、地域における電波有効利用促進に資するICT基盤の整備の支援を要望します。</p> <p>・その際に、当該ICT基盤整備による便益(多様な分野における利活用や地域課題の解決など)等に基づき、支援の対象や設備について広く捉えつつ、明確にして頂きたいと願います。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 414 | モトローラ・ソリューションズ(株) | 第2章_電波利用の将来像と実現方策 | 3. 2030年代の革新的な電波エコシステムの実現 | (7) 公共安全LTE | <p>電波利用社会の5つの目標を実現するための次世代ワイヤレスシステムの一つとして提言されることに賛同します。しかしながら、人命に関わるこのシステムは2030年代を想定するのではなく自然災害が大規模化し頻発している我が国にとっては早期の実現が必要と考えます。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 【その他】 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|-------------------|---------------------------|------------------|-------------------------|--|--|
| 415 | モトローラ・ソリューションズ(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (3) 公共用周波数の再編・民間共有の推進 | <p>【原案】 PS-LTE 導入に当たっての基本的な機能・性能要件及び整備・管理主体の選択肢の案は次のとおりであり、PS-LTE 導入に向けた検討においては、これを参考に国内の業務の実態や関係機関のニーズを把握し、より具体化していく必要がある。</p> <p>【意見】 賛同します。米国或いは韓国において当初検討されていたように初期システムから対応の機能及びカバレッジを準備してスタートしようとする、専用の周波数が用意されたとしても様々な課題が発生します。一方で、日本における自然災害の大規模化とその多発傾向は明らかであり、公共機関が相互利用できる公共安全LTEは人命救助のために必須のシステムと認識しています。従って、現用の狭帯域無線システムとLTEとの相互接続性を確立した上で我が国特有の業務実態やニーズを把握しながら必要な機能を徐々に具備していくことを検討すべきと考えます。</p> <p>【原案】 ii) 整備・管理主体の選択肢の在り方について 諸外国におけるPS-LTE のネットワーク整備方法(整備・管理主体の在り方)は、大きく以下の3種類に分類される。 (中略) 各整備方法に関する主な相対的メリット・デメリットは、図表2-1-19 のとおりであり、これらを踏まえ、我が国において適する整備・管理主体の在り方を検討することが必要である。</p> <p>【意見】 関連する各公共機関及び関連する機関(ユーザーグループ)のニーズは様々ですが、異なるサービス機能や通信優先度のつけ方などは共同利用型のPS-LTEネットワークの下で対応することが可能です。統一されたネットワーク設備の構築と保守を行いつつ、各公共機関(各ユーザーグループ)の様々な要求事項に応えた運用するには、国家防災省のような行政機関を設置し、設計・構築・運用を全体統括することが必須と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 416 | 東海テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み | <p>・地上テレビ放送は、放送エリアにあまねく電波を届け、大規模災害時にも国民の安全・安心に寄与しています。社会的インフラとして、その公共的役割を果たすために、基幹放送局及びFPUやSTL、連絡無線等の放送事業用無線局を一体的に運用しており、それぞれ目的等に応じて周波数を有効利用しています。また地上テレビ放送用の帯域はSFNを出来るだけ採用して周波数の有効利用を行っていますが、混信等を避け、かつあまねく放送を実現するためには全ての中継局をSFNで構築することは技術的に不可能です。こうしたことからTV放送及び放送事業用の周波数は、割当周波数の返上、縮減等になじまないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 |
| 417 | 東海テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>【原案】 ・周波数の利用形態は、一定の周波数帯について、(中略)、その経済的価値を踏まえた割当を可能とするための制度化を行なうべきである。</p> <p>【意見】 ・地上波テレビ放送は、社会的インフラとして災害放送等の重要な公共的役割を担っています。その社会的責務を果たすため、放送局免許による審査で、基幹放送局及びこれと一体運用する放送事業用無線局に必要な周波数が割り当てられていると考えます。これは視聴者の利益にも合致するものです。それゆえTV放送用及び放送事業用周波数の割当てについては、経済的価値を踏まえた割当て手法の対象にすべきではないと考えます。</p> <p>【原案】 ・申請する金額の多寡のみによって割当事業者を決定するオークション制度については、(中略)、引き続き最新の動向を注視する必要がある。</p> <p>【意見】 ・オークション制度の懸念を指摘して、制度化を見送ったことは、妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|---------------------------|-----------------|----------------------|---|----------------|---|
| 418 | 東海テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 電波利用料の共益費用としての性格や、特定財源としての位置付けを踏まえると、各年度の歳入と歳出は一致させる必要がある。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「各年度の歳入と歳出は一致させる必要がある」との方針が示されたことは適切と考えます。 <p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2. (中略)IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業も提案されており、実際にこれらを実施する場合、全体の歳出規模は相応の規模となる見込みである。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」と記載されていますが、歳出は抑制的であるべきと考えます。新たな事業については、その必要性、効果を十分に精査し、用途がむやみに拡大しないようにすべきです。 | <p>【放送事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> |
| 419 | 東海テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> 放送について、「現状を維持することが適当」と記載されたことは極めて妥当と考えます。電波利用料制度、料額の継続性、安定性は放送事業者の経営にとって極めて重要です。電波利用料制度の見直しや特性係数の変動等で、放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 | <p>【放送事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待されます。</p> |
| 420 | 電設コンサルタント(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (3) 公共周波数の再編・民間共有の推進 | <p>当社では、国土交通省東北地方整備局の砂防事業の一環として、火山災害発生時の避難指示、防災対応の迅速化など火山監視体制の強化と信頼性向上を目的とし、火山監視カメラからの映像、及び各種観測データを伝送する有線伝送路のバックアップ通信回線として「公共ブロードバンド移動通信システム」の利用について検討を行っております。また、見通し外区間でのデータ伝送が可能となる当システムは、山岳地などの災害現場における利便性が非常に高く、近年頻繁に起きる自然災害から人命を守るための設備として大変有効であると考えます。</p> <p>「公共ブロードバンド移動通信システム」においては、現行規定では固定通信は認められていないことから、使用できるアンテナ、電源等に制約があります。運用上、半固定的な利用、あるいは、バックアップ通信回線としての利用(「利用目的、用途の拡大」)に向けた制度改正を要望致します。また、併せて「周波数割当ての柔軟化」(1波のみの割当て)及び「利用時間の柔軟化」(平時において常時接続による利用を可能とする)について、早期の制度化を要望致します。</p> | <p>【その他】</p> | <p>公共ブロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において検討されるものと考えます。</p> |
| 421 | 関西テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>この経済的価値を踏まえた割当手法については「電気通信業務用の移動通信システムを始めとして」と表現があり、移動通信システムに完全に限定しておらず放送用及び放送事業用周波数についてもこの制度が適用される懸念を持ちます。また「経済的価値に係る負担額の配点が重くならないように」と配慮されている点は適切であると考えます。金額に重点を置くことと資本を多く持つところがより優位となり、周波数寡占につながりかねないと思われれます。単なる価格競争の観点だけではなく、真に国民の利益に資するかどうかの審査や、その普及の努力義務、また、周波数移行や新規開設に伴う混信等が発生しないような技術的検討などが十分かつ慎重になされるような仕組みがより重要と考えますので、放送用及び放送事業用周波数については経済的価値を踏まえた割当手法が適用されないよう要望します。</p> | <p>【放送事業者】</p> | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。</p> |
| 422 | 関西テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>放送周波数における新規、再免許時のオークション導入については、放送局にとって経営的な影響が懸念され、本来求められる公共性や安定的なサービスの維持ができなくなる恐れがあります。よって放送及び放送事業用途の周波数帯においてはオークション制度の導入はなじまないと考えます。</p> | <p>【放送事業者】</p> | <p>オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> |
| 423 | 関西テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <ul style="list-style-type: none"> 周波数が実際にどのように利用されているかをリアルタイムに把握できるデータベースのシステム構築は電波関連の施策に資すると思われれますが、一方でその構築のためには多額の費用が必要と想像されます。コストパフォーマンスを十分配慮すべきと考えます。 地上デジタルテレビ放送用の周波数についてはその公共的な社会的役割の観点から周波数共用には十分な配慮が必要です。現在、その中でもホワイトスペース、ラジオマイク等で既に共用を図っているところです。 災害報道において使用されるFPU等の周波数は時間的・空間的に予測ができない運用となっており、更には重要な社会インフラとして強靱性・速報性を十分に担保する必要があります。周波数共用によってこれが損なわれない仕組みが必要です。 | <p>【放送事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。</p> |

| | | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|-----------------------|--------------------------|---|---------|--|
| 424 | 関西テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 放送用及び放送事業用周波数帯域の電波の利用状況については、使用頻度だけでなく、大災害時に対する強靱性・速報性等重要な社会インフラであることも踏まえた調査・評価をするべきです。放送局ではFPUやSTL/TTLそして連絡無線は一体的に運用されています。最近の想定を超える異常気象や地震・火山噴火などの災害時の報道において、取材や視聴者への情報提供を行うためには、これらが一体的に支障なく使えなければなりません。その点で今回、総合評価のために「運用管理取組状況」や「社会的重要性」を踏まえることが記されたことを評価します。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 425 | 関西テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 新たな放送サービスの実現に資する技術的検討・調査として、将来に向けた地上4K等超高精細度テレビジョン放送や放送通信融合技術などの研究開発は周波数有効利用に寄与するものと考えます。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 426 | 関西テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 放送事業者にとって耐災害設備の構築・維持には多額の費用が必要となるため経営上の負担が増大します。昨今、災害の激甚化と広域化が顕著となっており、1対多で広範囲に情報伝達を行う地上基幹放送設備、特に山間部では復旧にも時間を要する事からも耐災害性強化の支援が明記されたことは極めて適切と考えます。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 427 | 関西テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要があると明記されたことは電波利用料の本来の主旨に沿ったものであり適切であると考えます。 IoT等新たな事業による歳出規模の増加については十分にその必要性や効果を精査し、無線局免許人の負担を増加させないことを要望します。 歳出規模の見込みについて「相応の規模」という今後の増大もありうるような表現がなされていますが、電波利用共益費の使途については基本的には無線局全体の受益を直接の目的とする範囲にとどめ、できるだけ歳出規模を抑制すべきと考えます。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| 428 | 関西テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 災害時など国民の生命と安全を守ることに寄与する放送局の公共性の高さや経営の安定性を鑑みて、電波利用料については制度・料額の安定性・継続性が重要です。その点において現在の算定方法の枠組みを維持することが適当と明記されたことは適切と考えます。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 429 | 関西テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 国民への電波利用の普及に係る責務等及び国民の生命、財産に著しく寄与するものという放送局に適用されている2つの特性係数が維持されることは適切と考えます。放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分理解していただき将来においても引き続き特性係数が維持されることを要望します。 その上で、携帯電話に特性係数「ウ」が追加され、放送と同等の2つの特性係数が適用された場合、放送事業者側の電波利用料の負担額への影響が懸念されます。これにより放送事業者の負担額が増えれば経営への悪影響の可能性もあり、十分な検討が必要と考えます。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 430 | 関西テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (4) 提案を踏まえたV-High帯域の用途決定 | V-High帯域については、周波数がひっ迫している中で貴重な周波数帯域が空いている状態は好ましくなく、広く有識者等の意見を聞いて速やかに具体的な検討を進めることは適切と考えます。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 431 | (株)ZTV | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | ・電波の有効利用は、今後の電波産業の発展のみならず、少子高齢化の進展による人口減少や生産人口減少をはじめとする我が国の各地域が抱える社会経済課題の解決に極めて重要と考えます。とりわけ、次世代ワイヤレスシステムである5Gは、「第2章電波利用の将来像と実現方策」の図表2-3-3(Beyond 5Gの概要)のとおり、「全国一律な利用や一部都市のスマートシティ化に留まらず、様々な地域におけるきめ細やかなニーズに対応するため」に使われることが想定されています。こうした地域における無線利活用の有効性に鑑み、本懇談会における主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカル単位」での割当は極めて重要な考え方です。このような観点から、今後の周波数免許の割り当てに向けては、全国事業者のみならず、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域事業者が当該技術を積極的に活用できるような柔軟な環境整備を要望するとともに、地域事業者が地域ニーズへの対応や地域の社会課題解決に貢献出来るように5G帯域の地域事業者への割り当てに配慮した制度設計や評価項目の検討をお願いします。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |

| | | | | | | |
|-----|---------|---------------------------|-----------------------|---------------------------|--|--|
| 432 | (株)ZTV | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <p>・地域BWAは、既に多くの地域において防災や見守りサービスなどの地域公共サービスとして活用されております。そして、これらのサービスは地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途であり、特に災害時や緊急時などは電波の利用状況や稼働状況に関わらずその運用が優先されなければなりません。これらのことに加え、地域BWAに割り当てられている周波数帯域の共用に向けては、このような地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途などの利用実績を踏まえ、地域BWAの既存システムやユーザーの利用が保証され影響を受けることがないように、既存地域BWA事業者が一次利用者としていかなる場合でも優先権を有することを前提として、技術的課題の解決に加え、運用・制度面での慎重な検討を行っていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 433 | (株)ZTV | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (3) 地域BWAの見直し/評価 | <p>・地域BWA帯域の有効利用度を上げるという観点での、全国系事業者用トラフィック・オフロード活用に関しては、地域BWA事業者が、今後、効果的かつ効率的な地域BWA投資・運用を展開して行く上での選択肢ともなることから、早期実現に向けた運用調整や環境整備を要望するとともに、その際には、3-1-(6)でも記述しましたように、地域BWAに割り当てられている周波数帯域の共用に向けては、地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途などの利用実績を踏まえ、地域BWAの既存システムやユーザーの利用が保証され影響を受けることがないように、既存地域BWA事業者が一次利用者としていかなる場合でも優先権を有することを前提として、技術的課題の解決に加え、運用・制度面での慎重な検討を行っていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 434 | 福井放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>電波利用にかかる技術革新のスピードは極めて速く、制度見直しにあたって経済合理性追求の姿勢やスピードが強すぎますと、かつてのクルマ社会のような社会的費用(国民負担コスト)が増大する恐れがあると弊社は受け止めております。また、電波利用料制度は総務省と公共的役割を担う放送・通信事業者などとの議論や調整の上に築き上げられてきたものと心得ます。その意味で、今回、経済的価値を踏まえた周波数割り当てをする際の対象・要件を、専用周波数で新規に限るとしたことは、公共性に配慮した慎重な姿勢と受け止め、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 435 | 福井放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>放送に関して、適用を変更する事情の変化がないことから現状維持の考え方が示されました。賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 436 | 福井放送(株) | その他 | | | <p>弊社はFM補完局を同期放送によって段階的に整備しており、既存局並みに全7局で全県カバーしたとしても2波しか使用しない予定です。同期放送は周波数の有効利用に有用であり、広域災害の避難移動の際に受信chの切替が不要といったメリットがあります。しかしながら、同期放送には相応の経費も嵩むことから、電波利用料の負担の点で、何らかの軽減措置が施されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 437 | KDDI(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み | <p>・移動体通信分野の技術革新サイクルや市場・需要などの事業環境変化が早いことを踏まえ、周波数毎の置局計画を見直すなど、計画変更の可能性があることに配慮すると共に、サービス利用者保護を考慮した考え方が示されたものと考えます。・具体的な計画の策定、進捗状況の報告等にあたっては、公正・公平な競争環境の阻害にならないよう、柔軟な制度運用が行われることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 438 | KDDI(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (2) 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設 | <p>・周波数移行を促すインセンティブについては、移行対象となる既存免許人が単一なのか複数なのか等の状況により求められるものが異なり、移行費用等に関して柔軟な運用が必要であると考えことから、本報告書案に賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 439 | KDDI(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>・経済的価値を踏まえた金額の多寡が比較審査基準の支配的指標となった場合、人口カバー率や安全・信頼性要件等、その他の比較審査項目が軽視されることになり、電波の有効利用を阻害する要因となる可能性があることから、本報告書案に賛同致します。・なお、終了促進措置で必要となる費用については、周波数割当て後の既存免許人との協議において、その費用が開設計針で示される負担額から大幅な乖離(増額)が発生した場合、開設計画の履行に大きな影響を及ぼす可能性があることから、負担可能額の算定等について、引き続き、算定根拠の開示や柔軟な制度運用が行われることを希望します。・それにより、開設計針に示される負担可能額の精度向上が期待されると共に、既存免許人の周波数移行が円滑に行われ、更なる周波数有効利用の促進が図られるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 440 | KDDI(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (4) 新たな割当手法により生じる収入の用途 | <p>・新たな割当手法により生じる収入については、申請事業者が当該周波数の経済的価値を踏まえて周波数獲得のために申請する金額であることから、その用途について「電波利用の振興のための事務」に幅広く充てるとする考え方に賛同致します。・なお、移動体通信事業の割当てで得られた収入については、主に移動体事業の振興・発展に寄与するものに活用されることを希望します。</p> | 報告書(案)p.80に記載のとおり、新たな割当手法により生じる収入は、Society5.0の実現に資する「電波利用の振興のための事務」に幅広く充てることが適当であると考えます。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------------|---------------------------|-----------------------|------------------------------|--|---|
| | | | | | 【電気通信事業者】 | |
| 441 | KDDI(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の徴収に係る事務処理等の簡素化にも資するものと考えことから、広域専用電波に類する概念の適用範囲拡大を行うとする本報告書案に賛同致します。 なお、「共用される周波数帯」に対する広域専用電波の料額設定については、専用電波に対する従前の料額より負担額が軽減されるべきであると考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【電気通信事業者】 | |
| 442 | KDDI(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 免許不要局からの電波利用料徴収については、徴収対象の無線局の管理など、その徴収方法に大きな課題があるものと考えことから、本報告案で示された段階的な適用の考え方に賛同致します。 なお、今後の検討においては、引き続き、電波利用の発展を阻害することのないような配慮が必要であると考えます。 | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |
| | | | | | 【電気通信事業者】 | |
| 443 | (一社)情報通信ネットワーク産業協会 | 全体 | | | <p>キーワードを「つながる」としたとき、あらゆる機器をネットワークに接続するには、電波を利用する機器が欠かせません。5Gを核とする世界最先端のICT基盤の整備、安全・安心なIoT利用環境の整備、Society 5.0の実現に向けた研究開発、ICT利活用の拡大と新たな付加価値づくりなど、ワイヤレスがもたらす社会的効果・経済的効果などが期待されることから本報告書に賛同します。</p> <p>また、電波法等の関係法令の改正に向けた具体的な制度設計が進められるとともに、産学官連携による研究開発・実証事業の実施など、関係者による所要の取組が着実に実施されることを希望します。</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 444 | (一社)情報通信ネットワーク産業協会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>ワイヤレスIoT等の安心・安全かつ適正な利用環境構築のための施策の推進に賛同致します。</p> <p>ただし、IoTでは優良事例にもかかわらず横展開が進まない状況も見受けられるため、安心・安全かつ適正な利用環境整備に必要な施策についても、支援対象となる様希望します。</p> <p>例えば、利便性と安全性のバランスに配慮しつつ、誰もが安心・安全かつ適正にIoTや公衆無線LANサービスを利用できる環境を整備すること。IoTや公衆無線LAN環境に関する優良事例の調査・公表や実証を通じて、利用者・提供者向けガイドラインの策定やオンラインコンテンツの作成を行うとともに、周知・啓蒙活動に取り組む事をご提案します。</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 445 | (一社)情報通信ネットワーク産業協会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>恒久的な制度としての免許不要局からの電波利用料の徴収については機器メーカー等の意見も反映させて頂けるようご配慮をお願い致します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、恒久的な制度として免許不要局から電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定等において課題も多いため、本懇談会においては、まずは現行の特定周波数終了対策業務や登録局制度の活用実績を蓄積すべき旨発言したところです。</p> |
| | | | | | 【その他】 | |
| 446 | (一社)情報通信ネットワーク産業協会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (5) 調査・研究等用端末の利用の迅速化 | <p>「Wi-Fi、Bluetooth、ZigBee等を利用した無線設備について、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合しており、我が国で割り当てている周波数帯において調査、研究、試験等の用途で利用する場合に限り、次の3点に留意しつつ、技術基準適合証明を取得せずとも一定期間利用可能とすることが適当である」について賛同します。</p> <p>また、電波法に定める技術基準に準拠した無線LAN、Bluetooth、ZigBee等に限らず、WCMDA、LTE等携帯移動無線通信端末無線設備など特定無線設備とし、我が国の技術基準に適合し調査・研究・試験の他、展示博覧会などのデモンストレーションに限り、一定期間利用可能な簡易的な手続きの制度設計を希望します。</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 447 | (一社)情報通信ネットワーク産業協会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (6) IoT時代の技術基準適合性確保に向けた取組の強化 | <p>「技術マークは、無線設備本体への表示が原則ですが、各種センサー等と一体となった超小型モジュールなど超小型化が進んでいます。適切な表示を行いやすいようにするため、技術マークについて、視認可能な範囲であれば3mm未満の表示」について、賛同致します。</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 448 | (一社)情報通信ネットワーク産業協会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (6) IoT時代の技術基準適合性確保に向けた取組の強化 | <p>免許不要の無線設備による多種多様なサービスが幅広く提供され、超小型モジュールなどが機器に組み込まれることが予想されます。不適合な無線機による予期しない混信が多発する恐れがあるなどこうした混信により、消防・防災無線、航空・海上無線等の重要無線やライフラインとして使われる様々な通信サービスに支障が生じることは貴重な無線資源利用の阻害要因でもあります。技術基準に適合しない無線機器や技術基準適合証明等未取得していない無線機器などが運用されないように、無線機器の流通規制を我が国に導入することについて賛同します。</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |

| | | | | | 【その他】 |
|-----|------------------|---------------------------|-----------------------------|--------------------|--|
| 449 | スカパーJSAT (株) | 第2章 電波利用の将来像と実現方策 | 3. 2030年代の革新的な電波エコシステムの実現 | (5) 次世代衛星利用システム | 衛星通信システム向けの周波数帯域の利用環境を整備いただくことは、宇宙産業の発展に資すると考えることから賛同いたします。Ka帯、Q/V帯、W帯に限らず衛星通信の周波数割当があるスペクトラムにおいては、引き続き長期に亘り利用環境が維持されることを、要望いたします。 |
| | | | | | 【放送事業者】 |
| 450 | スカパーJSAT (株) | 第2章 電波利用の将来像と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (1) 周波数長期再編プラン | 携帯電話等のワイヤレス無線通信用周波数の確保にあたっては、衛星通信を含む他のサービスとの共用問題等の種々の課題が解決されることが前提であると考えます。特に、衛星通信は広域性を特徴に持ち、国境を越えてサービスを提供しているため、海外の周波数利用との共用検討が不可欠です。5G向けの周波数の確保にあたっては、米国・アジアの一部の国の動向のみならず、アジアの主要国や他の地域(欧州・アフリカ等)の動向も視野にいれていただくよう、要望いたします。 |
| | | | | | 【放送事業者】 |
| 451 | スカパーJSAT (株) | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 「第3章 2.(2)電波の利用状況調査の見直し」において、電波の有効利用度合いの評価については、電波の有効利用度合いの評価指標に加えて、国の安全確保や公共の秩序維持など国民生活等に重大な影響を及ぼす可能性を評価する「社会的重要性」等も踏まえた総合評価とすることが必要、とされています。衛星通信システムが利用する帯域の評価にあたっては、非常災害時や緊急事態の際に国民の生命・財産・安全を守るための利用や、山間へき地・離島等とのデジタルデバイド解消のための利用といった公共性も、十分考慮いただくことを要望いたします。 |
| | | | | | 【放送事業者】 |
| 452 | スカパーJSAT (株) | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | オークション制度には、過度な競争が招く利用者への悪影響等が想定されることや、国民共有の財産である周波数が投機対象になりうるといったデメリットもあることから、原案に賛同いたします。 |
| | | | | | 【放送事業者】 |
| 453 | スカパーJSAT (株) | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | 周波数の共用にあたっては、国内の共用検討のみでは解決されない国際的な周波数利用における共用課題も存在するため、国内での共用検討結果のみならず国際的な共用課題も踏まえ、慎重にご検討いただくことを要望いたします。 |
| | | | | | 【放送事業者】 |
| 454 | スカパーJSAT (株) | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (1) 公共用周波数の見える化の推進 | 今後の取組の方針に賛同いたします。 |
| | | | | | 【放送事業者】 |
| 455 | スカパーJSAT (株) | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 衛星通信システムが利用する帯域の評価にあたっては、非常災害時や緊急事態の際に国民の生命・財産・安全を守るための利用や、山間へき地・離島等とのデジタルデバイド解消のための利用といった公共性も、十分考慮いただくことを要望いたします。 |
| | | | | | 【放送事業者】 |
| 456 | スカパーJSAT (株) | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | BSと110度CSIによる4K・8K放送の電波漏洩対策や、新たに開始される左旋円偏波4K・8K放送の受信環境整備は喫緊の課題であるため、本事業の実施に賛同するとともに、積極的推進を要望いたします。 |
| | | | | | 【放送事業者】 |
| 457 | スカパーJSAT (株) | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 歳出規模について、事業の更なる効率化や必要性の検証を徹底されることについて、賛同いたします。今後も引き続き、より一層の厳密な使途の精査を継続いただくことを要望いたします。 |
| | | | | | 【放送事業者】 |
| 458 | スカパーJSAT (株) | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 衛星通信システムに限らず、新システムへの割当や広域専用電波の指定の拡大等に際し、干渉増加や利用条件の制約を受けることが明らかとなった既存サービスについては、料額算定プロセスにおける無線システム毎への配分等においてかかる状況を十分に考慮いただき、電波利用料を大幅に減額いただくことを要望いたします。 |
| | | | | | 【放送事業者】 |
| 459 | (株)テレビ朝日ホールディングス | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <ul style="list-style-type: none"> ● 現状、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画では、割り当てべき放送系の数の目標と周波数が定められており、国民・視聴者の利益に合う制度として今後も維持されるべきと考えます。基幹放送局と放送事業用無線局については、運用上一体であり、両局とも新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれても、経済的価値を踏まえた割当手法の対象にはふさわしくないと考えます。 ● 今回示された「経済的価値を踏まえた割当手法の対象」の要件は、解釈によっては多くの無線局が対象となるため、過度に経済的価値を踏まえた割当手法が広がることのないよう、今後の慎重な対応を望みます。 ● オークション制度について、導入に慎重な意見を取り入れ、引き続き最新動向を注視する、とした考え方は適切と考えます。金額の多寡のみで判断する手法は、最終的に国民の利益につながらないこともあり、相応しくないと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 |
| 460 | (株)テレビ朝日ホールディングス | 第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <ul style="list-style-type: none"> ● 有限な周波数資源を有効に活用するために周波数の共用を進めることは、有効な施策であると考えます。 ● しかし、共用によって干渉が発生し、放送や通信といった公共的な電波利用サービスが損なわれることはかえって国民の不利益となります。混信防止を確実にするため、周波数共用や干渉回避などの精緻な技術検証を十分に行う必要があると考えます。 ● また、地上デジタルテレビ放送の受信障害が発生しないよう共用条件を設定することは不可欠だと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 |
| | | | | | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 頂いた御意見は、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 |
| | | | | | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 衛星通信システムが利用する帯域の評価に関する御意見については、総務省における今後の政策検討の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、料額算定の過程において用いる各無線システムの割当周波数幅には、当該無線システムに割り当てられている周波数幅を用いますが、特定の周波数について異なる無線システムと共用をしている場合、当該周波数について周波数共用を行っている無線システムの数で除して計算することとされており、こうした算定方法については維持されるものと考えます。 |
| | | | | | 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| | | | | | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|----------------------------|-------------------|-------------------|---|---------|--|
| | | | | | | 【放送事業者】 | |
| 461 | (株)テレビ朝日ホールディングス | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用の方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ● 放送事業者は地上デジタルテレビ放送用とFPUなどの放送事業用の周波数を一体的に運用して、非常災害時においても国民へ安全・安心のための情報を届けています。災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性を電波の有効利用度合とは別に評価する方針が示されたことは、適切と考えます。 | 【放送事業者】 | す。 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 462 | (株)テレビ朝日ホールディングス | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ● 「新たな放送サービスの実現」や「地上テレビジョン放送用周波数のより一層の有効利用」を図るためには、地上4K放送などの放送サービスノ高度化、周波数共用や干渉回避技術の高度化を推進する技術研究開発に一層取り組むことが必要だと考えます。 ● また、本年12月から始まる新4K8K衛星放送について普及促進の観点から、現在実施されている中間周波数の漏洩対策を必要に応じて継続・拡充し、受信環境を整備することは有益であると考えます。 ● 西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成30年7月の豪雨災害をはじめ大規模災害の多い日本において、非常災害時のライフラインである地上基幹放送局の耐災害性、堅牢性をさらに強化する取り組みは、国民・視聴者の利益に合うものと考えます。 ● 気候変動や電離圏の状況は、衛星放送や通信の電波の伝わり方に大きな影響を与えGPS測位精度の悪化など、国民の日常生活に強く関わっています。継続的に定点観測・分析を行い、電波に異常の発生を予測することは、国民・視聴者の利益に合うものと考えます。 ● 「全体の歳出規模は相応の規模になる見込み」との記述は、歳出規模の拡大の方向性とも解釈できますが、国は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減すべきものと考えます。 ● 各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要があると明記されたことは適切と考えます。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波二ーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 |
| 463 | (株)テレビ朝日ホールディングス | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 放送に関しては次期料額算定期間において特性係数の適用を変更する特段の事情の変化がなく、現状を維持するとの方針が示されたことは適切と考えます。 ● 電波利用料制度の安定性や継続性は極めて重要であり、制度の急激な変化や料額の急変は経営上の不確定要素となりかねないため、制度の見直しにあたっては、慎重に対応するよう要望いたします。上限を抑える措置として激変緩和措置の継続も重要と考えます。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 464 | (株)KYT鹿児島読売テレビ | 全体 | | | <p>経済的価値観を電波利用制度に持ち込むことは不適切と考えます。電波の放送利用に関しては、報道機関は特に災害時に公共的な責任を果たす役割を担っており、経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割り当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。入札価格の競り上げによるオークション制度にもなじまないと考えます。</p> | 【放送事業者】 | 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| 465 | (株)KYT鹿児島読売テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>放送事業者の安定した経営に向けて、電波利用料の短期間における変動は好ましくないと考えます。現在の3分割・3年周期が2分割・2年周期に変更することが適当であるとされていますが、今回の議論の結果、短期間での制度変更、料額の変更とならないよう改めて要望すると共に、調査が免許人に対して過度な負担とならないよう配慮をお願いします。</p> | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 466 | (株)KYT鹿児島読売テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>「電波利用料の歳出規模は相応の規模になる見込み」とありますが、「相応」とは曖昧な表現です。電波利用料の用途については電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めるべきであり、既存事業を見直すことで歳出の削減を図り、将来必要となる新しい技術の導入についても時期等を見極めた上で新たな用途を決めるなど、歳出は必要最小限の規模に抑制すべきであると考えます。</p> | 【放送事業者】 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波二ーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |

| | | | | | | |
|---------|----------------|---------------------------|-----------------|----------------------|---|---|
| 467 | (株)KYT鹿児島読売テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、ひっ迫状況に応じた配分の比率は示されておりませんが、地上放送事業者の費用負担増につながることはないよう強く要望致します。また料額が大幅に増加する無線局への配慮としての激変緩和措置についても継続を要望致します。</p> | <p>具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> <p>また、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 468 | (株)KYT鹿児島読売テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はないことから特性係数は今後も維持されることを要望します。</p> <p>「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことに賛同しますが、ローカル局は、地域の担い手として公共的役割を果たしており、地方創生にも貢献しています。引き続き役割を果たすためにも負担の軽減を要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> <p>また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 469 | (株)日立国際電気 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (3) 公共周波数の再編・民間共用の推進 | <p>公共BB(公共ブロードバンド移動通信システム)の(ア)現状、および(イ)更なる利用促進方策や制度上の課題に関する報告内容については、適切な分析、及び、求められる方策、要望が提示されていると考えます。報告書(案)の当該部分の記載内容に賛同致します。</p> <p>とりわけ、「周波数割当ての柔軟化」(1波のみの割当)、「指定公共機関等の利用主体の拡大」(地方公共団体等以外の主体による利用)、「利用目的・用途の拡大」(バックアップ回線用途以外に、マイクロ波回線の代替、公共性・公益性の高い分野、例えば、地方創生、少子高齢化社会を見据えた遠隔・僻地医療分野、森林業分野などへの拡大など)、「送信出力、通信距離の拡大」、「利用時間の柔軟化」(常時接続)及び「運用範囲の拡大」(上空利用など)等について、早期の制度化に向けた検討をお願い致します。</p> <p>なお、上記「上空利用」については、「第4章 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策(4)提案を踏まえたV-High帯域の用途決定」の方策として、公共BBとのGB(ガードバンド)帯域を含めた連結利用による周波数割当ても技術的に有効な手法と考えます。また、(ウ)今後の対応方針における提言を踏まえ、「技術的検証及び制度的検討」が早期に進められ、より柔軟性のある利用が促進されることを期待致します。</p> | <p>公共ブロードバンドシステムの利用が促進されるよう、周波数割当ての柔軟化、指定公共機関等の利用主体の拡大、送信出力、通信距離の拡大、利用時間の柔軟化、運用範囲の拡大等について、総務省において検討されるものと考えます。</p> |
| 【メーカー】 | | | | | | |
| 470 | (株)日立国際電気 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>周波数の国際協調利用促進事業は、我が国の技術的プレゼンスの向上、国際競争力の強化を推進する上から重要な施策であり、継続して強力なご支援をお願い致します。例えば、本「周波数協調利用推進プロジェクト」の一つである「滑走路異物検知レーダーシステム」のアジア地域への実証実験においても、制度面を含め対象各国の受入れ事情等が大きく異なることから、グローバル展開を目指す上から、総務省様のトップセールス施策のご継続を始め、財政面を含めた総合的なご支援に期待致します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【メーカー】 | | | | | | |
| 471 | (株)日立国際電気 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>昨今の豪雨発生時における住民への早期の避難情報伝達など、高齢者等を含めてきめ細かく防災情報を行き渡らせるためには、住居内に設置する戸別受信機は引き続き有効な手段の一つであると考えます。</p> <p>このような観点から、周波数アクションプランにある「60MHz帯防災行政無線(同報系)の中継局等が使用する周波数の一層の有効利用を図るため、中継局等において再送信時の送信タイミングを同期することにより、周波数を単一とする方式について技術的検討を進める。」とする施策は、戸別受信機の普及促進の上から、インフラ設備(親局、中継局設備及び再送信屋外拡声設備等)として有効と思われる。今後、早期の制度化検討を含め、継続、防災行政無線のデジタル方式の導入時における財政的費用補助の対象となることを期待致します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【メーカー】 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|------------------|-------------------|--|---------|---|
| 472 | 読賣テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 放送は、災害時にライフラインとして国民の生命財産を守るなどの公共的役割を担っていることから、経済的価値を踏まえた割当制度にはなじみません。 制度化にあたっては、対象の精査と明確化を行うと共に、放送局・放送事業用無線局の割当は対象外とすることを強く要望します。 オークション制度は、事業者の負担増加によるサービスの質の低下や利用料の増加を招き、電波利用発展を阻害する恐れがあります。放送局・放送事業用無線局の帯域での導入に強く反対するとともに、全ての帯域において、各国の状況に加え事業者の意見も加味した、慎重な検討を要望します。 | 【放送事業者】 | 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| 473 | 読賣テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | 放送用帯域の共用においては、既存のテレビ放送に混信等の受信障害が生じることの無いよう、各事業者の意見を聴取し、十分な対策を講じることを要望します。また将来、地上4K放送などの放送の高度化施策を行う場合等に周波数再編の制約にならないよう、配慮を要望します。 | 【放送事業者】 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。 |
| 474 | 読賣テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 運用管理取組状況や社会的重要性を踏まえて評価することに賛成です。放送局は、放送用帯域の有効利用はもとより、災害時等における耐障害性や国民の安全確保のための情報伝達に対しても、最大限の努力をしています。評価基準の策定においては、事業者の意見も聴取しつつ、災害時の役割などにも重きを置いた総合的な検討を要望します。 | 【放送事業者】 | 総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえ策定することが適当であると考えます。 |
| 475 | 読賣テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 免許人に対して過度な負担とならないよう、調査内容や重点調査の対象を最小限に留める仕組みを整えることを要望します。 | 【放送事業者】 | 利用状況調査の見直しの検討にあたっては、ヒアリングで示された意見を考慮し、免許人に対して過度な負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしています。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと思います。 |
| 476 | 読賣テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 地上4K放送などの放送の高度化には解決すべき課題が多く、事業者の意見を聴取しながら、継続的な技術試験の実施を要望します。 また、ホワイトスペースの利用拡大においては、既存のテレビ放送に混信等の受信障害が生じることの無いよう、各事業者の意見を聴取し、十分な対策を講じること、将来、地上4K放送などの放送の高度化施策を行う場合等に周波数再編の制約にならないよう配慮することを要望します。 放送設備の耐災害性強化の支援は、国民の利益に資するものであり、賛成します。昨今の自然災害等の発生状況を踏まえ、事業者の意見を聴取しつつ、早急かつ十分な支援が行われることを要望します。 | 【放送事業者】 | 技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 放送の耐災害性について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 477 | 読賣テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 歳入と歳出の関係は不均衡が続いており、早急かつ具体的な方策を講じ改善されることを要望します。特に歳出規模は抑制的であるべきで、歳入と歳出の不均衡が改善されないうちに歳出規模を拡大することには反対します。 歳出規模は抑制的であるべきであり、新たな事業について、必要性や効果の精査結果、実施の判断基準、予算額の妥当性などについて、十分な説明がされることを要望します。 前述の通り、新たに実施する事業の必要性や効果の精査に加え、「歳入と歳出の不均衡を解消する具体的方策」、「新たな事業の予算額と妥当性」について検討し、事業者の意見を聴取した上で、次期の歳出規模を検討されることを要望します。 | 【放送事業者】 | 歳入と歳入の関係について、頂いた御意見については、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。また総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 478 | 読賣テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 無線局全体の受益を目的とした事務の費用を受益者である免許人が分担する、という電波利用料の性質から、共益費用以上の負担を免許人に求めることには反対であり、慎重な議論を要望します。 地上テレビ放送用の帯域が「特にひっ迫度の高い帯域」に入っていますが、電波利用料額の安定は事業者の経営において極めて重要であり、地上放送事業者の負担増につながらないよう、要望します。 | 【放送事業者】 | 電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用をその受益者である無線局の免許人等に分担していただく、という電波利用料の共益費用としての性格は、変更されないものと考えます。 また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |

| | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|-----------------|-------------------|--|---|
| 479 | 読賣テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>「実態としてあまねく全国に普及している」と簡潔に書かれていますが、携帯電話の人口カバー率に対する評価や、地上テレビ放送がデジタル化の際に1世帯ごとに受信状況を確認した事例などと比較して「制度上の責務を負う」との判断に至った根拠について、具体的な説明を要望します。</p> <p>放送における特性係数の適用が維持されたことは適当であり、賛成します。その上で、電波利用料額の安定は事業者の経営において極めて重要であることから、今回の制度見直しで地上放送事業者の負担が増加しないこと、激変緩和措置が引き続き継続されることを強く要望します。</p> | <p>特性係数「工」(国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの)は、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するものについて、その公共性を勘案する趣旨であり、「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)は、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等に規定されているものについて、その公共性を勘案する趣旨です。携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。</p> <p>携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>また、激変緩和措置の適用を含む具体的な料額の設定については、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 480 | 読賣テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>今後、IoT機器等の更なる普及が見込まれることから、先送りせずに早急な制度検討がされることを要望します。</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 481 | (株)CBCテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>社会的責務を果たすべく周波数を割り当てられた基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。</p> <p>金額の多寡のみによって割り当て事業者を決定するオークション制度については継続検討となりましたが、国民に継続して安定した放送番組を送り届けるという公共的役割を果たせない事業者が選定される恐れがあり反対します。また、結果的にサービスの利用者が入札金額を間接的に負担することになれば、国民の理解が得られないと考えられます。</p> | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 482 | (株)CBCテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | <p>・無線局の稼働状態・通信状態を時間単位で調査・評価するとき、放送事業者が災害時の報道用途等でも使用しているFPUやVHF無線局については、その社会的重要性や公益性に十分考慮し縮減の対象から除外するか、総合的判断する場合はその基準を策定すべきと考えます。</p> <p>・利用状況調査の拡充に伴って電波利用料の総額が増額されないよう要望いたします。</p> | <p>・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえ策定することが適当であると考えます。</p> <p>・具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| | | | | | 【放送事業者】 | |

| | | | | | | |
|-----|-----------|---------------------------|----------------|------------------|---|---|
| 483 | (株)CBCテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>・近年の電波利用料財源決算状況では毎年歳入が歳出を上回っており、累積した余剰金はここ10年で600億円を超えます。これを次年度以降の電波利用料に充てることで負担の軽減を図って頂くことを要望します。</p> <p>・新たな施策については、無線局全体の受益を直接の目的とする範囲で実施されるべきと考えます。また、IoT時代への課題に対する施策としての5G等の無線システムを支える光ファイバー網の整備支援やConnected Car社会実現に向けた技術試験等は本来Society5.0を支える重要な施策であるから、電波利用料ではなく総務省の一般会計予算(世界最高水準のICT環境の整備)で賄われるべきものと考えます。</p> <p>・地上基幹放送の高度化試験は新たな放送サービスの実現のために必要と考えます。</p> <p>【原案】 7-1 地域における電波の有効利用に資するICT基盤の整備支援 大規模災害時における効率的な情報伝達を行うため、地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援</p> <p>【意見】 基幹放送局の耐災害性強化の取り組みへの援助は、ひいては国民の放送に対する信頼に応えることになり必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>電波利用料の共益費用としての性格等を踏まえ、各年度の歳出と歳入の関係を一致させる必要があると考えます。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>5G等の無線システムを支える光ファイバー網の整備支援については、地域における周波数の有効利用を推進するもの、またConnected Car社会実現に向けた技術試験については、既存無線システムとの周波数共用の検討等を行うものであることから、電波利用共益事務として適切と考えます。</p> <p>放送の高度化試験等について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 484 | (株)CBCテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>特性係数の(ウ)普及に係る責務、(エ)生命・財産の保護に著しく寄与、に関し、放送事業者、携帯事業者それぞれの収益構造を勘案した上で客観性のある説明が必要と考えます。</p> <p>放送に関し次期料額算定期間において特性係数が変更されないことは妥当と考えます。ただ、他社の特性係数の変動によって特性係数に変化がなくても結果的に負担額が増えることは、負担額の軽減を目的に設定された特性係数の趣意に反するものと考えます。ローカル放送局にとって固定的に支出される電波利用料は経営的に大きな負担となっているため、今回の見直しにより放送事業者が負担する総額が増えず、さらには軽減されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>特性係数「工」(国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの)は、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するものについて、その公共性を勘案する趣旨であり、「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)は、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについて、その公共性を勘案する趣旨です。携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。</p> <p>携帯電話以外の無線システムの特性係数維持について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| 485 | (株)CBCテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>今後はIoT機器が増加しビジネスとして広く展開されることが予測されるため、免許不要局にも共益事務経費や周波数有効利用等の施策にかかる費用を公平に負担させるための制度を検討すべき時期に来ていると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |

| | | | | | | |
|-----|-----------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|--|---|
| 491 | ソフトバンク(株) | 第2章_電波利用の将来と実現方策 | 5. ワイヤレスがインフラとなる社会の実現に向けた取組 | (1) 周波数長期再編プラン | <ul style="list-style-type: none"> ・本報告書(案)で示された5G実現に向けた周波数については、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、確実に割当てを実施していただくとともに、技術導入に向けた関係省令の整備等が最新の国際標準化動向を踏まえて適切に行われることを希望します。 ・その上で、新たな5G向けの周波数帯に加えて、今後は既存の携帯電話用周波数も含めた帯域を組み合わせ、様々な分野での5G活用が求められると想定されるため、既存の周波数帯にも5G技術であるNR(New Radio)を早期に導入できるよう、引き続き検討していただくことを希望します。特に国際的に早期にNR向け装置が準備される周波数帯については、可能な限り早いタイミングでの国内制度導入が効果的と考えます。 ・また、3GPPでは、リリース 15以降の仕様をLTEも含めて「5G」と称することで合意しており、ITU-RにおけるIMT-2020はNRのみでなくLTEも含めて勧告化されることが想定されている(現時点のITU-Rにおける提案内容より)ため、5Gサービスを実現する上では、IoT仕様の高度化や下り1024QAMの導入などLTEやLTE参照技術であるBWAの高度化にも引き続き対応していく必要があると考えます。前述の既存周波数帯域のNR化と同様に、併せて検討していただくことを希望します。 | <p>【電気通信事業者】</p> <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 492 | ソフトバンク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み | <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等システムについては、再免許の際に、免許期間の実績と次の免許期間における計画を提出することが義務付けられています。また、利用状況調査も毎年度実施されており、既存の制度において、認定期間が終了した周波数帯についても有効利用の度合いを確認・審査する仕組みが整っています。 ・従って、「移動通信事業者による有効利用に向けた取組を確保する仕組み」としては、先ずはこのような既存の制度を着実に運用することが重要と考えます。 ・なお、周波数の返上にあたっては、第三者から見ても返上が合理的であると関係者が納得できるよう理解醸成を図ることが必要です。 | <p>【電気通信事業者】</p> <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 493 | ソフトバンク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・既に携帯事業は国民生活に不可欠な存在となっており、5G時代においては産業基盤を支える役割も期待されています。そのような観点に立てば、経済的価値に係る負担額の評価の配点を過度に高くすることは、周波数割当てにおける各審査項目のバランスが損なわれ、その他の重要な観点が疎かになる可能性があります。 ・5G時代を見据えると、電波は様々な無線通信の根幹をなすものであることから、審査項目、配点を決めるにあたっては、慎重に議論を重ねることが必要です。具体的には、審査項目や配点について、対象の周波数特性や終了促進の有無等の前提条件を加味した上で、関係事業者も含めた幅広い意見を取り入れる等、オープンで透明性のあるプロセスにより決定することが必要です。 | <p>【電気通信事業者】</p> <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。</p> |
| 494 | ソフトバンク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (4) 新たな割当手法により生じる収入の使途 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな割当手法により生じる収入の使途を、「電波利用の振興のための事務」に限り利用することに賛同します。 ・なお、新たな割当手法による負担金は高額になることも想定され、その負担金が有効かつ適正に活用されるよう、事後に第三者を交えて効果の検証を行う仕組みを導入することが必要と考えます。 | <p>【電気通信事業者】</p> <p>頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。</p> |
| 495 | ソフトバンク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等エリア整備事業において、登山道の周辺や観光地の沿道等の非住居地域が整備対象としてあげられていますが、当該エリアは、電力・伝送設備がない、自然条件(降雪等)により施工期間の制約がある等、整備上の課題が多く存在します。 ・携帯事業者としては可能な限り迅速に整備ができるよう努力を行っていますが、課題の解消まで相応の時間を要するケースもあり、整備が補助事業期間を超えて長期に及んでしまうことも想定されます。 ・従って、このような課題解消のために地方自治体等にも可能な限り協力いただくとともに、総務省殿においても電波利用料の予算の繰り越しを認めることや、電波利用料での対応が困難な場合には新たな割当手法により生じる収入を活用して新たな枠組みを設ける等、中・長期での整備に対応できるよう柔軟な運用を可能としていただくことを希望します。 | <p>【電気通信事業者】</p> <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 496 | ソフトバンク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の歳入と歳出については、一致させるように努めるべきと考えます。 ・また、無線局全体の受益を直接の目的とし、電波の適正利用確保のために不可欠なものという要件に合致した使途に限り利用するという電波利用料本来の制度の在り方を踏まえ、全体の歳出規模は可能な限り抑制し、適正に利用されるように努めるべきと考えます。 | <p>【電気通信事業者】</p> <p>電波利用料の歳入と歳出について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波二ーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> |
| 497 | ソフトバンク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話は国民生活に必要不可欠なサービスとなっており、公共性の観点では放送と同等と考えられることから、本報告書(案)の内容に賛同します。 | <p>【電気通信事業者】</p> <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |

| | | | | | | |
|-----|-----------|---------------------------|-----------------------|----------------------|---|---|
| 498 | ソフトバンク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 周波数割当幅に応じた移動局に係る負担額の上限の設定は、IoTの普及を見据えた戦略的な制度であると理解をしています。 ・ 一方で、本報告書(案)の中で意見が取り上げられているとおり、今後の広域専用電波の制度見直しや5G帯域の割当てにより、端末に係る電波利用料の上限の閾値は上昇することが想定され、その場合、以下の観点も考慮し、当初の制度趣旨が形骸化しないよう何等かの対応を講じることが求められます。 ・ 今後、一定程度普及したスマートフォン端末等の増加は限定的である一方、あらゆる物に搭載されるIoT端末は大幅な増加が見込まれており、携帯各社は上限の閾値に到達するまでIoT端末に対しても電波利用料(140円/局)を払い続ける必要があること。 ・ IoTは多数かつ低価格で提供することが前提のサービスであるため、構造上、電波利用料の負担がスマートフォン端末等と比して重いこと。 ・ IoTは通常の携帯電話とは異なり、少量のトラフィックを流すことを前提としたケースも存在する(※1)が、一方で電波利用料の徴収額は双方で同一となっており、負担のバランスを欠いていること。 ・ IoTは、5G等の技術の進展により今後普及がさらに加速することが想定され、また、諸外国においては低価格でのIoTサービスの提供も行われています(※2)。 ・ 従って、日本においてIoTによる産業活性化や国際競争力を高める観点から、関連する制度の見直しや周波数利用環境の変化に応じて、スマートフォン端末等と区別したIoT向けの割当料額を新たに設定する、あるいは、負担上限の閾値(現行:1MHzあたり80万局)の見直しを行うことが必要です。 <p>(※1)IoT向け無線通信システムについては固有の技術条件が定められており、スマートフォン端末等と区別した免許上の管理も可能。 (※2)例えば、EUでは年間換算で1ユーロのIoTサービスが提供されている。 https://1nce.com/</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>具体的な負担額については、今後、総務省において検討されるものですが、本懇談会としては、報告書(案)を踏まえて適正に電波利用料額が算定されることを期待します。</p> <p>なお、負担上限の閾値については、懇談会における議論でも「割当幅が増加しても、ユーザー数(端末数)はそれほど増えない可能性があり、上限値に達するのが困難となる可能性」があると指摘があったところであり、その点も踏まえた検討が行われることを期待します。</p> |
| 499 | ソフトバンク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>【原案】 P.167 特に、5.9GHz帯については、自動運転システムの導入を念頭に、以下のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全運転支援や自動走行に向けたV2X通信用周波数である5.9GHz帯を考慮したグローバルハーモナイズが必要(周波数移行費用は電波利用料で補うべき)。 ・ 周波数の国際協調、産業の国際競争力確保の観点から5.9GHzをITS帯域へ再編すべき。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全運転支援システムや自動運転システムの導入については、V2X通信用周波数である5.9GHz帯を考慮したグローバルハーモナイズが必要と考えます。 <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 500 | ソフトバンク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (2) 携帯電話等抑止装置に係る制度整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話等抑止装置の設置にあたっては、本報告書(案)で示されているとおり、携帯事業者等との事前・事後の連絡、調整等が確実に行われ、事業に影響が出ないことを前提にすべきと考えます。 ・ 加えて、以下も運用における前提条件に追加することが必要です。 ・ 空間だけでなく時間も限定し、運用時間を必要最小限にすること ・ 無線従事者の配置を徹底すること ・ 電波利用料の算定や徴収において、実用局扱いとして考慮すること ・ なお、「公共機関が法令に基づく必要な措置としてドローンに対する通信抑止装置を利用する場合」も、可能な限り携帯電話事業に影響が出ないよう配慮していただくことを希望します。 <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 501 | ソフトバンク(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (3) 地域BWAの見直し/評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本懇談会では地域BWAに焦点をあて検討がされてきましたが、本格的な5Gの開始に向けて、全国BWAに係る規制・制度の在り方も検討すべきです。 ・ 具体的には、現行BWAにおいて「音声利用への拡大」及び「全国BWAにおける資本規制の緩和」を行うことで、BWAについても5Gに向けた無線システムの遷移の道筋をつけることにより、一層の電波の有効利用を図るべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |

| | | | | | | |
|-----|-----------|---------------------------|------------------|-------------------|--|---|
| 502 | 中部日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>・社会的責務を果たすべく周波数を割り当てられた基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。</p> <p>・経済的価値を踏まえた割当手法の対象となる無線局の条件を上記①および②を満たすことのみとすれば、公共用途を除くほとんどの無線局が同手法の対象になることが見込まれます。結果的に新規周波数の割り当てが高い収益をあげる無線局に偏ってしまい、国民が必要とする多様な無線サービスが存続できなくなるおそれがあります。政府が将来的に「電波利用の振興のための事務」に充てる収入を継続的に確保しようとするれば、経済的価値を踏まえた割当手法の対象範囲が過度に広がるのが懸念されます。今後の制度整備にあたっては、同手法の対象とする無線局の目的や種類を限定する等の慎重な検討を望みます。</p> <p>金額の多寡のみによって割り当て事業者を決定するオークション制度については継続検討となりましたが、国民に継続して安定した放送番組を送り届けるという公共的役割を果たせない事業者が選定される恐れがあり反対します。また、結果的にサービスの利用者が入札金額を間接的に負担することになれば、国民の理解が得られないと考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。また、オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実行している各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> |
| 503 | 中部日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | <p>・無線局の稼働状態・通信状態を時間単位で調査・評価するとき、放送事業者が災害時の報道用途等でも使用している放送事業用無線局については、その社会的重要性や公益性に十分考慮し縮減の対象から除外するか、総合的判断する場合はその基準を策定すべきと考えます。</p> <p>・利用状況調査の拡充に伴って電波利用料の総額が増額されないよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>・総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえ策定することが適当であると考えます。</p> <p>・具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| 504 | 中部日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>・近年の電波利用料財源決算状況では毎年歳入が歳出を上回っており、累積した余剰金はここ10年で600億円を超えます。これを次年度以降の電波利用料に充てることで負担の軽減を図って頂くことを要望します。</p> <p>・新たな施策については、無線局全体の受益を直接の目的とする範囲で実施されるべきと考えます。また、IoT時代への課題に対する施策としての5G等の無線システムを支える光ファイバー網の整備支援やConnected Car社会実現に向けた技術試験等は本来Society5.0を支える重要な施策であるから、電波利用料ではなく総務省の一般会計予算(世界最高水準のICT環境の整備)で賄われるべきものと考えます。</p> <p>・地上基幹放送の高度化試験は新たな放送サービスの実現のために必要と考えます。</p> <p>基幹放送局の耐災害性強化の取り組みへの援助は、ひいては国民の放送に対する信頼に応えることになり必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>電波利用料の共益費用としての性格等を踏まえ、各年度の歳出と歳入の関係を一致させる必要があると考えます。また、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。頂いたご意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>5G等の無線システムを支える光ファイバー網の整備支援については、地域における周波数の有効利用を推進するもの、またConnected Car社会実現に向けた技術試験については、既存無線システムとの周波数共用の検討等を行うものであることから、電波利用共益事務として適切と考えます。</p> <p>放送の高度化試験等について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> |
| 505 | 中部日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>特性係数の(ウ)普及に係る責務、(エ)生命・財産の保護に著しく寄与、に関し、放送事業者、携帯事業者それぞれの収益構造を勘案した上で客観性のある説明が必要と考えます。</p> <p>放送に関し次期料額算定期間において特性係数が変更されないことは妥当と考えます。ただ、他社の特性係数の変動によって特性係数に変化がなくても結果的に負担額が増えることは、負担額の軽減を目的に設定された特性係数の趣意に反するものと考えます。ローカル放送局にとって固定的に支出される電波利用料は経営的に大きな負担となっているため、今回の見直しにより放送事業者が負担する総額が増えず、さらには軽減されることを希望します。</p> <p>中波、短波、超短波の周波数帯域はひつ迫度が低いことから、今回、470MHz以下の区分が追加され、地上ラジオ放送の電波利用料負担が軽減される方向性が示されたことは妥当な方針と考えます。また、AMラジオ放送局は、経営環境が厳しく、AM放送とその補完であるFM放送の両方の設備を維持するために二重のコストを負担している状況です。とくに負担の重いFM補完局の電波利用料が軽減されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>特性係数「エ」(国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの)は、国民の生命、身体、安全及び財産の保護に著しく寄与するものについて、その公共性を勘案する趣旨であり、「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)は、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を越えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものについて、その公共性を勘案する趣旨です。携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。</p> <p>携帯電話以外の無線システムの特性係数維持及び帯域区分について頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。</p> <p>また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |

| | | | | | | |
|---------|-------------|---------------------------|----------------|------------------|---|---|
| 506 | 中部日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>今後はIoT機器が増加しビジネスとして広く展開されることが予測されるため、免許不要局にも共益事務経費や周波数有効利用等の施策にかかる費用を公平に負担させるための制度を検討すべき時期に来ていると考えます。</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 507 | 三重エフエム放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることから、同事業の対象に加えて頂くことを要望いたします。</p> <p>●平成29年度及び平成30年度の2カ年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援して頂くことを要望いたします。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 508 | 三重エフエム放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>●「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報出来る特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援して頂くことを要望いたします。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 509 | 三重エフエム放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>●民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2 × 1/2 = 1/4)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。</p> <p>●特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。</p> | <p>放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> <p>また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 510 | (株)エフエム福岡 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>平成29年度及び平成30年度の2カ年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進する事は周波数の有効利用にもつなげるため、これに対し支援していただくことを要望いたします。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 511 | (株)エフエム福岡 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>●民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2 × 1/2 = 1/4)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。</p> <p>●特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも料額が増加してきた経緯があります。出来る限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。</p> | <p>放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> <p>また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> |
| 【放送事業者】 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|-------------------|---------------------------|-----------------------|-------------------------|---|--|
| 512 | 個人 ^⑮ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | 日々電波行政にご尽力して頂きありがとうございます。 愚見申し上げます。 免許不要局からの電波使用料收受として ・免許がなくても開設の届出を出す事を義務化(罰則付き) にしたいかがでしょうか。ご検討の程よろしくお願致します。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【個人】 |
| 513 | (株)デンソーウェーブ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (1) ワイヤレス電力伝送に係る制度整備 | 弊社は、ワイヤレス電力伝送を新たな電波利用市場の創出が期待できる技術ととらえているため、報告書の内容に賛同します。また、その制度化の推進に期待しています。 特に空間伝送型ワイヤレス電力伝送については、電気配線が困難な環境下で使用するデータ収集端末装置(屋外監視カメラ、工場内携帯端末等)への適用が可能な制度の整備を期待しています。 もう一方の、近接結合型ワイヤレス電力伝送については、新たな市場として 医療(携帯計測器、治療器)、農業(農機)、物流への拡大展開が考えられます。各分野での普及促進には、個別の設置許可が不要となる制度の整備も必要と考えています。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【メーカー】 |
| 514 | (株)秋田ケーブルテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | 地域BWA の防災行政無線の補完への活用は、既にいくつかの事例があり成果を上げております。一方で市町村からの認知度が低いのが現状です。周波数の有効利用のために防災行政無線のデジタル化への補助事業とともに、防災への活用に域BWA を補助対象として頂くことを要望いたします。これにより認知度向上とともに地域BWA 利活用が進むことが期待されます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 515 | (株)秋田ケーブルテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (3) 地域BWA の見直し/評価 | 地域BWA の利用率の評価については理解いたしますが、この報告のため事業者の負担増(業務や設備投資)にならないようご配慮をお願いいたします。また、報告内容については既存事業者に事前の意見照会して頂くようお願いいたします。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 516 | (株)秋田ケーブルテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (3) 地域BWA の見直し/評価 | 【原案】 また、地域BWA を利用している地域においても、全ての帯域を常に利用しているわけではないことから、利用していない帯域の有効利用の観点から、全国系事業者のトラヒックの地域BWA 帯域へのオフロード等について、ニーズを踏まえて円滑に実施できるよう対応することが望ましい。 【意見】 賛同いたします。早期実現を期待いたします。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 517 | (株)秋田ケーブルテレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (3) 地域BWA の見直し/評価 | 地域BWA の免許制度は、「地域の公共の福祉の増進に寄与するサービス計画を有する」ことが条件となっております。既存事業者は市町村と連携してサービスを進めており、事業継続のために地域BWA制度の見直しについては十分にご配慮を要望いたします。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 518 | 九州・沖縄マルチメディア放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | ●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後VHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に行動防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることから、同事業者の対象に加えていただくことを要望いたします。 ●「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報できる特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送法を活用した事業開発に対しても支援していただくことを要望いたします。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【放送事業者】 |
| 519 | UQコミュニケーションズ(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (1) 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み | 携帯電話事業者及び全国BWA事業者には、2018年度から毎年の電波の利用状況調査の対象となっております。また、2022年から再免許時に再免許期間内の計画を提出し審査いただくこととなっております。 今回の報告書では、これに加え認定期間終了後の周波数帯について、原案記載の計画の策定、報告を行うこととしていますが、計画の策定は2022年からの再免許期間内の計画と、報告は電波の利用状況調査と重複する部分が多くなることが想定されます。 免許人の負担軽減のため、これらと重複する項目は提出を求めない等の負担軽減策をご検討いただきたいと思います。 | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | | 【電気通信事業者】 |
| 520 | UQコミュニケーションズ(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 経済的価値に係る負担額の金額によっては、規模の小さい事業者では一括で負担できない場合も想定されます。そのため、経済的価値を踏まえた割当を行う場合においては、経済的価値に係る負担額を複数年にわたり分納することは必要な制度と考えます。 | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| | | | | | | 【電気通信事業者】 |

| | | | | | | |
|-----|-----------------|---------------------------|----------------|------------------|---|--|
| 521 | UQコミュニケーションズ(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)の適用の理由として、 ①実態としてあまねく全国に普及している ②開設計画の認定期間が終了した周波数帯について、有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等により、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うことになるものとされています。 ①について、携帯電話は、エリアカバーに用いている800/900MHz帯は99%超の人口カバー率となっていますが、それ以外の周波数帯では当社のWiMAX R2.1AE方式の人口カバー率以下のものもあります。②について、携帯電話だけでなく全国BWAにも適用すると本報告書に記載されています。 そのため、全国BWAにも何らかの特性係数を適用いただくことを今後検討いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 522 | (株)エフエム仙台 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定するなど、今後も拡大が見込まれ、新たな社会インフラとして有効であることから、同事業の対象に加えていただくことを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 523 | (株)エフエム仙台 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストによる、輻輳せずにより一斉同報出来る特性を活用したIoTへの利活用を、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援していただくことを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 524 | (株)エフエム仙台 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望致します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望致します。特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 525 | (株)エフエム石川 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>・地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」は、その対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることから、同事業の対象に加えて頂く事を要望いたします。 ・平成29年度及び平成30年度の2カ年で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援して頂くことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 526 | (株)エフエム石川 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>・「V-Lowマルチメディア放送」はIPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報出来る特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援して頂くことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 527 | (株)エフエム石川 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <p>・民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望致します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望致します。 ・特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 放送については、現行で、特性係数として、「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」と「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されており、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当と考えます。なお、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |

| | | | | | | |
|---------|------------|---------------------------|----------------|------------------|--|---|
| 528 | (株)長崎国際テレビ | 全体 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・国民共有の財産としての電波に対して飛躍的に高まるニーズに応えるべく、有効且つ効率的に運用することに関して異論はありません。 一方で電波利用料の使途については、国民共有の財産であればこそ、電波の有効利用のために必要最低限とし、電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。また、歳入と歳出のバランスは不均衡が続いており、歳入と歳出は限りなく一致に近づき努力をまずすべきで、明確、且つ有益な使途が認められない中では、総額を抑制することを要します。 ・国民共有財産としての「公共性の極めて高い電波」に対して、経済的価値を反映させる形で、歳出の総額拡大ありきで電波利用を論じるべきではありません。歳出に関しては支払事業者からの意見を十分に汲み取り、国民に有益となる方策との十分な摺合せのための徹底した議論が必要かと考えます。 特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対します。 ・また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、完全デジタル化時に起きたような、大規模な混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークション制度の導入そのものに強く反対します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 ・電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適切と考えます。 ・電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 ・経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 ・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 529 | (株)長崎国際テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者にとっては経営上電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要です。したがって、電波利用料の見直しは3年毎という原則を維持し、今回の議論の結果、さらに短期間で制度変更、料額の変更とならないよう改めて要望します。 | <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な負担にならないよう配慮することが適切と考えます。 |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 530 | (株)長崎国際テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・当地域では地上デジタル放送への完全移行後も外国波による混信障害を受けていますが、現段階でも対策未了の箇所があります。引き続きの混信対策の支援を要望します。 | <ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 531 | (株)長崎国際テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、あいまいな表現であり、本来歳出は、むやみに使途が拡大しないよう、必要最小限の規模に抑制すべきであり、歳入・歳出それぞれの総額は極力一致するように設計すべきと考えます。免許人への過度な負担は極力避けるべきと考えます。 | <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適切と考えます。 |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 532 | (株)長崎国際テレビ | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ・「放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。」と明記されたことに賛同します。しかしながら、通信事業者の特定係数を新たに適用することに伴い、相対的に放送事業者の負担が大きくなる懸念があります。放送事業者の負担額が過度に増加しないよう要望します。 地域社会に存立基盤を持つローカル局は、地域情報発信の担い手として「地方創生」に貢献すべく活動していますが、放送エリア確保のための電波利用には、地域によって地形・地理的な関係で大きな違いがあります。放送事業者の地域によって、大きな格差が生じないよう併せて要望します。そのための十分なヒアリングを希望します。 | <ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 533 | (株)エフエム香川 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることから、同事業の対象に加えて頂くことを要望いたします。 ●平成29年度及び平成30年度の2年間で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援して頂くことを要望いたします。 | <ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 534 | (株)エフエム香川 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報出来る特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援して頂くことを要望いたします。 | <ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 【放送事業者】 | | | | | | |
| 535 | (株)エフエム香川 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ●民間FM放送が開局して来50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)は今後も維持するよう要望します。また、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中で料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。 | <ul style="list-style-type: none"> 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |
| 【放送事業者】 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|-----------------|---------------------------|-----------------------|------------------------|--|---|
| 536 | 大阪マルチメディア放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後VHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、兵庫県加古川市で既にV-Low放送波を利用した、高度な防災情報伝達システム運用がスタートしており、福島県喜多方市や静岡県焼津市でも、同様に防災情報伝達にV-Low放送波の利用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効性が認められて来ています。このことから、同事業の対象に加えていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 537 | 大阪マルチメディア放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>●「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報できる特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、通信との組み合わせによる双方向のデータのやり取り、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。今後に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援していただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 538 | 中日本マルチメディア放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。新たな地域メディアとして創設された「V-Lowマルチメディア放送」は、その放送波を活用した防災情報伝達システム「V-ALERT」の導入を推進しています。</p> <p>兵庫県加古川市は、総務省・消防庁の「災害情報伝達手段の高度化実証事業」に取組み、避難所の迅速な解錠や非常灯の点灯、サイネージの起動など「V-ALERTの高度利用」を実証し、「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市や静岡県焼津市でも採用が決定し、今後の拡大が見込まれ、新たな社会インフラとして有効であることから、「民放ラジオ難聴解消支援事業」の対象に加えていただくことを要望いたします。</p> <p>また、住民の安心安全等に自治体が「V-ALERT」を活用するためには、そのエリアをカバーする中継局が存在することが必要であり、一方、事業性の観点からハード事業者が自治体の要請通りに設置することが簡単ではありません。</p> <p>自然災害による被害を受けやすい自治体は、社会インフラが十分に整備されている人口集中地よりも、過疎や高齢化の進む地方に多く、過疎債や合併債、緊急防災減災事業債などを使って自治体自ら送信所を建設、「公設民営」としてハード事業者が無償で貸し出すことを構想する自治体は多いものの適用要件などの面で苦慮しているのが実態のようです。</p> <p>これら地域の市町村が単体あるいは広域連合による共同事業として、中継所やギャップファイラーを建設するのに活用し易い財政支援措置を創設し地域の諸課題解決を促進頂きたいとお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 539 | 中日本マルチメディア放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>「V-Lowマルチメディア放送」は、IPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報できる特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの利活用も検討しております。2030年代に向けた電波利用技術の研究においても、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援していただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 540 | (株)BWAジャパン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>・日本は本格的な人口減少と少子高齢化を迎え、特に地域において暮らしを支える労働力不足、高齢者の移動手段の減少、大規模自然災害への対応など多くの社会課題が顕在化しています。こうした諸課題を解決し地域を活性化するためには、5Gや光ファイバー等のICTの整備・利活用により働き方改革や生産性の向上、モビリティの確保、耐災害性の強化等を図ることが有効であり、地域の実情を踏まえた利活用方法を幅広く検討し普及促進するためには、本懇談会の主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は極めて重要と考えます。</p> <p>・また、5G周波数免許割当については、地域事業者への割当に配慮した制度設計ならびに評価項目を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 541 | (株)BWAジャパン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (4) 新たな割当手法により生じる収入の用途 | <p>・新たな割当手法により生じる収入の用途については、都市部と地域の格差を生じさせないためにも地域創生/地域活性化に繋がるような制度設計が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 |
| 542 | (株)BWAジャパン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <p>・地域BWAは、地域の公共の福祉の増進に寄与する具体的なサービス計画に基づき、各市町村との連携を行っています。そのため、地域BWAに割り当てられている周波数帯の共用に向けては、利用実態を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるよう、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。</p> <p>・また、5Gについても、地域BWAと同様に、地域事業者への割当に配慮した制度設計と、それに必要な技術的条件の策定及び共用検討を要望します。これにより、地域BWAシステムと組合せることで5G時代に即した運用やサービス提供が地域BWA事業者にも可能となると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。 |
| 543 | (株)BWAジャパン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (3) 地域BWAの見直し/評価 | <p>・地域BWAは、地方において防災減災、高齢者や学童の安心安全、地域医療・福祉、教育などのサービスに活用されるケース多く、その中で災害時の活用は地域住民の安心・安全に重要であり、平時の電波の利用や稼働状況に関わらず維持すべきと考えております。</p> <p>・加えて周波数共用の検討に際しては、このような各市町村や地域の実情を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるよう、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。</p> <p>・また、全国系事業者トラヒックのオフロードについては、地域BWAの事業性を高め普及促進の一つの方策になり得ることから、早期実現に向けた環境整備を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |

| | | | | | | |
|-----|---------|---------------------------|-----------------------|------------------------|---|--|
| 544 | 日本電気(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (4) 新たな割当手法により生じる収入の使途 | <p>(イ)考え方(P79) そして、新たな割当手法により生じる収入は、無線局全体の受益を直接の目的としていないが、Society 5.0の実現に資する「電波利用の振興のための事務」に幅広く充てることが適当である。「電波利用の振興のための事務」の具体例は以下のとおり。 ・電波の利活用を促進するためのICT研究開発 (主として長期的・基礎的に取り組むもの) ・5G、IoT、自動運転システム等の最先端のワイヤレスシステムの社会実装を加速させるための実証試験の実施やテストベッドの構築 ・電波利用の高度化を通じて生産性向上等に寄与するためのICTインフラやシステムの整備 ・ワイヤレスを活用した産業振興 ・ICT利用促進のための人材育成等</p> <p>報告書に記載されている上記の考え方に賛同いたします。 実施にあたっては、どのようなプロセスで進められるかも、今後明らかにしていただけることを希望します。(例えば研究開発の場合、既存の研究開発のプロセスと同じか、又は異なるプロセスになるのか等)</p> <p style="text-align: right;">【メーカー】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 |
| 545 | 日本電気(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <p>(ウ)考え方(P85) 今後、IoTや5G等が普及し、周波数の利用がますます増加することを踏まえると、周波数を一層有効に利用する観点から、複数の無線システム間で周波数の共用を進めていくことは必須である。 したがって、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で一定の干渉を許容し合うといった周波数共用を進めていくことが重要である。 そのためには、このような周波数共用を行うための基準(干渉許容基準)を速やかに策定することが必要であり、当該干渉許容基準は、研究開発や技術試験の成果等に基づき定めていくことが適当である。 また、今後、研究開発や技術試験を通じて、周波数が実際にどのように利用されているかをリアルタイムに把握できるデータベースを構築し、これに基づき周波数を空間的・時間的にダイナミックに共用するシステムの開発・運用について検討していくことも必要である。 この点については、まずは5G用の周波数帯、地域BWAに割り当てられている周波数帯及び地上デジタルテレビ放送用の周波数帯について、速やかに周波数帯ごとのニーズに応じた複数の無線システム間での高度な周波数共用のための検証を行い、順次周波数の共用を進めていくことが適当である。</p> <p>報告書に記載されている上記の考え方に賛同いたします。 今後、周波数共用の機会が増えていく中で、無線システム同士の効率的な周波数共用を可能とする周波数共用システムの実現を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【メーカー】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |
| 546 | 日本電気(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p><電波利用料の使途の見直しの考え方>(P126) 2. 2030年代に向けた電波利用技術の進展を見据え、電波利用料の使途として、電波の適正な利用を確保する上で不可欠となる「電波監視」や「総合無線局監視システムの構築・運用」などの既存の事業については、実施内容を精査した上で、引き続き実施する。 その上で、 ・「新たな電波利用ニーズに対応するための周波数移行・再編」 ・「公共無線局の周波数有効利用の推進」 ・「5G等の無線システムを支える光ファイバ網の整備等」 ・「安心・安全な電波利用環境の整備等」 といったIoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するために必要な事業を積極的に推進していく。</p> <p>報告書に記載されている上記の考え方に賛同いたします。 加えて地方創生や少子高齢化、人口減少などの社会課題解決に対する無線利用にも期待いたします。 また、無線利用が活発になることで、都市部ではアンテナ設置などに苦慮する場面も増えてくるかと思われます。そのような電波利用における問題を解決するような技術開発、仕組み作りなどへの電波利用料の活用も期待します</p> <p style="text-align: right;">【メーカー】</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| 547 | 日本電気(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (5) 調査・研究等用端末の利用の迅速化 | <p>(ウ)考え方(P182) 周波数の効率的利用の観点から、地域BWAが利用されていない地域・時間帯については、第3章1.(6)「共用を前提とした割当て」における周波数共用の考え方も踏まえつつ、ホワイトスペースと同様に、周波数共用を推進することが適当である。</p> <p>報告書に記載されている上記の考え方に賛同いたします。 地域企業等が様々な用途のために、ホワイトスペースの利用を行うことで地域経済の活性化にもつながると考えます。</p> | 頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 |

| | | | | | | |
|-----|------------|---------------------------|-----------------------|----------------------|---|---|
| 548 | 日本電気(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (5) 調査・研究等用端末の利用の迅速化 | <p style="text-align: right;">【メーカー】</p> <p>(ウ) 考え方(P185) 電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を我が国で割り当てている周波数帯において調査、研究、試験等の用途で一定期間利用する場合に限り、当該無線設備を迅速に利用できるようにする新たな仕組みを作ることが適当である。具体的には、Wi-Fi、Bluetooth、ZigBee等を利用した無線設備について、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合しており、我が国で割り当てている周波数帯において調査、研究、試験等の用途で利用する場合に限り、次の3点に留意しつつ、技術基準適合証明を取得せずとも一定期間利用可能とすることが適当である。 ① 海外から持ち込んだ端末を迅速に利用できるようにする一方、総務省において不正な使用の抑止や万一混信が生じた際の速やかな是正が行えるような仕組みにすること。 ② 用途が調査・試験・研究等であることに鑑み、一定の台数に限り相応の期間の利用を可能とすること。 ③ 海外製の無線機器だけでなく、国内製のものも対象とすること。</p> <p>報告書に記載されている上記考え方に賛同いたします。 また、手続き等についても、できるだけ簡素なものとなることを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【メーカー】</p> | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、報告書(案)で示された内容を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。</p> |
| 549 | (一社)UTMS協会 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p style="text-align: right;">【原案】</p> <p>特に、5.9GHz帯については、自動運転システムの導入を念頭に、以下のような意見があった。 ・安全運転支援や自動走行に向けたV2X通信周波数である5.9GHz帯を考慮したグローバルハーモナイズが必要(周波数移行費用は電波利用料で補うべき)。 ・周波数の国際協調、産業の国際競争力確保の観点から5.9GHzをITS帯域へ再編すべき。</p> <p>次の意見を加えていただきたい。 「日本の都市部のような建造物が密集し遮蔽物の多い環境で、700MHz帯の電波の伝搬特性が有効であることが検証されてきました。近年は当該周波数帯を用いたITSシステムの運用のための仕組み作りと標準類の整備が進み、世界に先駆けて、2015年から安全運転支援システムの実用化に至りました。既に8都府県でインフラが設置されて実運用が開始し、多数の車両に搭載されて稼働しています。 また、安全運転支援と自動運転は密接な関係にあり、SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)においてこの700MHz帯での実用化の仕組みを利用した形で、自動運転システムのための実証実験が東京臨海地域周辺等で順次開始され、平成30年度末まで連続的に計画されています。 ご意見にあるようなITS周波数の再編を検討することがあった場合においては、既存のサービスへの影響を最小限に抑えるよう考慮いただくことが重要だと考えます。加えて、自動運転やITSに使用する通信メディアについては、5.9GHz帯、700MHz帯その他現状において既に複数のものが存在し、今後も進歩が予想されること、それぞれの通信メディアの特徴を活かした活用を図るための多角的な議論が必要だと考えます。」</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p> | <p>報告書(案)における「主な意見」の記載については、本懇談会の検討事項に係る意見募集及び本懇談会の議論における意見を取りまとめたものであり、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |

| | | | | | | |
|-------|----------------|---------------------------|-----------------------|------------------------|--|--|
| 550 | 国土交通省 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (4) 公共無線局からの電波利用料の徴収 | <p>【意見】 以下の理由により、該当箇所の修正案をご提案致します。 ・国の公共無線局については、マイクロ回線には周波数利用率の高い多値変調デジタル方式を導入しており、移動無線についても「周波数再編アクションプラン」に従い、デジタル方式への移行を推進している等、周波数利用率の向上に早期から積極的に取り組んでおります。また、移行期限等が示されている場合、当該期限内に対応が完了するよう取り組んでおります。 ・新たな無線システム導入のためのインセンティブについては「特段の事情がある免許人等」に限らず、国を含めた公共無線局に幅広く適用されることを希望致します。 ・アナログ方式であっても例えば70MHz帯放流警報・テレメータシステムでは狭帯域化(ナロー化)を実施していることと、デジタル方式はアナログ方式に比べ所要D/Uが大きいことから通信可能な電波伝搬距離が短くなる等、用途によってはデジタル方式よりアナログ方式の方が周波数有効利用の観点で優れている場合もあります。 ・「公共無線局からの電波利用料の徴収」のご検討において公共無線局は災害対応等、国民の生命・財産の保護のためにも重要な存在でもありますので、その目的が達成できる周波数帯域の割り当てに併せ、公共無線局に帯する電波利用料の料額と減免制度は是非、現状が維持されることを重ねてご希望申し上げます。</p> <p>【修正案】 「国・地方公共団体等の公共無線局の周波数有効利用を促進するため、周波数の能率的な利用に資する技術を用いた無線システムが利用可能な場合であり、その普及が一定程度進展しているにもかかわらず、そのような無線システムを導入することが困難な特段の事情がある免許人等」に対し、周波数の能率的な利用に資する無線システムへ移行する期限等を定めた上で、新たな無線システム導入のための電波利用料の免除・補助金等のインセンティブを与えることで、新たな無線システムへの移行を促すことが適当である。 その上で、移行期限が到来してもなお、周波数利用率の悪い技術を用いた無線局を使い続ける免許人からは、電波利用料を徴収することが適当である。 電波利用料の徴収対象となる公共無線局の範囲については、全ての無線局を徴収対象とするのではなく、電波の有効利用が行われていない無線局に限ることが適当である。具体的な基準としては、現時点では、例えばデジタル方式の周波数利用率の高い無線システムが一定程度普及しており、デジタル方式の周波数利用率の高い無線システムを導入するための補助金等も活用可能であるにもかかわらず、周波数利用率の悪い従来のアナログ方式の無線システムを使い続けている場合などが想定されるが、具体的な基準については、電波利用の動向を踏まえて精査する必要がある。 なお、電波有効利用に資する通信方式への移行が完了した無線システムや、国際条約等により通信方式が定められている船舶・航空分野など通信方式を自由に選択できない無線システムについては、引き続き減免対象とすることが適当である。」</p> | <p>具体的なインセンティブ付与の内容や対象、徴収の基準については、今後、総務省において検討されるものですが、報告書(案)を踏まえて適正に電波利用料額が算定されることを期待します。 特に、御意見を頂いた徴収対象の基準については、本懇談会における議論においても、「各公共無線の特性を踏まえた利用状況の妥当性評価が必要」等の指摘があり、報告書(案)においても、「電波の有効利用が行われていない無線局に限ることが適当」という旨の提言をしているところであり、総務省において、今後の電波利用の動向を踏まえて精査すべきものと考えます。 また、アナログ方式についての御指摘につきましては、報告書(案)では例示としてアナログ方式について言及しているものの、具体的な徴収対象の基準は今後総務省において精査すべきものと考え記載しています。したがって、原案のとおりとします。</p> |
| 【その他】 | | | | | | |
| 551 | 在日米国商工会議所 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (1) ワイヤレス電力伝送に係る制度整備 | <p>1. 空間伝送型ワイヤレス電力伝送に関する提案では2030年代までに関連技術を採用することが想定されていると承知しています。空間伝送型ワイヤレス電力伝送の技術は、より速いスケジュール感をもって進展しており、規制当局の承認が得られ次第直ちに商用化される可能性があることを理解することが重要だと考えます。米国ではFCCが昨年既に同様のシステム1件を承認しており、現在承認待ちの申請も数件あります。当該技術によって現状に変革がもたらされ、日本の消費者が1日も早く当該技術の恩恵を受けられるよう、総務省が当該技術に関してより進展の速いスケジュールを採用されるよう提案します。 2. 空間伝送型ワイヤレス電力伝送に関して提出された意見について、次の点を指摘させていただきます。 a. 短距離(20メートル未満)のワイヤレス電力伝送について、個々の無線局に免許を与える方法は、非効率かつ煩雑であり、日本における空間伝送型ワイヤレス電力伝送デバイスの展開を著しく遅らせる可能性が高いと考えます。 b. ワイヤレス電力伝送デバイスによる許可不要の他の消費者向けデバイス(例:Wi-Fi、Bluetooth)への干渉については、Wi-Fiその他の同種の消費者向けデバイスにおける、同一周波数帯域で動作するデバイスへの干渉への対応方法と同様の方法で対応可能です。 c. 「高周波利用設備」としての規制が法律上の観点から妥当であり、無線局の免許による規制と比較して、空間伝送型ワイヤレス電力伝送の発展、展開により高い柔軟性をもたらすものと考えます。 d. 新たな規制および標準化スキームの開発は重要ですが、それにより新技術の導入が遅れることがあってはなりません。</p> | <p>空間伝送型ワイヤレス電力伝送を高周波利用設備として規律するという御意見に関しては、P.176に記載のとおり、空間伝送型ワイヤレス電力伝送については、周波数の割当てや無線従事者の設置、受信設備への規律等が必要になると考えられることから、基本的には、無線設備として規律していくことが適当と考えます。その他、いただいた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【その他】 | | | | | | |
| 552 | (株)地域ワイヤレスジャパン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <p>・日本は本格的な人口減少と少子高齢化を迎え、特に地域において暮らしを支える労働力不足、高齢者の移動手段の減少、大規模自然災害への対応など多くの社会課題が顕在化しています。こうした諸課題を解決し地域を活性化するためには、5Gや光ファイバー等のICTの整備・利活用により働き方改革や生産性の向上、モビリティの確保、耐災害性の強化等を図ることが有効であり、地域の実情を踏まえた利活用方法を幅広く検討し普及促進するためには、本懇談会の主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は極めて重要と考えます。 ・また、5G周波数免許割当については、地域事業者への割当に配慮した制度設計ならびに評価項目を要望します。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【その他】 | | | | | | |
| 553 | (株)地域ワイヤレスジャパン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (4) 新たな割当手法により生じる収入の使途 | <p>・新たな割当手法により生じる収入の使途については、都市部と地域の格差を生じさせないためにも地域創生/地域活性化に繋がるような制度設計が必要と考えます。</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 【その他】 | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|----------------|---------------------------|-----------------------|-------------------|---|--|
| 554 | (株)地域ワイヤレスジャパン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域BWAは、地域の公共の福祉の増進に寄与する具体的なサービス計画に基づき、各市町村との連携を行っています。そのため、地域BWAに割り当てられている周波数帯の共用に向けては、利用実態を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるよう、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。 ・ また、5Gについても、地域BWAと同様に、地域事業者への割当てに配慮した制度設計と、それに必要な技術的条件的策定及び共用検討を要望します。これにより、地域BWAシステムと組み合わせることで5G時代に即した運用やサービス提供が地域BWA事業者にも可能となると考えます。 | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。</p> <p>【その他】</p> |
| 555 | (株)地域ワイヤレスジャパン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における平時・災害時の周波数の有効利用を推進するために電波利用料を充てることについて賛同いたします。 ・ 加えて、無線トラフィックを支える光ファイバー等の整備強化も5Gサービス展開を控え急務であると考えており、条件不利地域等を問わず、地域における電波有効利用促進に資するICT基盤の整備の支援を要望いたします。 | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>【その他】</p> |
| 556 | (株)地域ワイヤレスジャパン | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用方策 | (3) 地域BWAの見直し/評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域BWAは、地方において防災減災、高齢者や学童の安心安全、地域医療・福祉、教育などのサービスに活用されるケース多く、その中で災害時の活用は地域住民の安心・安全に重要であり、平時の電波の利用や稼働状況に関わらず維持すべきと考えております。 ・ 加えて周波数共用の検討に際しては、このような各市町村や地域の実情を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるよう、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。 ・ また、全国系事業者トラフィックのオフロードについては、地域BWAの事業性を高め普及促進の一つの方策になり得ることから、早期実現に向けた環境整備を要望します。 | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>【その他】</p> |
| 557 | 広島テレビ放送(株) | 全体 | | | <p>2020年代から急速に広がるIoTやAI、次世代端末などの先端技術が2030-2040年代の社会に貢献していくという「Society 5.0」将来像は、我が国に明るい未来を示していくものと期待します。但し、電波利用料が電波の適正な利用の確保に関して無線局全体の受益を目的として行う事務(電波利用共益事務)の費用を免許人全体で負担する特殊な負担金という法的性格からすると、総額は抑制されるべきであり、電波利用料収入の維持や増加を目的とした用途の拡大をすべきではないと考えます。</p> <p>電波利用料の歳出規模については、電波制度改革に対応するためのシステム改修費や免許不要局等のための周波数移行・再編支援などで全体の歳出規模は相応の規模となる見込みとされていますが、共益事務の成り立ちからすると利用料負担の予定もない事業者のための事業についても負担するというのが、電波利用料の用途に馴染むとは思えません。</p> <p>ワイヤレスIoTシステムや次世代モビリティシステム、次世代映像・端末システムなどの推進に電波利用が貢献するにあたっては民間企業が研究・開発に当たっている中であって、電波利用料の用途は事務的な手数料の範囲に限定されるべきであると要望します。</p> | <p>・ 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> <p>・ 電波利用料の用途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>【放送事業者】</p> |
| 558 | 広島テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | <p>昨今の電波技術の進展や電波利用の多様化の実情により近い利用状況を把握し、評価することが有意義であるとして調査周期を見直すところありますが、調査結果を有効に役立てていくことを期待します。調査周期を「2分割・2年周期」とすることで、3年に一度実施している政策評価との期間のずれが生じるのではないかと、タイミングを合わせる必要はないのか、検討が必要です。また、中期経営計画を3年でたてる民間企業の経営に照らしても短期による見直しは慎重に検討することを要望します。</p> | <p>調査周期の短縮は、より実情に近い利用状況を把握するためのものであり、利用状況の結果を適切に評価に結びつけていくことが重要と考えており、具体的な変更については、報告書(案)を踏まえ、免許人の負担も配慮し、総務省において検討が行われるものと考えます。</p> <p>【放送事業者】</p> |
| 559 | 広島テレビ放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | <p>免許不要局からの恒久的な制度として電波利用料を徴収することは継続的な検討課題であるとされています。当面は徴収実績を蓄積することと期限のない提案となっていますが、無線システムを管理する仕組みを実現すれば、徴収することは可能になると考えます。</p> <p>2020年代には実現するワイヤレスIoTシステムの到来までに早急に整備することを要望します。</p> | <p>現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。</p> <p>【放送事業者】</p> |

| | | | | | | |
|-----|----------|---------------------------|------------------|-------------------|--|---|
| 560 | 西日本放送(株) | 全体 | | | 電波利用料の使途については、電波の有効利用のために必要な最低限のものに留めて、単に電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきではないと考えます。 電波利用制度をめぐる議論は、これまでの議論が反故にされるようなことがあってはならないと考えます。必要な使途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣旨に照らして、総額の抑制を要望します。歳入と歳出は限りなく一致に近づく努力をまずすべきで、そうした点が改善されないまま、総額が拡大されることについては反対をします。 電波の公共性に鑑み、経済的価値を電波利用制度に過度に持ち込むことは不適切と考えます。特に電波の放送利用に関しては、災害時の報道機関としての使命を果たすという意味からも経済的価値を持ち込むことは根本からなじみません。放送用に割当てられている帯域については、価格競争の要素を含める方式の導入には反対をします。 また、継続検討となっているオークション制度については、仮に放送用の帯域を再編してオークション対象の空き帯域を作るとなると、混信など一般家庭に多大な負担を強いることにもなるため、放送用の帯域でのオークション制度の導入は、強く反対をします。今回の議論の大きなテーマの1つと位置付けられた公共用の電波の官民共用についても、電波の公共性に改めて考慮した場合、自然災害が多く、また国防上の観点からも安易な官民共用は避けるべきと考えます。 電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることに賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、あくまで既存事業者の判断に委ねることを要望します。 電波利用料の短期間における変動は好ましくないとの観点から、今回の議論の結果、さらに短期間で制度変更、料額の変更とならないよう要望します。 | 電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。 電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。 経済的価値を踏まえた割当手法の対象については、報告書(案)で示した要件を踏まえ、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。 オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。 公共用の電波の官民共用については、総務省において十分に検討されることが必要と考えます。 周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。 電波利用料制度については、これまでも必要に応じて3年よりも短い期間で見直しを行っています。制度の見直しにあたっては免許人に過度な |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 561 | 西日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | 「既存の審査項目とのバランスを考慮して、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重ならないようにすることが必要である」という記述については、それが確実に実施されることを要望します。 | 経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 562 | 西日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 電波の利用状況調査の見直しは、有効利用度合の評価指標の設定が重要で、定量的な評価以外に「社会的重要性」も踏まえた総合評価とされていますが、その策定にあたっては広く国民の意見が反映されることが必要です。また、中立・公正な機関の選定にあたっては透明性の確保を要望します。 | 総合評価については、評価指標を定めて評価することが難しい「運用管理取組状況」及び「社会的重要性」を加え評価を行うものであり、その評価の考え方、方針等は、広く国民の意見等を踏まえ策定することが適当であると考えます。 中立・公正な機関について、電波法や放送法の制度に精通し、幅広い知見を有する機関が適当と考えており、その選定については、利用状況調査の評価に関し電波監理審議会への諮問が必要となっていることも考慮しつつ、利用状況調査が効果的に実施でき、かつ公正な半眼できる機関が選定されるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 563 | 西日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 2. 公共用周波数の有効利用方策 | (2) 電波の利用状況調査の見直し | 調査周期を3年から2年に変更するにあたり、免許人に対して過度な負担がふえることのないように配慮を要望します。 | 報告書(案)において、利用状況調査の見直しの検討にあたっては免許人に対して過度の負担とならないよう一定の配慮をすることが必要であるとしており、具体的な変更については、報告書(案)を踏まえ、総務省において検討が行われるものと考えてます。一方、重点調査の対象では、無線局の運用状況を正確に把握するための調査であるとの主旨を御理解いただき、御協力いただきたいと思います。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 564 | 西日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 新たな放送サービスを実現するためには、放送方式の策定や受信機の対応など解決すべき課題が多く、長い期間を要するので、電波利用料を使った技術試験事務による継続的な実施とその成果を期待します。またホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護を最優先に考え、混信等による受信障害が発生しないような対応を要望します。 | 技術試験事務について、頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 ホワイトスペースについて、頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 565 | 西日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | 「電波利用料全体の歳出規模は相応の規模となる見込み」とされていますが、歳出は必要最小限の規模に抑制すべきです。 | 電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。また総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 566 | 西日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | ひっ迫帯域区分を2区分から3区分に変更するにあたり、3.6GHzの境界については4G(3.5GHz帯)の利用拡大が理由となっていますが、そのことによって地上放送事業者の費用負担増につながるようなことがないように要望します。また今回は、料額が大幅に増加する無線局等への配慮としての激変緩和措置に触れていませんが、安定した事業経営のために、継続を要望します。 | 激変緩和措置の適用を含む具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。 |

| | | | | | | |
|-----|-----------|----------------------------|------------------------|----------------------|---|--|
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 567 | 西日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | 携帯電話について、特性係数を新たに適用することが適当と述べられていますが、通信事業者の人口カバー率の定義と放送のサービスエリアの定義は同一ではありません。そのような明確な違いについても考慮されるべきと考えます。 | 携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることのみならず、開設計画の認定期間が終了した周波数帯についての有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等も踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」(国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの)を新たに適用することが適当としたものです。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 568 | 西日本放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (5) 免許不要帯域の確保 | 免許不要局からの恒久的な電波利用料徴収については継続的な検討課題とされていますが、今後IoT機器の爆発的増加が見込まれており、先送りせず早急な制度整備を望みます。 | 現行制度でも、免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局(登録局を含む。)から電波利用料を徴収することは可能であり、報告書(案)では、「当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積する」としています。その上で、恒久的な制度として免許不要局からの電波利用料を徴収することについては、対象範囲の特定や、実効的な徴収方法の面等において課題が多いため、本懇談会としては、今後総務省において、こうした課題も踏まえ、継続的に検討していくことを期待します。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 569 | 在日米商工会議所 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用の方策 | (5) 調査・研究等用端末の利用の迅速化 | <p>1. 在日米商工会議所(ACCJ)からの要望を踏まえ、Wi-Fi、Bluetooth、ZigBee等を利用した無線設備について、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合しており、我が国で割り当てている周波数帯において調査、研究、試験等の用途で利用する場合に限り、技術基準適合証明を取得せずとも利用可能とするようご審議いただいたことに感謝申し上げます。</p> <p>2. 一方で、「総務省において不正な使用の抑止や万一混信が生じた際の速やかな是正が行えるような仕組み」については、現行の電波監視システムや一連の不法無線局対策で対応すべき事柄であり、調査、研究、試験等の用途で利用するための届出制などを設けるべきではありません。米国場合は、製品開発や市場適合性を見極めるための非商業利用に関するFCCルールがありますが、当局への届出等は不要であり、自社でルールに適合していることを示すデータ等を保管していれば足りる状況です。我が国でも同様に負担のない制度化を希望します。</p> <p>3. 「一定の台数に限り」とのお考えについては、例えば、スマートスピーカーのような無線設備は、ハードウェアとしての性能の検証よりも、数千名に及ぶ者が機械学習の性能検証に関わることによって商品化されるという特徴があります。米国では、製品開発や市場適合性を見極めるための試験や評価であれば、4,000台を上限に無線設備を輸入することが可能となっていることなどを踏まえてご検討いただくよう要望します。</p> <p>4. 「相応の期間」利用可能とするのお考えですが、通常、試験研究を実施するのに必要な期間よりも短い期間を設定してしまうと、試験研究中の無線設備を商用化するかどうか判断できていない状態で技適を取得せざるを得なくなる状況に直面します。米・EUの制度では利用可能期間が設定されており、こういった懸念が生じない状況となっています。「規制改革推進に関する第3次答申」(平成30年6月4日)では「利用可能期間を6か月以上の長期とすることを含めて検討」と記載がありますが、これまでの経験上12か月程度は試験研究に時間を要している中で、6か月という短い利用可能期間が設定されてしまうと、日常的にいろいろな試行が行われている研究現場において、現在と同様に、技適取得のプロセスを常に念頭に置く必要があることから、制度改正のメリットが乏しくなってしまうことを懸念します。実態に照らした制度改正を希望します。</p> | 調査、研究、試験等の用途での利用を届出制等に係らしめるべきではないとの御意見に関しては、報告書(案)p.185及びp.186に記載のとおり、Society5.0を実現するために不可欠な電波を我が国において安心して安全に利用できるようにする観点からは、適切な電波監視を行うことも併せて必要であり、総務省において不正な使用の抑止や万一混信が生じた際の速やかな是正が行えるような仕組みにすることが適当であると考えます。 |
| | | | | | 【その他】 | |
| 570 | (株)エフエム東京 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>●地上ラジオ放送は、災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を果たしてきました。その中で、AM放送においては、地上デジタル放送移行後のVHF帯の跡地において「民放ラジオ難聴解消支援事業」の制度を活用し、いわゆる「ワイドFM」補完中継局を開局し広く普及しています。しかしながら、同じ跡地利用の「V-Lowマルチメディア放送」はその対象とされておりません。「V-Lowマルチメディア放送」は、災害時の放送対応に加えて、兵庫県加古川市で既に高度防災情報伝達システム「V-ALERT」の運用がスタートしており、福島県喜多方市でも採用が決定し、今後の拡大が進むなど、新たな社会インフラとして有効であることから、同事業の対象に加えて頂くことを要望いたします。</p> <p>●平成29年度及び平成30年度の2年間で「FM同期放送の導入に関する技術的条件」の検討が進められており、実質「ワイドFM」の同期放送が導入されています。今後、既存のFM局においても同期放送を検討している社もあり、これを推進することは周波数の有効利用にも繋がるため、これに対し支援して頂くことを要望いたします。</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |
| 571 | (株)エフエム東京 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の用途の見直し | <p>●「V-Lowマルチメディア放送」は、他の放送波には無いIPデータキャストを活かし、輻輳なく一斉同報出来る特性を活用したIoTへの利活用を検討しており、また、軽量認証暗号を活用したサイバーセキュリティへの放送波の利活用の技術を開発しており、事業化に取り組んでおります。2030年代に向けた電波利用技術の研究において、5Gのみならず、放送波を活用した事業開発に対しても支援して頂くことを要望いたします。</p> | 頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 |
| | | | | | 【放送事業者】 | |

| | | | | | | |
|-----|-----------|----------------------------|------------------------|------------------------|---|---|
| 572 | (株)エフエム東京 | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (3) 電波利用料負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ●民間FM放送が開局して来年50周年を迎えますが、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率(1/2×1/2=1/4)を維持するとの方針が示されたことは極めて妥当であると考えます。しかしながら、放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。 ●特に地上ラジオ放送は、極めて厳しい経営環境に置かれている中でも、これまで料額が増加してきた経緯があります。できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。 | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、その際には、本報告書(案)を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることが期待されます。</p> <p>【放送事業者】</p> |
| 573 | (株)愛媛CATV | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (3) 割当手法の抜本的見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・電波の有効利用は、今後の電波産業の発展のみならず、人口や労働力の減少をはじめとする我が国の地域が抱える社会経済課題の解決において極めて重要と考えます。とりわけ、次世代ワイヤレスシステムとしての5Gは、「第2章 電波利用の将来像と実現方策」の図表2-3-3(Beyond 5Gの概要)のとおり、「全国一律的な利用や一部都市のスマートシティ化に留まらず、様々な地域におけるきめ細かなニーズに対応するため」に使われることが想定されております。 ・こうした地域における無線利活用の有効性に鑑み、本懇談会における主な意見として言及されたとおり、5G時代における「ローカルな単位」での割当は極めて重要な考え方です。 ・そのため、今後の周波数免許の割り当てに向けては、全国事業者のみならず、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域事業者が当該技術を積極的に活用できるような柔軟な環境整備が重要と考えます。具体的には、今後の地域ニーズへの対応や社会課題の解決に貢献し、真の地方創生を実現するためにも、5Gの地域事業者への割当てに配慮した制度設計ならびに評価項目を要望します。 ・また、審査における「経済的価値に係る負担額の評価」、あるいは今後のオークション制度の検討に際しては、こうした地域や地域事業者への割当ての重要性を踏まえ、結果的に大きな資本力を有する全国事業者のみが利する割当てとならないような制度設計に配慮頂きたい。 | <p>・経済的価値を踏まえた割当手法の具体的な配点等については、割り当てる周波数の特性や政策目的に応じ、割当ての都度、個別に定められることが適当であると考えます。</p> <p>・5Gの割当てについては、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>・オークション制度については、報告書(案)のとおり、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視する必要があると考えます。</p> <p>【放送事業者】</p> |
| 574 | (株)愛媛CATV | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (4) 新たな割当手法により生じる収入の使途 | <ul style="list-style-type: none"> ・前述した地域における無線利活用の有効性ならびに受益者負担の観点から、新たな割当手法により生じる収入の使途については、全国事業者など一部の事業者のみが担うことなく、また最終受益者が、都市部などの一部の地域や属性に限られたユーザに偏ることのない制度設計が必要と考えます。併せて、使途の適正性について評価する枠組みの導入が必要と考えます。 | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>【放送事業者】</p> |
| 575 | (株)愛媛CATV | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 1. 周波数割当制度の見直し | (6) 共用を前提とした割当て | <ul style="list-style-type: none"> ・地域BWAは、多くの地域において防災や見守りなどの地域公共サービス・アプリケーションにも使われております。これらのサービス・アプリケーションは、災害時や緊急時など、電波の利用や稼働状況に関わらず、地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途です。そのため、地域BWAに割り当てられている周波数帯の共用に向けては、こうした用途などの利用実態を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるように、すなわち既存の地域BWAが一次利用者として優先権を有することを前提に、技術的課題の解決に加え、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。 ・また、5Gについても、地域における電波利用ニーズや特性に応じた無線システムの利用促進の観点から、地域BWAと同様に、地域事業者への割当てに配慮した制度設計と、それに必要な技術的条件の策定及び共用検討を要望します。これにより、地域BWAシステムと組合せることで5G時代に即した運用やサービス提供が地域BWA事業者にも可能となると考えています。 | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、報告書(案)p.85に記載のとおり、周波数共用については、既存無線システムと新たに当該帯域を利用する無線システムが、それぞれの無線システムの運用特性、利用ニーズや社会的役割等を踏まえた上で、実運用に影響のない範囲で、これを進めていくことが重要であると考えます。</p> <p>【放送事業者】</p> |
| 576 | (株)愛媛CATV | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における無線利活用を促進すべく、地域の平時・災害時の周波数の有効利用に電波利用料を充てることについて賛同いたします。 ・無線の有効利用に向けては、そのトラヒックを支える光ファイバー等大容量の伝送路(有線)の整備強化が重要であり、今後の5Gインフラ整備に向けてより一層重要になります。そのため、条件不利地域等を問わず、地域における電波有効利用促進に資するICT基盤の整備の支援を要望します。 ・その際、当該ICT基盤整備による便益(多様な分野における利活用や地域課題の解決など)等に基づき、支援の対象や設備について広く捉えつつ、明確にして頂きたいと存じます。 | <p>頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。また、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>【放送事業者】</p> |
| 577 | (株)愛媛CATV | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用の方策の検討 | 4. 技術の進展を踏まえた電波有効利用の方策 | (3) 地域BWAの見直し/評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域BWAは、地方創生、防災減災、高齢者や学童の安心安全、地域医療・福祉、教育などの観点からも維持すべきと考えております。ケーブルテレビ業界では、既存地域BWA免許を保有する事業者のうち高度化システムの導入を推進する事業者や、新たに高度化システムの基地局免許を取得して参入する事業者が着々と増加しており、エリアのカバレッジや整備基地局数の拡大が進展しております。また、インターネット接続サービスに留まらず、地域ニーズ等に対応した多様なアプリケーション・サービスが提供されつつあり、今後とも業界としてより一層の利用促進に向けて取り組んでいく所存です。また、当該有効利用を評価するための今後の報告等について、業界として適切に対応してまいります。 ・地域BWAは、多くの地域において防災や見守りなどの地域公共サービス・アプリケーションにも使われております。これらのサービス・アプリケーションは、災害時や緊急時など、電波の利用や稼働状況に関わらず、地域住民の安心・安全に資する地域BWAの重要な用途です。そのため、地域BWAに割り当てられている周波数帯の共用に向けては、こうした用途などの利用実態を踏まえ、既存システム及びユーザが影響を受けることなく利用が保障されるように、すなわち既存の地域BWAが一次利用者としていかなる場合でも優先権を有することを前提に、技術的課題の解決に加え、運用・制度面での慎重な検討を行うことを要望します。 ・また、地域BWA帯域の有効利用度を上げるという点で、全国系事業者のトラヒックのオフロード等については、既存あるいは今後の地域BWA事業者が効果的かつ効率的にインフラ投資・運用を促進していく上での選択肢となることから、運用調整など早期実現に向けた環境整備を要望します。 | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>【放送事業者】</p> |

| | | | | | | |
|-----|---------|---------------------------|----------------|------------------|---|--|
| 578 | 南海放送(株) | 全体 | | | <p>国民共有の財産である電波を利用するニーズが飛躍的に高まり、ワイヤレス社会の進展が見込まれる中電波をさらに有効利用するための方策が必要であるという現状認識に異論はありません。一方で、電波利用は、経営基盤の脆弱なローカル放送局から見れば必要な最低限のものに留めるべきであり、必要な使途に沿っての受益者負担、共益費であるとの電波利用料の本来の趣旨に照らして、総額および事業者負担の抑制を要望します。</p> <p>電波の「有効利用」の検討を今後さらに本格的に進めるに当たっては、空き帯域となっている周波数をいかに活用するかという視点に加えてテレビ放送の受信者保護を最優先に考え、混信等による受信障害が発生しないよう綿密な検討を要望します。</p> <p>電波の有効利用という観点から、周波数の返上や移行についての具体策を論じることには賛成です。ただし、経済的価値のみを過度に重視した議論や検討に偏らないことを要望すると共に、返上や移行については強制的なものではなく、事業者が構築してきたチャンネルプラン等地域の特性や過去の経緯も十分に考慮した上で、既存事業者の自主性に委ねることを要望します。</p> <p>災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性は電波の有効利用度合とは別に評価されるべきだと考えます。放送事業用のFPU装置等は、電波を常時発射しているわけではありませんが、日常の報道取材や番組中継に欠かせない伝送ツールです。さらにFPU装置は、非常災害時には演奏所から送信所への番組伝送にも威力を発揮するツールとして、いつでも妨害を受けずに電波を発射できる必要があります。</p> <p>このようなことから、いつ発生するかわからない緊急時の備えとしての役割にも重きを置き、公共用周波数の有効利用について総合的に判断する基準を策定するよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>電波利用料の使途については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> <p>電波利用料の歳出規模については、これまでの歳出規模や今後の電波ニーズの拡大を踏まえつつ、新たに実施する事業の必要性や効果を精査した上で、検討することが適当と考えます。</p> <p>電波利用料の歳入と歳出については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。なお、電波法第103条の3第2項において前年度以前の電波利用料の繰り越しについて規定されています。</p> <p>周波数の返上等を円滑に行うための仕組みについては、総務省における制度設計の際に具体的に検討されるものと考えます。なお、報告書(案)のとおり、携帯電話等以外のシステムについては、PDCAサイクルを通じ、今後、周波数の返上等を含めた適切な対応が取られるべきと考えます。</p> <p>公共用周波数の有効利用については、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |
| 579 | 南海放送(株) | 第3章_2020年代に向けた電波有効利用方策の検討 | 3. 電波利用料制度の見直し | (2) 電波利用料の使途の見直し | <p>ホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、綿密な検討が必要と考えます。</p> <p>また、混信等を避けるための周波数リパック(チャンネル変更)などは、視聴者に混乱を招くだけでなく、対策側にも膨大な費用が発生する可能性があるため、慎重な対応を望みます。</p> <p>特に、瀬戸内地域におけるテレビ帯域のチャンネルプランは、地デジ開始時期に送信業務に精通したベテラン技術者が知恵を絞り、また労力をかけて構築したものです。瀬戸内地域のチャンネルプランには、全く余裕が無いと言っても過言ではありません。従って、現在空きチャンネルになっているところは、チャンネルプラン全体を成立させるための条件にもなっており、安易に利用することはできないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【放送事業者】</p> | <p>頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p> |